らすすべて政宗の所爲他人と異なる事此一事にても知るべし又茶人を數寄者と云も本は詫人の參禪の席上一二字の物を掛物にして心の工夫する爲也さればこそ今も掛物には禪語又は禪僧などの書を用ふるなれ畫も畫家の掛は強ては好まず古歌に

梅の花咲ての後の實なればやすきものとのみ人の云らん　とあり風雅を好く者は源氏物語など見るべし

○板倉周防守京都諸司代たりし時借家住居の町人金子を拾ひけるにより其趣其家守業添訴へける周防守吟味の上拾ひし借家住居の者の所得たるべしと捌れしを其家守我等にも分配有るべきをひろひし者一人の所得とは聞えざる捌也父伊賀守樣ならばかゝる捌きはせざるべしにと云ける此事周防守傳へ聞き早速父伊賀守方へ來り其事を語りいかに捌きて然るべきやと問ひける伊賀守答てそれしきの事を捌きができぬ位では諸司代は勤まるべからず其借家住居の者が惡事をして罪に行ふ時は其家守にも何とか咎め申付るならんされば善惡とも其家守へまで賞罰かゝりねば正明の捌きに非ず此度借家住居の者金子を拾ひて其者の所得に申付るならば其家守へも少々の配分申付て然るべし物事には道理有り其道理の通り捌けば吾方まで聞きに來るに及ばずと云れける周防守早速歸りてかの者共を呼び出し捌き方を改められしと也

○神田永富町に丹前風呂と云浴室有り此丹前と云事は堀丹後守の門前なれば丹前と云也又此浴室は常の錢湯には非ず藥湯也夫故に多分は病人など入湯に來る故長髮の者多し然るに病人ならざる壯健の者も長髮にして丹前風と云事流行しける爰に佐竹家の浪人某と云者かの丹前風に出立ち長刀を指步き往來の人などに爭論をしかけ其者に誤まらすを面白しとて武士町人の差別なく論をしかける也尤此者が自慢にてやゝともすれば合手の者の腕腰を痛めなどする故人人恐れけるを猶面白がりてあばれ步く也太田太郎左衞門其事を聞き惡き奴哉往來の者の妨げをする奴我出合なば取りひしぎ呉んと日々遠近往來しけるにかの者とおぼしき者行き當り忽ちむなぐらを取り惡口す太郎左衞門其手をしかと捕へて此頃往來の者の妨げをする浪人者ありと聞けり大かた其方ならんと云ながら其手をねじ上げけるに骨折れ肘のつがひ放れて胸狹く候所過ぎし日寵愛の息女病死致されてより後は何と無く樣子常ならぬ樣に思はれ候所かくの次第に及び候を思へば愛女をなくし其悲みに迫り亂心仕候事と存じられ候との屆け也これに依て同姓美濃守正則に詮議仰付られ右伊勢守家來を殘らず召寄せ詮議有るに數日を經れども未だ分明ならず明日限り詮議決着すべしとの事にて同姓美濃守正則始め一家一門寄合評議する所に太田攝津守資次云けるは末座若輩なる某存念を申は憚無きに有らねど此席へつらなる身で思ふ事を云はざるも亦本意ならずと存じ候へば一言申上る也伊勢守死骸見分の時刀の柄を握りて居ざる由に聞及び候是は死たる後に刀を持せたる物と思はれ候又安藤甚五右衞門詮議の節頻りに亂心と申立て候此二ついかにも不審に存じられ候と云美濃守正則大に感じよくも心付かれたりとて一同評議の上安藤の日頃懇意なる小姓松永喜內を召捕り拷問しけるに一向存せざる由云正則自分の家士黑田理右衞門に內意を申聞け安藤甚五右衞門へ遣はす黑田云けるは伊勢守を害せし事露顯せし故是非なく自狀に及びたる旨認べしと云安藤色を正し拙者努々存せざ

る義に候へば左樣なる事認めがたしと云黒田辭を和げ貴殿は家老の御身いかで左樣の義有るべきや其義は主人美濃守も元より承知の事に候へば決して貴殿を疑ふには非ず只今申年簡の義は計略に用る爲に認む所也貴殿明白の御身に候へば猶更固辭せらるゝ事はなかるべし固辭せられなば主人美濃守却て貴殿を疑はんかと思はれ候貴殿明白なる御身に候へば何も子細之無く御認有て然るべしと云安藤心中に此身に疑ひかゝらば又拷問にも逢はんかと思ひやがて黒田が申す通り手紙に認相渡しける黒田受取りてわざと落付他事の話しなどし暫時居て扨歸りけるかくて翌日其書簡を松永喜内に見せていかに喜内かゝる證據有る上へは白狀せざるやと正則問けるに喜内其書簡をとくと見て安藤の自筆に相違なければ拔を食ひしめ扨々云甲斐無き甚五右衞門哉もはや何をか包み申べきや安藤と我と密通し居を主人伊勢守に知られし樣子なればとて安藤申けるは先んずる時は人を制す後るゝ時は人に制せらるゝと聞り早く主人伊勢守を殺すにしかずとて我たのまれて殺したり此事いか成がう問に掛かり責殺さるゝとも白狀すべからずと互に血を吸て誓ひしに其甲斐も無く白狀するとは扨々見下げ果たる人哉かゝる人と密通し且此度の事に一味したるこそ口惜しけれと眼色血ばしりて罵りける之に依て安藤甚五右衞門松永喜内兩人は大罪又甚五右衞門が父開田圖書並に同人兄某は切腹其外血統の緣者皆夫々法に行はるかくて伊勢守が嫡子權之助正休家督仰付られ石見守に任せられ若年寄に成りしが大老堀田筑前守正俊を殿中に於て殺害しけるに依て家斷絶せり

增譽曰大老堀田筑前守正俊を若年寄稻葉石見守正休が殿中に於て殺害せしは八月廿八日にて御祝義日なれば諸侯皆登城有りし時也其時秋元但馬守觸られけるは石見守亂心筑前守を殺害に及ぶに付今日の御禮御延引と觸られける水戸相公是を聞れ正俊深手にて存命三日とは保たざるべけれど今は存命なるに殺害と觸らるゝ事其意を得ずと仰せられしとぞ

○堀田上野介正信は先年春日局の口入にて召出されたる浪人堀田勘左衞門が子の加賀守正盛の子也剛勇の人なれども偏武にして大將の器に非す或日伯父修理大夫忠直の方にて武邊話ししたる時忠直云けるは其方只今の申分は吾家の家老位の心得也大名の心得方は左樣なる物には非ず其方は城主の身として只今の申分は下俗の所謂小刀細工と云物也左樣なる心得方にては無益のみならず却て害に成る事有ん愼み候へといはれし明曆年間日根野織部正吉明病死後家斷絶し其屋敷を召上らるゝ時正信其屋敷の近所なる寺に入り家來は其屋敷廻りあちこちへ配り置き若其屋敷に變有ん時は我は寺にて合圖の鐘を打ほど三つ打の鐘聞えたらんには早速其屋敷の門前に馳集り吾來るを待べしと云含め置ける然るに其屋敷受取り渡し何事も無く濟みければ皆吾屋敷へ引取らせける此事自分もあつばれ忠なる心得人も忠義也と賞しける然るに酒井空印或日正信に逢ける時貴殿先日日根野の屋鋪受取り渡しの節近所の寺に居られ家來を其屋敷廻りへ差置れ變有ん時の爲に密かに警衞されたる由夫を至忠也と譽る人も有れど夫は不忠には有されど至忠と云には非す先づ御政事筋の事は假令父子兄弟の間なりとも內意を漏すべき事にあらず貴殿無二の忠臣ならばかの屋敷廻りを密かに警衞せんよりは本丸へ相詰らるべき筈也いづく成りとも天下に變有ん時差向らるゝ大名は何程も有り又平生非常の時の爲其方角もよりに仰付られて有る大名も有るなり以來は忠節の心得違ひせられぬ樣愼み給へと誡めける空印かく正信を誡む事度々なれども正信一體勇氣あまり有る人なれば治世には合はざる行ひ多し當時太平の御代打續きし世なれば武事は自然と衰へ年々華奢風流にのみ押移りたま〳〵武邊者有れば人々狂人の如く思ひける風俗なるに武邊の中にも偏武の剛勇の正信なれば人々敢て合手にせざれば自然に交る人も無く蔭にては氣違馬鹿者などゝそしる人も多かりける正信は又かく華奢風流の風俗になりて武道の衰へたるを歎き何卒かゝる風俗を改め武道をばはげむ世にせんと日夜工夫して思に所詮一と通りの事にては此弊風一變する事は成り難し吾家を亡すとも上みの爲なれば苦しからず我籠城せば定めて討手の人數を向らるべし然る時は自然と華奢風流のみちを變じて武道を勵む事と成らんさすれば上へ對しては忠父祖へ對しては孝なるべしと決心し一家親類へ相談も無く上へ御暇も願はず一騎がけ同然の支度にて日夜も

榊はず一さんに乘り出し領地佐倉まで乘り付け追手の門を乘入らんとせしに城代深見縫殿早くも主人正信の存慮を察し追手の門前へ立出正信の乘り來る馬の口を取て動かせずして云けるは君には籠て武道の衰へたるを御歎き有て天下の士に再び武道を勵まさんとの思召しは御尤に候へども上への御忠節を思召さば城内へ入り給ふ事然るべからず御暇願も無く御歸國なされ城内へ御入り有ては籠城反逆の名遁れ給はず惡名を受ては御父祖へ對し相すまず候とて終に城内に入れず城外へ止宿させて上使の沙汰を待たりける城代たるべき者はかく有度き物なり

增譽曰正信は生質勇氣勝れたる人にて當今の世の風には合はずして一騎がけに國へ歸りしは實は武道衰へし事を殘念に思ひ詰しより亂心したる也然るを世評には逆心の籠城のと云し也いづれにもせよ城代深見が取計ひ方のよかりしと父加賀守の忠勤にて其子帶刀正職に一萬石賜はり家名を繼せらるゝ正職後に正昌と改名せり

正信事萬治年間朔の脇坂方へ御預けの所脇坂もて餘し迷惑の由訴へける故若州小濱へ送りしに猶吾儘なる事有るにより延寶五年松平阿波守綱通へ御預けに成り阿波國へ送られし所家綱公御他界の由を傳へ聞き殉死せんと思へど刀有らざれば鋏の折れたるを以て自殺し殉死の趣き書殘されける過ぎたるは及ばず正信勇猛過ぎて家をも身をも亡しける○佐竹義宣の家士に忠野佐文と云者有り弓馬槍劍に達し其上猛勇大力の士也然れどもいか成故にや禮義と云事一向無く諸人にうとまれ誰一人も交る者も無し然れども戰場へ出ては拔群の働き度々有り此佐文戰場へ出る時は大指物を用ひたり其指物は白木綿に一足不去忠野佐文と大文字に書たる幟の指物也或合戰に佐竹勢敗軍したる時敗軍の兵士におされ心ならず一二町引退き路邊の川の水を呑んとしたる時自身の大指物水にうつつり文字を見て一二町引返せし事を殘念に思ひ唯一人取て返し敵の大軍の中へ突入大勇戰をして兜首三つ取りたり然平生至て不行跡なる吾儘者なる故か生涯二百石にて終りける○攝州に松山新助と云勇將有りし其家士に中村新兵衛と云大剛の者有り此者戰場へ出る時は毎もしよう〳〵緋の陣羽織に唐冠の甲を着たり敵是を見れば其猛勇に恐れ鬼中村が出たりとて向ふ所敵皆逃散りける然るに其陣羽織甲を餘義無く所望されて人にゆづりしが其後戰場へ出ても武勇は同じけれど姿變し故誰も鬼中村と知らざれば敵兵姿を見て恐るゝ者一人も無し中村羽織甲を人にゆづりし事を後悔しつひに討死して果ける古人の語に敵を多く殺して勝は眞の勝に非ず威を輝かし敵の氣をとりひしぎて隨はすこそ眞の勝なれといへり實に宜なり○池田備中守長幸の家士水野善右衛門は文武に達し至忠の老臣也歳は十歳なる時主人長幸を爭諫したるに長幸大いに怒り物をも言ず其席を立れける一時ほど過ぎて善右衛門を呼出し其方先刻の諫言憒に承引したり我是迄の行ひ甚心得違ひなり誤り入たり以來は其方が諫めの通り行ひを急度改むべし夫に付其盃を呑て我にさし候へと云善右衛門固く辭して盃を取らず長幸再び云けるは其方が先刻の諫言によつて我本心に立歸りたれば其方は吾爲の良師なりされば身分は君臣なれども道に於ては師弟也師より弟子に盃を與るに何ぞ固辭する事の有るべきやいざさし候へと云善右衛門平伏して感涙に及び頭を上げ得ざりしと也世人長幸を良將也と云しは此善右衛門が良將になしたる也○宮崎織部重政の嫡子賴母重眞病氣重體に及びし時云けるは子として父に先立事此上の不孝は無し然ども天命なれば是非に及ばず是吾不幸不運也就ては今生に何も失念したる事は無やと暫時考へ居りしが失念したる事有り大友近江守より刀を試し呉れとて預て某の所へ遣し置きたり早々取り寄せ返し申べしと云付て最早今生に失念は無しとて終りける此事を或人傳へ聞て予路縷のまがれるを敵に聞て悦んで直して首を授けしと同意にて終りを愼み志しを變せざる所也と感涙を流して賞美されけると也

增譽曰先年京都に富家の商有り病氣重體になり今や死なんと見ゆる時我死なば兩手を棺より外へ出して葬送すべしと遺言して死しける之に依て其通りにせしを見たる者不審していかなる事にやと問ふ松永貞德答て夫は萬貫の富みも死しては手ぶらで行くと云事を世人に示さんとの事なるべしと云れ嗚呼其心が若かりし時分に付きたらば賢實の賤き富は得まじき物を惜き事よと歎息されしと也

明良洪範續篇卷之二終

明良洪範續篇卷之三

○三代將軍家光公の劍術の御師範たる柳生但馬守宗矩の弟同姓十左衛門宗章も亦劍術の達人にて御旗本の人々幷に諸侯の家士にも指南を受る者多く有けり或日松平出羽守直政方へ招かれしにほかにも劍術の達人三四人居ける此時出羽守劍術の試合を所望さるる十左衛門兩度迄辭しけれども出羽守強て所望されし故止事を得ず立合しに合手の者木刀を取る所を聲を掛ながら拔討に眞劍にて切捨かくて出羽守の前に平伏して某は劍術未熟に候へども兄但馬守は將軍家の御師範なれば只今の試合もし某打負けたらんには某家の流儀に疵付き申候さすれば將軍家の御劍法にも疵付く道理にて公私ともに相濟ざる儀に候へばかの者意趣遺恨も有ざれど據無く討果し申候不便な事に候と申上ける一座の面々一言も申者無りしとぞ或人此事を傳へ聞十左衛門が申分一理有る樣には聞ゆれど智慮淺き仕方也かれは良士に非ず匹夫の勇に近しと云れしと也○元祿の頃寺社奉行戶田能登守忠眞月番の節柳澤美濃守吉保領分の百姓と境論の公事有りしに柳澤領の百姓領本領分の百姓と境論の公事有りしに柳澤領の百姓領主の權威を笠に着て非分なれども勢ひ猛として剛情に云募る立合の役人も柳澤領の百姓非分と知れど柳澤の權威を思ひ後難を恐て非分を非分とさばき兼て日數を經にける戶田思ふ樣法の如く理を理に捌かば後日父山城守にさはりも有んさすれば不孝の至り也されば理を非とし非を理にさばかば曲政に成る也さすれば不忠の至り也と決心せざる故父山城守に所存を語りける所山城守云けるは其方捌く所の政事は天下の政事也天下の政事に何ぞ非を理とする法あらんや正明に捌べし正明にさばきて若吾身に障る事有りとも其方が不孝には非ず又父子安泰なりとも天下の政事を曲てさばかば不忠不孝の國賊也と云れければ能登守安堵して其日は休息しける其後御前吟味仰せ出され第一番に右の境論の公事をさばく事と也ぬ柳澤美濃守吉保は吾領分の百姓を勝公事にさせんと諸役人へ手入れして賴ぜしかば定めて勝にさばくならんと思ひ又諸役人は手入れ賴み無くとも當時柳澤の權威に恐れ後難を思ひ勝に捌かんと思ひ居る所へ手入れ賴み有る事故皆勝にさばく心組也し其朝柳澤の使者能登守方へ來り今日の御さばき宜く賴入る由申送る能登守答て御使者の御口上承候さばきの儀は仰越されずとも正明の捌き仕り候心得に候と返答して使者を歸し夫より出仕して吟味に及び御旗本領の百姓理にて柳澤領の百姓非也と理非明白に捌きける列座立合の諸役人各心中に驚きけると也其後能登守御役御免を願ひ引込れけるに天道誠を照し給ひ再勤仰付られ御老中に成られける○大坂夏御陣の節本多出雲守忠朝討死せられし時二歲になる男子有しが未だ御用に立難しとて其男子は忠朝の兄の美濃守忠政の方へ引取り忠朝の跡は忠政の二男甲斐守相續して本の通り五萬石を領す美濃守忠政引取りし甥二歲の男子に蜜柑をやらんと思ひ呼びけるに男子いかに思ひけん側へ來らざれば忠政其蜜柑を投げてやりしに男子取らざれば乳母拾ひ取りていざ戴かせ給へと云けれは投げし物はいや也と云忠政聞てさすが忠朝の子也とて賞せられし後年右甲斐守死去しける時右男子今は內記と云しが甲斐守の跡相續すされば系圖にては出雲守忠朝の孫に當れども實は出雲守忠朝の嫡子なれば父の跡を嗣し也然れども忠朝以來五萬石の所此度四萬石にされ其一萬石は一家能登守忠義へ加增されければ能登守は五萬石に成り內記は四萬石也其頃の御定めに五萬石以上は乘興以下は馬上なり夫故にや內記政勝其四萬石受ず一家の衆中云けるは假令一萬石減るとも父の跡を嗣事なれば四萬石の御受すべしと云れけれども承引せず是に因て細川越中守忠興を賴みて異見に及ぶに內記政勝云けるは父出雲守忠朝は五萬石の軍役を勤めしに我五萬石の軍役を勤め得ざる事の殘念さに受ぬ也と云細川忠興尤なる所存なれども御受無き時は本家迷惑の儀出來すべし分家の身として本家へ迷惑を掛けては孝悌の道に非すと云ければ內記政勝孝悌の道と仰せられなば早速四萬石の御受致べし去ながら今も申通り父出雲守忠朝の通り五萬石の軍役を勤得ざるこそ殘念なれとて齒がみをなして落涙しける細川忠興賞してあつばれ出雲守殿の子息哉いつにても御身出陣の折は我等より弓鉾鐵炮人數とも一萬石だけ加勢すべき間五萬石の軍役勤められよと云しかば內記政勝大いに喜び貴の殿の御一言にて我等胸中開けたりいと忝し一萬石の

軍勢何分頼み來る也とて夫より四萬石の御受し公邊滯り無く家督相すみけると也○大久保越中守舘林の御家老に仰付られ督詞の時其督詞の文の中に御心遣にて萬一御逆意の思召立も有ん時は早速言上仕べしと云文を見て此儀は御請仕難し臣たる者君の非を申立る事有んや道に遖ひたる御行ひも有ん節は幾度も諫言仕り其上にも御用ひ無ければ其時の臨機應變に仕るべしいかなる惡事成りとも公義へ申立ん事存じもよらず但し善事は大小とも早速申上べく候と云て督約せられける後年右越中守歿後金田遠江守其跡役を仰付られ舘林へ行く時具足櫃を持せざりければ人人不審して其意を問ひければ遠江守答事有ん時は城を枕にするなれば具足の入るべきやと申ける○松平伊豆守信綱の長子甲斐守綱輝家督後陣小屋切組を拵へ置き申べく旨申渡しける時物頭役の者申けるは太平の陣小屋には混紙有れば相濟む事也と云甲斐守云けるは混紙の事尤なれども御當地は他國と遖ひ火事も多くまた御上洛日光御參詣應野御成り等の節御供の諸將士切組たる小屋を用る時は火の用心もよく見分もよし數は積りより少々多く拵へ申べしと申渡しける○寛文年間日光御參詣有し時鉢石の固め酒井忠直の所俄に病氣に付急に松平甲斐守綱輝に代りを仰付らる早速なる事故綱輝晝夜の差別も無く急ぎ行けるに酒井家にては小屋を殘し置しと思ひし所綱輝小屋用意して來ると聞へければ酒井の人數急ぎ取り崩しけるに半分取崩したる所へ直に小屋を切組建られし故取崩し間に合はぬほど也しと也常の心掛けの程人々感じけると也○松前伊豆守江戸町奉行たりし元祿十二年の九月六日出火有しに折から大南風故忽大火と成りける此時伊豆守馬上にて遠近乘廻り江戸橋を渡る時何者にや有けん町人體の者伊豆守の片鐙を持て川へ落さんと押上る所を踏こらへながら其者の髻りを捕へ供の者に申付て番所へ送らせ假牢へ入置き翌日其者の名主家主を呼出し昨日の趣き申聞け切捨にすべき奴つなれど此度は免し遣はす也以來は首を切るぞと申渡して名主家主へ引渡されける又中橋廣小路は南風の時の御城の火除地なり然るに後藤正三郎役所の地に致度旨願ひける伊豆守取上ざりし所御用の筋を以て其筋へ願出ける故老中より沙汰有ける所伊豆守答てかの地は御城火除けの地なるに後藤

正三郎役所と申せば金子吹返等の節は火を取扱ふべし然れば家作致す事御無用にるべしとて止めける其後いかに取り拵へけん後藤正三郎儀御城近くに差置るべき御用筋有りと云事にて終に中橋廣小路に後藤正三郎の居宅幷役所を建る事に成りし時伊豆守番所へ正三郎を呼出し申渡されけるは彼地は元來御城の火除地に明け置る地なれば此度其方家作致し候共外廻りを高練塀に致自火出し候とも外へ火の漏れざる樣にすべしと申渡されける又紀伊國屋文左衞門と言富商有り此者元來貪利にかしこく俄に富家に成りける上猶又上野中堂御普請の受負をなし數萬金を儲け大宮家に成り今は驕慢の氣出金銀を湯水の樣に遣ひ捨ける元祿十三年夏評定所へ願ひ出けるには此節は御用の御間と存じ候へば病氣養生の爲湯治に罷出度候旨申出る伊豆守大いに怒り其方湯治に行く抔屆るには吾番所なりと又は吾組の與力共迄申立ても然るべきに天下歷々の御役人の詰らるゝ此評定所へ申出る事町人の身分も憚らざる仕方也畢竟驕慢の心よりかやふなる恐れ多き事を致すなり不屆者めとて牢舍申付られける一座の役人は皆文左衞門より賄賂を得て居る故心には氣の毒に思ひける人も有しとぞ此文左衞門後年に至りつひに天罰にや金銀を失ひ一日をも送り兼る樣に成行き行末も慥に知れざるやうになりし○江戸町奉行組與力同心召捕者有る時一番に向ひし者には御褒美として刀一腰二番には指添一腰賜はり手負たる者には疵一ケ所の養生代金三兩宛下されける是故に先を爭ひ口論に及びける事度々有りしかば寛文年中渡邊大隅守綱定其事に付申渡されけるは召捕者これ有る時は與力は進退の指圖をして同心に捕へさすべし萬一同心の手に餘りし時は與力も働くべし且與力も同心も一己の働きをすべからず一致して働くべし一人功をなさんとて同役の難儀を見捨る事なかれ互に助け合て一同の功を立べしと定められければ夫より功を爭ふて口論に及ぶ事なかりしと也或時佐野の鄕の惡黨を召捕る此者大力無雙の者にて與力同心捕方に向ひし者怪我せぬ者無し其中二人大怪我にて命も危き程也此者いかなる拷問にかけても白狀せず然るに大隅守殿へ直きならば白狀すべしと云是に因て大隅守同心に內意を申聞け嚴重に繩を掛させ手は勿論足迄嚴しく縛りて白洲へ引出し

ければかの惡黨大隅守をはたと白眼大隅守に直に白狀せんと云しは僞りにて實は面會しなば紲を引切り大隅守を打殺し呉んと思ひしに早くも其機を察しかく嚴重に紲を掛られては吾大力も是には及ばざれば打殺す事ならず此上は何も申事は無しいかなるがふ問をもせらるべしと云て目を閉其後は一言も云ずしてつひにごふ問にて責殺されける此渡邊大隅守綱定は智勇拔群の人なりしがいかなる故か越後中將家騷亂の時小栗某に一味せし罪によつて流刑に成りしが其時食を斷て船中にて死したり其外大久保石見守又松平修理亮等も食を斷て死しける是等の人々は世に聞へたる智勇の士なりしがいかなる故にや其心底を知る者無し○實永の頃御旗本の中大身なる者には御役を仰付られ小身なる者には御加增有り此事に付屋代越中守忠至稻葉駿河守正高兩人は上意を拒みけるが其後小身なる者を組頭に願ひしに何れも二百石宛加增有し故其後は四百石と成しに又近年は夫も御役料にぞなりにける○戸田內藏助重之の鎗持の者主人の鎗のかな具を盜み成敗に極る所に內藏助云には我自身に今一應かれが申所を聞んほどに庭へ引すへよと下知しける故其通り庭に引すへける所內藏助問て汝吾鎗のかな具を盜みて何にするやと問ければ鎗持の者答て是は御主人の仰せとも存せず候我等が如き下郎が鎗のかな具を盜みて何にすべきや實て錢に替へ其錢を以て食物を買て喰ふ爲に候と答ふ內藏助問て扶持米を與へ置けば飯は買すとも足るべし何を買て喰ひしぞと問ふ鎗持の者答て我に一人の老母これ有候されど仰せの通り扶持米を頂戴致し居れば老母も我等も飯は足り申候へども御存じの通り小給者故老母の好き成物をかつて喰はせる事でき申さず老母も最早七十を越へ候へば今日明日にも知れぬ命に候へば存生の中に何卒好きなる物を喰はせ度と日頃思ひ居り候に付不圖出來心にて御鎗のかな具を盜み賣て錢に替へ老母の好きなる物を買て喰せ老母の喜びし顏を見候に付もはや命を斷るゝとも少しも不足はこれ無く候盜みをなせば命の無き事は元より覺悟の事に候と云內藏助とくと聞て感涙を催ふし扨々至孝なる下郎哉とて一命を助けられしのみならず老母養ひ料として一人扶持加增をされけると也此內藏助其後火消役を勤めける時火の見番の同心に每夜蕎麥が

きを拵へ喰はせて寒氣を防がせける又元祿十七年十一月十七日は大火の節大久保平兵衛閉門中なれば女子供を立退かせ自分は燒死する覺悟にて常の居間に默然として居けるを內藏助乘込來りて立退給へと云平兵衛目附衆より沙汰無き內は身に火が附く共立退ずと云內藏助目附衆の沙汰無き內とても苦しからず早々立退給へ我等より屆出すべし貴殿の過ちには決てさせずとて立退かせ直に近邊の御目附へ行屆られける火事鎭りて後內藏助が此取計ひを人々感じけると也○柳原式部大輔勝乘未だ若年たりし時老臣寄合議しけるは若年の主人には側傳きの者こそ肝要なれ賢君良將にするも暗君愚將にするも側傳きの者次第也とて其人を撰み文武の人を側傳きされたりけるされば式部大輔仁義の良將とぞ云れける式部大輔の家士に譜代の者の悴に放蕩者ありて家を斉る能はずつひに柳原家を出奔して酒井忠眞の足輕と成り追手御門の立番をして居たるを式部大輔見付けて早速酒井忠眞に掛合ひ貰ひて吾屋敷へ連れ歸りける諸人は定めて手討にならんと思ひ居ける所に其親類の者に預けられ扶持方をも遣はし彼若黨心得違して家を亡

したるなれど吾家中に居ればよけれど他家に在て足輕など致し居らば彼が父祖泉下にてさぞ口惜く思はれんと思ひしより連れ歸りし也是も吾先祖に對しての吾務め也又彼が父祖へ對して吾禮義也と云れしを聞人感じけると也○江城の追手御門番の始は小笠原右近將監忠眞松平越中守定綱相勤められしぞ始めなる但其頃追手と云しは今の百人番所の鐵門也今の追手は今の和田倉御門の樣に人々往來せしと也今の追手追手と成りし時より十五萬石以下追手御門番勤められし且將軍家御出有りける時は御門番の主人許り詰居り家來は皆陰の間へ追込む例なりしに定綱御門番勤めける時將軍家御出有りける故例の通り家來共を陰へ追込むべしと目付衆より沙汰有けるに定綱承引せずして云けるは大切成る御門番を勤むる身の何ぞ輕々敗く我等一人のみ相詰め居り申べきや我等一命に代り候家士どもを撰み召連れ相勤候御門番に候いかなる變事これ有るとも御門を急度守り申べく爲に候へば召連れ候家士ども殘らず我等手近かに詰置せ候左樣無れば非常の時の間に合はず候殊に將軍家御出の日猶更常よりも人數を增して詰めさせ申候と

云切て詰居ける是より御出の日に人數を陰へ隠す事止みぬ但し出て居る家來は士以上也寛永十六年八月十一日御城御臺所より失火して御殿向皆燒失す此失火燃へ出せし時老中諸士に消防すべしと指圖有りしを將軍家聞召れ是天災也決して消防に及ばず强て消さんとせば人數を損ずべし家居より人命大切也と上意有りし

同年日光山に御寶塔御建立有り亦那木山より大石を出すに其行程三里餘の所岳を潰し谷を埋めて平路になす此道普請ばかりも容易の事に非ず其上御寶塔の笠石一つ運送する人數二萬人に及ぶ其石を引く綱の太さ一尋但藤綱也東都繁華なりと雖もかかる未曾有の事なれば請負人も無く數日を送るに石屋又助と云者工夫を以て忽ち日光山まで引着け山上へ引上げゝるこれに依て右又助へ新知二百石御褒美として下し置れたり

○同十九年壬午二月三日坂部左五右衛門へ仰渡されけるは其方儀先年家光公御宮參りの節抱き奉し吉例に依て今度御誕生の若君御宮參りに付抱き奉り申べし先例の通り猶亦御扶持御增し下さる旨仰渡さる右左五右衛門事今年八十歳也此左五右衛門の嫡子を五左衛門と云て家光公の近習たりしが命に背く事有て御手討に成りし時父の左五右衛門も押込に成り居たるを今度の御用に付召出されたる也○水野周防守西丸御門番の時暮六つ時を打ける故水野の組の者御門の扉を立んとする所へ御目附某來りて入らんとす水野の組の者假令御目附にも致せ御法なれば暮六つ打ては入る事ならずとて押返して扉を建切たり其御目附閉門仰付らる其後も泊り番の御目附來る時暮六つ時打たればとて入れずして其御目付も閉門仰付らる是より水野周防守御目付衆と不和になりける故にや御役御免仰付らるされども私事に非ず法を守りし事なれば又大番頭に再勤仰付らる此時周防守一萬石の加增を賜はりしより今度の再勤有難しと云れける

增譽曰此類先年も有りし事也初鹿野傳右衛門泊番に出勤する時暮六つ時を打切しとて中の御門入れず押返され閉門仰付られたり其後傳右衛門右中の御門番勤めける時先年時切れ也とて押返したる人泊番にて出勤するに又時切れ也とて押返したる月日と同月同日也不思議なる事也とて傳右衛門後々

迄語られける

○源義經の妾靜が持し薄刀御當家に傳はり代々御秘藏也此長刀小鍛冶宗親の作也家光公御鷹野の節其長刀にて雁を御かけ遊ばされしに如何しけん込みより打折れける代々御秘藏の御道具なるに由無き事を遊ばされたりと人々叫きけるを堀田正盛聞て各は心得違ひを言物哉今日御鷹野にて折れたるは幸ひ也若軍中にて折たらんには其時によりて其爲めに御身に過ち有んも計られず御鷹野にて折れたりとも向ふ敵も無れば何も御差支には相成らずと申され夫より鍛冶山城に仰付られ直させしに少しも疵に相成らず本の通りに成り御ためし有るに切れあじ最上なるわざ物也今以て御秘藏の御道具也又小松中納言利常も靜が持し長刀を秘藏せり兩方とも志津三郎兼氏の作にて名刀也いづれか靜の持し物ならん信僞決し難しと云沙汰有ける時利常聞れて汝等は愚なる事を云者哉義經坐右に置ける長刀何ぞ一と振りに限らんや幾振りも有しならん靜は女の身なれど貞操實義の者故其時に依て其長刀を取り義經を助け働きしならんされば靜が持し長刀一振りには限るべからずと云れけるとなり

板倉周防守京都諸司代の時知恩院の藏物に松影の硯とて名物のすゞり有是平重衡の所持せし物也と云傳ふ然に黑谷の源空寺にも亦松影のすゞり迚平重衡所持せし硯と云ふものあり互に此方のが信物なり迚眞僞のあらそひより終に公事となる此時周防守云ひけるは重衡は大身にて文事を好ける人と聞くされば所持のすゞり何ぞ一面に限らんや兩方とも重衡所持せし硯に相違有るべからずと捌ける

○元祿十年諸御旗本五百石以上の者皆地方に仰付らる又遠國の大名には江戸近くにて秣料として少々宛の知行有りけるに御藏入りにし御藏より渡すべし且又小物成運上惣浮所務を皆高へ入れ割渡すべき由帳面に記し月番の老中戸田山城守へ相渡されしに山城守見て御當家の所務は大法五分の場は二つ十分の場は四つと御定めなる事各も承知成るべし是によりて凶年といへども未進も無し又御藏米取りには凶作の患も無ければ年々同じ樣に取る者も地方に成ては凶作の時には其高丈取ぬ事あれば小身に至ては難儀なる者できべし又小物成金納浮所務を知行高に割入れ

て小身の面々殊に難澁ならんされば此儀然るべからずとて差戻されければ萩原近江守大にあぐみしと也山城守が一言にて小身の輩一同安堵し悦びけると也○水野右衛門大夫忠淸寺社奉行の時新地改め仰付られ見分の時川田が窪に牧野備前守貞成が寺也とて新地の寺院有るを同役の人此寺の儀は別儀を以て其儘立置れ然るべからんと云右衛門大夫聞て新地を改むるからは譬へ備前守殿の寺にもせよ立置る筋も有らば兎も角も筋無れば其儘には差置れず御役を勤むる者私曲の取計ひ有ては上みへ對して相濟ずとて第一番に其寺の寺號を削られけると也かやうに正直なる右衛門大夫なりしに後年大坂御城番の時はいかなる儀にや惡評を受けたり○戸田山城守忠昌の二男秋元但馬守高知は至孝の人にて途中にて實父山城守を見かける時は雨雪の節なりとも早速乘物より出て進み行き機嫌を伺ひけると也此但馬守老中の時水道の樋升度々損じ諸人難儀に及ぶ由にて其掛の役人中評議の上以來は水道の升を燒物にして伏せたらんには朽る事無くて永久の利たるべしと申ける但馬守云燒物にせば水腐の爲めにはよかるべけれど地震の度に必ず損ずべし其上燒物にせば其入用木の十倍は掛るべし矢張木の方然るべしされど是迄の樋升を見るに雜木にて板薄し以來は檜の木の厚板を用ゆべし樋升は土中に在て百年にして朽ると古人の語あれば百年に至て作り替せば御物いりと云には非ず是迄は其時其時の入用を減少せんとする故木品麁末なる故度々損ずる也御入用を減ずるを上の御爲と思ふは心得違ひ也萬代不易を計るこそ上の御爲也小入用も度々重なれば大入用に成る也大入用も長く保つ時は其年數に割付れば却て小入用に當る物也と申されけると也○慶長元年丹波福智山の城主稻葉淡路守記通亂心し籠城せんと下知す家老中承引せずして押込んと評議する所に記通鐵砲にて樹上の鳩を一羽打落し膝の上へ置き我等が供せよと云て其鐵砲にて自ら胸を打ぬきて死しける同國篠山の城主松平山城守忠國福智山籠城の風說を聞き淡路守亂心とは知らず大いに驚き早速京都諸司代板倉周防守方へ書狀を贈り早々御下知有べし延引しては一大事也と申贈て家士共に至る迄皆出陣の支度させて下知をまたれける又同國龜山の城山松平伊賀守忠明は山城守が弟なれど兄と違ひ板

倉へ問合せもせざりし後に淡路守亂心相分り騷動鎭りて兄山城守は平生の心掛け宜しき由御賞詞あり弟伊賀守は武備等閑の由御沙汰にて愼み仰付られしと也○尾州家の藩士に星野勘左衛門と云者有り此者大力の聞へ有り或日さる諸侯の家老の方へ行れしに其家老相撲すきにて常に相撲取り立入けるが此日相撲取來り居れり此相撲取五百石積の船のいかりを片手にて振廻す程の力也星野勘左衛門に其相撲をとられよと亭主所望せり星野勘左衛門再三辭しけれども強て所望されける故止事を得ずとる事とは成ぬ其相撲とりは裸かに成て出たり星野勘左衛門は袴の儘高股立をとり大小を指て立出ける諸人不審に思ひける行司某是を見咎めて相撲をとるに帶刀する法は無しと云星野勘左衛門答て我は角力取に非ず士也亭主の所望に依て合手に成る也されば士の身さして無腰に成る法無しと云やがて取り組んとする所に星野勘左衛門抜き討ちに合手の相撲取りを大げさに切倒し諸人大いに驚きしに星野勘左衛門は白刃を鞘へ納め亭主の前へ坐し士の勝負を爭ふ時はかくこそと存じ候と云て暇を告げて歸りける亭主心中には大いに怒れどすべき樣もあらざれば其儘にして止みぬ一坐の人々後に云けるは星野勘左衛門が仕方尤の事也相撲取りと士たる者と勝負を所望するは失禮也全く亭主の誤り也と云けると也○本多美濃守忠政領地巡見の節上田と見へる田地に蒲菰を多く作り茂りて有けるを見て代官を呼び此田地は上田と見ゆるにいかなれば稻を作らでかくまこもを作らせけるやと尋ければ代官答て此まこもは馬具に用ひ候へば至て宜敷其價ひも稻に增り候大坂表へ廻し切付肌付に製し候に當地の蒲こもを第一の蒲こもと致候是故に年々多く作らせ申也と云利勘第一の忠政も尤の事也とて其儘過ぎられける又奥州淺香のまこも古代には上品として用ひしと也今新田領を賞美して取り上らるゝ酒井空印などの心とは又格別にして古代の仕置きこそ奥ゆかしけれと或老人申されたり右本多美濃守忠政勢州桑名城に在し時御金の荷物城下を通り掛り今晚城下泊りと成りし時美濃守指圖して御金荷物城下の旅宿に一夜置く事無用心也城内へ入置くべしと云金奉行始差添の者共大いに喜び今晚こそ安堵して眠らるゝ也とて早速城内へ持込み奉行差添の者は城下

の旅宿に歸て打臥翌日御金受取りに城内へ行きける所美濃守出會金奉行に云けるは我等近年不勝手に相成り候所幸ひ御金來り候に付昨夜はあの儘我等拜借仕る也尤御手前衆の不調法に成らざる樣今朝江戸表へ使者を立候也と云金奉行始差添の者大いに驚きけれども美濃守は大名金奉行は至て小身者なればさすがに口論もし難たければ其旨京都諸司代板倉周防守方へ申立夫より江戸表へ伺ひに相成り候所將軍家笑はせ給ひ美濃守が城下の旅宿にては無用心也とて城内へ入れさせしは謀計也金奉行の者尤と心得城内へ挾込みしは謀計に落入し也美濃守城内へ入れし金子再び出す風には非す貸て遣はすべしとて事濟たり其後は桑名の城下は御金荷物持通らすと也○本多平八郎正武は實は水戸家の松平刑部少輔賴元の二男也此平八郎正武天和二年奥州福島より播州姫路へ所替仰付らる家中諸士の風俗他家の及ぶ所に非ず格別也是黃門光圀公の學風の餘光也とぞ正武居間の四方に忍の一字を額面にして掛置れ朝暮起臥に見られて是を忘れじとせられける或日旅行の途中獄門の首を見ながら通りけるが家士に獄門の科の次第を見て參れと云家士早速立戻り腰より矢立を出し高札の通り書留て來り差出ければ正武さくとよみ見て不便なる者哉あの者罪科分明ならすして獄門に掛られたりとて歎息されける諸士不審に思ひ其夜に至り申けるは君今日途中に於て獄門の首を御覽有り又其科書をよみ給ひてかれ未だ罪科分明ならすして獄門に掛られたりとて御歎息ありしがいかにして罪科分明ならすして獄門に掛られし事御承知あられしやと云正武何も別に意あるに非すすべて罪人は罪分明に白狀し刑法極まりし罪人にても人命を斷事は容易ならぬ重き事故まづ五日十日は牢内に入置て殺すを延し置く者也されば白狀に及び刑法極まり五日十日牢内に在る間には頭のさかやき餘程延る筈なるにかの獄門の首頭のさかやき一向延びず是に因て罪科分明ならざるに首を切られたるならんと云たる也と云ければ是を聞く人大いに感じ大將たるべき人はかく有り度き物也と賞しける也○秋元但馬守高朝老中の時京都大坂在番の者に亂心する事度々有り是は全く亂心には有らざるべし御城内に詰居り徒然なる餘りに酒宴をなし大醉に及び喧嘩口論し終ひには討合に及びし者など

を無事に取計らはんとて亂心者と申立るならんかやうなる取計らひをするは士の本意に非す以來は明白に申立合手死したれば當人切腹申付べし又實に亂心者ならば知行取上げ御扶持米を下さるべしと定められしと也○慶長十九年甲寅正月松平筑前守利常より使者を以て申立けるは高山右近内藤飛驒守天主教を信ずる徒なる事明白に付兩人共召捕籠に込め京都諸司代まで送り候旨注進す京都諸司代板倉伊賀守よりも邪宗の徒數十人召捕し旨注進に及ぶ其後高山内藤を始百餘人を長崎へ遣はし長谷川藤廣に命じて船に乘せ遠島へ追放に成りし抑此天主教の日本へ渡りし事は大友家より始れり大友宗麟大國を領し西海まで勢ひを振ひし頃南蠻國と音信し彼の國の者と交易始りしに此宗門を信ずる者は必す利益多きに付日本の民追々邪宗門に入者多く大友宗麟も信ずる樣に成り夫より追々と弘まりて京都迄も弘まり高山右近荒木攝津守等皆邪宗の信者也然るに荒木攝津守逆意を起しける時邪宗の僧一人高山右近方へ使者に立味方に招きけるに高山即時に信長に歸伏すこれに依て荒木かなはずして逃去る此功によつて邪宗の僧を信長取立て給ふに天下一統に邪宗弘まりしと也

此天主教の宗法の事は唐土にても古は無し明の隆慶萬曆の頃西秦の利ぼ竇と云南ばん人明朝へ渡來し浙江府の内に荒地有所へ一宇を建立しばん語を漢字に直して天主教と云經學を立けるに年を追て相弘る夫より南ばん人其宗徒數千人追々渡來し又其經學の書物を著はし愚民には金銀を與へ宗門へ引入れ抔しければ其法愈廣大に成けると也畢竟此宗法の主意は法を弘め其國民を皆宗門の徒となし遂には其國を奪はんとの遠謀也と云り慶長十八年癸丑の歳神君邪宗門禁制の事仰出され日本國中此宗教を唱ふる者は其宗門を改むべし改めざる者は津輕へ流すべしと本多政信父子へ命せらる父子兩人命を蒙り諸國へ觸らる是此宗門を禁制せられし始也

明良洪範續篇卷之三終

明良洪範續篇卷之四

○綱吉公天下御相續有て御君元より聰明に渡らせ給へば先御代に分明ならざる御政事どもを皆々聖斷有ければ諸人耳目を驚かせし事多かる中にも越後中將家御預りの始末幷に先將軍家御大切の節有栖川親王を御養君として關東御下向有べしと評議の事故御不審の第一なりし或時稻葉美濃守泰應を召されて御尋には先御代に越後家爭論の時取扱ひの事ども如何に思召候共方は委敷存ずべく候間申上可と也美濃守申上候は先君には御病氣故御政務筋をば忠清へ御預けの樣に相成候越後家の事は御神孫にて候へば何卒相違なく立申儀を忠清始め私どもへ專らに相談仕候内に御不例次第に重らせ給ひ當分御仕置を預け申行ひ候へ迚御家門第一たる越後の御家を改易抔とは勿體なく存じ奉り家士共をば如何樣にも吟味仕るべくと相談を究め申候故諸事手ぬるき仕形の樣に思召さるべし先君御病氣に是なく御自身の御捌ならば今度の如く仰せ付らるべき御事也御家門の事させる惡事もなく家中騷動迄にて御家の滅亡せん事を然るべしと申上べき哉又天下へ對せし惡事も之有候らはゝ何ぞ顧み申すべき先取鎭め申すべき事に候家臣ども威を爭ひ不忠の者と忠臣と相別れ皆不和にて黨を組み事齊ひ申可樣も之無候故延々に取扱ひ候内に何卒御不例御快く成せられ御仕置も有べしと待居候内御他界遊ばされ候今日存寄らず御尋に依て臣等が寸志も上聞に達し定めて雅樂頭も草葉の蔭にて嘸有難く存奉可本望の仕合せなりと申上る又親王家養子の事實事なるやと上意あり美濃守御答申すに此段も下よりは申し上難し御尋有つるこそ有難けれ成程右の相談に及び候子細は家綱公召仕はれ候女中其頃懷妊の由承り及び候所其沙汰も慥なるに御不例重らせられ御前甲府殿尾張紀伊御兩家等にて御養君に究り給はゝ以後御男子御誕生有ても改め申さん事成難し然るに親王家は將軍にかしづき奉りても時節を見合せ京都に返し申す事致し安く又古來の例も之有候へば先若君樣御出生迄の御後見の心得に何れも了簡仕罷在候所御平產之無然る上は御血筋の内にては御前を御養君と申定め候段は先役共筑前守も能存じ罷在此度の事

何れも相願ひ申候には何卒御惣領筋を奉じ申すべくの外他念は御座無候君御養君に究らせ給ふ時には德松君には先舘林の御家御相續有べしとの上意也是は全く此後若君御出生ましまさば夫を直に君の御養君に成奉らんとの思召にて之有候に澤木傳右衛門の娘懷妊水に成候て德松君西の丸へ入らせられ若君とかしづき奉る是御先代の筋つきさせ給ふ所なり有栖川殿の御相談に御先代の御子御出生ある迄の事にて最初より君を御養君と申せし者も候ひしかども德松君ましまず御事故御先代の御子御出生之有若御男子にてましまさば諸侯の心も取々に成て御先代の若君の末に成らせ給はんことを本意なりと存じ候より退け易き親王家を御養君にとは申しける者にて候兎角に權現樣の御神孫の千代萬代も續かせ給ふ樣にとのみ取計ひ奉る所は神の照覽も有べく候此等の事ども御尋も之無候へば雅樂頭始め先亡の老臣且私共迄も罪科深き名を殘し申可候所此御尋を承る事衰老の大幸此に過ずと君を謂き身を悅び落涙の體自然と除所の袂をも濡しける將軍家にも尤と思召候や其後は何の御沙汰も無りしと也○慶長八年家康公將軍宣下有し後永井右近大夫直勝に命せられ將軍家の書式法令等に故實を存じたる人關東に之無故時の故實者たる細川玄旨法印に付て室町將軍家の儀式作法を問せられ當時有職の聞へ有に因て曾我又左衛門助興を召出さる德川家の制法を潤色して御内書御奉書の令式其外將軍家の法令を定めらる惣じて神君には甲州御手に入し時武田家の法令を以て甲信駿に掟し給ひ其後關東に御入有ては北條の家法を御用ひ有し故速に治平しける唯年貢の事計りは三河の舊例を用ひられ輕くのみ收納せられき此事のみは古に替らぬ故諸民も其德澤に浴して此君萬世とぞ諸ひける曾我助興事は室町柳營家の浪客たりし所新規に召抱られし故關東の諸士京都の者と思ひあなどりける或時土井利勝座興に申されけるは昔しの曾我兄弟の事實家に傳へらるる事も候や世上申し習したるとは如何ぞやと尋られしに助興されば候若輩者の儀故何を致したるや覺束なく存る由を答へられければ一座の人々曾我が庸人に有ぬ事を始めて感伏せりと也○土屋民部少輔忠直事は武田家の忠臣土屋宗藏昌恒の嫡子にて天正十年勝賴滅亡の時家士兩人にて主人の妻子を介抱し少

しの所縁有て駿州へ落來り土屋が妻子は其所の名主の下働きの火焚女と成て一子を養育せり其後土屋が家人に神戸三郎右衛門と云者は清見寺の住持と親しかりし故其砌子母の元にて成長せん事も御歟の末なれば心元なし迚清見寺の弟子となせんに其子の六七歳計りの時神君御鷹野の節此寺に入らせられ彼子も小姓の中に入て御茶の通ひ抔致しき硯箱御用迚持出しに墨摺候へとの御事にて御側に召置れ住持に何者の子也やと御尋あり住持も恐れ入て御答へ遅々せしを頻りに御尋故止事を得ず土屋宗藏が子なる旨を申上けるにされば是只者には有ざらめとぞ思ひしに忠信の者の子なれば予に呉候へ迚召連らる其後江戸御下向の時御供にて下着せしに秀忠公御對顔の席へ召出され此者は忠信の土屋が子なれば秘藏し給へと上意也後民部と呼器量有若者也き天正十九年食邑を給はり久留利の城主として二萬石を領しけり扨土屋昌恒の妻は右の如く名主方に勤め居たるが此所は松平周防守領地にて其家臣岡田竹右衛門所用有て爰に來り彼名主を呼て汝が方に一子を連たる下女在由右の女を差出すべしと云彼下女は召抱へてより後終に

髪を結たる事もなく人の前に出し申べき者には非ずと申せど遣て出すべしと云右の女も涙を流して出難き由を申す名主も詮方なく我妻の衣服をかして着せ出しければ岡田後妻に呼取んと望めども固辭して承引せず若從がはゝ彼一子を武士にせんと約するに依て後妻として岡田方へ歸しける右民部忠直の嫡子利直此兩人は能き士を多く招き常々武道の吟味を專用とせられ名高き浪人を禮義を以て手前へ呼寄せ相應の手當して一生を我家にて終る樣に取計られし故能人多く持れしと也此利直には閉門せられし時家光公御上洛有しに忍びて御供し西坂の邊に旅宿致されやはり閉門の體にて居られしを召出し御免有し程の寵臣也○土屋但馬守數直は民部忠直の二男なり三百俵を給はり御書院番に召出されし後年組頭と成て駿府御番の節相組の中に勞症の病人在しを御城外に出て保養すべき事を願ひ其外他出せしに鬱散じ快氣しける或時御城外に遊行し慰の餘りに御鷹場を知すして鳥わなを差置ける御鳥見の者見付て申上し故在番歸りの後御咎めこれ有由番頭を以て仰渡されし所に其時は御請申上しかども組頭の但馬守には御請申上す

此事還國御城外の事なれば更に存申さず去ながら當時諸大名の中に御鷹匠鳥見方へ賄賂を遣ひて自由をなす者多く有由存罷在候加樣の衆を差置れ此方の支配計りを御咎め有んには但馬守儀は御請仕らず候先私兄民部を始め御鷹匠鳥見方へ手入致し置候御尋ね有れば一々申上可候然れば右の者共より御仕置仰付られ候はゝ當組の兩人をも差出し申すべく左も之無候はゝ不通に出し申間敷と少しも憚る色なく申上ける威儀實情面に顯はれ老中にも但馬守申分尤の事と思はれければ此事重て貪儀有べし迚其日の決斷は止みける其後彼兩人の御番衆も何事もなく勤仕したりける但馬守は追々登庸せられ若年寄に成其後老職に至る此御役仰付らるゝと直に奥方に申されしは我今年五十餘歳兼々夫婦の間疎遠なき事存らるゝ如く也然るに今日大役を仰付られ日々天下の御政事に心力を盡す事也かゝる身分にて男女の変りなど有んには中中御奉公相勤まるまじ此上の忠勤には一日々々長く在ん事こそ專要なり重ては奥方へ參るまじ心中違ひたるには非ず然る上は妾は勿論小姓にても召仕ふ間敷ぞと斷り申され御用向一と通りに打はまりて勤め

られけるされば御政務を始め吾家の仕置にも仁慈の取扱ひ多しと賞せる人多し且儉約の筋をも主り給へば金銀吹替の事相叶ふべし迚後藤より願ひけるは古金へ銀子何程を加へ候へば金子多く成て世上の爲大に重寶なる由を申出けるに但馬守聞て神君の御掟にも日本の金銀大數積り有事にて多かり過れば却て天下の害と成事也其上に金銀は天下通寶の第一也其を何の故もなく今日利欲の爲に位を劣されん事は天下の御恥なり近代は黄金の色の白けたるをさへ上にては歎き思召所なり其方共事は其職分として金銀の位を劣す樣に願ふ事は如何の所存なるや更に心得難しと申されしかば金座の者共も大に迷惑しけり當時御爲とさへ申立なば早々相叶ふべき事をと思しに存の外也と人々恥入けり寛文年中に一子政直を近習の士と同樣に日々相詰させ一所に勤させられ只泊番のみを用捨せられけり常々鄙事に多能なる樣にせられし故政直にも能下の情に通せられ家法も行はれ上下相和したりと也其頃酒井忠直には多病なりし故出仕せらるゝ事もたまさかなれば見知ぬ人も有し登城致さるゝ程にては老中の席へ坊主衆を以案内して御機嫌

を伺ふ事也忠直登城有て休息の間老中方の手水場にて咳などせられし時忠直とは知ずして御目付方見咎められ爰に各方の出仕せらるゝ所には有ず誰殿にて候哉此邊に徘徊其意を得ずと申さるゝに忠直曹殿には御目付衆にこそ尤なる心付御役儀に精入らるゝ樣子神妙にて候但し忠直御許しなくてはいかで此邊へは參るべき我等事病身にて出仕もたまさかなれば御自分方にも見知り給ふまじ近付に成申すべくとて念頃に挨拶有しかば御目附衆にも恥かしくぞ見へけるかゝる所へ但馬守參り掛られいざ此へと申されし時側に御目付衆の居られしを見てあやしめられしに忠直某只今近付に成申すべくとて留め申たりと執成申されしかども但馬守にも其氣色をや見られけん又御目付衆にも其譯を申されしにや但馬守色を正して人を改るも其人にこそ依べけれ忠直などを見知り給ぬは不掛宜しからざる故なり此人を誰とか存せらるゝ酒井空印の家なり我等抔口眞似をば仕れども彼の家の樣には及びもなき次第なり御内外樣此人の參られたる所ありか程の格式を辨へ給はぬ麁忽千萬なりとて大目付渡邊大隅守を呼れ各家の格其人の格迄念入置るべしと申渡され今日の事は畢竟忠直穩便の會釋故内々にて事濟申たりとの事也忠直はおとなしき挨拶也と殿中の沙汰也しとかや或時大火有し後に增上寺の鐘鑄も其餘煙にかゝりて燒きあしく成たる故鑄直し申すべきの所此節御儉約の時節なれば彼是と奉行中より存寄を申立られしに但馬守聞て儉約は天下の法令なれども鐘などは末代に殘る者なれば改めらるべし無益の事には毛末も厭ふべき也但し後代の戒めにも九の乳はなくても有なん唯その形を替て九の乳をば彫らせよ響は九の乳には因べからずと下知有し

稻葉正則は市ヶ谷御門渡御橋の二階をおろし片庇の樣に作らせらる此事は御儉約仰出されて諸大名の家作の結構を停止の手本との事にて右の通り出來せり其後正則見分せられ御城は公界にして勘略は御内證の事なるを誤りたりと後悔有しとかや其後の御修復にも造り改めざるは故有事なるべし然れども正則には御城構などに勘略する事御先祖の思召に違ひ其科一身に歸すべしと一生後悔せられけり

○石數直の嫡男相模守政直京都諸司代勤役の頃禁裏節會の夜諸司代詰居らるゝ座席大床の邊なる故に堂上の作法明らかに見へざりし男女打交て夜陰の公事なれば昔より安りがましき事多かりしを兼て聞へければ政直には是迄の席を改め遙か向ふの廊下の席を替て着座せられし故何事も隱なく見透したり此以後禁中靡外とも聞悪きころは止にけり○寛永九年の夏加藤肥後守忠廣斷絶せし所に其跡を細川越中守に下さるべきとの御内談究りしに其事未だ表向仰出されざる以前に肥後國は細川に下さるべくとの沙汰専らなる由家光公御聞に達しければ俄に土井利勝始め老中の面々召呼れし故急御用こそ心得ねとて亥の刻過るに各揃ひて御前へ召出されかゝる風分あり誰か洩したるやと御立腹の御樣子にて御尋ね有し所利勝承り扨々珍重なる事を承はる者哉天下太平の端目出度御事也私を始め御役承る程の者共誰か御密意漏し申すべき此段は天聽明かにして決然たる御事也今上下相共に申す故に上の思召と下の察しと一致仕たるにて候へば第一御政道理に的らざれば人心も背き又順路の御仕置なれば恩澤の至らぬ所迄も承り傳へ悦ぶ事にて候今度の世上の沙汰は天下諸人のなす所細川が家に候と申すは是則十目の視る所にして嚴なり扨は御代も長久に天下泰平吉兆と存じ奉ると申されしかば君にも御機嫌直りける都て大人君子の間に應じ席上夜詰に至る迄御政事筋の噂は猶更近侍の人の心得有べき事也○寛文の頃有馬玄番頭賴利未だ若年故親族西尾主水忠知後見なせり或夏虫干の節彼家の重器たる胴脂肩衝と云茶器を外樣の士へ見するとて取落して少し欠損じける故彼士は大に恐れ入必死に思ひ極めて籠居せり主人は在國故此事早々申遣す賴利には十六七歳の時なれども申さるゝは重寶を卒爾に疵付る樣に取扱ふ事は第一預り置役人の失なり去ながら士と器物とは替難し但し此肩衝は我家にて大切の品なれば其儘隱し置難し一應忠知へ申聞て彼が了簡を伺ひ何れにも指圖に任せ取計ふべしと下知せらる右の趣家來より主水忠知方へ申達しけるに先此茶入を損じたる者をば如何せしと問はれしに家老共恐入て彼者は早々閉門申付置し由を答ふ忠知歎息致され各には大家の仕置役とは存せず茶器を割たるは不屆なれど主人の馬前にて命にも代る士也茶器は唯座

敷の慰にて武川には立ず右の器は神君より元祖法印拝領せられし名器にて外の道具より大切に心得らるるは尤なれども士には易へがたし已に頼利若狭の丁簡にも土器に士は幹難しと申越されたれば早々差免さるべし右の茶入は假令微塵に成ても有馬家にさへ有れば名物也外人の持て詮なし又上より預け置れし品なれば屆も入べし此器は神君上方に御座の時秀吉公より關東へ御歸國の御暇出かねし放法印へ御頼にて御前を早々御暇出し放悦び思召との御事にて拝領有し名器なりとぞ

西尾主水忠知は酒井忠世の甥なり常に申されしは昔より欲心を以て軍を出したるは誰獨にても家を全ふしたる者なし古今に義戰と稱するは稀也神祖織田信雄を御助け有て長久手の御一戰などは公然たる御事也其外上杉謙信村上義清に頼まれ川中島の合戰は義也又上杉憲政に頼まれしは同じ様なれども劣れり外は義と見せても内には奸謀有て皆欲心より出る所なり上下ともに肝要の所にして少しにても此情に引るゝ時は數代の名家をも汚す事多しと申されける

○元祿の末年に淺野内匠頭家士共御仕置仰付られし後林大學頭信篤政事をいたみて

曾聞壯士無還去　易水風寒連袂行

炭墜變形追豫讓　雍歌滴淚挽田橫

精誠石碎死何悔　義氣氷清生大輕

四十六人齊伏刃　上天猶未察忠誠

斯の如詩を作て老中の前へ出されしに秋元但馬守見られて是は如何不敬の詩也と申されしに大學頭答へてさればに候詩文を作る事禁制に成たらば格別の事なり左なくて詩文を作るからは實情に在すがたを書べき事なれば此通りの事と申されしに何れも無言也し將軍家の上覽にも入たりとぞ

增譽曰淺野家の義士御仕置の事は綱吉公にも甚以御心を勞せられし御事也其年の二月朔日日光御門主年始として御登城あり御對顏の後に御雜談の様に扨々天下の政を乘ると申者は心勞なる者也此度淺野内匠頭家來の一件後世には珍ら敷忠義の者なれば助け度存れども切腹申付ねば政道立ず何ともいやなる者也と上意有けるを御門主には如何思召けん何の御挨拶も無りしと也此等の事深き思召有

るけ由かゝる御事をば知らずして諸人色々と議論する事恐れ有事也とぞ

○松平因幡守信興諸司代仰付られし時京都にての風聞には此度の諸司代は公家門跡方の遊興不行跡等を禁止有べき由を關東にて急度仰渡され其器量有人を撰み出との評判專らなりしとぞ此事因幡守が計ひなり其頃京都の風俗以の外悪かりける因幡守上京早々傳奏に付て申されしは惣じて公家門跡方あやしき姿にやつされて賤しき者の臥所迄も入らせ給ふ由關東迄も其聞へ有て甚以然るべからず思召候去ながら因幡守常役相勤候とて毛頭公家門跡方の御遊興を相止め申にてはなし月花茸狩或は古寺院の舊跡拝へ折節の御遊興は苦しかるまじ但し其程々の御格式にて御出成され候はゝ誰人か咎め申すべき哉重き御方の賤しき武臣の體に御出立なされ編笠拝召れ候事は冠りを頂かせられ候御頭を汚さるゝと申者也向後も左様の御方は吟味に合せ給ふべし其上大體の様子にて御遊興あらば輕き者共迄外をも仕るべし此上ながら御出立悪敷見へさせ給はん事返す返すも御爲然るべからずと申されしに依さては兼て風聞の如く此事の吟味六かしかるべしとて各恐れ愼しみ風俗正しく成けり○小笠原佐渡守長好諸司代役御免にて跡職松平紀伊守へ仰付られし時佐渡守へ先例の通り御引渡し前に牢拂ひ申付べきやと伺ひしに佐渡守聞て凡人の一命を斷事大切なり法令の重きに因て命を召さるゝは天下の掟なり然れども先例也とて輕罪の者子細有りて暫く牢舍せしをも同罪に切捨ん事は仁政にあらず又重罪なればとて吟味は幾重にも有度事也左様の者をば殘し置輕科の者をば追拂ふべしと下知せらる又公家衆門跡方へ長好申されしは今度某代りとして參りたる紀伊守儀は我等と違ひ代々一統の松平にて將軍家の御近習より直に遣はされ候へば萬事我等へ仰付られ候とは違ひ申すべく御油斷有べからずと彼是へ物語なり是忠情深き故に如斯也紀伊守へ引渡し相濟し後申さるゝは都て當地の仕置は何にても新法を工夫して凡案を立替申さるべし去ながら何も了簡は入申さず先格引付の日記定法を以て取扱ふ中に唯其事のみにて右を左りへ前を後へと容遠へて人氣を奪ふ迄の事也さなくては土地の習俗奉行を輕んじて心服せぬ者多しとの申贈りなり○右紀伊守勤役中元祿

十年に禁裏御不豫の事有し時俄に御祈禱有べしとの御事定りたり恒例の加持等は格別臨時の御祈禱改擅を儆らるゝ程の儀をば諸司代承り關東へ伺ふ定例也しに此事紀伊守承り御惱みに付御祈の事關東へ伺んには事延引し日數を過さんには玉體御勞れに相成べし加樣の不意なる御用向差支申さぬ爲にこそ當役は承る事にて候關東へは追て申遣すべし早々御祈禱仰付らるべしと申上しに堂上の人々大に感じける加樣なる大器の取捌きのみ有し故皆々能服しけり

前法の再來なるか紀伊守昔に替る今の御仕置

此紀伊守の祖父を法名を則宰と云仕置に仁も有り又嚴にして祖父に似ざるとの落首なり

○慶長十四年己酉二月島津中納言家久に命有て琉球國を攻らる大琉球小琉球あり其國閩越福建の地と相對し順風なれば七日にして其國々へ通船す薩州よりは三百五十里の海上順風には十日を過ずして着岸す秀吉公の時日本に通せしを大明にて是を聞て琉球を攻し故其後日本へ通航を絶する事十四年なり唐土にて順はずして東海の内に在一島なり此度神君家久に命じて攻させ給ふ家久の臣梓山權左衞門久高を大將とし平田太郎左衞門を副將として軍兵八千餘人出陣せり中山王も日本山と云所にて防戰す此地は日本境の山なり都よりは百里計り也日本勢打破りて押入る中山王力なく降參を乞ければ早船を以て家久に告ぐ島津家より駿府江戸へ使を馳て申上る五月中山王を生捕にし幷に其子姪妃妾をも捕へ國兵を治めて歸陣し中山王尙寧をば客館に置て懇に撫育し七月同行して兩府に參着せり中納言家久が功を奏せられて御下し文有て琉球國を賜る貢稅を收納有て代々其屬國となれり○島津家の祖は源二位賴朝卿の落胤にして世に傳はる所多し懷胎の婦人を畠山に預けらる重忠が家士本多次郎と謀りて猿亘何某に命じて西國の方に送り遣しけるに攝州住吉にて男子出生あり是薩州家の祖也重忠が仁心島津家の佳運ならずや右の猿亘氏は代々島津家の重臣として今に傳はれり此島津家世世勇武の譽れ高くして終に家勢を劣さず西國一の諸侯也又射藝を相傳する事久し嫡子七歲に至れば先犬追物を射る事先祖よりの家風と云京都將軍家官領以下を指南の家なり中頃中絕し小笠原家の書傳のみ世に用ひ來れり就中島津は騎射の法に委しされば正保

年中家光公彼家の犬追物御所望有て武州王子野に於て上覽あり近世島津家にて射法に名を知られたるは白倉七作と云又結城の家及川藏人と云るは三ツ物作り物等を委敷古傳を排へたる士也關東北國には此及川の傳を粗習ふ人あり此傳は下腹卷に白の單衣を頭項より被りて修行有と云島津家の射法とは少し替り體上の鎗など異なり美麗もなくして古風と見ゆる事多し三浦家杯も其家ながら今は聞も及ばず島津家との樣々流々有ば小笠原家の外云も傳へず薩州には八十外城とて琉球を始め島々に外城甚多し當時は百餘ケ所に及ぶ其中に和泉口高岡しぶく郡の城など云る四ケ所は大城にて士分計りも千人餘り守衞する事也其外の城々には二百騎五六百騎に至る皆農兵なりとぞ夫故鹿兒島の士よりは少し格式も劣りしと也古齊國に七十餘城とて夥敷聞へけるに今薩州には劣れり惣じて士太夫等の多き事外の大國に倍也と云ふかく島々多き故遠島する家士も多しとなり又家中の者貧窮して公私を辨せざる時には知行を賣と云賣と云事あり夫故に身分大身に成も有り又俄に小身に成人もあり財用足る時は知行を買戻しなどする事其子孫に至りても爲す事也此故に家中の若黨風情の者にも歷歷の人あり扨新參を召抱ても三代に及ばざれば鹿兒島へは入れぬと也薩州鎗島山と云所あり此山は神代の木花咲屋姫命神誕有しも此國にして其產屋は鎗島山と言也神武天皇社稷の神天種子命へ給せけるは則今の種ケ島にして貫收四萬石の所也代々種ケ島氏島主として薩州へ出仕せらる兵部尉時堯其嫡織部時正と云天文年中に南蠻國の客船種ケ島に漂流せし時其船中に本唐の儒五峯と云者乘來りし故書談通辭し鐵砲の傳をも委敷覺へたり是よりして日本に火器の大業をなしける○慶長十四年に日本の商船阿め港に至る彼地にてばん船の長加比丹直加盧等相談しけるは日本の商船年々此地に來たらば吾黨長崎に至らん時交易に利なからん事を思ひて潛かに計りて日本人上下百餘人を殺して大船代物等殘らず掠め取此中に有馬修理が家人三黨在しに潛かに遁れ出て辛うじて歸國せり有馬晴信此事を聞て關東に訴ふ右加比丹共有馬氏の家人遁れ歸りし事を知ず一人も殘さず殺したれば日本にては難船せしと思ふべしとて長崎へ渡來しけり時の奉行長谷川左兵衞藤廣大に悅で早々駿府

へ言上す神君忽らせ給ひ藤廣に仰付られて阿めこふの船を燒討に致すべきよし且有馬晴信にも命を承り早々長崎に到り藤廣と相議し宜しく取計らひ申べき由也依て西國の諸大名より數千艘の船を以て取圍み先加比丹を陸に上んとすれども上らず故に四方より押寄て燒討す彼舟に銃藥の箱有所を知て火矢を射る故忽ち火藥に火移りて船中一圓に燒亡す死人二百餘人白銀二十四萬兩白糸廿萬斤其外金の鎖り金の環の類數多沈む藤廣小舟を以無罪の蠻人を擇み阿め港へ返し來年も例の如に來るべき旨を申遣しける近年日本へ通商する外國二十ケ國計り也吾國往古より斯の如繁榮の事其例無と云り○正保四年丁亥六月廿一日長崎へほるとがるゆふより大船二艘渡來せり船毎に石火矢四十八挺舟の長さ艫より舳迄六十間横七間人數三百六十人也帆柱は二た抱程舟の造り方異國の軍船の樣子成由阿蘭陀人申上拜供船の長さ二十二間半深さ四間半帆柱は一と抱へ半程也右に付て諸侯七人より出せし軍船二百八十艘荷船五百七十九艘惣人數都合四萬九千五百四十人也然れども軍船には之無故に無異に相濟ける右異船の本國ほるとがるより長崎迄二萬六千里也○土佐の國松平土佐守には家風にて例年十一日乘初にて武者押あり國主も在國なれば甲冑にて乘出らる國士等殘りなく物の具を固め大手の門にて勢揃あり夫より次第を立諸士組々の指物して市中に武者押す其中に鄉士と稱する者八百騎あり是は長曾我部氏の家人にて彼國士の子孫なり各新開の田地三千石づゝ與へ置れ皆家老の組に屬せられ十一日には武者押の列に加ふ又同月十三日に具足祝と云事あり城を預り居家老三人あり一番はさかわの領主にて深尾因幡一萬石也高知より八里二番は八千石山內源藏宿毛を領す西の方四十里也三番五藤外記三千石あきの領主高知より東の方十里なり但しさかわと宿毛の兩所は城郭にてあきは城には非す屋敷構へ也何れも領地に住居し年始には出府し直に十三日迄在府すとなり當時諸國に斯の如壯觀なる事無見物の人も夥し土州は東西百里南北三十里又は二十里十五里計り有所も有て細長き國也とぞ○家綱公御誕生有し翌年三月惣御旅本を召されし故又御救ひ拜借ならんと存せし所將軍家には其頃御頭痛にて鉢卷を遊ばされ出御あり御旅本の諸士困窮仕果明日にも自然の事

出來せんに品川迄も參る事成間敷樣に聞召れたり左樣にては家光は何となるべきと思ふぞとの上意にて御涙を催されければ何れも有難と計りにて頭も上らず落涙袖を濕せり十年以前には御先代の御遺金百石に百兩宛給はりし上旅本中一同御加增下され又望み次第の拜借も叶ひたる故に困窮すべき故なしと上にも御不審に思召し奢る樣子上聞に達せしにより此上意も有しと也何れも御請延引致せしかば酒井忠勝進み出で度々の拜借は何の爲ぞや上の御用にも立んと勵むべきに今日の御番さへ勤まり兼るよし粗聞召し前々の御救ひに習ひて又々拜借仕るべくと思ひて油斷仕と見へたり向後御救ひは有まじきぞ面々取續く樣に末々の諸番人迄も申含すべし迎入御なり其後忠勝申さるゝは諸人困窮する事太平の御代故也亂世とは違ひ自然と費も多く奢侈もふへて家內一倍にもなる故に貧窮は是非もなし亂世には思ひの外なる得物等あれども泰平には切詰たる外に所務なき故小身の面々上へ歎かすして外に致すべき樣有まじ去程に子の親にあまへる樣に度々拜借下され是に習ひて幾度も願へば叶ふ者と思て放埒なるも有べし夫等をば御吟味なさるべし又人多き程諸品高直になるは太平の代の定りたる事也此上諸士の救ひ樣は有べし此節御評議有て惣御旅本の嫡子共御番人と云事あり新御番も此節より出來たると也○井伊直孝酒井忠勝板倉重宗松平信綱など老中の面々其間宜しからずとの沙汰世上にて申觸せしが上聞に達し此事以の外なることにて不忠の至りと上意有し所忠勝申上られしは私共御役儀相勤候に付公私ともに一和仕らず候ては叶はざる事勿論にて候但し餘所目には我々共互に不和成體を見せ置て同職の者の非を互に人に申さゝせ又は大名抔の心寄をも計り見申すべき爲に內々にて申合せ世上へ知れ候樣に示し合せ置候旨を言上有しかば家光公にも尤さも有べき事也此事申上候者の誤り也と仰せ有しを忠勝承りいや言上申せし者の誤りにはこれ無世間の人々に左樣に見へ申候樣に仕り置たる事にて候へば言上せし人は尤なる勤方忠信にて御座候と申上られしと也されば御他界の後も此人々水魚の如くして幼き將軍家を輔佐し奉り就中酒井忠勝松平信綱の兩人殉死せざる事を悔ける人多かりき此事家光公の思召にて右兩人幷に阿部忠秋久世廣之など御

遺言有し而々也然るを何角申す雖は彼忠臣の死せん事を伺ふ奴原が申す所也と云人ありけり

明良洪範續篇卷之四終

明良洪範續篇卷之五

○台德院樣には茶道を御好み遊ばされ小堀遠江守常に咫尺し奉る此人の宗匠として何事に寄らず物數抔も格別にて諸人の手本と成事多し御城中御數寄屋も遠州の差圖なりし寛永年中に御居間の脇に御學問所を建らるべしとて遠江守に仰付られ其造作出來し上覽有所に一向上意に叶はずして偏に茶屋圍の如くにして軒も卑し天非なども物ずき過て手せまに大樣なる事無りしかば思召相違して頓て作り替られ御張付などもさゞ砂子の泥引也しを墨繪にて四季耕作の形菓蔬の類に仰付られしと也其所仰に依て相應の物ずき有べき事也心得有べしと其頃の人評せりし○同御代に御鷹野に御出有し還御の節には諸大名衆諸物頭衆迄も不時の御目見に出らる其後西丸御隱居有し時六郷邊へ御鷹野の時各順路なれば諏訪部惣右衛門方へ寄合歸御之節御目見致さるべしと待合されける時横田甚右衛門大久保彦左衛門今村けた之介など咄されしに大久保彦左衛門はいな事を申さる甲州者にも三

河者にも臆病なるも又剛の者も有可何事にやと問ふ大久保曰惠林寺の奉加に入らざるは如何横田人は知らず我等方へは奉加に來らず若來りなばびたの百も遣すべき物をと云大久保迯たるが手柄ならば我等も迯べしと云是は高天神にての事也横田迯たる事なし落城の時は土手へ上り三番目にのきたり其時權現樣より人も殺さず好働きなりとの御狀を下れたりと云今村彦左衛門に向て高天神の事は其方は知べからず其時分には七郎右衛門が内の者にて參られ候と云大久保此方の事は申さず候とて挨拶無横田大久保相摸守事は何故に御勘氣を蒙りしや此間にては逆心也と云彦左衛門此事は上野介が障へし故也と申横田其ならば猶以臆病なり何とて上野介方へ行て打果さず哉と云口論次第に頻りて已に喧嘩になるべき樣子也しかば亭主の惣右衛門も甚困りて色々挨拶など致されしかども聞入なき故詮方なく未だ歸御の御沙汰は之無候得ども僞て座敷へ出上樣にははや黑田甲斐守門前迄入せられ候と申されし故此一言にて何れも早々坐を立て返られける諏訪部が作意尤なる事とぞ申ける○秀吉公毛利家と備中に對陣せられし時長谷川宗仁方より信長公の御生害有し旨注進の狀二月二日の午刻に京都より出飛脚同三日子の刻に秀吉公の陣所に到着す之に依て服心の者どもを呼潛に書狀を見せて各の了簡を尋らる何れも不意の變事故然と致したる答にも及ばず只當惑の體也其中に黑田孝高右書狀を見て當用の事抔をば一言も申さず秀吉公の膝元に這寄給ひ坐を叩きて打笑ひて扨々天の加護を得させ給ひぬ最早御心の儘に成たりと申ける衆人に異なる器量也○北條氏政の家老松田尾張は一老として大身なれども返忠せしを松田次男氏直へ訴へし故叛逆露顯し父子共に押込らる其後和談にて開城の時秀吉公如水を松田が次男左馬介事は父を訴へし者なれば誅し申す可と下知し給ふ如水聞違へし振にて惣領新六郎を殺して左馬介をば助け置しを殿下聞給ひて何とて新六郎を殺せしや左馬介は我に忠有尾張父子を氏直へ訴へたる憎き奴なれば殺せと申付しにと宣ふ如水某が承り違へしは不調法也去ながら新六郎事は譜代の主人を背きし者なれば武道に欠先祖の面迄穢し候得ば忠孝共になき無道者也左馬介は父には背きたれ共主人には忠有者也然ば左馬介と取違新六郎を殺

したりとて損とは申されまじく候と申上殿下聞給ひて西丸に御坐成され候事大猷院樣御在世の時ならばさぞ〳〵若君樣御側を離れざる樣に度々仰付らるべき御事也然る所當時御他界の後なればとてかゝる御不用心の折柄若君樣御側に老中一人も付添罷在す候事大猷院樣へ御奉公の爲に每晩泊り候と申されける聞人感涙を流せりとかや大猷院樣御在世に若君家綱公日光山へ御參詣遊ばされしに御幼年と申其上初めての御旅行なれば將軍家にも萬事殊の外御苦勞の御樣子なれば一里に一度宛御機嫌能御旅行之有段を申上其時伊豆守御城に泊り居られ夜中御門たち候て後は御門の地伏の際に居られて右附人一里每の御注進狀を持參せし時地伏の下より御狀箱を受取られて早早御前へ持參せらる是は若君樣の御安否を片時も早く大猷院樣の御耳に入申べきとの所存にて御門を明候樣を遲く存られ候故也此旨大猷院樣聞し召別して太儀に思召候段上意之有以來は地伏の際に罷在候事をば御止遊ばされける○伊豆守常には肩子肩衣を着用せられず並に頭巾をも冠り申されども評定所へ出席の時計りは態ともし肩衣に頭巾を着用有しと也是皆人々の爲に致され候事とぞ或時何事の故有てや

酒井長門守と不和なりしに此事或人知りて追從心にや伊豆守前にて長門守所行を申そしりければ伊豆守聞れて我等中惡敗人の噂を一言も聞事なし必らず我等が方にて長門守咄しは無用也と止められ我等と不和なるは私の事なりと申されける共噂せし人大に赤面されし又常に親しき人の事をも是は好人也とて推舉せらるゝ事なし外の老中に打任せ是非の取持など一言も申されし事はなく親類一族の中に若公事など有時には公儀へ出ざる前は隨分と精出し內證の相談世話致され其事調はずして表向へ出候得ば少しも構ひ申さずと也○每月廿日上野へ參詣致され大猷院樣御廟前に於て扇を敷て拜し申さるゝ時其扇の上に涙をはら〳〵と掛られ候事每度有しと也又恒に申されしは大猷院樣を日夜朝暮頭に頂き罷在と存候へば何事にても大猷院樣の上覽有んと恥か敷存られ候と也○大猷院樣御他界以後には人の來る時哉又は御用の之有候時には食事致され候ても飯を喰かけ其儘立出對面せられける夫ゆゑ後には家來共合點致し飯を喰仕廻れ候て用事をも申聞せけると也○伊豆守病氣付れ候節申され候は我病者に成候とて隱居など仰付られ候樣にとは少しも願はず何迄も相勤御城にて倒れ死せんこそ本望なれと申さる夫故每日登城として出らるゝ時今日御城にて病死せしならば加やう〳〵と委細家老共へ申置れける然るに病氣日を追て重く相成小便不通此事を歎き申さるゝは我等の病氣を上樣御尋有んに小便の事上聞に達んは如何也加やうの事を御耳へ入んは何とも恐入たる儀也と申ける其後彌病氣差重りければ養母子息抔枕に付添はる中にも養母の申さるゝは病氣の大切成ば申也只今迄は後世の事など一向に構ひ申さず候得ども此時なれば萬事打捨後世の爲に念佛し給へと進められしに伊豆守聞て御尤の事には候へども私事は幼年より召出され格別御恩を蒙りし者なればせめて其萬分の一も御恩を報じ申度常に心掛候得ども行屆申さずかゝる大病なれば猶更外の事のみ也されば少しも御奉公の事をこそ心掛申候らへ御奉公々々とは唱へ申すべく候中々念佛唱へ申候樣は無御座候と答へ申されける扨其後最早死も近し此上の願ひは何卒上の御精進日に病死致さぬ樣にとの事にて同じくは七日に死度と申さる是は妻女の銘日故子息達の精進日多く之無樣にとの

所存也とぞ十六日になり明日は權現樣御命日なれば何卒今日か明後日に死度との望み也しかば其日には藥をも用ひず死をのみ待れしに本意の如く十六日に死去せられしと也○福島正則は生得殘忍なる人也と申傳へけれども多くは酒狂也しとかや元來氣荒なる上に酒を過されし故益血氣登りて無法の行ひも多かりし酒氣の無時は思ひの外仁慈の事抔有けり酒過るに到ては人事を辨へずして秀吉公より拜領せし秘藏の鎗身を離さず所持せられしが不覺にして黑田の長臣毛利但馬に與へられける加樣の類ひ多し關東に候せられて酒惡し迚上方へ申遣し大坂より取寄らる掛りの役人吟味し船に積て士一人奉行として上乘し江戸へ送る一年此船難風にて八丈島へ漂流せしに波風荒く四五日が中は船を出す事叶はずして逗留せしに彼上乘せし者島へ上り其邊を見步行しける所に年の頃四十計なる丈高く脊黑みたるが出來り申樣其方には何迚此所へ來りしやと問彼士漂着せし由を語るに何用にて何方へ行やと云我等は福島左衞門大夫が者なるが主人の呑料の酒を乘せて江戶へ下る也と云にあはれ其酒を少し得させよ一盃を傾けて今の憂を

も晴し故郷の戀しきを忘るべしと云士聞て其方は流人なるや何の罪にて此島には來れる不便の事也と申ければ彼男今は包みても益なければ云也我は浮田秀家の果なりと云士驚きて扨々存せずして不禮を申たり御免有べし酒の事は易き御用也迚秀家の住居を見置船に返り思案しけるは主人より預りし物を私にせんは道に非ず又餘多の酒の中より抜取て遣すとも知る事はあらじ人にもよれ此人の世にましまさば我等如きに何迚酒の所望せられんや然るを主人の怒を恐れて少しの酒を送らん事は無下に本意ならず今かゝる所望に逢も身の不肖也と思ひ定めて酒一升に有合せたる干魚少し取添て水夫に持せ彼住居へ行少分には候得ども主人よりの預り物なれば心の儘にも成難し是にて御徒然を慰させ給へ迚贈りける程なく出船し江戶へ着し稟所役人に引渡し直に目付役の者方へ行て難風により八丈島へ吹よせられ秀家の所望に依て止事を得ず一樽を贈りし事も有の儘に云て上の御免もなく我儘の働き仕りし上は何分の罪科に仰付られ候とも聊恨み申すべきに非ずと云置て宿所へ歸る目付役も聞捨にもならざれば右の次第を申せしに正

則聞て其者呼出すべしと有しかば其身は元より役人共迄も短氣なる正則なれば定めて手討にせらるべしと思ひ居たり彼士も覺悟せし事なれば用意し出けるに正則前へ呼るゝ故臆する色もなく無刀に成て出ける近習の者は只今手討に成べし不便也と思居たり正則爰に來れと側近く呼て少しも怒れる氣色なく扨々汝はでかしたり一樽の酒は少分の事なり多く遣したりとも我等が事欠べきに非ず去ながら某指圖せざる者なれば遠慮せしは尤也若我手前を憚りて秀家が所望を達せざらんには定めて我客嵩成故汝如き者迄も我等が前を憚かりて與へざるよと渠に卑しまれるは無念の事也又餘多の樽より少しづゝ拔取て與へ其事隱し置候とも我何迚其を知べき其方律義なる故左樣のむさき心なきは神妙也とて甚機嫌能故存の外なる事也迚皆々叱きしと也此外にもやさしき事あり非義の行ひは皆醉狂の故也されば御改易の節も不義の士はなく何れも能義を守りしは常に諸士を憐み申されし故なるべし○正則の賤ケ嶽の働きは世に傳る所とは相違せる由なり元來は七本鎗の中にては之無候由此七本鎗の事にては自分にても常に不興なりし秀吉

公には石川兵助討死せし故六本なれば諸國への聞へもあれば何卒七本にし出度と仰せられし時糟谷内膳申されしは市松よく御座候半と申さる片桐市正も其段申上られ候故に秀吉公にも左樣にすべきやさらば七本に致し申すべく迚定まりけると也正則は鎗場は七本鎗とは場所違ひなりしと也され共正則は外の六人より高地を取猶子細の有事にや○正則の常に申されしは權現樣には加樣に秀賴公を御立置せられ候上は別儀は之有間敷候治部少輔が關ヶ原の一戰若勝利せしならば却て秀賴公をば三日とは置申間敷と申されける尤の事と人々申けり○長篠合戰の時稻葉一徹信長公に向て今度瀧澤川へ御出馬の事を德川殿より仰られしは不調法の御計らひ也其故は若信玄御働き有れば危き事也と申上られしに神君聞召仰には信長公御出馬の事は御出候へとは申上ず候又信玄の死去の事慥なる證據三つあり一には月に日も替らずして萬部の御經二年打續きて之有候事二には一兩年は例年に之無欠落備多く我等方へ參候事三には穴山の緣邊相違せし事右三ヶ條を以信玄の死去也と存候故御出馬の御內意成され候と御意也と其時に信長公一徹に

其身は何を知べきやと御叱り成され候されども權現樣御機嫌惡敷候樣には御陣屋へ御歸成され候て一徹が申分に付萬一此合戰御勝利之無ては御本意に有ずと思召御討死の御覺悟成され候て井伊兵部榊原小平太本多平八郎に仰られけるは其方共討死の御供仕候へとの御意之有何れも潔きよく御受せり又權現樣仰には何事も御無鍛練の儀は之無候へども武者ゆがけの止樣を未だ御存知之無候明日は御討死成され候時ゆがけの留樣御存知なきとの評判有ん事口惜く思召候間朝岡久兵衞を御使として小笠原家へ武者ゆがけの留樣を傳受に遣はされ候○台德院樣御鷹野遊ばされ御還りに鶴の御料理下し置れ野間玄繰にもたべさせよと上意有しかば則頂戴せしに玄繰有難さの餘り鶴の御汁を頂き過し頭より襟の廻りへ熱き汁を打かけし故さん〳〵の體成しを台德院樣御覽遊ばされ候へ共折節御脇差を頬杖に御突成され御座有しが其儘御寐りなされ候御樣子にて玄繰方をば御覽成されざりしと也是は迷惑仕べくとの思召れし故也○或正月年始御禮として駿府へ台德院樣より御名代として酒井左衞門尉を遣はされし時烏帽子の下に綿帽子を着用致せし所に如何してや烏帽子を落し申され候權現樣御機嫌惡敷候て佐渡守抔は老人と云又はだらけ者故綿帽子着用する事もこれ有左衞門尉抔が其眞似を致すは無用也我等事は隱居の身分なれば苦しからず候へども將軍家には東國西國とも登城致す所に左樣成不禮の體にては將軍外見を失ひ申さるべしさん〳〵の事なり畢竟將軍をたわけにする故也と仰有し御側に阿茶殿居られて取成申され候は昨夜左衞門方より申越候は風を引候故明日の登城は成申間敷との事故私より申遣し候御年始の御名代なれば一日にても延引有ては御心掛にも思召さるべく候間如何と存じ私の差圖にて風引候はゝ苦しかる間敷候間着物を澤山に着し綿帽子を着られ候樣にと申遣し候由申上られけれども權現樣御機嫌もなほり候由此御局は才智勝れたる婦人にて世に名高き人也此局の子息を神尾刑部と云ふ此人は殊の外なるうつけ人にて台德院樣より駿府の御城へ御移徙の時御使として此刑部を遣はされ萬事御城の樣子を覺へて歸り候へ西丸の御作事をも其如くに遊ばさるべくとの御事なり扨罷歸り候て御普請の樣子御尋ね成され候へば一つも覺へ申ず御座敷向の繪の

事御尋有しに皆忘れ何れも無事に罷在候哉と御尋有しに黒柳しゆかん病死せしと申すしゆかん相果候はゞ其親類共引込申べきの所左無事は御不審の由猶又御尋候へばしゆかんにてはなししゆかくと云者死したるを覺違へし也しゆかん事は其頃御賄奉行を相勤し由なり○天守の初まりは井樓より起る材木を丈夫に組上け塀を塗しが次第に高く大きに成後に天守と成り信長公の時安土にて初めて五重の天守出來し秀吉公の時に又々高大に七重となれり士屋敷へも古へは廻りを築地にせしを後世には昔しの多門の形を寫し長く建續けたれば多門とは云ずして長屋と云又石垣を築にあのふ築と云仕方あり江州にあのふと云所あり其所にて古へより右の五輪を切出し其外都て石切の上手多く有所也夫故信長公天守を建られし時同國の事故あのふより石工を多く呼寄仰付られしより諸國にても此を川ひしに次第に石垣の事上手に成て後には五輪を止て石地築のみを業としける以來は諸國にても通名になり石垣築者をあのふと云習はしける○秀吉公島津を征伐有て歸陣の後立花宗茂を殊の外賞美せられ若年なれども武勇は西國にて一人也と度々申出さる神君御上京有し時本多忠勝を召連られしやと有しに御供の由申させ給へば則召出され立花と引合せられ兩人東西にて無雙の勇士天下の能固めも也と賞せらるかゝりしは宗茂にも忠勝は老功なれば懇にせられ日々參會有て武道の咄を常に所望あり或時忠勝申されしは家康公には若く御座候時より何事にてもはき〳〵申されし事無御座候故もどかしく存罷在候然るに我等共段々年寄候に付自分の家來を仕立候にて存當り候惣じて上より下の事は能々見ゆる者にて御座候能見へ候に任せて善惡を申候ては下たる者は一切頭は上り申さず此所を家康公には御拂ひ有て下々を御厭ひ遊ばされたると存當り候夫故此事武藏守樣へも度々申聞候との咄し也

增譽曰伏見にて本多忠勝方へ台德院樣入らせられ候に付御相伴として立花宗茂にも參られける種々御馳走有て平家を語らる一谷落城にて忠度最期の段々國々のかり武者あれば一騎も落合ずと云所にて亭主忠勝申されしは武藏守樣を始め若き方には此所を肝要に御聞候らへ好き後學なりとぞ申されける

○秀吉公伏見御城へ御移徙成され候時御近習の面々に仰られ候は今日は火と云事を申す間敷候何事に寄らず火と云事申出し候者には急度過料錢を出させ申べしとの事也然るに前羽牢入御話しの時私事此間去所にて珍らしき茶の湯に合申候木の釜を掛候ての茶の湯に候らひしと申上る秀吉公其は火には焼候はぬかと仰られし時さらば過料錢を御出し成さるべくと申けるとかや○關ヶ原の時伏見御城より籠城の事抔委細に申上げる其使の者にはね橋は如何致せしやと御尋成され候へば早先達て引候由申上る樣現樣仰には此度の籠城は叶難かるべし其故は敵は大軍なればはね橋を引て入べき道無と見たらんには四方より一度に攻入べし左候はゝ小勢の城兵防ぎ難かるべしはね橋を引すして置なば諸軍渡さんとして一所に心を寄べし其時には防ぎ安かるべしかくてこそ籠城も成べけれと仰なり是は昔幾經の堀川館へ土佐坊が夜討せし時幾經小勢なれども少しも恐れず大門を開かせし放に敵盡く門より攻入んとして其外を攻ざりし放防ぐ事も安かりける此軍法と同意也其如く伏見の城一度に諸手より乘入し放大軍とは申ながら早々落城せしと也○岐阜の城を攻落せし時に二番乘は池田三左衛門也大將の自身一番乘は田中兵部又本丸を攻取しは黒田長政也此旨非伊兵部本多中務より委細言上有し池田が一番乘せし事を正則甚立腹し今度は我等に先手を仰付られしに池田が者共旗を投入一番に成候事無念の事也旗を投て功名にならば何程も投べきと申しける其時軍監たる非伊本多正則の氣色を見て申は池田が一番乘致されし迚さのみ高名にもあらず又貴殿の遲き迚ひけに非ず其故は池田事は此所の案内者なれば地理に功者なる故也其上城弱くして鉛を合せ候者もなければ何の働もなく功名とも申すべき樣なしと申せし故正則事少し顔色和ぎける所へ池田方より福島が方へ使を以て申越されけるは今日の一戰滯なく城を乘取事御同前に大悦たるべく候と也正則取次の者に申さるゝは池田が其口上の口へ糞を喰へと云取次も氣の毒に思ひしや聞ぬふりして又御返事はと申に正則又始の通申さるゝ故取次も立んとせし時側に細川越中守居られて池田が使者をば切て捨んと申さる正則何とて使者をば切べき彼者に科なしと言忠興いや〳〵只今貴殿の返事を使の者歸りて申さば池田定めて堪忍すべからず忽ち貴殿と喧嘩出來すべし然る時は天下分目の合戰なるに其事は脇に成り內府公の御爲然るべからずと申されしかば正則も理に折て成程尤なり如何樣とも貴殿宜き樣にとの事故忠興立出られ池田が使者に申さるゝは仰越さるゝ如く今日の合戰首尾能落城致し大悦同前に存候御手柄の事今に始ざる事哉し入候委細は面談の節申達すべくとの返事にて事無相濟けり此全忠興の取扱ひ宜しき故也と申あへり

此忠興には父幽齋にも勝りたる行狀多かりける後年豐前小倉の城主たりし時一歲領分大旱して一向に作物もなく百姓共餓死に及ばんとしける其旨役人共より訴へ當時の飢渴のみに非ず來年の手當も心元なしと申ければ忠興大に心痛せられ中々尋常の事にては屆かじ迚父幽齋より相傳せられし名物の茶器等殘す近臣に持せ京都へ遣し此品質物等に入金子調達し急變をしのぎ申度候へども其位にては行屆くまじければ好き相手を問合せ殘らず賣拂ひ候へとの事にて早々上京し候所望む者多く候へども名高き品にて天下の銘器なれば後難を恐れ所詮表向にて買求めん迚諸司代板倉殿へ伺ひ候へば周防守聞れて其茶器の由緒は何れにも致せ當時歷歷の細川家にて賣拂はれ候と有なれば別條之無事也所望の者は勝手次第買取べし代金等の事相濟し上にては我等も一覽すべし名のみ聞及びたる計りにて今迄見ざりしに幸の事と申されし故扨は氣遣ひなし迚有德成者ども爭ひて求めける右金子早々大坂へ持せ遣し米麥を始め何に因ず食に成べき品品を金子限りに買調へ船にて小倉に差下し殘らず領中へ分け與へし故大勢の者共飢を助りけると也此事諸國に隱れなく沙汰し喊に國郡の主たる人の手本也と此忠興の事を賞美しけりされば其仁政の餘慶にて加藤肥後守の斷絕せし跡を此人に給はりけり

○長篠の合戰は勝頼が血氣故に馬塲美濃守良策を用ひずして無法の軍を致されし計りに非ず勝頼長閑共に敵の謀に陷入て敗軍せし也勝頼愚將なれども負べき軍を好んや長閑も佞人なれども主君の敗軍を願はんや兩人とも敵に欺れ謀に乘りし也されば美濃守が計略を惡しきと思ひしにも有ねど主從ともに心中に

賴み思ふ所有し故に勝頼一途に思はれ三臣の諫言をも用ひられずと也元來信長公聞者を入て長坂跡部が利慾にふけり前後の辨へなきと勝頼父子とは大に違ひて無分別なるを捜り知て佐久間右衛門尉と計りて内通させ長坂が同心河合某に便り種々祕計をなす長坂例の慾心にて同意はせしかども眞僞を疑ふ右衛門信長の前にて誓紙を關へ遣す故長坂實と心得其悦び勝頼に取成元より長坂が申事故信用せられ右衛門方より光忠の脇差を贈りていよ〳〵頼み入由申遣し置て時節を待所に奥平父子勝頼に背き家康公へ降る兩將御内談有て長篠を攻取奥平を入置給ふ是は勝頼を引出し打果さんとの事也案の如く勝頼は長篠を啟にさへ取られしさへ口惜く思ふ矢先なるに憎く思はるゝ奥平が長篠に籠ると聞て例の血氣頭に廻り亡父の遺言老臣の諫をも用ひずして出陣也徳川公より小栗を以て此事仰遣はされしかども信長武田方への聞へを厭ひて早々出馬との御返事なく家康公信長の内存は御合點なれども元來表裏の事多き人なれば虚實を能能糺し來るべし迚弓矢功者なる酒井左衛門を遣さる忠次岐阜へ參りたれども例に違ひて對面もなく取次を以て口上を聞給ひおとな共の中誰か居たると尋らるゝに毛利河内佐久間右衛門能在由申共者を使にて家康公より度々出馬すべしと催促也此度も出まじきか又は出馬すべきか存寄を申べしと也河内申は御出馬無用也と言佐久間は御出馬然可と云則其旨を申上る信長武功有河内は無用と止め智惠才覺計りにて場數なき右衛門が進るは心得難し直に尋ぬ可とて兩人を呼近習の輩の聞所にて聞給ふ河内が曰く味方は大軍なれども新參の集り勢也武田は小勢なれども練兵なり是一つ長篠は場所あしく大軍の欠引自由ならず小勢に利あり今謀を以て引出とも馬場山縣内藤武遊功者の面々勝頼を諫めて出すべからず然る時は徒に御對陣ならんか武田方瀧川遊に守を置て長篠を攻落しなば當家と徳川兩旗にて然も敵に倍々の大軍にて後詰をしながら目前に城兵を攻殺させ業一つもなくしておめ〳〵と御馬を返されん事天下の嘲りを受らるべしさあれば迚無理なる御一戰成さらば必定御負になるべしと云佐久間曰く毛利が申す所一理有と雖も若御出馬なくば乘て取交されし御誓紙は水の泡と成家康公には武田と合體すべし然らば御當家甚だ危

からん唯勝ても負ても御出馬然るべしと申信長聞て成程面白き右衛門が云分也早々出馬有べしと御返事あり是等の評定は押出したる事なれば諸人も聞所也甲州の間者聞出し勝頼に告る又佐久間方よりも一書にして長篠に贈る所に少しも相違なし信長出馬せられしに長篠縄かの道を七日かゝりて押付らる勝頼の陣より四五里隔て遠々と陣し其上に柵を二重に結びて專ら用心の體なり佐久間方より兼々申通じ貴方を恐れてかくの如し五萬餘の軍兵皆逆支度の外他事なし又主人を始め老臣等迄も此度の後詰毛頭心なしと云唯徳川家の届の爲止事なくして出馬せられし事なれば其方より押掛られ柵一重引破りて見せられなば雜兵等忽ち裏崩れすべし左あらば先手の者も元より臆病神の付たる事故堪へるまじ某御奉公に信長を進めて此所に引出し其上頸合を見合裏切すべし此御恩賞に本領は勿論美濃國御手に入らば一萬貫御加恩有べしとの御墨付並貴殿よりも相違有間敷旨誓紙を給はるべしと申遣しければ長坂彌悦び勝頼へ申佐久間が望の如くに約を堅くせしと也長坂は大俟人なれば己が計略を以て今度の一戰勝利となし老臣共に以來口を閉させん事を第一と心掛隱密にして少しも洩さず勝頼も亦長坂が申旨を信じ且は家老共の異見を破らんとの事を思はれし故祕して置れければ馬塲山縣等は夢にも知らず只勝頼例の血氣と計り心得て終に大敗軍を引出せしと也○薩摩守忠吉卿には初めの名を下野殿と申せり彌匣物多く出來候由仰られしに權現樣然らば領地の儀に且は美濃か尾張と改め申すべくと御意有しに美濃尾張とは死する事なれば彌不吉迚嫌はれ候權現樣御聞なされ扨々六ケ敷事を申者也さらば心任せに付候得と御意にて薩摩守と付られ候由果して御短命なりし○大坂夏御陣に權現樣は二條より御出馬にて台徳院樣は伏見より御出成され候間御先へ御着成され候はゝ御迎ひに御出で神君には何方に私儀は如何と御尋成され候へば神君には岡山へ御越成さるべくとの御事也台徳院樣思召には岡山は敵間遠く候故御快思召されず候に付又右の如く御尋成され候神君御意には最早日も八つに下り候に此大軍何となり申べき哉くどき事を申され候と御叱り成され候其時本多佐渡守馬に乘台徳院樣には御歩行にて御座成され候佐渡守申は兎角神君次第になさるべ

く候能き軍法を御習ひ候と申され候

明良洪範續篇卷之五 終

明良洪範續篇卷之六

○立花宗茂の部將に天野源右衛門と云者あり武勇勝れて朝鮮にても度々手に合たる功者也關ケ原の役に立花家一旦祿を除かれし故家士各退散し一老の小野和泉を始め加藤清正に仕ふ天野事は京都に住居して有馬へ湯治しける時寺澤志摩守廣高にも入湯せられける徒然の時ふと參會有しより天野が武功を聞屆けられ廣高は武邊の心懸人に勝れし名將にて名ある人を望まれければ一向に誘ひ客分として島原に伴ひ歸り祿は千石を與えらる或時廣高古戰の咄し有しに其方事先手古主宗茂に從ひ朝鮮にて手に合し事幷に立花氏の働きも咄し候えと望まれしに天野申は在陣前後七ヶ年の間故前後になりけるも候得ば豫て心覺に書置たる者是有候御覽候得とて出しける書に曰文祿年中秀吉公朝鮮征伐として宗徒の大名數十人其勢十三萬餘騎進發す秀吉にも肥前國名古屋に在陣あり惣大將として浮田秀家毛利輝元の兩將先陣は加藤清正小西行長也先手合に釜山海登萊かの城を攻落し諸將

會合して評議あり秀家諸將に向て此所迄着陣せし事一左右を申上候下知を承りて働くべきや又此儘に都城へ押寄んやと申さる福島正則進み出て申は今度日本の地を離れ異國に赴くより命を君に奉り骸を朝鮮に曝さんと思ひ定て候おこが間敗候得共三千の兵を一致にして命を輕んずる時は萬卒も敗るに安しと云事あり況や十萬餘の人數進んで戰を決せん事何の不足か有んと申さる加藤清正抑武具を肩に懸し者戰場にて誰か命を惜むべき然ば各身命を輕ずる事は勿論也唯進むべからずして進み止るべからずして止りて其時宜を失はんは上の御爲又は日本の瑕瑾也只今評議する處は其宜に付て衆議を一致せん爲也福島殿言葉近頃傍若無人也と申されしかば互に異論に及びしを列座の人々制して和順せしむ時に小早川隆景主人宗茂に申されしは御邊は既に西國一の武勇と秀吉公にも仰せ有し程の人なれば若年也と雖も所存を遠慮なく申され候得と有しに左近も再々辭しけれども諸將強て申されし故宗茂某が申事御用には立まじく候得ども申されば其命を受ざるに似たれば愚意を申すべく候某手の生捕の者に都城迄の樣子を尋ね候得ば遙々遣き由を申出候多人數は不日に聚らぬ者にて候若詮議に日數を重ね都への出陣延引せば朝鮮の大軍都城に集り味方の行先の難所々々にて防ぎ候はゝ忌忌敷大事なるべし然れば一刻も早く都へ打入申さん事此節の急務なるべしと申さる何れも尤の事也然ども朝鮮の都へ人數の聚まる有無は如何有べきやと申さるされば其事に候若此國の大軍聚りたらんには釜山海登萊等の城々に多勢を籠置防き申べき事にて候然るに皆々小勢なるは未だ此國の大軍は集り申さぬと存られ候と有しかば實尤とて一同都へ進發也案の如く朝鮮國王無勢にして防戰ならず承州と云所へ落行ぬ其後大明より加勢として大軍を差遣す日本よりも又六萬餘騎を渡海せしむ大明の加勢其功無由彼國の帝王に聞へしかば安からぬ事に思はれ此度は李如松と云者を惣大將として二十萬騎を差向る所々より人數聚まり朝鮮の軍兵も馳加り都合五十萬餘に及べり文祿二年正月七日の事なりし小西が居城を取圍みける行長大軍に敵し難く家人大勢討れてばら〳〵と城に逃入明兵王城をも攻んとす去れども日本の兵機健なるに恐れ左右なくは攻ず又明兵の大軍に機を呑

れて此方よりも得かゝらず互に物見のせり合計り也
先手の番手は加藤遠江守前野但馬守也敵陣の様子を
見るに日本の軍勢は多き時も十萬に餘る事は稀也近
年秀吉公の御人數は上古にも例なき大軍と雖も夫よ
りは猶增て四十萬に餘る大軍なれば目も及び難き體
なれば兩將も恐れて戰ふべき心なき處に明兵より物
見を出す様に見せて俄に六七手計り堅固に備へ懸り
來れば加藤前野の兩人一陣もせず敗軍せり其後は誰
も先手に出んと云者なし小早川隆景申さるゝは小勢
にては候得ども立花こそ先陣仕ても誤まる間敷仁と
存候其故は父元就が代に大友と合戰せし事度々なり
し或時元就四萬餘騎を卒し出陣す大友義鎭三萬餘騎
にて筑前國多々良濱にして軍を分る事八つにして戰
ひしに大友が陣七備迄敗れし處左近が親伯耆守綾に
二三千騎にて六七千の敵を切崩し大友が勝利となせ
し事九國中國迄も其隱れなく候されば左近は其子に
して又身に取ても稀代の譽れ有其上家人にもさこそ
覺の有者も有らめ立花が三千餘人は一萬にも勝るべ
きなれば唯左近然るべしと申さる諸將も同意有左近
若輩の某加様の先手を仕る事覺束なく候併何れもの
仰せを用ひざるも如何に候去ながら但馬守遠江守が
如くたやすく引取候事は致し難く候時宜により一戰
仕るべく候此事無用とならば家來計りも差出候はん
と也諸將出られずしては叶ひ難ししかし一戰を始め
らるゝ事堅く無用に候と再三申さる委細承り候然れ
ども敵討悪なば是非なく一戰仕るべくと有しかば各
其時には早々注進有べしと衆議一決し陣屋に歸られ
宗徒を聚めて宗茂が一命こそ今宵限り也當功の好み
なれば各我等と生死一同にすべし今夜能々したゝめ
て明朝大明朝鮮の大軍に向ひ十死一生の戰をなし當
家の興亡を極めんとこそ思ひ定めたれ方々如何と申
さる小野和泉池邊就右衛門内田忠兵衛十時但馬抔と
云者共進み出で晴一期の思ひ出にて候日本を離れ異
國の地に骸を晒さん事何より本望也と勇みける中に
小野和泉申は明日の軍は一定味方の勝利にて候其故
は昨日も家來を出し見せ候處但馬守殿遠江守殿人數
は大敵の有様を見て働くにてもなく崩れ立て引たる
を慥に見屆け參り候然らば明日此方より物見を出し
敵の様子を窺ひなば敵にも昨日の如くひそかに備を
出し一戰をなすべき様もなく其時某が一手に誰ぞ一

頭相添らへ候へ御旗本迄もなく某が一手にて手ひど
く一戰を仕らばたやすく敵を追崩し申すべし敵の機
を失はむには大軍たりとも必定打勝べし若し又仕損
じたらん時は敵備を亂して追來候べし其時中備御旗
本にて押返し一戰を聞られば追欠し敵を切崩さるべ
し兎角某御先を仕るべしと申す宗茂の一老なる上に
大關にも日本又者の内七本鎗柱と仰せられし程の和
泉なれば誰有て異儀に及ばず立花二左衛門を和泉が
相備の如く備を分て合戰せば爰かしこに押隔てられ
て當るべし唯前中後と三備に立て然るべしと申すに
宗茂にも左思ふ迚先備は小野と立花中備は十時傳右
衛門内田忠左衛門後備は旗本也舍弟高橋彌七郎も旗
本にあり斯の如くの定也黑田長政には其日南天門の
守護也しが日暮て隆景の陣所に參られ宗茂を招て明
日是非一戰と定めらるゝ由大に宜からずと申さる宗
茂所詮敵の色を見ずしては申難し敵を見切て時宜に
依て兎も角も仕らんと申さるゝに隆景も長政が申條
尤に候合戰初められ候らはゝ早々告らるべし迚歸ら
れける宗茂は其夜丑刻計に十時但馬森下備中の二人
に足輕二三十人相添て物見に出さるが敵近く押行伺
ふに人數を爰彼處に伏置たり十時森下功者なるによ
り其色を悟る小高き所に上り鐵炮五六挺打懸し故伏
兵共大に驅く高き所に少し森の有に敵二三百騎も伏
せて有らんと見へし故態と鐵炮を打せずして兩人手
勢四五十騎一度に欠入しかば敵足立もなく敗北せり
其儘六七町引取態と注進せしは敵兵一萬餘り宵より
押出し人數を伏置候夜明に相成候らはゝ諸將は軍に
て續き申可候間只今早々御馬を出され右の先勢を追
拂はるべきやと申越ければ其儘宗茂人數を押出し都
より三里程も出たらんと思ふ頃に日出にけり既に敵
間近く成て鉄を合せし時に中備の十時傳右衛門唯一
人先備に欠來り和泉に向て申は先陣を中備に繰替ら
れ某に仰せ付られ玉はれと申ければ和泉大に腹を立
て御邊は軍法を破る耳に非ず何の覺が有て此和泉を
打越て先へ出んとは申さるゝや十時云今日の一戰は
尋常ならず自己の爲に申さば諸神も照覽有ん敵は目
に餘る程の大軍にて候得ば何に各勇氣を勵れ候共人
の氣根には限有事なれば御兩人の内一人にても缺ら
れなば宗茂公の備大に弱るべきにて候得ば某先を仕
り勝敗に付て備の亂れん時に各懸りて一戰一定味方

の利運と存じ候又今日は大方日本高麗分めの軍と相見候得ば日本の爲且は宗茂公の御爲にて候得ば加樣に申にて候八幡大菩薩私の軍功を望む爲にては非ずと申ければ和泉を始め各感涙を流し早々備を繰替傳右衛門に先を譲りける此合戰初ると都城へ注進有しかば毛利輝元備前宰相小早川隆景を先として各人數を押出せり宗茂には備を三つに分て我身は前に川後に森を控へて備たり先手と間を隔る事廿町計り也敵勢五六十騎鋒矢に備て徐かに懸る先手八百餘一面に九く備へ相懸りに懸る敵近付と比しく天野源右衛門三十騎計りにて欠寄て見候得ば尺寸の間もなく堅く備へたる敵なれば馬を入べき樣もなく既に引返さんとする處に十時傳右衛門内田忠兵衛と名乘て馬を欠寄鎗を用て眞先に控へし敵を投突にして其儘馬を乘込五六騎切て落す某も一所に乘込其外も皆々馬を入七八十騎切て落せば敵軍どつと崩れて引退く處に左の方より敵兵二三千徐に備て攻懸る何も此敵に向はんと馬の鼻を立直す處に又右の森蔭より敵二三千出來り徐に懸る味方も左右に分て備を立る處初め崩れし敵の跡より又六七千計り急に攻懸る依て三方の敵を防ぎ兼て見えし時傳右衛門下知して惣勢を一所に聚め敵近付なば間近に取引一方に向て戰はゞ三方の敵味方を小勢と見て取圍むべし其時必死に成て切拔中備迄引取なば敵は自然と三備に亂れて追來るべし其時中備入替て戰はゞ此敵をば容易に追崩すべしと大音に下知し一所に備へて待かけたり敵は近々押來り大筒を打かけ黑煙を立おめきて掛る味方も氣を屈せずして左右の敵には目も掛ず前より掛る敵六七千の中へ一文字に欠入戰へば左右の敵一つに成て跡を取切んとせし故一度に取て返し其敵中を切拔け中備迄引取たり此時傳右衛門は重手を負て終に死せり

高名記には此時十時傳右衛門池邊就右衛門を始め軍兵十餘人討死せりとあり

其外手負死人百餘人也小野和泉入替て戰へども敵大軍にて氣に乘じたるにあれば左右なく崩れず既に危く見えし所に宗茂の旗本二千餘騎一度に欠付其間三町計を置餘波をどつと上げ左の方より横鎗に懸らるを見て敵陣一度に崩れて引退く宗茂八百餘騎堅固に備へ殘勢にて追討に打せらる敵を討事一千餘人此時池邊就右衛門を始めとして究竟の手の者ども十餘

人戰死す其外手負死人二百餘に及べり此戰ひ今朝の卯の刻に始まり巳の半刻程に終りぬ宗茂も暫く人馬の息を休て扣へらる其時某申せしは何れも働前にて候是に篠飯を持て候參る間敗やと云ば何れも功者の衆望なしと云宗茂是を聞て持參すべしと申されし故和泉に試をして參られ候得迚差出せしを和泉丸飯を一つ取て漸に喰たり宗茂は丸飯を三つ取て少しも替りなく常の如くに食せらる某も一つ取て喰はんとすれども喰はれずして終に捨たり此時宗茂の器量の尊常ならざる事を知れり

此時宗茂二十五才なりし宗虎と稱せられし頃なれども高名記には宗茂とあり

かゝる處に黑田長政大谷吉隆兩人來られ最前申せし如く其邊に人數一手を以て數萬の敵に向て勝負を決せらるゝ事不敵に候然も攻勢も緩かざるに只今の勝利驕入候何樣敵は先勢を討せて立腹し大勢押來るべきなれば小勢と云手負死人も多かるべければ早々引取然るべし今朝より一戰の功は誰人か是に勝るべき又御邊大敵と戰はるゝを見ながら跡に扣へたるを臆したりとこそ思召さるべけれども八幡大菩薩左には非す御存の如く我等は南天門の守護なれば親敵申談ずる事故若卒示の働もあらば押とめ申べき爲に人數をば殘し置小勢にて參りたり然ながら此期に及んでは二所に兎も角もと存ずれども流石に一城をも領する長政が立花家の旗に付ん事も口惜も存てひかへける萬一勝利なくば小勢たりとも某も一戰を決し骸を晒さんと思ひ定めしに只今の御働感ずるに餘り有と申さる吉隆申けるは小勢なる上に諸將の勢未だ一人も來らず先々理を曲て引取べしと再三申さる宗茂は某人數餘り勢ひ過て程遠く敵を追行候得ば未だ一人も歸り來らず某行向て下知を加へ引取べし各は疾に御引有べしと也吉隆長政にも御引有て人數を召具し來らるべしと申さる時に長政只今も申せし如く宗茂の一戰を是非なく扣へ有しさへ無念なるに今引ん事は末代長政が瑕瑾と存ずる間得引まじと申さる宗茂も色々と申されし時然らば我等人數を連參る迄合戰始めらるべからず迚兩人は歸らる扨都城の諸軍勢は其日の午の刻計りに隆景を先として押來る日本惣勢の第一は立花宗茂二陣は小早川三陣は浮田秀家也夫より段々に備ふ明兵の樣子は程遠ければ分明には見

えされども荒積りにも三十萬も有んかと見えたり宗茂陣場の向二里計り隔て小高き處あり敵越る時は大山の森たるが如く見えける三陣に扣へし秀家の軍勢八千計り宗茂より先へ押出し一戰を始めんと進み出て見へしが大軍の樣子を見て案に相違して見へしが追はるゝともなく四五町程引退たり此時毛利家の先陣三備より宗茂へ軍使を遣し申けるは秀家の押出されしは定めて先をせんとの爲なるべし立花公には今朝も潔ぎ能一戰を懸られたれば今は此方へ先を給はり候得共上浮田と毛利は雌雄を爭ふ事なれば是非とも先を仕度候間御免あれかしと申越ける立花家の答へには今日の合戰には幾度も當家こそ先陣なるべけれ誰にか先を渡すべき事存も寄らぬ事也と申あへり宗茂聞て何れも愚かなる事を云者哉私の功を思へばこそ前後の軍もあれ勝利にさへなるならば誰に先手をさせても上への忠ぞかし其上彼者ども先をしたれば迚利を得ん事思ひも寄ず迚望みの如く先陣を免されける小早川の先手粟屋四郎兵衞足場を改め備を立敵を待程なく明兵二萬計りと見え五つに分て陣をなし人數徐々として勢ひ殊の外に見えたり間近く成て拍子を揃へ太鼓をならし大筒を打掛黑煙りを立て押來り毛利の先手一さゝへもせず敗軍せり今朝宗茂の先手十時傳右衞門小野和泉抔が働には似も付ぬ事ども也其時小野和泉時分は能候と申せども宗茂兎角の返事もなく牀机に憑り敵を見て居らるゝ暫く有て某時分を忘るべきやと申せし時宗茂きつと白眼て何をか知迚立も上られず又暫くありて時分遲なはるべきやと申時敵合今少し遠く其上毛利家の者共足輕ひに成んされば殘らず引取せ高名も不覺も紛れぬ樣に我が一手を以て鉾を合せんと申されければ和泉を始め何れも感心して扣へ居たり又少し間有て時分好ぞとて立上り此度は前後の備分もなく二千餘の勢を一所に備へ先を爭ひて一騎がけすべからず下知なくして鐵炮抔打べからずと堅く下知し足並を揃へて進みたり敵は瀰勢ひ懸つて毛利勢の崩れ引たる跡を亂さず徐に押來るに此方の勢の立樣を見て敵軍少しひるむと見えたり間近成しかば鐵炮二百挺入かへし三度打せければ敵勢色めくと見えし處へ二千餘騎拔連て欠入忽ち四五百騎計り一度に切落せしかば二萬計り向敵軍足並もなく敗北せり宗茂忽ち下知して追せける

是に依て跡に續きし數萬の敵兵も同士崩れに成て一返しもせず其中にて踏留んとする處を透さず押懸け入替々々切崩す事都合三ケ度也行先に大なる川あり寒國故氷厚く張詰て常は往還の者共上を渡けるに右の大軍追計りにて一度に迯入し事なれば氷を踏くだきて人馬共水に溺れて死する者幾千萬と云數を知らず始に押來りし敵の惣勢二三十萬騎も有んと見へしが纔かに二三萬計りに打なされ川向ふに四五萬騎にて扣たる味方の中に欠入りてほう〳〵の體にて引退く處に毛利家の惣軍二三萬騎押來る敵は彌々敗北しけり文祿二年正月六日の晩景に立花家の一手を以て勝利と成る是は日本と高麗雌雄の大合戰也抑本朝に於て源平兩家の爭ひより元龜の亂近くは天文の戰ひ以來勇剛の名將多しと雖も未だ加程の働有し事を承らず纔か二三千に足らぬ小勢にて三十萬に餘る敵を敗りし働有ども侵人多くして一旦宗茂の忠戰を拒む然れども天監明かに悉く上聞に達し秀吉公大いに感じ玉ひぬ凡朝鮮陣中軍忠の諸將多しと雖も他家の人人は大勢にて合戰す立花家は小勢を以て諸將に抽でたる大功をなす又朝鮮にて第一の働きは加藤清正立花宗茂也第一の侵人は小西行長也彼國に渡海せし輩誰人か是を知ざるべき此頃樣々の沙汰有と雖も虛說多して實少なし皆賄賂に依が故也後鑑の爲に實を求めて書認申候寺澤廣高此書を見られ宗茂の武功聞及びしよりは遙かに增りて感じ入たり汝が書留故に我等も大に心得し事有とぞ謝せられける此志摩守は古の良將にも恥ざる行狀也未明に起出られ家老共に逢て家中より領內の事抔聞屆夫より馬場に出て飯前に自分乘馬あり朝食し終れば鉾を遣ひ劍術をなす冬は塞中三十日の間射を能する者に命じて若き者どもの師範として習はしむ其時にも先自身卷藁を射て夫より家士順々に是を射る夏は鐵炮の稽古を第一として水練をも習はしむ此時には一汁二菜の麁食を稽古の士と一所に食して外に美味を求めず若黨の間に公用等有れば夜武藝をなす此時にも粥或は團子等にて其勢を慰是も乘士と共に食す公私の急務無時は酉の刻には寢所に入夜は人の臥べき定め也然るに世の人無用の夜話に精神も勞れ明日の勤に怠る事は甚以不心懸也と常々申されけり扨在邑の年には國中を巡見し民の苦樂を訪ひ郡村方の奉行に命じて兼てより水旱の

手當をなさしめ年貢公役等の事にも片落なき樣に心付られ公儀より御暇を下され在國するは遊山振水の爲には非ず一年江戸に詰て領分の政事を聞事なき故也法度制令等に非分有ば士民共に恨みを含む是亂の端也公儀にても此處を思召して在國の事仰せ出され候儀也然るに惡敗心得て自分の樂のみを第一として茶の湯連歌を好みて政務を等閑に致すは公儀の御心にも違ひ自分の爲にも宜しからず百姓の事も代官共の申す計りにては屆かぬ事あり自身に巡りて見ざれば耕作の善惡人の風俗も分り難しと申されけり又唐津は畑多き所にて麥のみなれば夏の中は大方麥飯を食せらる城主よりして斯の如くなれば下々迄も此を喰ふ衣類は上下とも皆木綿也何事も皆自身に行ひ出さるゝ故人能く伏しけると也

松平肥後守正之の家士に田中三郎兵衛と云人あり此人四代の祖は寺澤廣高の浪人也會津公開及び玉ひて三千石にて招かれ老臣とせらる三郎兵衛常に申けるは先主廣高の行狀を思へば誠に感涙に堪たる事ども多かり十二萬石の身分として奥方迄も木綿衣服也年始杯の規式と雖も鹽魚又は干魚也斯の如く儉約かと思へば千石取の士四十人有平日共に萬一變事ある時にはとて建られたる家法也然るに其子兵庫頭殿には父とは大に違ひたる人故あの如く身上を果しけり廣高には少しも惡敗事はなかりしと語りき

○近藤登之助が嫡男同甚左衛門事志を立たる子細は甚左衛門事天和年中御近習に召仕はれける或時將軍家馬場へ出御有しに惣て舍人杯の御目通りへ出る事なく御小納戸の役として御馬の口を取鐙を押え乘せ參らする事也又は近習の面々打込に乘る時は互に口を取あぶみを押なぞする事是等も前々より例の由然るに小川吉之丞と云ひし猿樂の太夫有り子細有て去る延寶年中發心して正榮と號し中山の本妙法花源寺に引籠り居たるを召出され還俗仰付られ小濱何某と呼近習しける天和三年の春馬場の供奉に召連らる折しも近藤甚左衛門が率て出たる御馬を玉はりて乘ければ甚左衛門あぶみを押へ口を取て乘せけるに元より武士の禮義を聊か知らぬ役者坊主返の事なれば無骨成上に近藤が介抱するを下人の如く心得て不禮の事多かりしに甚左衛門退出し父翁の前に出て右之次第を委細申聞猿樂の舞する馬の口取事誠に武の冥加につき果たると存詰たり切腹仕らんと望みければ老父聞て親の子を思ふ不便至極なれども時節到來是非もなし尤の申分也自害せよと進めければ見事に切腹しけると也かゝる不幸に氣力もつきけるにや其後間もなく死去なりし又同じ御近習の中にも山川角之丞は馬場にて御通りの道に馬甚の有しを手にて取拾けるを上覽有しが程なく御先手物頭に仰せ付られし元祿年中には猿樂たりし喜多長太夫が謠曲御意に入て終に中條河內守と號し御廊下番頭迄に經上り藤本源右衞門には御小姓となり筑後守と召れけりかゝる幸ひども多ければ甚左衛門事存命せば何なる仕合か有べき物をと惜み申人も多かりしされば名を惜む故に志を立たる處火丈夫にして武士たる者の鑑みるべき處也○寺澤廣高の臣池田市郎兵衞と云るは四百石領せしが武功も多く其上志し淸正にして武道の嗜みも深く賴母敷勇士なれば三千石與へんと有しに固辭して請ず席高も立腹せられけれども池田少しも驚かすして曰我等只今迄假初にも表裏なる行ひをせず此事佛神に誓ひて念願し言行とも少しも虛僞なし身にも應せぬ高祿を玉はりても其實なき時は主君を欺むくにて心に恥る處也迚再三に及べども受ず其實發世人の及ぶ處に非ずと也又明智光秀が臣野々山彥助後年丹波と號す此者實義第一にて假初にも虛を嫌ひたる人也或時中國尼子の家士山中鹿之助信長公に隨身し尼子家再興の事を願ひ明智に附て推擧を望み尾州に來りし時彥助悅で私宅に招ぎ茶を進め敬屈して申けるは貴殿には武邊の譽れ並びなき御方なれば尋ね申度事の候我等事武役を三度勤候得ども其場の次第前後とも分明に覺申す候是偏に武勇淺くして生得臆病なる故に候無念至極にて候此事傍輩にも恥かしく存候間物語仕らず候貴邊には首の供養迄成されたる御方なれば態々申入此事御尋申度又は我等が生得臆病の處をも御指南に預度此仕合にて候と眞實面に顯れ賴ける樣子を見て鹿之助大に感じ扨々僞りなき申分誠に珍敗勇士也其心掛にては首供養も致さるべき事末賴母しき所存也貴邊の實發に對し有體に申べし我迚も初陣より以來首を取事四五度の間は貴方と同じく前後の辨へも無りし其後七八度に及びて夜の明たるが如くに成自分の働きより人々の剛臆迄も明らか

に見えし故戰功の善惡をも申定め十度の上に成ては常の如くに覺えし此等の事は武士たる者の誰々も口外致さぬ事なれども今貴邊の實義に對し心底を殘さず申事也と云れしと也○家綱公御代松平伊豆守信綱專ら御政事執行はれし時將軍家には未だ御年若にて御座成され萬事御大切にのみ取扱ふ折なれば同役中へ雜談の席に惣じて諸大名よりの音物は堅く請申さぬが好と存じ候間以來は申合音物受納す間鋪由を諸侯の留守居共へ申渡すべしと有し時豐後守忠秋申さるゝは成程音物をば請申さぬ方よく候但し其元へは音物贈られ候方之有と見え候我等方へは何方よりも玉はり申さず候間斷申べき樣も之れ無く候と申され候得ば伊豆守にも赤面に及びけると也

增譽云其頃老中方何れも御先代よりの遺老にて智勇兼備なる人々也中就此忠秋には誠忠篤實古今に獨歩せし人也されば台德院樣にも格別の器量と思召れける故にや前後其例も之無御一字をも下し賜はり忠秋と名乘申され候事此一條にても相知れ申事也或時林道春豐後守方へ參られ何角物語の節室町柳營の時細川賴之賢德有し噂を申出し義滿將軍未幼年故土岐佐々木抔を始め諸大名尊敬も薄く之有候故此事を心勞有て八月十五日月見の遊宴有し時執事賴之遲參せられしかば義滿大に立腹せられ我若年たるに依て輕んじて遲參する條甚以無禮なれば若座に及ばず早々退出し閉居致し罷在候得と申渡さる諸大名何れも大に驚き種々執成申候得ども義滿には一向聞入なく候間是非なく武州もすごすごと退出有て暫く蟄居せられける程過漸赦免致されしと也此樣子を見聞せし面々甚以恐れ敬ひ義滿公の威勢盛になり候由申傳候全以賴之の忠實より何卒幼君へ威勢を付諸侯の尊敬有樣にと義滿公へ內意を申含め右の如くに致され候事と物語致し候得ば豐後守申され候は其賴之の事は古今稀なる賢臣と沙汰する人也假令義滿公へ內意を申含めたるにも致せ其を再び口外へ出さるべき樣なし賴之の口より出ざるを誰かは知べき右の賴之の足元へも寄付ざる此豐後守抔も其方も存られ候如く御幼君の御側近く御奉公申候身にては左樣に心遣ひは如何程もなくては叶はざる事也まして賢臣の聞えある賴之の事抔を人にこそよれ其方などの口より左樣に自地に申觸し候はさん〳〵の事也と申され大に不興の體也しどろ人の噂咄にても其聞樣心の付樣格別の所有と申あへり島原一揆御成敗の時上使として板倉內膳正を差遣され候得ども埒明兼る故重て御老中の中より一人仰付らるべき由風聞之有阿部忠秋に相極りし樣に申觸し候得ば豐後守家中にては專ら其用意も有しと也忠秋にも心底には左樣にも思はれしにや伊豆守へ島原表の御用仰付られし日の夕方退出せられ家老共へ申されしは伊豆殿には今日島原表の御用仰付られたり扨々武門の冥加に叶ひ一段の事也失に付て我等家中の者ども此豐後守加樣成御用にも立ざる者を其通りにて主人に致すべきと存る者は格別今御靜謐の御代の義なれば重ねては又今度の如く成義迚も有まじければ島原表の樣子を見度と存る者の義は望次第に暇を遣し申可候假令譜代筋目の者たりとも少も遠慮なく願出申可く旨申渡候得ど申付られける此偏に上の御爲を第一として自己の名聞には少しも拘はらずして武備の心掛も深かりしと也

○本庄宮內少輔宗孝は世には家系もなき賤き家筋と噂するは誤也二條關白唐道公の家司也此妹分にて關東へ下向有し御方後一位に成り玉ふの婦人綱吉公を誕生有ける是天下の御母堂として桂昌院樣と稱し奉る宮內少輔をば酒井忠勝の推擧にて館林家の臣となす此宗孝夢覺の關と云事を常に申され是誠意の傳にて人は唯物に慥くべからず慥く放に喜怒哀樂も急に起り心頭忽ち闇く也性心は一身の主宰にて其發動する處に七情有て是に過不及の無は主宰明らか成人也是に反するは短氣未練の沙汰にあひ珍膳美食に迷ふは皆其品に心を奪はれて慥くより出たり士たる者第一に愼み恐れて忌憚かるべき處也見聞に感るも皆おどろく心也其義理を能考へて後に感ずる時は人有て云ふて云さますとも其感心改らぬ者也心輕き人は幾重にも理は有もの故一通に感じても又其上を說れては則其言葉を信ずる也是等は一心主とする處の明德閙になれば也唯おどろくと云者諸事災の基也惣じて三思一言九思一行分判して申行はゞ輕々鋪事なくして能人の數にも交べし何事をも毀るより高下を論じ勝負に拘る是等も又慥動を離ず或は佛意に迷見聞に耳目をおどろかし俗性より出れば則自分おどろひ

て居る筋を知す意を誡にする處人生今日の第一にこそ夢覺の關を越たらん人は誠の人なるべしと申されしと也○大坂冬夏の御陣の義に付片桐市正家にて申傳候條に常に秀頼公へ市正主膳正より御異見申上候には太閤様御末期に及ばれし時家康公へ御遺言なされ候は只今末期に及び候に付御直に仰置れ候は秀頼公御幼少の義に候間家康公を御親と頼み思召れ候随分御介抱遊ばされ秀頼成長の上十五才より廿才迄の内天下をも知し召さるべく御器量に候はゝ天下を返し遣さる可候今日より天下の節度は家康公へ御渡なされ候此外誰々にも別の御遺言とては之無候由御誓詞に御血判遊ばされ家康公へ直に御渡成被候家康公にも北座にて牛王を請せられ御遺言相違無相守可との御誓詞御血判遊ばされて太閤へ御進上成され其御誓詞は太閤様の御棺に入候様仰付られ其上にて異國迄も隠れなき御馬印に候間金の瓢を家康公へ譲られ候とて則御渡成され秀頼天下を知し召さるべき御器量にて天下を返し遣され候時に此馬印をも御渡候様にと是又御契約之有候其後御繰組迄も遊ばされ御親様と頼み思召候得ば末々迄も御愼遊さる可候處に關ケ原御一戦の義石田治部少輔謀叛とは申ながら此方より太閤の御遺言を御破り成され候事とし家康公には思召る可義に候間此御立腹をも定られ候様に秀頼公御覺悟之無候ては相成ず候段不斷の御異見にも申上候得共兎角御袋様は大御所様と私事一味仕候て斯如申候と横ざまに成思召故萬事相違致し一亂出來仕候先年關ケ原の時既に市正主膳正を打果し申すべく工を仕候得共私共用心仕候故無異に御座候共節大坂より飛脚を以て大御所様へ兩人より言上仕候は關ケ原御勝利候はゝ早々大坂へ御馬を入らるべく候私共兩人は太閤の遺言を相守罷在候段申上候得ば前々より相違なき心底滿足の由にて直に大坂へ御越成され尼ケ崎又右衛門義は古よりの御宿にて候故一旦御着座なされ市正主膳御迎に罷出候共節御意には此家は町中にて候間如何候主膳正義は太閤より御渡され御内證の御取次をも仕り候者にて候兄弟とは申ながら主膳は好み之れ有由御意なされ狹くとも苦からずとて共儘主膳へ成させられ此段杉浦内藏允杯も御供にて能覺へ申され候由物語仕られ候翌日秀頼公へ御對面遊ばされ直に西の丸へ御入成され候共時私共申上

候は太閤様に成替らせられ候御親様の義に候間御朱印を出させられ然可旨申上候尤の由御意にて則秀頼公の細工人忠景と云者に申付け主膳宅にて御朱印を鑒らせ所々へ成し下され候事大御所様江戸へ遣御の自分大坂城中の門々を兩人の者に相堅候様仰付られ茨木の城をも主膳正御留守居仕可旨仰渡され扨御出立の前日夜に入市正主膳へ潜かに御意なされ候は此以後謀叛の輩ら之れ有時には兄弟の者は必無實を申掛切腹申可候共時は如何様にも致し高野へ參り候由申候て茨木の城へ兄弟とも參るべく候必此義違へ申間敷旨仰渡され候間此度も山村が高野へ參候と申大坂を罷立候朝に成ふと茨木へ參候由を申出し候兄弟共常々覺悟に候由無異にいばら木へ罷り越し候ふとなり

明良洪範續篇卷之六 終

明良洪範續篇卷之七

○寛永年中の事也し小幡勘兵衛景憲實子なき故何某の二男を養子としける其頃御旗本の若輩なる面々丹前風迎髪の結様より大小衣類等に至る迄異様なる風俗也し小幡が養子も若年の事故其風を學びて鏡二面を用ひて髪を結けるを父景憲見咎めて申は若輩なれば迎武の家に生れし身として二面の鏡を以て形を改る事遊女野郎の所行也と立腹し義絶に及び其後横田次郎兵衛が子を育ひける是今の又兵衛也千五百石の祿を兩人の家司に五百石宛預け置き朝夕とも兩人に振廻れて居たりき此人武勇に於ては人の免せし事也亂舞も功者にて其外細工もよく能の面をも此人の作をば皆々秘藏せしと也

青山伯耆守は御三代の御守にて神君より御附有し三人の中也其頃將軍家には御年若故踈を御好み有て御自身にも其風俗を學ばれ御髪を上る時御鏡二面にて粧ひを御刷ひ遊ばされし所へ伯耆守參られ此體を見て御鏡を取て庭上に投捨天下を知し召御

身として加様なる端なき御行狀にては是則亂の基也と強て諫言を申上られしに其不禮を御立腹有て遠慮仰付られける其後名君の御事故伯耆守申上し事ども段々思召出され御免にて召出されしかども伯耆守罷出ずして申されしは私申上し事を尤と思召御前の御行儀を御直し遊され候へば罷出候に及ばず候我等事罷出候とも却て御誤りを顯はす樣にて御爲に宜しからず迚終に罷出ずして終られしと也或曰伯耆守御咎め仰付られ候以來藤澤へ引込度度召出され候へども罷出ず候故從弟の青山大膳亮へ仰付られ子息へ御用之有候間出府致し候樣にと申遣はされければ嫡子因幡守藤澤より出府せられ直に大膳亮方へ參られけるに木綿着物白衣の體にて供なも召連ずして只一人編笠を冠り乍ら入來る門番人咎め候へば大膳亮殿より召され候間罷出候由を申され編笠の儘にて玄關へ上り家老を呼出し御用之有候に付罷出候●此段大膳亮殿へ申被可候且又是迄編笠着用候事は我等事は日影者の世忰故右の通にて候此段も申被可と斷申され夫より大膳亮對面有し時も右の挨拶致され明日登城之有可旨申され候へば因幡守答に若御用有て罷出候とも上下を着用の儀は貴殿の御差圖に任せ申可候綿服の儀は矢張此儘にてまかり出候樣にと同苗申付候と也翌日登城せしに親の事を思召出され候に付三千石にて召出され候旨仰渡さる其節松平伊豆守には有合せず後刻參られ因幡守を見て申被候は伯耆の悴かと申されし時因幡守振向て貴殿には大河內勘兵衛が悴かと申されけるを伊豆守早速御前へ出られ流石に伯耆守悴にて候唯今如斯申候と申上けると也翌年に三萬石御加增其後五萬石に仰付れしと

○寺澤兵庫頭家士並河太左衛門は物頭にて島原一揆の節所々にて戰功有就中富岡籠城の始末等拔羣の働き此荒增を同苗三郎兵衛方へ申越候其の霜月十三日の朝有馬地より一揆五十艘程鬼の池村を燒立申可由に候間其押に拙者と關善左衛門參可旨組頭其申候に付即刻陸地鬼の池村へ參り候へども別條御座無く候に付明る十四日朝同所より船にて本戶へ參り船中にて善左衛門へ拙者申候は今日は本戶に之有人數も皆皆島原へ詰寄申筈にて候間我々も本戶へ參るに及ばず此船直に島原へ押付申可と申候へば善左衛門は兎

角本戶へ參候へと組頭より申來る間先本戶へ參り然可と申左候はゝ本戶へ尋ね遣はされし返事次第に仕べき迚家來兩人遣し舟をばもきねの山鼻にかゝり右返事を相待居候所に一揆ども島子村を燒立しかきの方へ陸と舟手より押掛候を船中より見付拙者組中其に小舟に乘移るもきねと廣瀨の間の濱へ上り候所に拙者乘馬を鬼池より引參候間直に打乘本戶町の下宮の御座候所へ欠付申候へば本戶に有し侍衆も支度致し本戶の下濱へ出居候て如何有んやと各詮議區々の所へ參り拙者申は兎角此分にては埒明申す候間早々先へ參り龜の川の渡し口にて防ぎ然可我等は先へ參り候迚龜の川の方へ參り候へば柴田彌五兵衛島田十郎左衛門關善左衛門も拙者跡より續き候て參り候然る所に龜の川と本戶の境にて島子龜の川より引候人數に行合申候其時引來り候侍衆に拙者言葉をかけ恥しめ罵り申候へども踏留り申す皆々私どもが居申候左りの濱を本戶の方へ引通り申其跡より押付一揆共參り申候右引通り候人數の內渡邊與左衛門同組共に殘り候て私ども四人と一所に立鐵砲打せ申候扨其外には古橋少助父子島子安右衛門私共居申左右に少し

の間踏止り申候我等方より明勢に詰寄候へと人を遣はし候へども參り不申右往左往にうろたへたる仕形にて候間少助父子に跡勢續き候樣に申候へば心得候と申跡へ參り其後は少助父安右衛門と何方へ參り候や存せず右の通に御座候所一揆ども山通りと濱手と兩方より掛り申候私どもは山手と濱よりの湊に曲尺の手に鐵砲を立折敷せ膝壘にて兩方へ打せ申候何と四人の鐵砲頭は拙者左の濱に少し引下り濱の手より參る敵に鐵砲を打申候拙者組へは勿論四人の方へも度々人を遣はし矢先下りにて候間皆々折敷敵を引付あだ矢なき樣にと申遣はし候右の通打立眼前に一揆ども餘多討候故敵もひるみ候へども跡勢一向詰寄申ず度々使を立候へども參り申ず候故拙者指物をぬき組の者自分の者の中に持せ置隨分油斷なく働候へ押付跡勢を續け申可と申置て馬に乘て遙々跡にひかへ申たる味方の所へ參り何迚跡勢欠り申ず候哉敵は殊の外ひるみて候間早々掛り候へと采配を振廻し〳〵候へども進み候者御座無候間又元の所へ返り下知致し鐵砲打せ居候所同勢共跡崩れ致し敗軍仕候故敵勝に乘山手より先手とあと勢の間へ入廻申けれども四

組の鐵砲衆良久敗鐵砲打申候其後四組の衆もやつれ候間入亂れ何ともなく引收申候私儀も少し手負組中幷に家來も餘多手負死人も御座候間私一手は少しも形儀を崩し申さず防ぎ居候所濱手の敵共私一手へ掛り申候故太刀疵鐵砲手をも負候へども右の通に烈しく打立申候に付皆々山の手へ廻り敗軍せし者どもへ掛り拙者に向ふ敵御座無候と申に及ず私一手より外は味方迚は近邊之無候間此上は詮なき事と存じ組中自分々々に散し不申丸く備へ徐に引取申候へば最早一揆共本戸の村中へ亂入し在家に火を掛道を取切候故もきねと廣瀬の界山の出崎迄參り候へば要害能所にて候故爰にて敵を待受今一度最期の合戰可仕候なまじひに是より引取候はゝ追討と成可申候口惜候間山はなに罷在候所に內山彦右衛門船井手作太夫が船ども沖に見へ申候間招き候へば早々舟を附候間作太夫舟に乘押出し候所に松本治兵衛舟漕戻し候間乘移り其夜五ツ半時の頃に富岡へ參着仕候右の通故本戸にて一戰の時拙者より先へ進み候者御座無引取候時は私より後に殘り候者も御座無又太刀打仕候者も拙者一手ならでは御座なく候扨富岡へ參り舟より上り直に三宅藤兵衛屋敷へ參り候へば侍より下々迄も草臥たる體にて十方もなき樣に相見へ申候間拙者諸士の中にて申候は今日各方の仕方さりとは未練千萬なる儀に候其上加樣に取亂し候て籠城の用意も不仕しまらざる體沙汰の限りに候と色々辭を荒々敷恥しめ候へども返答申者御座無私申分を尤と申者計りに御座候然る所に古橋少助一所より私方へ申越候は此方へ參り認め仕候へとの事故少助方へ參り殘四人の鐵砲頭へ人を遣はし一所に寄合ひ拙者申候は加樣にしまらざる體にては何衆中籠城は相成す只今にも敵寄來り候はゝ皆々周章申されん淺間敷事にて之有可候左候はゝ其衆に交りむざ〳〵と相果可事敵の上迄口惜き事に候第一御奉公にて候間鐵砲頭計りも申合敵寄來り候て隨分と防ぎ討死可仕と申候へば四人の者も一段尤と申候然る所に組頭共よりの使として大竹兵衛福原六郎右衛門參り申候は籠城の持口を定め申候間參り候へとの事に候拙者申は今日本戸にて各方の仕方扨々さも敵有樣申べき樣も是無候各と申合候ては何つ迚も今日の如なるべく候左候はゝ皆々押込に相果可事口惜き事に候以來我等へ各より差圖は

無用に候御奉公にて候間鐵砲頭共は申合隨分と防ぎ見せ申べく又各我々を賴みに仕られ引込仕案にて候はゝ迚も籠城は成間敷候間今日の恥をすゝぎ度と何れも存られ候はゝ隨分かせぎ申べく候人を賴みに仕られ候分にては成間敷と返事申候へば兩人色々申候へども此方同心不申候故兩人は歸り申候其後原田伊豫兩人にて私共居る所へ參り伊豫申候は各立腹の段は尤に候去乍ら各と申合せずしては相成らざる間我等を各中へ加へて臭られ候へ組頭共は櫓島へ可立退と申す間心次第と申候我等は鐵砲頭共と申合其上にて切腹仕可と申候間拙者は扨々組頭共左樣申候哉此上は何の申分もこれ無候貴殿の存分は承屆候此方に任せ申さるべし成丈防ぎ本丸計り成とも籠城致し其上にて切腹仕べくと申極め外は兎も角も此人數は夥失之無樣にと此方五人に原田伊豫同文助福永六郎右衛門父子大竹加兵衛岡原彥兵衛此者共迚討致候事侍衆聞付誠は人により申聞し故此方居申候所へ參相聚り迚討に加り申候右組頭の中三宅藤右衛門澤木七郎兵衛は伊豫に內談申たる樣子之有其段伊豫申聞し委細事なく候間荒增かくの如に候右の如相定候へども持口人數配り如何仕るべく哉と申所に天草の侍中より申され候は庭田左近と申浪人年寄て左樣の事功者にて候津田與右衛門も老功にて候右人を賴み然可と申候へば皆々尤と申候我等伊豫に申候は勿論兩人功者にて有可候へども後に富岡籠城の人數配りに浪人の采判と沙汰之有候ては御家に人も無樣にて御外聞然べからざる間我々能樣に仕可と申候へば伊豫も尤と申候夫より鐵砲頭共申合我々事は當城不案內故菅善右衛門を案內者に致し城の惣容を見廻り候所惣構は手薄く御座候て小人數にては持口裏がり申間敷と存じ外曲輪を燒拂二丸切に持申筈に定め鐵砲頭の持口を圍取に致し其間々に侍衆を置申筈に申合伊豫も一段尤と申候則塀外の下鐵砲さま配の用意彼是籠城の覺悟仕候然る所明る十五日朝五ツ過時分に柄本より岡島七郎左衛門組の侍衆幷に柳本五郎左衛門小笠原齋宮抔參り新手の人數增申候故さらば藤兵衛屋敷切に持然可と我等申候へば惣構持可申と何れも申候て其用意仕候へども敵寄來候時惣構持候事成ず藤兵衛屋敷切に皆々引取申候同十六日に伊豫拙者へ申候は爰元に籠城仕相果申趣三宅藤右衛門と我等兩人方

より書附言上仕候と申候間夫は如何の事にて両人計言上申され候哉當城の事鐵砲頭中として持申事に候共鐵砲頭を除て両人計言上被申候哉能了簡也と申候へば尤に候迚書改申候鐵砲頭共連判致し共書付唐津迄遣し候へども組頭共名前之無段不審の由にて御留守居衆より戻し申候を大島子にて三宅藤右衛門御直に上げ申候山藤右衛門我等に申聞候間定て殿様御披見被成候半右柄本勢しき村迄參候を見て一揆寄來り候と申城中以の外騒ぎ申候私塀の上へ上り見候へば味方の指物見へ候間敵にては之無柄本勢にて候間騒ぎ申間敷由何れもへ申聞若黨両人召連柄本勢の迎に大手の門外へ罷出參會致し昨日本戸にての次第了簡なく候去乍鐵砲は随分仕すぐり申候又此城も鐵砲頭共申合籠城の裁判仕候組頭共は此の如體にて候と高高と申候間其時柄本より被參候侍衆は定て覺之有可候二の曲輪の持口大事の所にて御座候と初めより存幸ひ籠にも當り候放我等持口に極り申候同十九日島田十郎左衛門兄弟も私持口と一所に之有候淺井卜庵も一所に居申候同十八日に一揆共ふゆきれまで寄候へども城中より石火矢大筒など打掛町屋を焼申候故

か其日はふゆきれより引取申候志役村に陣取明る十九日早天より寄來り本丸西の矢倉を烈敷攻申候其所をば天草の侍衆持口にて御座候然る所に十九日昼時分に二の丸より藤兵衛屋敷へ下り申門口迄打廻り候へば藤兵衛水の手より侍衆只今突て出申候由戸田喜左衛門藤兵衛屋敷より走り上り申候間伊豫方へ申遣はし候は只今つひて出候はゝ必付入に可仕候間無用に候好時分を見計ひ然可と申遣し候へば尤と返事申越候扨其日七ツ時に成候へば城を卷たる一揆ども我先に敗北し殘り少なく見へ候間能時分にて候只今突て出然可候但し永追は無用に候と伊豫方へ申遣し候へば心得候と申越し追付侍衆水の手より突て出申候其晩六ツ時ぶんに私居り申候所へ伊豫參り申候は今迄は下迄肝煎候へども侍衆此々の様子にて藤兵衛屋敷もたれ申さず多分今夜攻落され申べく候夫に付上へ上り一所にて相果べくと存じ上る由申聞私申は何迚左様に心弱き事を申されける哉其段は兼て覺悟のまへにて候上にて死すも下にて死すも同じ事にて候殊に皆々上へ上り申候はゝ狹く有べく間是非々々藤兵衛屋敷へ參り成程きもいり候上の事は心安く存候

と申ければ我等は下へ下り主馬又助を上へあげ申べく迚伊豫は則藤兵衛屋敷へ下り申候同廿二日には揃者と島田十郎左衛門両人の持口を一揆共早天より終日嚴敷攻候へども両人油斷なく鐵砲打立寄付申さず其日未下り一揆共竹たばを付申ける間此方よりせいろうを上げ大筒を揃へ石火矢を仕懸打出しけれども竹束丈夫にて倒れ申さず火矢にて焼拂べくと存古川傳右衛門内中野少兵衛に火矢を射させ申候内山彦右衛門も火矢を射ける同日七つ過に右の火矢にて竹束は焼拂ひ申候其日一揆の中大將分と見へて下知仕り私鐵砲にて打留申候後日に承る所廿二日我々両人持口にて一揆の者ども手負死人三百計りこれ有由沙汰仕候右籠城の中私持口は申に及ばず惣じて爲に成る様にと存じ打廻り随分心の及び候程肝煎候事富岡城の儀は初中後萬事鐵砲頭衆と原田伊豫相談仕堅固に籠城致し候鐵砲頭共は面々預りの組御座候に付持口を定め伊豫は方々走り廻り何かの肝煎申筈に御座候然ば私事本戸富岡ともに人々へは諫言仕候へ共人の下知は請申さず霜月廿三日晩一揆ども志岐村引取退散致し候其後藤兵衛屋敷にて組頭衆其外侍衆大勢集

り居申中にて先日本戸にての咄申出候衆御座候拙者申は本戸にての儀は鐵砲頭共は同勢よりは扱羣先へ出戰ひ引取候時も同勢崩れ候後より引取申候又鐵砲頭の中にも我々より先へ出申者なく我等より後に殘りし者も之無く敵と太刀打仕たる者も我等一手の外之有間敷候扨又當城に鐵砲頭共持堅め申候今になり各何かと申さる事は入ざる儀に候と申けれども返答御座無其時柳本五郎左衛門申けるは憚乍ら各方を此方より使ひ申間入ざる事を申され間敷と云けれども其返答申者も之無き様子ども其座に居ける者存ず可候極月九日大島子へ惣様一度に參り翌日十日の夜中村藤右衛門と川瀬小左衛門云事之有時以の外陣中の災ひに相成可所を憚乍御爲と存奉り差出随分と肝煎しづめ申候其段柳本五郎左衛門其外何れも存可候其後殿様御下知成され山狩等致明る正月九日有馬へ渡り申候夫より張番仕寄等油斷なく別て精出し肝煎申候二十一日夜討の刻も早々土橋へ罷出ければ一揆共早川端迄參り大工小屋へ廻りける間敵と入亂れ候はゝ小屋を焼れ申可左候へば詮無事と存渡邊與治右衛門柴田彌五兵衛門云合土橋際に鐵砲を立申所へ並河

三郎兵衛一手の侍衆土橋より走り出御仕寄口石火矢臺の所へ入り込む敵を追放ける左すれば味方鐵砲にて危く御座候間三郎兵衛一手引取る迄は彌兵衛與治右衛門にも何れも矢留仕其後鐵砲打せ申候其節も鐵砲の者は云に及ばず其外様子然可様に肝煎申候事二十七日城乘の時は抽者渡邊與治右衛門山田孫太夫横野勘之丞抔は竹束非番にて石火矢臺の脇御本陣の前御鐵砲立罷在候故乘申事先手より遥く御座候去午竹束内に之有候衆の未だ半分も乘申間敷時分二の丸へ乘込鐵砲打せ夫より本丸西平石垣際へは卜庵藤井作右衛門津田五郎助抔石垣に乘塀裏に付申候抽者事追付石垣を乘塀裏より隨分鐵砲打せきもいり申横野勘之丞渡邊與治右衛門島田十郎左衛門深永三郎右衛門川合八郎右衛門陰山少右衛門父子抔追々乘上りきもいり申然所に夜五ツ時分片岡九郎左衛門石川三左衛門方より今夜は乘破り申す筈に候間下り申可と御意の由申越候に付石垣下へ何れも下り居り候塀裏に之有る內に先手の様子申含め兩度御本陣へ使者差上申候如何候哉申上す候事は存せず右本丸西平口の石垣裏より鐵砲打せ肝煎申す事御鐵砲頭の中に私より先へ乘る者御座無候同二十八日も早朝より油斷なく鐵砲打せ候侍衆横手の石垣を隔てせり合申所へ彌鐵砲にて打すくめ候へとの御使被下其時までこの內の一揆共を打立候者は私組に御座候右の段其場に居申候侍衆は見知申可事横手乘破り候て後に私組渡邊與次右衛門組油斷なく鐵砲打せ申隨分肝煎申候其後私儀手負歩行叶ひ難く候故御目見致し私組は戸田長太夫に下知仕候へと申渡私事は小屋へ罷歸り候以上右島原一揆の節寺澤兵庫頭家士武功の吟味再三之有銘々書付差出候帳面の奥書に

此衆の內並河太郎左衛門働拔群に候今度御吟味相濟候上にて右の書面懐中より出し諸人列座の中にて讀之尤一言の不審申譯無之候太郎左衛門人品平日行跡とも宜しく寺澤家にても立身落去以後森內記殿へ高知にて召抱られ彼家にても追々加增之有三千六百石に成申候

○大坂夏御陣四月廿六日に京都御出馬有べしと相定りし所に廿五日の夜更て何者共知れず諸司代板倉伊賀守役所へ來りて潛かに申上度子細有て參りたり直に申上んと有し故伊賀守にも早々立出られ對面有けるに彼者申様拙者儀は大坂城中より內々罷越申候御宿越前と申者にて候近々兩上様京都を御出陣と承り候此事必御無用にて御座候其子細は古田織部正家來茶道の者に宗喜と申坊主其外一兩人大將分に相成前方より秀賴公へ申合大坂より金銀多く請取候て所々浪人どもを催し集め人數五百騎計り用意仕將軍家御兩所様御立なされ候御跡へ右の人數を以て火を掛合圖を以て京口所々へ大坂よりも人數を出し兩方より立はさみ合戰致し申可手段に相定め申候夫故卒爾に御出馬は遊ばされ間敷と申す其後越前申は私此事御注進申上るは別の儀には御座無我等事元來は小田原北條氏政方に罷在其後越前中納言様へ罷出宰相殿御代迄相勤近頃宰相殿御前を相背き罷出る所大坂より招かれ候間此度籠城致し候然る所私悴御宿右馬之助儀浪人にて江戸表に差置申す所に若輩者故御法度を相背き候に付江戸にて籠舍仰付られ候段承り及び申候何卒貴殿御執なしを以て右悴儀御助け被下様仕度夫故大切の儀に御座候へども內々罷越申上候と申ければ伊賀守聞て扨々御忠節の事神妙に御座候御子息の事も承知致し候早々申上可間其內休息有べしとて支度抔申付られ即刻披露有しに神君御聞屆遊ばされ能こそ注進申たり江戸にて籠舍致せし子は御助け成さるべく且又其方儀も此方に相止さり御奉公申上べく様にと仰出されければ越前は有難存じ奉由去乍一旦秀賴公幷に大野修理等と申合せし事も之有候間早く大坂へ歸り申さずば相成ざる故御免下さる可旨申上次の日大坂へ參り七日の合戰に越前宰相殿御手にて潔よく討死致しける越前が此度の仕方見事の由聞入申ける越前事は大坂にて物頭仕城中の諸人も賴母敷思ひ秀賴公にも秘藏せられし者也

增譽曰此越前が子右馬之助事籠舍せられしを父が忠節ゆへに依て其罪を御免成され其上に召出され祿を給はり御旗本の列に加はり未だ專ら勤仕也但し苗字を改め武藏氏を稱せらる

○南部の初は伊豫守源賴義三男新羅三郎義光二男武田義清加々見次郎遠光三男三郎光行是南部の祖たり治承四年石橋山に戰功有り之に依て右大將賴朝公より甲斐國南部郡を永代領せしむ可由御敎書成され是より以來南部を以て家號とす後文治五年七月右大將伊達次郎泰衡御征伐として奥州へ發向の供奉して阿

津樫山國見澤所々の合戰に忠義を勵しける故御恩賞として奥州ぬか部郡を下し給はる建久三年本國甲斐國より上下七十人にて三戸へ入部す十二月廿八日にぬか部郡に着せられ相内村觀音堂にて越年の用事を辨ずと雖も月迫なれば如何ともすべき樣なく殊更十二月は小なりしかば元日を前年の晦日となし二日を元日として歳末元旦の儀式を執行はる此事吉例と成て今に至りても極月小なれば元日を取越し大となす是を世俗に南部の私大と云此時蛇沼惣左衛門惣木彌左衛門兩士より元日の祝儀として瓶子一荷鹽引一尺雉子二羽兎鹽から一曲かや器一膳を進上す此事吉例として兩家より右の品々年々差出すと也其後深雪も消しかば平加崎の城を築ひて移らる子孫代々此所に住す光行男多し一は彦太郎行朝嫡男たりと雖も庶腹故一戸を領す二男彦次郎種光は本腹故嫡子とす三男太郎三郎朝清七戸を領す四男四郎宗朝四戸の祖五男行連九戸の祖六男破切居六郎實長甲斐國にて破切居を領す日蓮宗本山たる身延山本領也又北南東と稱するは門葉也一戸四戸九戸久應等は一家也家臣には目時津村津島神岩間等也扨四天王とは三上櫻庭安藝福士是也建久六年二月廿四日右大將賴朝公南都東大寺供養の時供奉し御劍の役相勤喜貞三年三月廿八日鎌倉にて卒す五十一歳也法名了見院殿寂山記大禪門と號す十一代目信長は右馬頭茂時の長男也足利尊氏將軍に屬し建武四年五月廿八日從四位少將に任ず此人彼家にて官位の初め也十二代目遠江守政行は信長の長男足利家に從ひ數度戰功有御敎書を成下され其上和歌の達人也在京の時

春がすみ秋立霧にまがはねば思ひ忘れて鹿やなくらん

御門御感有て松風の御硯を下さる此硯は昔三位中將平重衡受戒せし時法然上人へ布施として參らせしを其後禁裏に收りしを下されける此遠江守も四品に任せられしと也十三代大膳大夫守行は政行の嫡男にて是も四品に任ず鎌倉公方持氏公逆臣に襲はれ難儀の所へ馳登り軍忠を盡す應永十八年六月一日御下文を給はる時に陸奥國司職を承はる同廿三年持氏公犬懸前官領入道禪秀に襲れ鎌倉を落て駿河國今川右京大夫範忠を頼み給ひて京都へ加勢を乞將軍家より諸國の軍勢を催され禪秀を退治せらる此時遠江守守行持

氏公の御味方として馳參り忠戰す其後在國し秋田と南部合戰有し時戰場にて酒宴しける時何方よりか鶴二羽飛來りて守行の持居たる盃の中に舞遊びし鶴の影二ッ明らかに移りける其日の合戰勝利を得たりし故吉事として夫より二ッ鶴を定紋にせしと也本家の紋は御菱也永享元年正月十三日三戸にて死去せらる

○十四代目遠江守義政是も大膳大夫に成永享十一年の頃京都將軍家鎌倉と不和になり合戰に及びしに義政京方に屬し鎌倉の大手口を一番に攻破り將軍義敎公より御感狀を成下され前々の通葛西大崎柏山和賀稗貫紫波横田閉井秋田仙北山利庄内越後境迄南部の下知相守可の由を仰下さる幷に黒母衣御免なさる是は鎌倉大手口を一番に攻破りし其功に依て也其後には時移り應仁以來は天下大に亂れ返逆の雜多く互に威勢を爭ひ他の所領を切取掠る事をのみ武士の業となれり此以後八代の間はさせる事もなく只持傳へたる地を守り居たり二十三代右馬頭安信政康の長子也其頃津輕郡の領主は葛西の一族なりし安信津輕を攻取んとて舍弟左衛門尉高信と相談し明日出陣と定たる前夜に安信不思儀の夢を見し故心進まずして夜明ても出陣なき故長臣金濱何がし申樣如何なる御事候哉と申に安信我昨夜不吉の夢を見しに付不快に思ふ間今日の出陣は延引すべしと申さる金濱承り武士の戰場に赴くに夢を以て進退せんは小兒の業なり去乍賤敗者の言葉に夢と應は合せ柄と申候へば私あはせ申べし何なる夢にやと申安信夢見しは家の門の柱倒れ我等が向齒欠たりと見て覺めたり金濱手を打て扨扨目出度御夢哉先御門の柱ころびしは敵の倒れたるにて又向ふ齒の欠しは敵の落ると云前表なり今度の御一戰必勝利有て津輕三郡御手に入申可と有しかば安信も大悅し諸軍も勇んで押寄一戰に及ぶ敵兵は騎馬武者にて味方は步行立多かりし故安信金濱を呼て精兵を以て射させよと下知せられける金濱承り閉井武者の中より勝れし射手を百騎左右に立並んで指詰さん〳〵に射立し故敵の備しどろに見へし時皆々鎗を入よと有し惣軍一度に切て欠りしかば敵軍忽ち亂れける頓て大將を討取て津輕三郡手に入舍弟高信を津輕石川の城主として差置歸陣せらる天正八年六月十四日三戸の居城燒失せり廿四代彦三郎晴政安信の末子也十三歳の時疱瘡にて死去繼子なき故家中騷動

す一族は八戸彈正東中務南遠江小左衛門石龜紀伊七戸彦次郎毛馬內靱負石井伊賀櫻庭安房楢山帶刀吉田兵部福士掃部種市中務淨法寺修理久慈備前野田掃部葛巻覺右衛門此人々打寄て評定とり〳〵也安信には女子のみ多し嫡女は彦九郎信直の室二は九戸九郎實親三は東中務四は南少弼五は北圭馬室也中にも九戸左近政實は大身と云晴政の姉聟にて有し故各此人に家を繼せんと申けるに北左衛門申樣九郎殿より近き御人は左衛門尉高信也又彦九郎信直は晴政の從弟伯父にて御座候へば可然候由申座中此儀に同じ迎として侍百人鐵砲百挺持せ田子村へ遣しける信直頓て出座せられ夫より晴政の葬禮有り大光山聖壽萬歲禪寺へ葬ると也又一說には晴政の子彦五郎晴繼疱瘡にて死去なり然れば信直には晴繼の家督也其節諸人の心不和成しかば三戸の居城には北左衛門殘り一子圭馬介を信直の供とし葬禮終り歸りける途中にて何者とも知れず待伏をして弓鉄砲を打出しける故信直思ひ寄らざる事共上小勢なれば防ぎ難く近所なれば先川守田が館へ引取川守田常陸早々出迎ふべきに逆意の者共常陸が宅迄追來りしに折節日暮なれば何者とも知れず眞先に乘込し者を信直自身討取られ其外北圭馬金田久助など弓手馬手に切拂ひしかば東西へ逃失ける夜明て信直三戸へ歸城有て南部家二十六代目相續有りける翌日家中の輩殘らず登城致すべしと觸ける放東西を始め一族家士皆々登城す其頃志和郡の領主は紫波民部大輔と申けるに家中の者共尊崇して西の御所と申ける九戸左近弟高田彦兵衛とて志和の御所の聟なり高田を知行す然る所此者儀に南部へ歸參しける譯を尋るに西の御所民部大輔日詰の橋を造立しける共奉行には高田吉兵衛なり普請場に葦打廻して下知して居たる所に民部が下人源藏と申者普請場の前を乘打して通りけるを吉兵衛が小者見付て作法しらずの曲者なれば討取べしと下知せし故源藏も馬より下りて互に打物の鞘をはづし切合に源藏如何しけん弓手の肩より胸先まで切落されて死しける此事民部聞て乘打を咎めるは尤なり去乍我等が召仕ふ者を斷もなく討事曲事なり右の相手を早々討て出すべしと申けるに高田が下人ども申は乘打せし曲者を打取しは手柄なりといふ吉兵衛も我も左こそ思ふとて民部へ返答しけるは拙者家來手柄仕りし者を討て出し候事堅く成まじきよし申遣す民部大に立腹して高田を討亡さんとす其事吉兵衛聞よりも扨は此所の仕居は叶ひ難しとて急ぎ三戸へ馳參り信直へ右の趣申す信直悦びて神妙なる由申され此上志和を手に入候樣才覺仕るべき旨證文を給はり則高田が家名實名をも改め中野修理と號し中の館に差置れ新山の館には福士と掃部各兩人南方のおさへなり其頃志和の侍の中岩清水左京と申もの修理に語らはれ其兄肥後方へ參り小舞にて申樣此ごろ御所の御仕置あしく諸人恨みを含み申候內々修理方より申越候南部へ一味する者なくば本領に加恩有べき旨貴公へも此段申せとの事に候と申ける肥後聞て大に怒り主君を捨て暫らく榮花にほこるとも天罰いかで遁るべきと以の外立腹にて假令一たん非道の事ありと云とも元祖岩清水禪門より以來代々君臣の禮正しく恩祿を承りて妻子を養ふ事は如何心得しや我等におひて甚以不同心なりとさん〳〵に申ければ左京も面目を失ひ宿所へ歸りいそぎ桂川岩清水の館へ引籠り討手おそしと待居たり肥後此由を聞て志和へ訴へ手勢三百餘騎桂川へ押寄ける左京方には十三騎雜兵とも五十人寄手を待三百騎のものとも時の聲を上しに內にはしづまりて人ありとも見へざれば寄手勝に乘て木戸近く詰掛しに內より時分は好ぞと十三騎必死に成て切出たり寄手案に相違して打合する迄もなく我先にと逃たり或は深田へ馬を欠こみ周章ふためく所を得たりかしこと討取ける大將肥後も馬を乘たをしけるを見て我討取んと欠寄しを左京側してうたせず肥後は危き命助かり宿所へ歸りける左京は勝利を得て急ぎ中野修理方へ此由を知せければ修理も早々此旨三戸へ注進せり其うへ志和の侍太田築田小屋敷等南部へ一味せしかば信直も此ことを聞とひとしく軍勢をあつめ志和へ討入んとするゆへ民部大に驚き諸勢を催促ありしかども何れも身構のみして參るものなし如何せんと身をもむ所に信直にははや森まで寄きたると聞へしかば家臣稻藤大口生兩人此體にては防戰難し一たん落させ給へと申此者共は一方をも防ぐべき者なるに加樣に申ゆへ彌あきれ居けるに敵は陣ヶ岡まで寄たりと聞へしゆへ取物も取あへず稻荷別當の成就院が方に隱れたり夫より山王海へ落行けり抑此志和御所と名付しは前陸奥守家長より當民部大輔迄七代にて

亡びける信直には高清水寺の館へ押寄たるに落失て一人もなし頓て城中へいり志和の仕置とう申つけ今度志和の一郡及に血を付ずして手に入しこと中野修理が働なりとて盃の上にて東中野におひて三千石あたへ又築田大學岩清水左京の兩人にも千石づゝ遣しける又其ころ津輕には舍弟の彦次郎政信に郡司をさせ波岡の城に居住す後見として大光寺左衛門大浦右京爲信なり兩雄は必爭ふ大光寺と大浦中惡敷なり既に合戰に及びける信直聞て出馬有しに大光寺申は右京を討んとすれば主君に弓を引逆臣と成也所詮身を退んよりはとて羽州庄內へ立退き秋田城之助大館の城主佐々與左衛門を賴みて暫らく客分にて有ける其後天正十八年三月政信急病にて死去なす此事右京が計らひならんと皆々沙汰しける其跡を南右兵衛檜山勢負兩人を郡代とす扨大光寺は佐々が方にて月日を送しに其年も葬ける左衛門家來どもを近づけ今夜佐佐を退け我等此所の主とならんと思ふが如何と申ける皆々然べくと申十二月晦日態と夜更て其身弁に家人まで下には鎖帷子を着し佐々も歲末の祝儀終り既に臥戸に入しがさすが大光寺も客分なれば打捨がたく袴を着し出向はれける盃を出し取上んとするとき大光寺佐々をはたと白眼で武士の出會に此方は上下にて讎で罷在に何ぞや平座の有樣といふより早く飛欠り取て押へ刀を心元へ差あて此所の朱印を今日よより某に渡すや否といふに佐々は震へ〳〵成程仰に任せ申べく間命を助け給へと申ける故やがて佐々を一間へ押込おき急ぎ此旨を三戸へ注進す信直喜悅あつて早々勘氣を免し本領安堵の證文をあたへらる大浦右京は此こと傳へ聞て扨は我身の罪過のがれがたく此うへは運を天にまかせ謀叛を企んとて秋田城之助實秀を語らひける秋田もとより南部ど心よからず其勢二百餘騎を合力す其上津輕の地下百姓を語らひて天正十八年三月波岡の城へ押よせ時のこへを揚げへるに城中は思ひも依らねば上を下へと返しける去ども南猶山兩人大手の矢倉へ欠あがりあの口追ちらせと下知しければ有合せしものども木戸をひらき切て出火花をちらし戰ひける此旨早々三戸へ注進しければ信直大に驚きいそぎ出馬あるべしとて諸卒は野邊地まで相詰ける此度の先陣は九戸左近に申つけられし所に請をば致せしかども如何なる野心ありけるにや一向に出陣せず其うへにて此間風氣に候間此度の御供は御免下さるべく候よし申ける信直大に立腹なりしが大事の前の小事是非に及ばず兎や角して延引せし內に右京が勢は日々に增たるゆへ向猶山もたまり兼てつひに城を明渡しけるかゝる所に前田筑前守利家方より內堀四郎兵衛を以て申越されしは秀吉公小田原御征伐として三月十九日御進發なり信直にも急ぎ參陣有べくとなり信直承り諸方の敵を打すて四月初め鉢形へ馳參り筑前守利家松山城にて對面淺野長政披露にて御馬鷹を獻上す秀吉公御盃を下され來國次の脇差幷に唐織の羽織拜領信直申上るは某家來大浦爲信と申者逆心仕津輕三郡切取候誅伐仕候所御進發ゆへ打すて參上のむねを申秀吉聞て其大浦が老母二三日以前に參上し御朱印拜領せり是非なき事なりと申さる信直力及ばず猶又九戸のことども申上る秀吉公この合戰長陣に及ばゝ重ねて召登すべし先々歸國せよと仰ゆへ有難きむね申あげ三戸へいそぎ歸りけるとなり

明良洪範續篇卷之七終

明良洪範續篇卷之八

○紀伊大納言賴宣卿より北條安房守へ長久手御合戰の記に付所々御不審の事之有候間此書面一覽の上承傳候事並に存寄たる子細を御聞成され度旨仰遣され候故安房守より條々書付を上申被候○池田勝入森正藏堀久太郎に秀次大將として岡崎へ人數を廻し候由聞召され本多豐後守父子大須賀五郎左衛門柳原小平太水野惣兵衛岡部內膳丹羽勘介松平紀伊守以下の人數遣はされ次に井伊兵部を御旗本の御先手にて御出馬小牧御留守居には酒井左衛門尉石川伯耆守本多平八郎石川長門守其外信雄の御人數添差置れ候○上方勢は池田勝入次に正藏幷久太郎續て秀次の旗本を四段に備へて岩崎に丹羽が弟次郎三郎を付候の爲に差置れたる取手を破り岡崎指て押行處を一二三の備を押通し秀次の旗本押行處へ御味方の先衆欠付秀次の後備掛て合戰始め申候由上方勢不案內にて向ふ所のみ心を奪れ守を失ひ候故鉾を合すして秀次の旗本敗軍仕由勝入正藏久太郎人數は其間一里半或は二里半

づゝ間を隔て押行故此合戰には逢申ず候御味方の御人數も敵方にしまりの備へ見申さず候故後軍の愼を忘れ候故秀次のもろき敗軍に乘じ追討候處堀久太郎は三番手にて旗本近く候に付合戰有事を聞て返し來り御味方の人數は戰ひ亂れ候故立直す事ならずして又敗軍致候久太郎利を得て追來處に此方にも兼て其御遠慮有ける事故御先衆遣はされ候已後御馬を出され候御旗本組の御人數此敗軍の處へ御着なく久太郎此御人數の欠付を見て押止り勝入正臧方へ使を立て初合戰に付勝候得共人數草臥れ備亂れ候間新手に入替申可と申遣候由勝入正臧尤と同じて久太郎備に入替申候由其の入替申備を追立て御備を進られ候故戰すして一勝利を得させられ候故戰の場を取られ候由承及候○御合戰の場は中に道有て御左の方は田御右の方は路切に溜池あり夫より御右の方はくぼみにて足場能前後野原にて小松少く之有由道筋よりは井伊兵部備を進め申候御旗本始めは御左の方へ向はせられ候故御旗本足輕衆は後備也道より御左の方田のあせを傳ひ走り參り候由敵方は道筋より御左の方迄は勝入御右の方へは正臧人數進候由堀久太郎は兩人の人數も入替り引込遙か後に備へ申候勝入正臧も御旗先を見て人數を進め兼扣へ罷在候此方にも御見合せ成被暫く御對陣の處に安藤彦兵衞御旗本より出て左より御右の方へ移り候を見て永見新三鳥井金治郎平松金次郎本坂與惣次小田切加平次久永源六蜂屋七兵衞本多八藏關金平三橋左吉今村九郎兵衞柴田孫作など從ひ來り候此所然可地形と思召候や後には御馬をも此所へ移され候由扨雙方守り合て時刻うつり候處に平松金次郎が下人馬柄杓を以て敵味方の間に之有溜池の中へ追入水を汲で呑申候を見て金次郎も進み寄て右の水を呑申候夫より誰彼も水を呑候半とて其處へ大勢聚り候を見て敵向ふの岸より押おろし右之者共を高みへ追上げ候處に永見新三久永源六の兩人弓を持居申候故引返して矢を放ち申候敵此弓に防がれ立止り候處に各返し合て又敵を追上げ申候由斯如の小せり合二三度も御座候て場中の高名仕たる者も御座候由然處に御旗本の先に黑母衣進めたる者大勢集りて備たる所を上覽成され此處へ鐵炮打放させ御覽有可迚足輕衆を御尋ね候得共御旗本の足輕衆は各別の御陣所へ差置れ候間隔り候故井伊兵部組の鐵炮

を十挺計り召寄られ右母衣の備を指て鐵炮御打せ候得ば其備殊の外に騷ぎ立て相見え候後其鐵炮にて大將正臧打れ候由其騷を見て平松金次郎走り出溜池の脇より岸の上に並居申候敵をば鉾にて突合申候是を見て鳥居金次郎も續て走り出岸上より上りて鉾を合せ候由此故に鳥居平松が先登を見て初め御右の方へ出候十二三人の衆何れも劣らず進出各一兩度宛心ばせの走り廻り致し候由人の物語り承り候得ども事繁多にて樣子失念仕候中にも安藤彦兵衞は右の岸を走り上り候處にて正臧が手負居候を見候得共手負を討候ては如何と存じて打捨罷通り候跡にて正臧をば本多八藏參り合せ候て討取申候由道筋よりは井伊兵部諸勢に先立て敵の眞中へ欠入んとせられけるを鈴木石見守押止て大將自身の先登は如何と制しけれども如斯駈をばがさつにあしらいたるが好と常々仰也我今日の先登也功を爭はんと思はゝ我に續けや迚走り自身太刀打を致されし處へ彦兵衞出合て彦兵衞是に在と言葉を掛候故に兵部難なく敵を討伏ける其處を行過しに永井傳八郎池田勝入を討取ける能敵也と見し處蜂屋七兵衞其首を奪んとしける故傍輩の取たる首を奪ふ事は不覺也と詞を懸られたる故七兵衞にも其言葉に始めて誤まり候少間待玉へ我等も高名して一度に首を上んと申も敢ず追付きわにて黑母衣懸たる者を討たる也と承候彦兵衞は斯如味方を助け自身には敵を討す候處に鉢卷したる若武者欠來りしを乘付突落し首を取候由是池田庄九郎にて候らひしと承及び候二日の中に三將に出合候武士の冥加其上味方を助けて堅を破り敵の大將を討取し事比ひなき働と承り候斯て色々の働き御座候由其中少々其働の品をも承り候得ども失念仕候小人數を以大軍との御勝利なれば御人數を早々まとめられ小幡の要害へ御馬を入られ候由也○秀次の御合戰心元なしとて秀吉公長久手指て御出有けるに小牧の御留守に殘れたる本多平八郎殘る兩人に向ひて申けるは敵陣より又長久手の方へ人數押向ふ由也長久手の御一戰假令勝利也とも重ねて新手の大勢向ひたらば草臥たる味方の少人數にては危き御事也其上今に御勝利の一左右も無は心元なき事ならずや御合戰御負にならば小牧を堅固に守りても益なし我は此所を置て長久手へ參るべし假令御

下知なく御留守を捨て參りたる御咎め有とも身の難をば君の爲に顧るべからずとて總手勢七百計りにて小牧を出で急ぎし程に左こそ道にて秀吉の大軍に行合ける秀吉公朋黑の旗を見て平八郎此所へ參り候は三州勢の旗本なるべし中途にての合戰危し山上へ引上げ笠を取て戰はゝ利有べし敵懸るも構ずくり引にして引取べしと堀尾帶刀に仰付られ龍泉山指て御急ぎ候平八郎此由を聞て長久手表の合戰上方勢の勝なるに依て身を愼み戰はざると心得猶物見を欠足輕を進めて合戰を仕掛ければ帶刀が人數扨は繰引も叶はずして足早に引取ける平八郎が先勢迄欠引後れたる者を少々討取候由梶次郎兵衛抔と申者人を討申候由其外にも心ばせの働き致したる者二三人承候得共名前失念仕候然る處に長久手御勝利の由告來り候故上方勢を追捨て平八郎は小幡の御要害へ參り候由也○小牧に殘りし石川伯耆守酒井左衛門尉兩人も今度長久手御合戰に各手を碎きたる戰ひ致されしに兩人は御留守に居て手に合ざる事を無念に存じ候哉小牧の御陣城より人數を出し秀吉公の御留守へ討入ければ上方勢は三州衆は皆長久手へ出て小牧には人數なし

と油斷したる處へ不意に出たる事なれば上方勢ども大に驚きて防ぎ戰はんとする者なく周章ふためきたる處へ火を放し上方勢の陣屋を悉く燒拂ひて引取けるよし承り候○秀吉公は小牧山の御陣城に向ひ秀次を二將として御後へ廻られ候へば一向二裏の格と申に似候得共御心根違ひ申候故合戰上方勢の後れに成申候や○御味方は小人數にて候得共御先衆にて敵の備を亂し御旗本勝を取られける本多平八郎人數にて後軍を押へられ候兵法に二所三戰の法と申格に相叶ひ申候平八郎小牧の御留守を捨龍出候得ば兼て仰含められし義も之有候哉左樣之義御座無候ては御留守三人の中一人參可事には御座無候半備の形は敗戰の法にて鬪戰の實形無事本意にて御座候唯節に的れるは勝過不及あれば負と教え申候小人は其事をとり君子は其心を取候と申ならひも御座候○堀久太郎三州勢の御先衆に打勝追て參り候時味方の荒手に入代り候得と申さずして其勢ひの儘にて御旗本とも一戰仕候はゝ假令戰ひ疲れたる人數にて我備は敗軍致し候とも勝入正嶽二備の新手之有候間上方勢始終は勝に成申可事に候處差向ひたる敵を他人に讓り戰はずし

て入替り候は己が初勝利を無になさじと存候由に候左候はゝ秀吉公へ贔の忠は御座無候か又不案內にて其利を存せず候か○小牧長久手御合戰のこと京勢の內談咄しをも承す候故御書付の通に候哉存申さず候但中入と申事大事にて御座候由御書付之中の批判に御座候兵法に中入と申義御座候哉承り及ばず候互に陰に備へ進み申さず時は主たる事は安く客たる事は難と申候を堅く相守り候儘仕懸て戰候事は仕難く候故向ひて又橫を用ひ申候事常の義にて御座候秀吉公御人數大軍にて候得ども御味方小勢の人數猶御備堅くして懸て討べき樣なきに因て人數を分て廻されたると推量仕候○兵法に正を以合し奇を以て勝と申候小牧山へ向て對陣有大軍を分て奇兵を作り岡崎へ人數を廻されたるは右の作法に似候得共敵我備を奇也とせば正を以て勝我備を正也とせば奇を以て勝と云奇正相變の習ひ御座無候故秀吉公負に相成申候○御書付の御批判に柴田合戰の時秀吉公中入成され候は敵の油斷すべき間もなく御仕懸候故秀吉公御勝利にて候と御座候左樣に候得ば中入と申は敵の油斷を窺ひ申手段と相聞へ候兵法には敵の油斷を討んと心得

候事は嫌ひ申候敵の油斷を存じ押寄候ても敵油斷せざれば味方負申候良將の敵を討には必ず敵の備を此方より油斷をさせて勝安き樣に致して勝を敵を仕ふとも申又虛實は我にあり奇正は敵に有など習ひ申候○敵人數を御後へ廻すべしとは兼て御存の事と存られ候其故は小牧御着陣の日より小牧は地形高くして風烈し若御旗抔風の吹折候事有ては然べからず候間旗をば飾るなと仰られて御旗圓居をも飾らせられずと承り及び候此事を考へ候得ば敵御後へ人數を廻し候時橫合に御馬を出されんを敵の計り知申可處を兼て御遠慮之有故成べしと武功の者は申ける由承り候加樣の儀を兵法にて見越三術とも又は敵の味方を計るを微妙の智惠にて計る抔と申習はし候又兼てより岩崎拂介儀を斥候の備に遣はされたるとも承り候是等を以て考へ候得ば近きを以て遠を計る御備は幾らも御座有可良將は眼東南を見れば心は西北に在と申候得ば愚眼の及ぶ處にては御座無候勝入正嶽御後へ廻り候事先達て岡崎へ相聞へ候により西三河の者ども沙汰仕候故岡崎の者共小牧へ參り申上候又柏井の一揆共の中より御注進申上候にて御存じなされ御備

定有し抔と申候儀は愚かに存られ風說を以御備定なご之有可事にては御座無候唯御備首尾能致候故敵の人數を廻すをも早く聞召れ御手段節に當り候ゆへ所所皆勝利に成候と存候○小牧御出馬の時巷日非原を御通り猪の越山へ御登り候折節岩崎の方に當りて鐵炮の音聞へ候を聞し召され敵岩崎の城を攻申と上意之れ有候此時御後巻遊さる事と申者も候得共是有間敷事にて候由御批判御座候御先へ入頭迄遣はされ候勿論其御人數を差置れ御旗本より御後巻の有可義にては御座無候共上御先衆と御旗本とも間有可御座候又御先と敵との間も是有可事に候上方勢の岩崎を攻候鐵炮の御旗本へ聞へ申たる事覺束なく押行申備に大筒は之有間敷哉と存られ候○長久手御合戰の御先は既に敗軍に候然るに此人數計りにて御合戰有ん事如何に候岡崎へ直に御人數入られ然可と申者候處に御先へ物見に參り候衆中先は勝軍にて候御人數を進められ候はゝ御勝利なるべしと遂て御異見申上候由に之有候是又不審に候長久手御一戰の事初小牧山へ上らせられしより長久手の御勝利後小幡の要害へ入せられ本多平八郎御賄より御旗本へ參り伯耆守左衛門尉秀吉公の御留守を燒働き候迄始終御心の內に之有たる御事にて御座有可候前方に諫申上たる事心底に候はゝ其衆中後御一戰の節御前にて武功の働有可と存られ候長久手の御一戰は兎角御勝には成間敷と各存候故武功の者共は大方後れたる由承り及び候初め御先へ進みて手柄致し候十二三人の者共は何れも十八九計りの若者或は初陣の者に御座候由承り及び候是を以了簡仕候得ば上には必勝を御鑑み成されたる御奧意にて御備を進められ候故御勝利に成候と存奉候以上○皆川山城守老市には大坂夏御陣五月六日未の上刻大和口上總介忠輝卿の御陣へ參られ申候は君を慕ひ此迄參上仕候此節の事故直に御目見申上度旨申即忠輝卿御前にて玉虫對馬守朝日奈丹波守正木伊豫守三人に向ひ此邊敵味方の樣子は如何に候哉某は存ず候最早今日も晚景に相成申候何とて敵味方守り合て御座候哉不審の由申されしに對馬守丹波守兩人答に先手餘多申付置候間先手の左右を御待なされ候由申さる老市重て先手の衆何程大勢差置れ候ても軍の見切と申は成難き事にて候扨敵の人數は何程有可と存られ候哉と尋しに兩人然とは存せず候得共敵

の勢は都合三萬程も御座有可哉と申御味方の人數は如何と問ふに上總介人數は一萬六千程有可と申老市申さるゝは敵の人數三萬程に忠輝卿御人數一萬六千も御座候はゝ只今合戰御始め候て然可候上總介殿御手懸り候はゝ大和方の軍勢共松平下總を始め殘らず懸り申可候上總介殿御一人に合戰をなさせ諸人見物しては居られ申間敷候左候得ば敵の旗色も能々御覽成被可候朝合戰に少し逢候て敵は引取申度樣子に相見候へ共付込の處を心元なく存候て引取兼見合居候敵にて御座候只今討ず候はゝ七つ半時過暮に懸り引取申可體にて今日は未だ未の上刻にて只今合戰を御始め候はゝ申の刻の終には合戰に御勝成され候夫より敵を追立て大坂天王寺差て追討にして殘らず討取申可候夫より直に城中大手口迄押付られ候はゝ天下に又比ひもなき上總介殿と日本に御名蔓り申すべき事も只今の中にて御座候早々思召立られ先手へ仰付られ合戰御始然可と上總介殿前にて老市諫言申され候對馬守丹波守兩人は右の段然可と申候得共上總介殿御聞入之無候共時居合候衆の內にては正木伊豫守一人老市の前へ進み出申樣徐人の儀は不存某は貴老の御下知次第に仕可候と申され候得ども右伊豫守より外には一人も進み候者是無老市にも殘念に存られ大功を立られ候は此時にて又逢難き時節に候と押返して申されしかども上總介殿御用も之無に付老市も是非なく御前を立去て旅宿に歸り帶ときひろげ臥申され候由案の如く大坂勢は七つ半時過に繰引にして引退申候右老市齋は前方の見切に少も違ひ申さず候段無類の下知陣中に隱なく上下感じ入候御歸陣已後將軍家の御意に比類無山城守が異見の次第と甚だ御感遊ばされしよし

增譽曰此皆川氏は天正の始め小田原北條家に屬せしが遙かに神君の御武功を慕ひ奉り三遠の地迄使者を以駿馬等を獻上せられ其の外關東御手に入し後御家に仕へ右上總介忠輝卿に御附家老なりしが或時强て諫言申上しに忠輝卿御立腹にて既に御手討にも相成可程の事也しに秀忠公上意之れ有し故彼家柄は一と通りならぬ筋目奮功の人故御暇下され浪人し京都にて或寺院に閑居し老市齋と號し法體にて居られける子息志摩守をば武州の片田舍に引込居られしに大坂表夏御陣に忍びて上り井伊掃

部頭の備を借用して五月六日若江に於て高名あり右の段直孝より披露有し故召出され父の名山城守に成され番頭仰付られける老甫齋にも上總介殿へ御諫言申されし事抔思ひ出られ元來御當家へ奮功の人故別段御扶持方下され昔に替らず成りしとなり

○紀伊家の士佐藤某は好古の人にて所々遊歷し多く筆記せし書も有其人の談に紀州は元來山岳多く遊覧も尋常ならず去ども太平の折柄年々山道も平らかに成ぬ然るに熊野の山中に平家の後胤ひそまり居る由兼て聞及びし故或時用意して尋ねしに熊野より奈知の滝壺へ行程十町計りも手前より脇へ入て半道計りも行ば藤の舘と云處あり山川の流れ前後に廻りたる中に島の如くなる山あり此所を領する者を清水清左衛門と云是則小松重盛の嫡維盛朝臣の後胤也と申傳ふ此清左衛門方にて其由來を聞ふに元暦の昔し維盛卿熊野に入て夫より奈知の海に沈みしと僞り潛かに遁れて郎等三人と山氏き民家に來り隱れ居らん事を頼みしに主我家にては心元なしとて清水清左衛門と云る富家に連行て斯と申けるに清水情ある者にて承引してかくまい置しに猶此所も里近くとて夫より此所を見立て隱れ家として養ひ置たり然に其三人の者何れも平家の家人也と申せども其中の一人尋常の者とは見えず如何にも貴人と思ひしかば清水一人の娘を與へて壻とせしに程なく一人の男子出生しける此時に至りて彼人申樣我こそは小松の維盛也とて昔しの事ども委鋪語られける清水聞て雖て斯こそ思ひ居たれ此上は何迄加樣に隱れ果玉ふべき時節も有らば名をも身をも立玉はん事無にあらず此儘にては然るべからずとて夫より甲冑を始め武器どもを用意して主從の品を立我身も家人の如くして在ける其時に作りし道具等をも猶持傳ふ其器をも見しに皆平家の紋付たり其子孫連綿として代々清水清左衛門と稱せり然るに何代目にや有けん元龜年中の頃に兄弟二人有ける其弟は心猛き生質なりしかば當時亂世なれば今此時に乘じて事を起し廢れたる家名をも興さばやと思ひて兄に此由を申けれども兄は正直の者にて再興の志なければ其事同心なかりし故然らば某一人なりとも事を謀らんとて暇乞して立出しが所縁なかりしかば同國日高郡に至り小松彌助と名乘鄕民等を催し

聚めて終に萬石に及ぶ地を押領せしと也其後慶長の末神君此事を聞召て家柄なればとて其儘に安堵せられしかば今に家富榮へ小松の正統の如くして近鄕の人は小松殿と稱する由去ども此彌助が家には武器其外調度の類迄相傳とては一品もなし兄の清左衛門が方には古器多く殘れり今に纔かなる藤の舘をのみ領して世に知る人もなし此二人の所領は除地と云者なる由○大坂夏御陣五月六日朝すなと申所より三里先松原と申所にて御先手井伊掃部頭一手木村長門守と一戰に及び長門守を討取勝利を得られし其節手負たる者共をば陣屋へ返し養生致させ置れしに將軍家の御本陣は掃部頭小屋場の前にて御座候故將軍家より御使番衆二騎參られ其所に罷在候衆は掃部頭手の者と相見へ候皆々手負の者に候や上樣御尋ね成され候旨申され候其時何れも申上候には上意の如く掃部頭手の者にて手負候者也と御返事申上候へば御使番衆其段申上られ候處重て御使番衆參られ掃部頭が手負の者ども何も骨折候銘々に苗字を書付上よとの御言也手負ども十六七人これ有銘々に名乘申上候得ども硯も雖もこれ無候故御使番衆竹杖に小刀の先にて穿付頓て丸山御本陣へ差上られ候由○其日の大將木村長門守首計り上樣御前近く御寄御覽遊ばされ比類なき侍なりと上意これ有候凡大坂方大將分も大勢討死これ有候へ共將軍家の御前へ上り申候は長門守より外にはこれ無候段諸人も感じ候○石川主殿頭は實父相模守義に付引込居られ候故に大坂御陣に付未だ御免もこれ無候へ共御供を願ひ十月十日伊勢路に上り領地大垣へは前島久太郎を以大久保權左衛門に惣家中召連參り候樣申遣し候主殿頭は伏見に若し富田屋と云る者の方に一宿し翌朝出立の時に家士殘らず呼出し其中馬乘の分へ自分に申渡されしは今度相模守御勘氣を蒙られ候に付我等事も御目見も仕らず罷在事なれば是非ともに討死致すべしと云何れも命を吳候樣にと申さる盃の上にて金銀を手づから與へられける皆々は落涙し御最期の御供仕べしと一同申潔ぎ能體なりし夫より追日平岡へ行道なる砂子と申邊にて加賀の人數に通り掛り此人數の通り過候を待たらんには大軍の事故二日計りの後れに成申べきなれば加賀勢の中を押破り此方の人數を通し然るべしと存られ馬にて乘破り通らる其後には大久保權左衛門惣

家中の士を引連來りしに此體を見て同く馬上にて加賀の人數の中へ乘込馬を横に立加賀勢を通し申さす其時加賀の人數の中よりも大勢立向ひ口論これあり既に喧嘩に及ぶべき樣子成しに大久保が指揮宜敷終にせり合事なく押通り夫より平岡へ急がれし同道衆德永左馬介遲參せられし故久寶寺の前の河原にて暫らく待合されけるに平野に陣せし大坂勢此體を見て平野を地燒して引取申候此所燒拂ひ候故其夜は野陣にて其後覆島錢多ヶ崎にて戰功あり夏御陣には未だ御免是なく候へ共御共にて京都へ着致され直に板倉伊賀守方へ何方也とも仰付られ下され候得と賴み申さる此節高槻は明き是有候へ共彼所は敵陣近く其上近邊に味方是なく候間誰人も進申さす候處主殿頭には左樣の所にても參り度由望まれ候故伊賀守尤也と悅び玉ひ早々高槻へ參陣致さる○三島口の張番の者注進に付て大坂より落人十四五人生捕一致す其時神君には砂子と申處に御座成され候故差上られし處に殊の外御機嫌よく御座候扨京極若狹守同丹後守と相備にて京橋筋へ押入申べく旨奉書到來す其日もはや申の下刻に成候間押付日暮申べし橋本迄は明日御越成され候へと權左衛門始め皆々申候へ共兎角今晚橋本迄押付申べく旨達て申され直に馬を乘出され故惣人數も追々打立其夜橋本へ參着致し候此處舟にて渡申さす候ては相成ざる所故幸ひ近邊に北見五郎左衛門御代官所にて御座候に付其段申遣し早速小舟廿艘才覺有て打越されける夜中の事故明朝より越申べく旨皆々申候へ共主殿頭には大勢の人數なれば急速には越されまじ一番二番の閣取に致し只今より終夜渡し申すべくと下知致され候に付據なく宵より渡し候て夜明時分には殘らず渡し申候右の如く夜中に越申さず候はゝ七日の合戰に手を合せ候事は相成まじく候所主殿頭下知宜敷候故七日に手をふさぎ候と權左衛門始め家老共感じ入候○合備の衆若狹守丹後守には一番二番にて三番は主殿頭備にて候然る處押前に切と是れ有候間合備の衆へ切とを早々御越し然るべしと使者を以申されし所に返事に右の切とを前にあて陣取罷在候へと仰付られ候事故越候事は相成申さすと申來候故又々申され候には兎角御越成され然べく候へども實に御越成され難く候はゝ御兩所には先備にては候へども切とを御守りの事にて候得ば拙

者一人先へ越し申べく候旨申遣はされ候へば貴樣一人先へ御越候て兩人後に罷在候事は如何に存じ候右申通り切とを守り罷在べく旨仰付られ候處越參り候は如何これ有べくと存候後日に御咎めこれ有候時貴樣御差圖にて越申候旨請に御立候はゝ越申べく候と申來る此使者度々往來之れ有主殿頭申され候は此所御越候て後に御咎め御座候はゝ拙者差圖致し候段申上べく候間御安心成され早々御越然るべくとの事故請に御立候上はさらば越申べくとて若狹守丹後守切とを御越候其場に北見五郎左衛門居合され此事を聞れて尤の御挨拶と申さる主殿頭切とを越し一戰をいたし討死候はゝ後日の御とがめ有間鋪候また一戰に敵を追崩し候はゝ猶以御とがめ有間敷候間何にも是程心易き請に立候事は有間敷と申され大笑ひ致され候右兩家の人數越候間道筋に備を立られ候主殿頭人數は態と道筋をよけて左の方に好所を見立備を立られ候是は大坂よりの人數道筋を押來り先京極家の備を突崩し候はゝ此方の人數にて後を取切横矢にて一もみに一戰し利を得べきとの工み也夫より物見の者を遣し候へば一里程先に大軍押出し候と相見え候間乘返り候と申其內に御本陣よりも人數出候體相見へ申候間早々一戰の心懸にて人數を押出しひたもの懸り申候處に敵の人數は旗指物等見へ申さず候に付何れも不審をなしつゝ又欠行候少し程有て大坂の天王寺より煙高く登り候然るに頓て烟出候故扨は落城にて候と心得彌早々押詰一戰致すべくと下知致され候故先手一さんに懸り候へば落武者にて候間大軍には候へ共殊の外もろく御座候て其まゝ崩れ申候を追付に京橋際迄參り申候首數二百十三討取申候則茶臼山へ差上此外惣首數は多分に候へ共先へ早々詰寄申候故切捨に致し候へと下知致され下々取候首等差上るに京極の兩手は道筋を押來り候故遲く相成主殿頭人數は田畑をも構はず馳候故兩家よりは遙かに先へ押付候京橋近く成候て旗奉行せし鈴木與次右衛門山崎市左衛門旗をば何方へ立申べくやと申所是より我等旗を引申べく迚京橋際の町に陣取申され候京極家人數は態と道筋をよけて左の方に好所を見立備を立られ候是は大坂よりの人數道筋を押來り先京極家の備後より來られ候間野陣に相成候に致すべき樣も之無候間町家の端れを本陣計りも御借下さるべくと申越れし故安き御事則御貸申べくとて後の方町家一町餘も自身差圖致され宿陣せし者共を明け立て相渡候樣

申されければ皆々腹を立候内春日又三郎事は主人の前に出て京極殿へ用もなき町家御渡候故我等在付候所を出候て外の所へ移り候とて大に腹を立申候へば主殿頭にも笑ひ申され候由此時京極家より禮狀參り此度は御差圖に依て切とを越し候故早速是迄參着仕候事偏に御蔭故の事に候忝存候旨申來り候此所に備を立堅め居候處翌八日に神君御歸陣の節京橋にて此輩を御覽じ付られ主殿頭事は是へ相詰候かと御懇の上意これ有御使下され候主殿頭には未だ御免もなく候故御目見も致されず大久保權左衛門石川修理など御存の者共へ御詞を掛させられ御通り遊ばされし○御歸陣以後京都に於て神君御意有しは落城の節主殿頭方より差上候首は大手より來りし首と一所に成て旗奉行位に參り候事不審に思召さるゝ所翌朝御通りの節御覽成され候へ共主殿頭には早速相詰候と相見へ京橋際に陣取罷在候是にぞ首の早き處の御不審は候との上意これ有候由沙汰これ有候又京極兩家の衆中先手に仰付られし處延引候事不調法の段を申上られし處此事に付主殿頭には未だ登城も致されず候事なれば幸ひ春日又三郎事は初中後とも供に召連候者

なればとて又三郎を召せられ本多上野介安藤帶刀成瀬隼人三人衆より主殿頭には三番手に候處一番に押詰候事は如何の子細に候哉との御尋これ有候所又三郎使の樣子老中方へ委細申上候へば三人の衆も尤の旨にて何よりの證據は京橋の詰に主殿頭旗を押立候間何角の事も入ず候とて則其由申上られ候へば上樣にも御機嫌能御座有けると也○秀吉公秘藏せられたる名作吉光の刀を取出し京都にて將軍家へ差上られ候へば殊の外御滿悅にて此刀は秀賴より明石掃部へ與へられし由御聞成され候其討取候者は如何樣なる樣子にてこれ有候やと御尋に付吉光の刀取候者は權大夫を急に京都へ召させられて尋ねられ候へば見知申さず候者故其通り申上ける其後五七年も過候て台德院樣御咄しの折先年大坂にて吉光の刀は明石掃部にてこれ有其後今以掃部が行衞相知申さず候事故定めて其節相果候者にもこれ有べく候へども主殿頭は三河筋の者にて上方の侍をば見知申さぬ事故惣首數の中へ押込たるにもこれ有べくと上意これ有候由なり○文祿の頃伏見の城繁昌なる時秀吉公近習の士に早川源藏と云るは主馬が子にて勤仕しける或日當番

にて出仕致しける其留守へ士一人走り込て何卒かくまい呉候へと頼みし故主人の留守の事なれども武家屋敷を見込て欠込ける者を出すべきにも有ねば先隱し置けるに彼者小出大和守家來の由にて跡より同家の者二三百人弓鐵炮等を取揃へ追來り早川が屋敷を取卷たり此屋敷は奥行十三間計有て細長き屋敷也留守居の者十四五人在合せて內を打防ぎけるに追手は大勢にて町並の表門を既に打破らんとするに內より大勢にて町並の表門を既に打破らんとするに內より は破られじとて雙方打合たり然る處此屋敷近所に堀丹後守直寄と云人あり是は堀久太郎家老同名監物が子也去天正十八年小田原陣の後に丹後守未だ若年成しを秀吉公の御眼力にて兄弟三人の中より此丹後を撰み取に成玉ひ御側にて召仕はれける處今日の騷動屋敷近所の事共上源藏は同別廿一人の中にて常に心安し旁見捨難しとて追取刀にて鎗を提欠行ける折節家人も在合せず唯一人弓を持て從ひける源藏が裏の小門より入て彼十三間の細小路を鎗一本弓一張にて主從二人馳出で見しにはや表門をば打破り追人は二三百人にてどつと押逼入る此方は兩人にて其間四間計りの所へ出合頭に行合たり不慮なる處へ入來り討

死する事何なる時節にやと思ひしかども是非なく名乘懸て我は堀丹後守弓取は我等が家人也此家主は御城の御番にて留守也諸士の家に押込其上亭主の留守をかゝる狼藉に及ぶ事前代未聞の所行也と大音に呼ばり弓をば引持て發つなと下知し鎗を五つ六つ振地を扣きて押かゝる此時の樣子は夢現の樣に覺へしと也然る處追人の中に年寄の者一兩人見るしが此言葉を聞て尤とや思ひけん又は丹後守必死の有樣にや恐れけん左右を制して門外へ引退しかば其儘走り欠つて門の扉をはたと打閉の木を差て一息付し處へ丹後守親の監物を始め寺尾筑後稻葉兵庫山岡石見早多帶刀富田左近抔の人々追々に欠來り雙方へ押隔て此衆中の扱ひにて漸無異に成ける今日の騷動丹後守一人の働にて早川源藏父主馬を始め一類に至る迄も外聞を失はざりしと諸人賞美しける此事神君の御聞に達し若き者の宜心懸也流石に親の子にてぞ有けると御感成され候○此丹後守關ヶ原已後岸君に咫尺し奉り駿府に相詰罷在けり或夜御城の御本丸に出火し大火に成ける其時丹後守一番に欠付御臺所の火勢盛ん也しかば其所の屋根に登り自身も手をかけ防ぎしかば

家來も我劣らじと消し留ける程に御寢所十間四方計りの所を亥の角より脇柱二本宛左右の屋根瓦等迄少しも損せず其儘に消留丹後守には此角の屋上に登りて始終立去ずして翌朝迄能在けるを神君には火災を御遊遊ばされ御殿守に御座有しに此體を御覽じ付られあれに火を能防ぎ居候者は誰なるやと上意にて御使を遣はされ御尋ね有て其後御食籠並に御酒錫瓶子一雙を中井大和守を御使として昨夜より骨折候旨仰下されける扨翌朝諸大名已下御機嫌伺として各登城有ける其中へ丹後一人の働き故御臺所を消し留候皆皆承り候へと上意有ける誠に有難き仕合面目身に餘りし樣子なりし其後二三日過江戸へ御下向成され候剩御門の脇にて御目見へ仕候へば御城外町口迄御乘物の脇に召連られ候上意には向後は御側に召仕はるべく候間御譜代衆同樣に氣遣ひなく御奉公仕候得御前にも左樣に思召候左候得ば只今の信州川中島知行計りにては駿府に相詰候賄方不自由たるべく候間美濃國にて一萬石下され候旨大久保石見守見計らひ能所を遣はし候へと御懇の上意にて則御朱印頂戴ありけり

增譽曰慶長三年越後國を堀久太郎拜領せられし時丹後守秀吉公へ直訴しけるは親監物儀年寄候間此度遠國へ罷越候右に付彼國にて自然一揆等も起り候はゝ落付候事も成難く候半哉と此而已心元なく存候間何卒三年の御暇下され玉はるべし見屆候はば早々歸參仕り申べくと申上候秀吉公增田右衞門尉を御呼成されて只今丹後申す樣を聞候へ扨々奇特なる申分也早々久太郎跡より下るべしとて知行二萬石の朱印を玉はりしとなり若年より格別の性質なりしされば此こそ神君御他界の節迄萬一の義出來候はゝ一番合戰は藤堂和泉二は井伊掃部横鎗をば丹後守と御定め之れ有其段仰聞られて其節只今の知行にては相成間敷候間其段は將軍家へ能々仰遁れ候間關東より御加增拜領仕申べく段も御意御座候由其後越後村上にて御加恩頂戴されけると也

明良洪範續篇卷之八終

明良洪範續篇卷之九

○關ケ原の時本多正信は甚だ心元なく存せられ內藤四郎左衞門を呼て申さるゝは今度の御出陣は何とも覺束なし第一上方は十五萬と云に此方は御父子にて漸五萬計り也危き御事なれども御出陣成されずしては叶はず候故御留も申上ず唯朝夕案じ居候計り也其元には老功なれば申候如何存られ候やと申さる四郎左衞門曰く我等は左樣には思ひ申さず必御勝利成べし其子細は御幼少より御側に居て見候に殿樣は御耳臆病にて御目は剛也爰元にては御氣遣ひに思召され候ても御出馬有て神奈川邊より段々と剛に相成申さるべく候上方迄御出成され候はゝ鬼の如くに御座有べく夫より突懸り成され候はゝ早速御勝利成さるべし殊に御仕合なるは突懸る人三人にてぞこれ有る一には井伊兵部二には福島左衞門三は則殿樣也此三人が突欠りたらんには誰か止申事成間敷候然れば御勝と積り候と申されけるが其如く御勝利なりし○酒井空印の家士に草野文左衞門と云者あり此者元は丹後の田邊の城主京極に仕へしに彼京極は繼子なくして滅減せられし時浪人となりけり讃岐守空印聞及ばれ祿二百五十石にて召抱られし文左衞門武勇の者にて大坂兩度の御陣にも京極家にて相應の働あるに空印にも度々古戰の事抔尋ねられける最初酒井家へ抱へられける時居所を賜り引移りの日には足輕を遣はし何かと用意抔致せし夕方に成て綿服に帶刀せし者鎗を提げながら片手にて馬を引門前に立て草野が屋敷を問ふ足輕答へて是也其方は文左衞門殿の家來なるやと云に彼士我ぞ其文左衞門なると云に驚きて案內し入て洗足の湯抔與へしに我足よりはと云て先馬の足を洗ひ夕飯を進めけるに否と辭して猶を乞て馬に倘ひ其後安座し腰に付たる辨當を出し喰ふ暫く有て小者一人具足と箱とを肩に掛て來り其箱は衣類を入しと見ゆ麻上下の外には一物も無りしとぞ誠に戰國の行狀也と申あへり○文左衞門事若州へ來りて三四年の間は臥具なる物更になし夜分寢るには有合せし綿服を引掛て臥ける五年程も過て漸夜具を推へけるに世に用ゆるとは異樣にして其製四幅にて半は袖なくして敷物後口片身に袖有て夜着とす是は昔し戰國

辨用の製にて片袖の夜着と號す由也樞現樣にも此片袖の夜着を御用ひ有しと云扨家内は殘らず竹すの子の上に莚を敷たる計りにて疊はなく唯三尺四方なる疊四五枚有自分も其上に座し客來れば是を備ふ是等にて其餘の事ども推知べし○城中に宿直する時は辨當は持ず干飯又は燒米の類を袋に入持來り用ゆ用なき時には出して少し食ひ多くは喰ず一日に二度或は三度其故を問ふに多く食するには間を費す其上當る事あり少し宛度々食すれば當る事なく又間を費さず陣中など甚だ辨利也と云朋友の辨當の品々取調へたるを見て太平とは云乍ら餘り奢りたる事也とて大に歎息せり又曰太平程有難き事なし加樣の有樣聞し事もなしと悦びし事も有けり武器の類製作等の用捨を問ふに知ずとのみ答ふ強て問へば佩楯すね當は無用の者なり佩楯すね當をしては強き働きは成ず馬上にては一入惡し去ながら古來有用の具とて製し置ける物なれば一向に捨んも如何也夫故昔は皆人此二品をば四方手へ結付て戰場へ出し又泥障の紐は一幅の木綿を用たるがよし長くして結下しが好其故は首を取たる時其にて包み或は手拭の替りにもなる何事に依らず用に立物也又忍の緒の製は麻繩が宜やと問ふ昔何某やらん麻の纖たるを用ひしに急に甲を脱事有けり麻繩髭にからみて大に不覺を取たる事あり兎角にくけひもに綿を入しが好と答へられけり都て戰場の事を問へば太平の代には入ぬ事也人々の沙汰する樣に祕事も法もなく唯手輕き事が專一也何事も功にほこらぬ人にて一生の中我功名を物語する事なく我々又は我子親しき者の問ふにも無用の事也とて答へず或時傍輩共申合せ戰場の樣子馬上にて鎗を入る體を見度と所望しけれども例の如無用の事と云頻りに望みしかば是非なくさらば見せ申さんとて甲冑して馬に乘鎗を左右へ打振り〳〵其勢ひ目ざま敷有樣にて鎗を打振る度毎に馬足たち〳〵としける扨事終りて見物の人大に賞美しける中に一人が曰勇氣の體は申に及ばず其上馬上に達せられしと見ゑて鎗を振度に馬のたち〳〵とせし體天晴見事也と譽しを聞てされば是こそ無用の事とは申せしなれ我昔し若き時には馬のたちろぐ事なく年老の身には力も衰へて鎗一本を自由にする事ならぬ故に馬を勞する也今の如にては人も馬も勞れて中々働きは成ぬ其を譽らるゝこと情

け無事也惣じて今時の人に武勇咄しは皆加樣の事にて一つも用に立事なし折く迄心得違ひし上は何事を申たりとも迚も耳には入まじき也とて大に歎きけり常に人々の武邊咄しを聞ては笑ひて今の人に戰場を一度見せ度者也今の心得にては何事も出來ず今合戰あらば用に立者は有間敷とて歎きしと也○或人刀劍の目利を賴みしに當時は加樣の事甚委敷成て好事也昔は目利抔云事はなく又切るゝと切ざるとを試むると云事もなし故に此事は今時の人には中々及ばぬ事也と云れけり又人々寐る時刀脇差を枕元に置を見て心掛好事也と大に感じたる體なれば其故を問ふに今の世にて左樣の用意には及ぬ事也若不所存者有て寐首をかゝるゝとも士の恥には成ずと云治世の風俗とす此者生涯夜臥にまくらをする事なく人々の枕するを見て扨々太平の世には有難事也昔はまくらする人は更になし皆腕を枕として臥事也夫故腕しびれて折折目覺る故用心もよしとぞ申ける○容印初陣の時の事など尋ねられしに初陣には闇夜の如くにて一歩の先も見えぬ也二度目には少しは明るくおぼろ夜の樣也し恥敗事也大勇の者は左は有べからず我等如きは皆斯如くと申されけり謙退深き賞能なり○三州にて本願寺門徒一揆の時御譜代の歴々なれども各御敵と成し其中に野寺の本正寺右一揆三ケ寺の內なれども宗門の法義を守り王法主命には違べからずとの事にて本正寺計りは爾寺へ一味せざりける本多三彌同彌八郎抔は本正寺の旦家なれば兎も角も諸傍輩加勢するに付ぬは臆病なりとて他の寺へ籠りける戶田三郎右衞門も佐崎に籠り候處權現樣仰には彼者は淨土宗也呼返し候へとて御呼成され候三郎右衞門參上し何れも籠候に付賴母敷思ひ拙者も籠り候扨佐崎を能出候節三日の間に此寺を取申べくと斷候て能歸り候由申上る權現樣御聞遊ばされあれ程籠りたるを何とて三日の間に攻取申べきやと御意成され候三郎右衞門申上候は佐崎山の下水落しは大き成箱にて御座候此箱の中より出入候事自由にて候間是より忍入火を掛て攻取申べくと也則大久保七郎右衞門が人數を召連參り件の箱に忍び入火を付て攻落し候其時何某と云者鐵砲を持て三郎右衞門が甲を打申候右鐵砲にて三郎右衞門は絕死致し手負の者を改め候處三郎右衞門は脈も少しこれ有身もあたゝかに御座候扨藥を下さ

れ甲も鎧も御脫せ成されず其儘にて置候へと仰せられ傍らに暫らく差置れ候へば彌様子能相成候故甲を取て見候へば甲の鉢の中に日頃信仰仕候愛宕將軍地藏の像これ有夫にて鐵砲の止りこれ有甲を取候へば玉二つころ〳〵と落申候諸人感じ入候常々愛宕を信じ候故不思議なる事一生に二度これ有候と後に三郎右衛門咄し候右の一揆正月二日より同十一日まで毎日三度四度も神君御自身に御働き成され候後年伏見にて加藤清正と御出會これ有時御雜談に先年佐々成政が跡肥後國を加藤と小西に半分宛秀吉公より玉はり又々一揆強く起り加藤清正の武功にて漸しづまりける此事を仰出され肥後にて一揆の大將木山彈正を討取られし事を其元にはいつも〳〵大分の事に申され候が我等先年領分の一揆正月二日より十一日迄日毎の戰に危き事度々成しを御咄し有新野某と申者を召出され其者の前にて仰らるゝはあれら抔も弓五張にて我等を攻既に討れんとせし時我等に白眼れ弓を捨て逃たるを覺えしかと仰なりき○本多佐渡守其頃は彌八郎と申ける一揆故に浪人し朝倉義景方に玉しを其後歸參の事を申せしに彌八郎申は私義今此儘にて罷歸り候事何とも面目御座なく候間爰元にて一働き致し夫を土產に歸國仕べしと申此人若年より智計これ有り大高の城を攻て引取し時城中に米の有を諸人此儘に捨置なば忽ちに敵の物と成べし米を取出し敵に渡さぬ様にせんとて皆々評議有しかども其事容易ならず彌八郎が云此米其儘に差置假令一旦敵の物に成候とも又明日は敵を追拂ひ此方の米と成べし少も氣遣ひ有べからずと申せし故其儘に差置けるに案の如く翌日敵を追拂ひ米をも殘りなく味方の物と成せし其見切少しも違はざりけり○本多三彌にも同く浪人して浦生氏郷に仕へて三千石也しを常々不足に思何卒して浦生方を立退べしと思ひしか共然るべき首尾もなかりし或時出陣せられ飛驒守矢倉にて自身員を吹申されしに其員ならず三彌側に在しが是を見て惣體腰ぬけの吹員は鳴ぬ者也と云に飛驒守立腹し己れ吹候へと其員を投付る三彌員を取て吹しに能鳴申候其を鹽に致し浦生方を出で歸參致し候權現様後に御叱り成され候は扨も無分別なる申様哉若其時其方吹て鳴すばと御笑ひ成され候○右一揆鎭まり各歸參する時に小栗又市御前に出しを權現様又市が胸を

御取なされ其方は宗旨を替申べくや左もなく候はゝ唯今突殺す也とて御脇差を脫せられ候又市少しも驚かずして假令御手討に相成候とても宗旨を替候儀は致し難しと申上る其時權現様己れ加様成者殺したりとも無益也とて御突放し成され候其時又市申は只今こそ宗旨を替法花宗に相成候と申上る神君其方は手討に成ても改宗は成難しと申たるが今又法花宗に成べしとは如何と仰せらる又市士たる者は御手討が恐ろしきとて改宗仕べく候や今一命御助け下され候御禮にぞ法花宗には成候と申ける○信長公には若年の頃王と云事御存じなく其頃村井七郎左衛門後に長門長春と申せし人京の所司を勤めし者なり此人に申され候は王と云者は如何様成者にて候や厨子抔に入て置者か又は人にて候やと尋られ候時長門申上候はいかにも人間にて御座候と申其頃近衛龍山公村井に御目を懸られ候故先龍山公を信長公へ知人に成夫より度々御出會もこれ有淅王と云事御存知候由或時尾張大根の見事なるを龍山公へ進上せられ後に如何料理成されしやと尋ねられけるに龍山公御返事におろし大根の汁に料理候由仰られ候得ば信長公扨々うつけなる人哉おろし大根には小さくても成事也とて笑ひ玉ひしされども此龍山公をば若敵軍と和談抔の時扱ひには然るべき人也と申されける○青山大膳亮家士に大原左近右衛門と云者子細有て主人より奉公構ひ申されける其後江戸にて色々に人を賴みて斷申候其様子の見事にこれ有候に付差免されしと也昔せしやう坊の家來に武邊の名を得し左近右衛門が子孫なり○明智日向守逆心は數年心懸し事也とて逆心前二年にて天下を取て後に方々へ申付候事どもを筆記し朱印を押たる書物延寶四年に評定所へ出たる事有とぞ○日向守或時に雀の子巢より下へ落たるを見て座を立て庭へ立出ける故家來共は慈悲なる人故定めて本の如くに巢の中へ入らるゝ事成んと思ひしに草履をはき乍ら足にて踏殺されけり士は時々むごき事をする者也と云れし○筒井順慶四條河原にて秀吉公と明智と合戰の時に兩方見合居たりしに見物の人數も順慶は大軍也此人の加勢したるが勝ならんと口々に申ける折節俄に

夕立し雷鳴せしが程なく明智が備崩れし此山崎合戰程見物人の多き事は無りしと也○秀吉公山崎へ金の瓢の印早々上られしと也是は後て此山へ印上りたる方勝也と人々申せしを御聞有し故也さかや諸人是を見てはや秀吉公方の勝也と申せりし○筒井順慶大身に成しは信長公より初明智に大和を下さるべしと有しかども明智申は大和は中々一揆所にて殊に地士の能者多く私共取申處にては御座なく候さらば誰に下さるべく候哉順慶事然るべくと申春日の社人抔も歸伏し候故大和に紀伊の雜賀にも下され明智には丹後を玉はりける山崎合戰の始に順慶旗色を見合候中に老臣の松倉に申付明智が陣を伺ひ來れと有し松倉立返りて明智事は何の手段も見えず唯うつかりと致し居候と申候懼ながら私に侍二百足輕二百御付成され候はゝ日向守をば討取申べく候左候へば天下が御手に入申べくとぞ申ける順慶には如何思ひしや秀吉公の方へ加勢せられける是は島原豐後守親也○台德院樣御上洛これ有時荒井の渡し御越ありて御本陣に入らせらる井伊掃部頭を召出され今度上洛に付荒井の渡りに舟橋を掛候事誰に承りて致し候哉老中共の差圖にや昔より賴朝公を始樣現樣とても箱根荒井とて關東第二の關所也舟橋を懸平地に成て渡候例なし然るに今度沙汰なしに加樣の體不屆千萬也只今急度吟味仕り申上べく候相濟す候中は御行水御膳をも差上られ間敷と以の外御立腹にて御座成され候老中方にも差當り了簡これなくあぐみ果し樣子也何と相談有しにや立花飛驒守方へ早馬にて只今急に御用これ有候間御本陣へ早々御出有べしと也都て下宿と御本陣とは其間二里餘もこれ有し何事やらんとて早々馬にて馳申されしに老中方只今加樣の事にて何共致し方これ無候何卒先御行水遊ばされ夕御膳を差上られ候樣に貴樣へ御賴み申候と也飛驒守申さるゝは夫は誰差圖仕候事にや老中方我々が御賴申事にて候最早此上は橋の事は申さず候唯御かゝり湯御膳を召上られ候迄の事を御賴み申候間御機嫌の程を一向に賴み申され候飛驒守私申上候て御機嫌直り候義計り難く候へども先是迄罷出候事を御聞に達し候樣に仕度と申さる老中貴殿のせき拂をば每々御存じ也と其時飛驒守商々にせき拂ひ致され候へば將軍家御聞付遊ばされ立花にてはなきか御前へ罷出候へと上意故早々出

られしに何故に罷出候やと上意有飛驒守今日是迄御機嫌能御着遊ばされ目出度存じ奉り候これに依て下宿仕り其儘罷出候上意に今日はさん〳〵の義これ有候此所の渡りに舟橋を懸候段不屆至極に付急度相糺し候樣仰付られ右の詮儀相分ず內は此儘に御座成され候との御事にて御機げん甚だ宜からず候宗茂承り扨々日本國を治られ候將軍樣思召と私式の所存とは黑白の違ひにて御座候何の荒井の御關所を公方樣の御威光にて舟橋を懸られ候故平地の如くに存じ安々と上下共打渡り候段誠に御陰と有がたく存じ奉り候ひ下宿に着仕候と申上らる御次には皆々御機嫌の程を案じ申され宗茂御挨拶の樣子を耳を澄し聞居らるる體也上意にいや左樣には是なく賴朝卿神君抔にも人馬の渡り故殊の外大切に成され候所を舟橋を心の儘に懸け往來致す事は畢竟神君抔の御心入をあさまに成候樣に相成候て何とも是非なき次第なり飛驒守恐ながら私共抔の存じ奉り候處は左樣にては御座なく候先關東第一の荒井川を賴朝卿權現樣御時代に舟橋抔御掛候て緩々と御渡候はゝ何方よりか橫矢を射かけ申すべくも計り難く候故其段を恐れられ大切に成され候事に候當御代には弓を袋に太刀を箱に納めて千秋萬歲の御時全く上の御威勢益々強く御座候故國々浦々迄も今度御上洛を陰ながら悅び入奉り候加樣に下々迄も悅び御威光強く御仁德迄も備はらせ玉ふ將軍樣と申は只今迄これ無事に御座候此義は唐土迄も相聞へ東朝の譽れこれに過ず其折柄にて御座候へば荒井にも舟橋を懸少しも御氣遣ひなく將軍樣を渡し奉り是迄御着座遊ばされ候御事は皺に目出度存じ奉り候只今御次にて老中方舟橋の義を申聞候然れ共私義はそれ程目出度御事は御座なく候と挨拶仕候と申上られけるに將軍家には別にしかゝ〳〵の御意もこれなし飛驒守は夕食たべ候やと御尋あり私義は下宿へ着仕直に御機嫌伺ひとして罷出申たる義に候へば未だ食事も仕らず候と御答へ申上る左候はゝ相伴仰付らるべし先御行水遊ばさるべしとて右兩樣とも仰付られ扨掛り湯相濟御膳も召上られ其後掃部頭老中をも召出され先刻仰出され候舟橋の事飛驒守申上候を御聞遊ばされ尤に思召候今度の御上洛此上なき御悅びの折柄なれば右の事は先其通りに差置候へとの上意何れも謹で有難き仕合に存じ奉り候との御請

にて相濟ける夫より御酒始りける飛驒守元より上戸なれば何れも大酒に及びける此程の御悦びの時節に候へば私の仁玉舞を上覽に入申すべしとて則舞申されしかば將軍家にも殊の外御機嫌能稀代なる飛驒守也とて御酒御過し遊ばされ御酒宴時を移し漸夜九ッ時過に盃納り御暇下され御次迄退出せられしに老中方待受て扱々今日は不意なる事にて御苦勞千萬に候其元御取成故早速御機嫌能大悦の由厚く挨拶有り宗茂下宿へも使者を以て禮に及びしと也○松平伊豆守方へ土屋民部小出伊勢兩人見廻り申されしに亭主信綱申されしは此間は世間風雨にて米穀に惡敷時分なり其方の知行取扶は作物等如何に候哉最早米を刈申すべし其後には何を植させられ候哉と尋ねられ候兩人の衆申され候は何を植候て能候や存じ申さず候由也伊豆守申され候は扨々知行取には似合ぬ事也上ッ方程能御存じ成され候公方樣には我等より能御存知成され候又天子には猶以委敷御存知に候稻は何程長くても又短く候ても三節有物にて候或時帝へ百姓共二節の藁を持來り加樣に節短く稻の出來惡敷候故米澤山には成申さず候由申上候得ば帝聞し召れて御歌を遊ばされ候

賤の男が門田に作る三節草二ふし有はまたばへの稻　と遊ばされ候彼百姓は羊稻の藁を持來りし米の不出來成由を申上候へ共帝は能く御存知にて御座候故だまされ玉ふ事なく百姓も恐れ入しと物語り致されける○內藤四郎左衞門權現樣御前にて我等程の者なしと申され候諸傍輩共並合候處なれば何とて我等程の者なしとは申され候哉樣子承り度と申候其時四郎左衞門信玄御存生の時何迚も我等が御先手の押を致し候に一度にても後れを取し事なし信玄の死去の後信玄程の敵なし此後とても信玄程の敵の我等が樣成者も出來申すまじと申されし○高木主水と內藤四郎左衞門は御家の武者奉行也四郎左衞門が當番の時には御飯を下され主水が日には兎角の御意もなく常々左樣に相成候故別て勵み申候關ケ原の時兩人へ權現樣仰られ候は台德院樣の御供を御賴み成され度との事也兩人申は麒麟も老ぬれば驚馬になると申候驚馬が老ぬれば又ど馬にも劣り候と也又上意に各働は入らず首取候にも及ばず唯兩人共乘物にても參り候へとの仰なり主水は御受申上て參候處一夜泊り鳩

ケ谷と申所にて煩ひ出し夫より歸りしと也四郎左衞門は終に參らざりし後に引込申候主水は藤澤の近所にえびなと申所四郎左衞門はおしの近所かこと云所也御鷹野に御出成され候節御立寄有て仰には各堪忍せよ如斯天下を御取成さるべしとは思召さず天下を取たらば百萬石も與んと思ひしが今は甲斐なし此上は後世を願へとて念佛料と成され主水に三千石四郎左衞門には二千石下されける又四郎左衞門に仰られしは立腹すな主水ははとがや迄參り候と也其後四郎左衞門方へ御立寄有て其方は昔しこわめしが上手成し如何と仰られける四郎左衞門承りて蒸て置候と也○北條氏康は文武に閙からず近代の名將成し數年聚め設れし舊記珍書多くこれ有古き東鑑も有氏直の代に落城せし時細川幽齋書を好まれし彼家に傳へしと也平氏知盛の事實を記したる書も有平家一の谷にて敗軍に及し時に兒玉黨より使者を以て知盛に知らせ候處に知盛如何思はれけん其使の者を討取れし故兒玉黨大に立腹し急に討てかゝりける既に知盛討死と見へし處に武藏守知竟盛物太郎抔討死しける間に漸落行申されし此事聞たる人は詮なき使者を討れし故一子を討れ郎黨をも討せ重ね〳〵の不覺也と申あへり此一谷の合戰に平家の一族多く討死せしが能大將は一人も討れず就中此知盛には知勇とも備り一門の中にも第一の人也さばかり難戰の折柄昔の好みとて大切の事を知らせける使を一身の事思はずして討て捨られし事は誠に大勇也と源氏方にても深く感せしと記せり此評論は如何有べきと也○今川義元桶狹間にて討死有し時遠州二俣の城主松井五郎八郎忙然として落行し處に井伊信濃守に行合たり五郎八郎聲をかけ大將討死有て本陣既に崩れたり見屆詮なしと云に信濃守莞爾と笑て兄肥後守が申付にて本陣へ見廻に參る處味方崩れしとて此儘に立歸らんは本意ならず敗軍を見物して歸り候とは兄へ申難しと云五郎八郎も是に勵まされ實尤なる哉同道せんと云て取て返し兩人共に討死す

增譽曰信濃守弟にて家督にあらず義の向ふ所にして本意の討死と云べし五郎八郎が討死せしは麁忽と云べし此人父有て一子なし終に跡式斷絕し七十に餘りし父武田へ生捕れて老後の恥辱是皆五郎八郎が不孝也初め大將討死の場にて共に死するは士

の道也其場にもあらす信濃守の言葉につれて父の事を思はす引返せしは血氣の勇也

○義元討死の事を記せし書に最期机にかゝり少しも動かずして居られし所を服部小平太毛利新助討取しと云は虚說なり元來義元勇將なれども床机の廻りを堅むる者もなきに一人床机に居らるべきや若其通りならば無謀の死なり信長今川家の虚を察せられ本陣の後の山根を押廻して後より懸り馬武者にて義元の旗本を立横に乘破り騒動に乘じ突崩す今川方は唯上下とも驚き周章て鎗を取間もなくして皆太刀打也織田方は鎗を揃へて突立し故眞先に進みし者共枕を並べて討死す其外手負落失て疎に成べし夫迄も義元は床机に腰をかけ左右を下知し居られし所に庵原左近同庄次郎馳來り旗本の軍士過半討死し備も疎に成候へば何に思召候とも叶まじ此所一先引せ玉へと申馬を引寄義元をかき乘る此時元康公より付置玉ふ松平某も義元の前へ來元康事大高の城に居られ候間彼所へ引取らせ玉ふべしと申て庵原兄弟と松平某三人供して大高を志し引て行是を見て島田左京澤田長門守岡崎十兵衛上和田雲平今井主馬平山十之丞長瀬吉右衛門平川左兵衛福原主稅等馳來り同じく供して退けるに馬備へ散亂せし故馬に乘べき樣なくて皆々歩行にて從ふ義元は胸白の鎧に金にて八龍を打たる五枚甲を冠り赤地の錦の陣羽織を着し今川重代の二尺八寸松倉卿の太刀に一尺八寸の左文字の脇差を帶し靑毛の馬の五才成に金屋輪の鞍を置紅のしりがひ掛て乘れける故美く敵遠目にも是こそ大將なれと思はぬ者なし四方へ落行者には目も懸ず何方迄も逃さじ逃信長方先を爭ひて追欠し故島田左京澤田長門守を始め十二人の者共とつて返し戰ひしかど歩行立なる上に戰ひには勞れ皆々討死し義元一騎に成られしを服部小平太一番に追付て詞を懸近寄しに義元も心得たりと馬を引歸されし所を欠寄て朱柄の長刀の鎗を以て義元の弓手の脇腹をしたゝかに突けれども聞ゆる强將なれば少しもひるまず太刀を拔て服部が鎗の柄を切折馬より下立て小平太鎗を捨組んとせし處を拔發したる太刀を以て拂ひ切にせられしが太刀先下りて小平太が膝口を切付玉ふに少しもたまらず後に倒れ候故あはや討れぬと見えし處に毛利新助透間なく横合より欠來りむんづと組しに義元は初め服部が

突し鎗にて手負たるまゝ新助終に組勝て義元を討しと也○大坂夏御陣の節大和口の惣大將は上總介忠輝卿なりしに諸の人思ひの外慮し玉て戰場をも見玉はすと也伊達政宗も先陣にて其機を察せしにや誰にても逆心の者有んには追欠討取申べしと申され候此由聞人早き見樣也と譽たる由其故は忠輝卿は政宗が聟なりしかども此時の樣子を疑ひ其御跡に付候事を嫌ひての事なり

忠輝卿終に御預けの身と成せられ國々に閉居し玉ふ後年飛驒國より信州に移し參らせ諏訪出雲守預り來りしに如何成事有てや出雲守より內々言上する旨有て御詮義のため彼地に趣く人々有て其子細は諏訪が領分の百姓に上總介殿の家人と緣者有其家士の方へ百姓の元より何か封印せし狀を差遣はせしを兼て番人等に嚴敷申付たれば則其狀を押取て出雲守へ出す早々江戶表へ差上しに付彼百姓三人を江戶に召呼れ御吟味これ有し處上總介殿未だ飛驒國に御座有し時に御家臣柏木左京が下人何某と云る者妻を迎へしに其妻の父所緣有りて近頃信州の御代官宮崎三郎左衛門が支配所に來り住しけ

る何事をか巧みけん右娘の方へ潛かに書狀を遣はしけるを番人ども怪みて吟味しければ逃去ける其取次は諏訪の庄屋なる由右庄屋は上總介殿買物使の爲とて出雲守方より付置たりし者也然るに彼取次せし庄屋何なる企をか致し遁れ難き事や有けん妻子幷娘孫共以上七人を刺殺し其身も自害しけるこれに依て右御穿鑿として兼松下總守を彼地へ差遣され御糺問これ有しに庄屋家內殘らず自害せし上彼の下人の妻が父御代官所に居住しける者も此事を聞やいなや早々逃て行衞も知ざれば一向に詮儀の手掛りもなくして下總守にも空しく歸りける御先代よりして此忠輝卿の配所の事彼是と御遠慮有て國々へ移し替られし事を世の人あやしく思ひ種々誹謗しけるがこの度の變事にて人々感伏しける

○石田三成生捕と成て京都に於て誅せられし時其途中にて湯を乞しに折節其邊に無りしかば鐺固せしもの湯は只今求め難し咽乾かば爰にあま干の柿を持合せたれば此を喰れよと云三成聞て夫は疾の毒なり食すまじと云に聞く人大に笑ひて只今首をはねらるゝ

人の毒忌するこそおかしけれと云しを三成聞て汝等如き者の心には尤也大義を思ふ者は假令首を刎らるる期迄も命を大切にして何卒本意を達せんと思ふ故成し由申しき○權現樣或時瘡病を御煩ひ遊ばされ數日落飯し時名醫なるおこりを落し申者これ有由申上候早々呼上候へとの御意にて彼者參上し屏風の陰より參るぞ〳〵と申ければ權現樣何事を申すぞと御笑ひ遊ばされし時帶を丸ぐけに致し蛇び程に拵へ參るぞと言葉の下より投付候に權現樣元より物事に動じ玉はぬ御生質故此樣の事致し候ても御驚き成されず候故おこりは一向落申さず候彼者は田舍抔にて女童共をだまして瘡を落しける其手段故權現樣のおこりは落ざりしと也○或時御出陣有て城を御責め成され候時彼城の櫓より神君に向ひて尻を出し惡口せしに御立腹有て扨々惡くき奴哉と御側に石川八左衞門居合せし故あれ射取候へと仰せに八左衞門承り其者を一矢にて櫓より射落しければ御笑ひ遊ばされ八左衞門も同じく笑ひける處を又敵方より明たる口へ矢を射込し故八左衞門射通されける神君は八左衞門が肩を御ふまへ成され矢を御ぬき遣はされしに八左衞門立上り明たる口中へ射込し故に舌にも當らず齒をも損じ申さず候然れども夥敷血を吐候さゝ陣屋へ御歸し成され候八左衞門は物を申候へば痛み候へ共物さへ申さず候へば苦しからすとて鹽を口中へ打込翌日は御供に出働きける誠に剛強なる者也とぞ

明良洪範續篇卷之九終

明良洪範續篇卷之十

○慶長十五年正月末之頃將軍秀忠公御猪狩として三州へ御動座あり戸田因幡守領地田原の城へ入らせられ同所大山にて御狩これ有此所は三方は海也大山を平押にしてちご島と云所へ鹿を追入高山の上に將軍家御座なり此度の勢子大將には土井大炊頭非伊掃部頭兩人仰付られ左右に分れて下知をなす惣勢子は三ケ國の百姓出候て三日前より狩出し下押を致し其上を六萬餘にて左右の海を境として高山より兩の原海際迄取切太鼓にて一手々々の馬印を持せ勢子頭ども御使番御目付衆は東西の中二里三里の間を馬にて乘廻り下知を傳へ凡生類をば殘らず得んとの構へ也此時掃部頭には大番頭也し組の御番士岡部八十郎中川八兵衞後備場にて喧嘩致し雙方切合ける掃部頭には遙に此體を見て一散に乘付飛下りて青竹の四尺餘りなるをかざして兩人の中へ入雙方を押分られしに八兵衞申手負たれば此儘には成難し打果し申度旨に候尤也とて雙方共に打果候此喧嘩故勢子抔も騷ぎ備も崩れけるを山上より御覽有て御尋の處兩人共に打果候段申上る時に備の五人三人相果候とて勢子並の沙汰候事は不屆なりと上意御座候て御機嫌あしく候間勢子大將大炊頭掃部頭馬印を持せ乘廻り候て下知致され候得ば早々本の如くに相成候此時潰れ申さぬ備御座候に付御尋候處掃部頭組の由申上候得ば御賞美これあり候扨猪鹿の事は申に及はず兎狐の類に至るまで殘らずちご島へ追入四方を取廻し海手は船を懸並べ置候て洩べき樣もなし將軍家には御馬上にて鐵炮或は弓もて遊ばされ御獵物多かりし其後何れも入込思ひ〳〵の得物を以て働きたり此時本多中務忠勝には嫡孫平八郎十三才なるを同道して勢州桑名より御目見の爲に參らる又九鬼長門守弟圖書頭は兄は大船の御用に付去年より淡路國に至られ留守に殘し置ける侍共を召連此も御目見として同時に見物致し候得と仰にて拜見せられける其時圖書頭中務へ申さるゝは此御人數誠に夥鋪事也某抔はかゝる有樣初めて見申したりと有しに中務されば此勢子の有樣先年長篠にて武田勝頼と御一戰有し時の樣子に似申たりと也圖書又其許樣には御老功の事度々大軍をも御覽有べ

く候何程の人數に候哉と尋ねられ先九鬼殿には何程と思召候哉承るべしと申さる凡六萬計りも御座候はんいや其程は有間敷候都て高き山より下の方兩方のなだれに並びたる人數は小勢も大分に見へ又は谷底抔申き所に備へし勢は大勢も小勢に見え申物にて候と答へられける圖書頭拙々能事を承り候とて大悦致されける

增譽曰九鬼長門守には去る慶長十四年十月より日本國中諸大名所持の五百石以上の大船殘らず召上られ候に付右御用として淡路國の由良の湊にて請取べしと仰付られ侍百騎鐵炮長柄弓等召連彼地へ渡海せらる御目付に久永源兵衛小濱民部少輔向非將監にて酉の新月より戌の年五月迄日本國中の大船殘ず若船也右大船の中蜂須賀阿波守一艘稻葉彦六二そうをば長門守に下され黑田筑前守大船は勢州白子にて長野內に御預其外の大船どもは三河と武州江戶へ遣され候池田輝政の大船餘り大き過候て乘廻り候事も不自由故其儘播州に差置れ候由此長門守は生質淵氣なる人にて先年二條御城にて秀賴へ御對顏有し時諸人秀賴を珍敷思ひ見物の人山の如く也し其時に長門守柳の馬場通り旅宿致されけり見物の爲に町家を借り申され候得共諸方より借候者多く勿論秀賴通行の道筋は定りたる事にて所々差合多く堀川竹原町にて六疊敷の小座敷を小判五枚にて借用せられて見物也若自然替る事も候はゝ家士殘らず追付申すべしと申付られ近臣纔か十四五人召連られ秀賴の通られ候きわにて慥に見物致され何樣子細も有事にて候哉其前夜に具足持參これ無者共は伊勢へ夜通しに取に遣はされしと也何とも不審なる事也と家士申あへり

○細川幽齋は文武兼備也し事は世に知る所也其自筆にて書記されし覺書を彼家士三宅某が方へ傳へけり軍中並に侍の心得に相成覺書○陣を取候は前後の道筋を見る物にても敵間の樣子により或は一里或は五六町にても見廻し惡敷所抔有ば取草を致し置べく候竹束にても同前に候道筋不案內にては俄の時途方なき者にて候假令道迚は是なく候共通るべき所あらば心を懸見候事肝要にて候事○先の陣にては小屋道具なき所と聞及び候らはゝ道筋にて切せ參るべく候但し左樣の時には手明人なき者にて候間弓鎗抔五六本

宛一つになし持せ其手明の者に竹束を切せ參べく候嘗聞の柵木などにも成者にて候○御出陣夜の七つ時分と御觸有ば先に起足袋脚半を仕り具足下を着暖めて扨食事を致し具足を着候得ば身暖まり候故主人幷に諸傍輩に物を云にも振はぬ物にて候馬にはみを倒ひ候事は自分起ざる以前にはみを倒せ鞍を置候樣に奉行を付堅く申付べく候自然合戰に及び候はゝ慥なる者を馬に乘せ主人步行立に成先へ懸り候はゝ跡より右の馬に乘り見送り參り候樣に申付べく候事○戰ひ場にて一兩度の手に合候とも最早手に合候と存ず間敷候成べく事に候はゝ幾度も手に合候樣に心懸肝要に候深手抔負候はゝ格別たるべく候事○常の道を步行候とも此道は何方へ通り申候抔と心を付見申べき事又塵鋪抔にても心持同前たるべく候又土手塚谷林などは是あらば此土手塚に弓鐵炮の者をは置人數立候ても苦しかる間敷候又谷森には伏人數を何程置然べしなどゝ心を付見置候得ば自然の時足にも成者にて候事○人の目に立差物を指自然跡に用など有とて其指物をさし乍ら返り候得ば脇より殊の外見苦敷者にて候間たしか成者に指物を持せ置其身計り返り用を調へ申べき事○外聞に參り候に城近き處につかなど候共其上に居申間敷候脇に居て時々右の塚の上に上り圖中可候又星の光り田の水堀の水などに映り光り候得ば火繩の火の樣に見ゆる者にて候左樣の所に心を付念を入申べく事○戰陣の時忍びに參り候はゝ敵方の指物幕何にても道具を取返り候得ば甲斐々々敷見ゆる者にて候或は先にも何樣なる印を仕置候と申上候者にて候事○戰場にて諸人の申言能聞置申べく候後には心よせにていがめ申者にて候間隙さへ候はゝ書付候ても置度もの也○軍中にて手負振殊の外惡敷者也尤海手にても痛手に候とも隨分手負振能く見え候樣に嗜み肝要の事○城乘の時敵味方の見分色色有べく候得共先足本を見候得ば足袋脚半にて草鞋などはき推致し候はゝ味方と心付申べし勿論城中にも左樣に致たるも是有べく候得共草履足なりにて居申候を敵と心得申べく候事○御先に能在候に御旗本より懸り候得と御下知候はゝ敵鐵炮をばた〳〵と打放し藥を込ざる內に仕懸然るべく候左樣の所を手延に致し候得ば敵藥を込仕舞候處へ仕懸候得ば敵の的になりさん〳〵に打るゝ者にて候少々手負候とも前

びろに掛り候らはねば成ぬ者にて候間其覺悟有べく事○戰陣の時敵味方互に小屋道具取に三人ある者は二人遣はし候左なく候得ば跡に人は是なく候其間に敵方より仕置候得ば味方負に成事にて候其段は昔より名將衆皆存する事に候得ども危みて致されず候然し乍ら御先物頭をも仰付らるゝ程の人は其心得有べき事○軍中にては常々御目見參り候時の樣に諸傍輩を誘ひ候などゝ存候ては中々騷合に成ざる物にて候人より一番と心懸候ても二番三番に成候事造作なき者にて候朋輩と云合せ候ては夫を待ずしては成ず左候得ば一人にて致す覺えも人並に成候人より先に一足成とも心懸ざる武士は覺も薄く有べく候間其心得肝要にて候○城責の時御先衆へ使に參り候に其所に付候得又爰に付候得との御使ならば幾度も罷歸り御返事申上べく候最早城に乘候得との御使か又合戰を初め候得との御使ならば其段御先の衆へ申渡し御返事は申上ず候とも御先衆と同前に乘候か又合戰初り候はゝ手に合申べく候手に合候て假令御返事申上ず候とて御勘當を蒙り候とも後日には何卒御詫事も成べく候間此心懸何より肝要たるべく候事○御陣の時

は下々の事は申に及ばず自身も一日一夜の兵粮米は腰に付馬のはみをも鹽手に付申べく事○陣頭にて兵粮米是なき時は何にても時々の草木の實を喰ふ者にて候我々も青麥抔炙りもみ候て喰て合戰致し手に合候事也桑の實殊の外甘き者にて候事○對陣の時は侍も小者も中間も小屋道具取に參り候陣頭にては野菜の類又水を入候物これ無候ては成ざる者にて候間右の樣成物は小屋道具に結付持參り候者には詞をも懇に懸少し遣す者の中にても心付有べく候又人により食物の類御恥かしく抔と存る者も有べく候夫は何の用にも立間敷と心得申べき事○敵城を取卷候時山城にても先づ水の手を專らに見立陣を取たるが能候夫も大將より持口仰付られ候はゝ是非なく候一夜々々の事成とも水の手は肝要たるべき事○戰場にて急しく鐵砲を打候時は火繩を三尺程に切二つ三つにも火を付右の手に結付置申べく候是は自然火の消候時の用心也又五つ六つ續け打候得ば鐵砲あつく成也抔られぬ者にて候左樣の時は砂にても土にてもすくひ掛寒す者にて候事○敵味方人數を立合候時眞中を傍爾と申也敵陣の備前に惡敷所抔候て物見に參り候時傍

爾を越參り敵陣の樣子を能見頓て歸り申べく候其處を手延に致し候得ば敵方よりも物見を出す者にて候敵出候て急ぎ返り候事は見苦敷候間右樣の處は成可は手早に仕り申べく事○敵方へ夜討に行き候時は名乘苗字官名をも書付候て矢か札にても持參り歸りざまに敵方に右の矢か札を差置候得ば敵夫と見て何と申者今宵夜討に參り候と知れ申候其段人毎に存る事にて候得共常々心懸ず候得ば當座に失念致べく候間常に拵へ空穗に入置陣頭にても手廻りに置候樣に仕べく候札も細き物なれば具足櫃に入置申べき事○御先を仰付られ參り候に敵方の足輕傍爾を越此方に參り候はゝ馬乘は召置足輕の者に申付べく候假令ば塚にてゝも森小林にても有ば追欠參り候ても苦かるまじと存候はゝ取候へ夫より先へ參るまじと堅く申付べく候傍爾を越參り候はゝ又敵より取らるゝ者にて候傍爾より內にてならば隨分精を出し取候樣に申付べく候如何樣の首にても敵の首を取候と大將へ御目に懸候得ば何十騎もこれ有同勢も敵の首參り候と段々に聞傳へ候得ば殊之外にきほふ者にて候事○戰場にて鎗の柄長く候て取扱ひ不自由に候得ば切折人有夫

は何も知らざる人の仕形成べし少々取廻し惡敷候とも切折事は有間敷候廣き所にては少し成とも長きが能候又切折候て勝れたる手柄など致し候はゝ申所も無候自然左樣も是なき時は不調法に成候事○戰場に我手に餘り候馬に乘候事必無用にて候左樣の馬乘にては存も寄ざる落度を取候人數多くこれ有由聞及び候常にはちとうちは也と存る馬も戰場にては殊の外心能成物にて候事○城を攻る時城內より嚴敷鐵砲を打此方より打べき樣これ無時は鐵砲の者共玉藥を拾鐵砲大將より鐵砲打候得と下知致し候得ば最早玉藥これ無と申事有鐵砲を心に持玉藥を捨させざる樣に申付べく事○丸まりて人數を押候得と是れ有ば眞先に弓鐵砲次に旗次に馬乘也又丸まりて引候得とあらば先に轍次に馬乘弓鐵砲也自然敵付來り候時打拂はせ候爲後に致し退者にて候事○敵の城を取卷候時一方は明置者にて候四方を取卷出べき方も無候間是非に及ばし候得ば城中の者兎角出べき所これ無樣に致ず打果さんと一筋に思ひ切り候左候得ば臆病なる者も命を捨働く者にて候又一方を明置候得ば自然落延る事もやと存じ働きも薄き者にて又敵方より城を明

け落候はゝ退次第にも仕るべく候此段は大將より仰付なく候得ば成ざる者にて候得共物頭を仕り候程の人は心得有べき事○城を攻候時は城近き所に何ぞ木蔭候はゝ夫迄參り鐵砲など打候はゝ能是有べくと見候はゝ人より先に走り寄申べく候夫を同勢の見候はば我も〳〵と後より參る者にて候初め參り候も後に參り候も同じ事に候得共一番に參り候得ば誰は早く仕寄候と申脇より見候ても見事成者にて候殊に人により先につと欠ぬけ候得ば敵も俄に弓鐵砲は取合せず候跡より追々參りしを敵見候得ば鐵砲をさん〳〵に打者にて然る時は有無に先に參りたるに極まり其前に參り候ても敵方より鐵砲をきびしく打て此方の働らきならず候はゝ跡に返りて初め參り候通筋は敵心懸け打候間脇に通らるべき所候はゝ道を替へて走り返り申べく是又敵の道具を取直さゝる内に欠通る覺悟尤に候ふか様の事も道筋不案内なる事にては成ぬ事に候條所柄道すぢを見當事肝要也○一番二番三番と段々に備るに一番衆合戰を始めて二番の勢を見合自然合戰に利を失ひ追立られ候とも跡勢の所迄は雜兵ともに走り申べくと存る程に道のりを見合見計らひ申べく左様の事も辨へずに參り自然追立られ候時跡勢の有る所程遠く候得ば其間にて討るゝ者にて候事○戰場退口には惣人數丸く成退候ふ共敵付ざる者にて假令付候ても馬を乘込む事も成ず又人々より近道抔と存じ惣人數に離れ脇道などへ參り候得ば敵見付候て其儘仕懸打者にて兎角人數は疎ばらに成ず候様に後先を乘廻し下知を致し候事肝要にて又敵の退く時此方より付候とも心持同前にて人數の間ばらに成たゝよふ所へ仕懸申べく然しながら所柄時の様子にも寄見計ひ有べき事○城責の時堀を埋候には草木は勿論土石にても埋候草木にて埋候には日強く照候得ば草木もかれ左候得ば城中より松明に火を付右の埋草に投付候此事油斷致し候得ば竹束の裏迄燒る者にて候左様の火を消候には大竹にてかけごひを拵へ竹束の上より消候火の有所をば蒸籠の上より指圖致す者にて候事○敵川を前に當人數を立る時敵の人數聚り立候はゝ其前の川淺きと心得申べく候又人數薄く立候處は川深きと心得置べき事○敵方より川を渡し候はゝ川三分一程越候時此方より川端迄押寄鐵砲を打申べく候敵川を渡し候得ばきほひて味方勝利を

失ふ者にて候○敵川向ふに居候時は此方より川を渡すには少し川上に馬を乘上水に連渡り候へば早く向ふへ付者にて候少し成とも早くと存川下より川上へ渡し候得ばけつく遲くなる者にて候事○河を前に陣取候はゝ何にても筏に組れ候物を心懸置申べし去乍ら筏に組候物もこれ無又渡さすして叶はざる時は道具いかだ迎鎗杭を組合せ乘渡る事もあり又馬いかだ迎手綱を互に取組渡も是有弱き馬も強き馬に引れ造作なく渡る者にてか様の事を道具いかだ馬いかだと申げに候事○敵河を渡べしと兼て存候はゝ此方に柵を振渡さゝる様に仕べく事○合戰に及び首を取候時自身は其所に居候はゝ内のものに持せ主人へ遣申べく事○嚴敷手負の者是有時は必ず其手負に付退きたがる者にて候間自身は參らず内の慥かなる者を添遣はし申べき事○首を取候とも捨て耳鼻計りと大將より下知候はゝ口びる掛てそぎ申べく又髭なく候へば女童に紛れ候然し乍ら若年の者は髭なく候間何ぞ其者の道具を取申べき事○母衣武者の首を取候はゝ母衣ぎぬにて包み申べく事常の武者ならば指物衣に包み申べく加様の事も急がはしき時には成ざる者にて障も是有て慥と存候はゝ其者の刀脇差抔をも取て指す物にて候事○取候首耳を通し取付に付物そへて其にては多分ちぎれ落る者にて口よりあごに通し取付けのをも脇に致し付申べく事惣別陣に乘物の鞍に隱し鹽手とて皮にて拵へ是は本鹽手切候時の用心にて仕様是れあるべき事○合戰場にて鎗を合るに色々稽古も有べく候得其先敵の甲の眞中を目的に致しひたものたゝき申べく候得ばいやがり仰向ものにて其時胸板を突候得ば惣別轉び申す武者は上がふぎなる者故造作なく轉ぶ者にて兎角敵よりたゝき付られ下鎗に成りては成ざる者にて候間其心得有べくの事○大合戰の時首を取大將の御目に懸る時はや捨候得と御意候はゝ口の內か髮の內に心印を致し捨申べく事又馬に乘たる武者ならば馬の毛を見覺え置申べく候子細は後日に詮鑒これ有時其首は我取候誰取候抔と論ずる者にて候心印致し置候得ば脇より何程に申とも役に立申間鋪候間其心得有べく事○鐵砲の者を召連參り鐵砲を打せ候時は假令敵間五間十間遠く候とも何ぞ木蔭ある所に置て打せ申べく候左様に致し候得ば此方に手負是なく候何も知ざる衆は少し成とも近

くと存じ敵より見はらす所に置候故さん〳〵に打る者にて候左候得ば手負二三人も候得ば此方崩る〵物にて候鐵炮の當り五間十間遠く候とも同じ事にて候然らば此方に手負無様に見立肝要たるべく候又旗本より程遠く抔候得ば鐵炮大將の指物敵近付所に塚にても又は小高き所にても是あらば指物を持せ遣はし置べく候左候得ば脇より見候て誰は早あれ迄仕寄候と見ゆる者にて候加様の事は自然にこれ有也鐵炮大將抔は心得有べき事○戰場にて幟程大事成物はなく候幟さへ崩れず候得ば敵方より仕懸候事之なく候人數は能立候ても幟倒れ候得ば敗軍と敵に見られ候て合戰を仕懸る者にて候幟大將をも致す程の人は他の手に合候をうら山敗思ひ何かと致し候はゝ幟はやくたい有間敷候假令諸人は何程手に合候とも幟さへ倒さず候得ば手に合候人の手柄も同前と何にもをとなしく存せずしては成ざる役にて名將衆にも左様の者之なくに付のぼり大將はなき者と御申候事○敵と鎗を合せ候時脇より弓にても鐵炮にても打候をわけをを仕候迚昔の主人は鎗同前の働と感ず當代は左様之なくと相見え候事○敵味方對陣の時風雨抔致し心元なき夜は足袋脚半をはき草鞋抔を手廻りに置き申べく召仕ひ候下々迄も其段油斷なき様に申付置べき事○山城を責る時是を頼みに致し馬を早く乘放す事之れ有假令馬の息切候とも夫迄は乘上り申べく早く下り立候得ば頓て息切何とも詮方なき者にて兎角卒爾に馬を乘放す事有間敷候事○軍にてのろしと申事これ有御前に罷在候時に御旗本より程遠く候ふて俄に使も遣られざる所ならば大將と約束申て何と仕候はゝ其時にのろしを上げ申べく候又何様に仕り候はばのろしを幾つ上申と兼て約束の上にて沙汰有べき事○刀脇差の鞘に左巻右巻一つ巻二つ巻三つ巻迚之有左り巻は紙を切さやを左りへ巻也右巻は右に巻也一つ巻は一と所巻也二つ巻二所三つ巻三所也是は何れも味方の合印也戰場にて敵とも味方とも知れざる者に左り巻か右巻か一つ巻か二つ巻か抔と尋るに味方は兼て約束致し置候故此方合點の様に返答申候敵なれば何かと狽たへ候也又具足のわたがみに采を付る事あり子細は右に同前何れも大將より仰付られず候得ば成ざる事に候得ども先心得有べく候合印合言葉抔とは加様の事を申げに候事○對陣にても又は城

を取巻居る時にても敵陣の當り足がゝり見度候ても成ざる時は敵方へ斷を申見度と存る處に鳥など居候はゝ鷹に取申度條御免候得と申候得ば多分免す者にて候左様の時は鳥を取る事は二番に致し足がゝりを專らに見申べく左様致し置き候うは重ねて見度所之れ有候時の爲にて昔は加様の謀の爲に出陣には大將衆鷹を居させ成され候當代は無事にて候然れども此心持は色々に渡り申べく事○尾筋に人數を立候とも峯には立申間鋪峯に立つ人數は薄く見ゆる者にて候間峯よりちと下り足元を見透されぬ様に立て申べく惣じて高みに備へ候を平みより見候得ば勢ひ薄く見ゆる者也左候得ば勢の多き少きに見えず人數も厚く見ゆる者にて候○篝を焚く事少し長めの尾筋ならば尾形に積み風上より火を付申べく但其段は所柄により見計ひ有べく候又捨かがりと申事これ有本かゝりは陣所より十間十五間に焚き申也捨かがりは陣所より一町の内外にて候是は自然夜討抔致す事有時敵を見申べき爲に候事○竹束を付る時敵鐵炮を嚴しく打手負有時は二三束も結合せ楯に脊おひ後ろしさりに致し其蔭より突出す者にて候事○敵陣へ物見に參り候に其城邊に森林など有て鳥抔心安げに居候はゝ其邊に人是なしと心得べし然れども大木ならば少し心持替るべし又其城の塀櫓の上に所詮氣遣なき體にて鳥など居候はゝ塀裏に人なきと存じ近く乘寄見て頓て歸り申べき事○敵陣へ夜物見に參り候時は我參るべしと存る道筋には構ひ申さず參る間敷と存る道筋に鐵炮二つ三つも打て火繩の火敵方より見ゆる様に竹に挾み置候得ば敵方より其火の見へ候道筋へ先に鐵炮打せ候故其間に委敷く見て返る者にて候事○田地に水を取候時川をせき置其せきとより餘り候水の音常には何も瀬のなりの様に成候が自然嵐抔強く吹候得ば一度に落る水音人馬の渡る様に聞へ候敵味方川を隔て陣を取候時外聞などに參り何心なく聞候得ば右の音敵の人數を渡す様に聞ゆる者にて左様の所にては成程心を鎭めて念を入色々一心を付け申べき事○竹束にて仕寄城を卷く時はやしと申事之有燕籠の上に二三人も上り拍子木を打ておんどを取城になふ〳〵明日は首をたもろふえい〳〵わつと竹束の内に之有同勢一度に聲を揃へ鯨波を作り鐵炮をばたばたと打かける夜の五時又夜明にも幾度も右の如く致

し候へば城中に居候女子共又籠城抔仕りたる事なき不案内者は殊之外強く周章る者にて左候得ば廿日持つ城も十日持ち兼落城致す者にて又言葉戰ひと申す事ありかしこき者せひろうへ上り御城へ申度事候と申候得ば何事にて候と答ふ此度此方より申は御籠城御太義に候迚も御持こたえ候事中々成間敷候間御降參候らへ左なく候はゝ何方也とも突破り御出候得御首早く申請度兎角御首申請す候ては成申間敷候抔と敵の心に懸る事を申べし去ながら慮外が間敷事申候得ば敵方よりも惡口申さる間敵の心をさぐり候事計申者にて候事○籠城の時敵塀の下に付時は石を轉ばしかけ材木を落しかけ松明を投かけ湯など沸しかける事も之有何分敵を痛る事專一の事○陣頭にてさゝやく事は申さぬ者にて脇より不審を立る者にて殊に籠城などの時呼き候得ば下々のものは色を替へる事○城に仕寄る時は楯の板など之無候はゝ竹にても木にても楯の長さに切組合せ綠をあて結付て楯の如くに拵へ仕寄申事にて長き竹なればひしぎて幾重にも重ね候得ば板の如くに成者にて候事○くり階子迚鐵にてかぎを拵へ其に細引を二筋付候なり是は忍びに參る時の持道具にて候ふ自然岸か石垣など越る時取付る物之なく時上に投掛二筋の細引を階子の如に木を結付候て上る事も候也又細引計りも取付上る事も有べし其段は勝手次第加樣にしても當代の高石垣抔には成ざる事にて候得共自然高くも成所口傳あり○山城にても平城にてもかくと云事有仕樣口傳あり○山城にても平城にても籠城の時石垣幷に岸にても有に自然敵忍びに參る事も有べきと心元なく存る所にはさる火と申者を致し候也ばば岸石垣の下にても火を遣り度處に杭を打候か又ははへたる木など候はゝ上より繩を張り其繩に又繩を添其に小ざるを付挑灯にても松明にても結付て下し下を見又々中程を見度と存候時は引上何も此心持にて心元なき所を見申候之を小ざると申候事○船手より燒働き抔に陸に上り候時は召仕候內にても我命にも替るべきと存候程の者を一兩人殘し弓鐵炮抔持せ船の元に置申べく候自然陸の敵大勢にて寄かけ候得ば水主共の恐れて陸に上りし者の事をば存も出さず船を出す者にて左候得ば陸に上りし者は途方なき者にて候間其心得有べき事○人には何ぞ好く事之れ有者にて候弓鐵炮或は馬

まり兵法料理亂舞歌盤非鵜鷹數寄の道武士の道何にても好事之あり我好む事をば假初にも咄す者にて候又人に寄武道の咄を致し人の咄すをも面白がり聞は能心懸の者と存べく大方人々の心中は咄し或は愛する友を以ても知れ候と松長と申人の申され候喊に相違なしと見る兎角諸藝とも我心に染ざる事は成ざる事にて其心得有べき事○常々物を能く申しても戰場にては有無の事申さぬ人これ有り又敵合の遠き時には口を開て敵近く成りては物言ざる人あり左樣にては常に何程口をきゝ物を能く申しても用に立ざる事にて殊に敵遠き程は物を申敵近く成り合戰前にしほれたる體にて居る事殊の外見苦しき事也常にはちと無口に候とも戰場にては諸人も聞屆候樣に下知も致し物の埒を申譯るは常に物を能く申口を開より增候事○大將よりくり引に致し候得と仰付られ候はゝ跡より引申べく頭入と仰付られ候はゝ先勢より引申べく候くり引頭入と之れ有候とても惣人數一度に引取にては之なく段々に引諸勢を待合せ皆揃ひ候得ば又前の如くに成者にて候事○退口の時道狹き山にても又坂にても小高き所にても有れば敵の勢を上ざる先に此方より鐵炮を打上げ申べく敵早く勢上候得ば味方退口に見下し討るゝ者にて候此方より早く上げ候得ば敵の付來り候とも右の高き所より見下し打候故付ざる者にて候事○仕寄を付居時敵の出そふ成道其外通るべき所有ば幾重にも柵を振番を置出ざる樣に仕るべき事○火矢を射させ候時は矢坪迄引詰させ候て火を付る也下にて火を付射させ候得ば中途にて燒け先へ參ても役には立ず引詰させ火を付る時は莚の兩脇に竹を結付差上げ其蔭にて火を付射させる者にて候左樣に是なく候て敵より火を見られず候間其心得有べき事○軍中にては細引幷になた鎌など程入用の物はなく候下々の分は申に及ばず士分の者にも一つ宛持せ申べく候下々の常に嗜む事ならず候はゝ此方より拵へ渡し置申べく候道具筏馬筏抔の時細引は取分入物にて候事○軍中にはむちを腰に差參る者にて人數押の時又は馬込みにて脇より馬抔乘かけ候を打退口にも能く又其外たしに成事有べく事○陣刀は二尺二三寸の間然べく候常はちと長く候ても扱き安く候得共具足の上にからみ差候得ば扱ざる者にて候又脇差

は一尺二寸三寸の間長きは上り板にてけさんを押候て悪鋪者にて候陣刀は假令銘作にて之無とも切さへ致候はゝ幾腰も拵へ持せ參度事にて候合戰に及び候ても手に合ず候得ば格別手にさへ合候得ば所を嫌はず切候故殊の外損ずる者にて候間其心得有べく候事○軍陣首途の時大將を馬に乘せ申事は馬の左りの足を踏出し候時舍人馬の口を取居乘せ申者にて候惣じて武者事は賞翫の由に候事○士は信心を取ずしては叶はざる事に候殊に愛宕八幡は別して信仰有べく候然し火の物絶などは必ず無用にて候我等若き時火の物絶を致しこりたる事候兎角物を喰ずしては何事も成難かるべし○陣等又は鷹野抔にても刀を持たせ候者は側を放れざる樣に申付べく又其刀持自然先陣へ參り候はゝ主人の刀差候て參り候樣申付べく候外になど立置き候得ば急がしき時は忘るゝ者にて候間其心得有べき事○戰場にて召仕ひ候者高名致し參り候はゝ頓て呼出し言葉をかけ褒美有べく然しながら一度に大分遣はし候得ば跡より比類なき手柄を致し鉾を合せ甲付の首抔取て參る者之ある時前の者に多く褒美を遣し勝れたる手柄者に少し遣はし候得ば其身の恨みは申に及ばず諸傍輩迄恨みに存候間其心得有べく事○召仕ひ候者に申付候義をば堅く申付又常には言葉をも懇に懸召仕ひ申べく候左樣之れ無迚侍程の者主人の先途を見捨る事は有間敷候得ども懇に致置候得ば同じ捨候命をも惜く存せず忠節を致すべく候然る時は常々召仕樣肝要に候事○信長樣御軍法は御敵を仕りたる者は子々孫々迄も御果し其跡をも返す程に嚴鋪成され候て天下を御治め成され内裏の御修理等仰付られ王法の衰たるをも御取立候て後子細有て上京御はき拂ひ成されん迚京中の地子御免成され萬事賞罰正しく仰付られ候故萬民に至る迄仰き奉らずと云事なし然しながら一度御敵仕りし者御詫言申上御旗本になりても御心を緩されず御憎み淺からずゆへ謀叛人多く出來候然る時には強き計りにても成さる事にて右之段太閤樣能御覽成され御敵を仕る者は嚴敷仰付られ又御わび言申上御旗本に成れば御譜代同前に御懇に成され候御心置れざる樣に成され故昨日まで御敵を仕りし者も身命を捨忠節を致すべしと存候故謀叛人も是なく候て早く天下を御治なされ候右兩大將の御軍法加樣にうらはら違ひ候此心得は小身の召仕ひの者にも心得有べき事○男道の餘り律儀成計りにても成ず候ちと人を出しぬく樣に心懸ず候ては勝れたる手柄も成間敷候然し人多く參り候はでは成ざる事も有べく條左やうの處は樣子次第たるべき事○若き者常々假令にもざれたる咄仕る間敷左やうに候得ば諸人淺く見る者にて候手柄をも致し候故又年寄衆に取交り武用の咄しをも尋ね候得ば其身の後學にも成又脇よりもおも〳〵しく見ゆる者にて候事○陣に立候はゝ具足の綿がみに梅干を付參べく候のど渴き候ても水之なき時は詮方なく候左樣の時梅干の事思ひ出し候得ば口につばのたまる者にて候事○大小便常に緩々と致し付候得ば曲に成候陣頭か又は急がはしき時もかけ合に成ざる者にて殊に常々御奉公の障りにも成ものにて候間是は常の嗜みにて成べき者にて候事○戰場にてごみを蹴立候へば煙の如く空に上り申候夫を地煙と申高く上る所は馬上の武者多しと心得申べく候事○敵味方人數を立合せる中にも酒賣商人は參り候自然此方へ左樣の者參り候はゝ少しも油斷仕間敷事○合戰を待候人數又待ざる人數の見分之有由今程何れも申され候得共我々一圓合點參らず但敵人數も押まいり候時甲を着又馬の沓をはづして候はゝ合戰を致すべしと存るより外に合てん參らず候定めて軍書などには明らかに申すべく事○信長樣御代には小指物乘にて歩の衆に具足を御着せなされ御幟の跡に遣はされ扨人數を立合備候時は小指物乘幟の間々に居候て合戰に及び候得ば長柄を追取り突かゝり候是は一段然るべき事也蜂屋兵庫と申人歩の者の何にも健かなるに右の如く具足を着せ九尺柄程の鎗を何にも輕く見事に拵へ指物にさゝせ申され候一段見事にて用法にも重寶にて候と申され候當代左樣に成され候は是なくと相見え候事○軍陣は法度の事肝要にて候不法度にては何事も成ず候殊更雜談など申合候得ば合戰心に染ず左樣に騷ケ敷體を敵見候得ば其儘合戰に掛る者にて候左候得ば必越度を取申候又何にも眞に構へしづまりたる備には敵も仕懸ざる者にて候間其心得有べく事○若き衆武功をつみ覺之ある者に付參候

はゝ悪敷事は有間敷と存られ何事も其人次第と存られ候事尤至極に候去乍ら大事の前又六ヶ敷退口などには若き者をくちへにかひ其身の難を遁るゝ事之有にて候間假令功者に付參り候とも色々氣遣ひ有べく事○御先などゝ仰付られ候人は難所又は大川などにて心持有べく候跡勢も緩かざるに先手計り難所川を越候得ば敵方より必合戰を仕懸る者にて候敵の人數千に此方の人數三千にても敵の千は所の案内を能知りつまり〳〵にて働き候故此方の負に成候事にて候左候はゝ先手敗軍致し候得ば味方の諸勢殊の外弱る者にて候假令跡勢川端迄參り候ても川により一時の時雨にも水かさ增て渡り難き事に候川を越候ては少しも利有べくと存じ又渡らず候得ば利も損もなきと存候はゝ何時も渡さゝるが能候川を越し後れを取候事餘多に候尤渡らず候てはおくれ取候事も有べく候得ども川を越候ての越度は取直し候事成間敷其心得有べく候去乍ら向樣の樣子を能知り人數の積りも知れ候はゝ其時の樣子により見計ひ有べく事○城取致し候には先づ惣人數の積りを以て本丸を割り候て二の

九三の丸へわり出す物にて候事

明良洪範續篇卷之十終

明良洪範續篇卷之十一

○稻葉勘解由と云人其子供に武士の心持を教ゆるとて申聞せたる事あり先年江戸にて意恨有て人を切たる者あり其討れたる者子供親類等歷々にて人數大勢敵をねらひける敵も富饒の浪人なれば用心嚴しく討れべき樣はなけれども此地に有ては末々よろしからずと思ひ會津領へ引込田地屋敷を調へ四方に堀をほり土手を築き二階長屋に多門を作り夜は橋をはね用心堅固にし姓名を隱し地士に成居たり去ども遁るべきに有ねば聞出し會津へ行て地主へ訴へ件の屋敷へ押懸尋常に出て討果すべしと申入承引なくば切入べしと也敵は二階へ上りまどより申けるは成程討果すべし併し家來どもは故なくして殺さん事不便なり殘らず暇をつかはし候間相違なく通さるべし迚皆々暇を遣はし扨門を立堅め二階の上に色々燒草を積て其中に坐しまどを開て申けるは今は心に懸る事なければ夫へ出て勝負すべけれども我一人なれば終に討れん然れば其方達に討れん事心よからず迚も遁れざる所なれば只今爰に火を懸此中にて自滅する時は死しても其方達に討れはせぬぞ左樣に心得よとて忽ち火をかけ猛火の中に合掌して死しける同じ死する命なれども燒死すとも討れはせぬと云所勇氣の至り也常に一寸も人に劣るまじと肝膽を碎きても時に寄て後れを取事あり況や此方より心おくれして我は及ばじと思ふ心あらば何にして功名すべきや死しても討れぬと云は侍の能々覺悟すべき事と語られし○熊澤次郎八後蕃山了介中江藤樹先生の門より出で備前少將光政に崇敬せられ其頃は子思孟子の如くにもてはやし賢者と沙汰せし人なり集義和書內外書を撰み眞學を立一朝に名を顯はし備前一國を儒風になびけしと也光政逝職の供して何れも江戸に往來しける或年歸國する迚板倉周防守重宗其頃在江戸成ければ暇乞として參りければ重宗申されけるは其方事江戸にて今賢人と稱する由承れば申す也最早重ねて江戸へ參らるゝ事は無用なり此事新太郎殿に逢たらば此以後同道あらん事は無益なりと存寄を申べしと思ひし所なりと申されし由熊澤が門人共此事を承り傳へて評しけるは板倉氏は町人の公事沙汰こそは得手なるべし

聖賢の道は何とて知玉ふべきや迚大きに誹謗しける然るに重宗の詞の如く其後江戸に來りしより奢り日日に長じ池田家にても熊澤を惡む者出來し且國風も古風を變じ先規に違ひし事多し光政の身の上如何と云人も有し程に病氣と稱し京都に退隱しけり又土佐の國守の家司に野中主計と云し者同じ頃の人成が是又古今の才智にて土佐一國の上下萬民此主計が餘澤を蒙らずと云者なし其中の一二をあぐれば土佐の城下には古より能着船の港なし此事國中の憂なれば主計船にて見廻り大岩どもを燒碎き色々工夫して大船の出入少しも障なき大みなとを拵ける其外魚なき所に魚を生じなど都て渠が指揮する事未曾有の智術にて一事として成就せずと云ふ事なし家中より農商に至る迄殘る所なく仕置しけれども大規矩釣合と云事を知らず己一人して威を振ひ惣家老の位なく世祿の諸士多き中いかんぞ己に等しき者なからん渠を目利して權威を讓るべき事なるに左なき故久しからずして罪せられ土佐の傍に押込られて死を能せず熊澤も其如〻光政の聲と成しより彌十分に成て諸士を見下す之聖賢の禮にあらず板倉重宗は誠に稀世の智者なる哉大名官家熊澤が宅へ日夜に來會し尊敬を盡す事は道に執心深き人にて是禮也と思ひ奢氣質を自然に察し重ねて在江戸無用也との一言は先見の明と云べし彼元より遊客ならば何程高貴の入來有とても論なし熊澤光政の祿を喰へば倍臣なり尊卑の禮を失ひて時に叶はず又行て敎えざるは禮なりと云ども重ねて江戸へ出たらんには尊敬も彌增已が器量に過たる事出來るべし龍の塲を過て咎を天に得るにやあらん綱吉公御代に至りて清朝より日本を伺ふ抔と云ふらし其外御政事の損益をも申上しかば松平日向守へ御預けとなり旧中孫十郎河野權右衛門も罪せられしとなり○本朝入木道のこと天平以上の書傳は知ず聖武帝の頃より以後連綿たる中にも行基などは萬年通寶神功開寶の錢貨に見たる計なり光明子中將姬其後は空海魚養など扨は嵯峨天皇の眞跡俗間に有と云ども其前後の名公卿相の墨跡は更に在所を知ず敏行朝臣伊勢中務具平親王有仁康資口照淑照などが能書の名にして其筆跡を見ず延喜帝の頃には菅相公は云も愚かなり紀貫之は多くして友則はなし況して南都北嶺の碩德天子諸王子保延以上の達筆佐理行成道風などの

外民間には知人もなし奈良の都より今の平安城に至る迄千年にも近き間古筆有て中頃の三百年間の名筆のたまさかに見えるは何成故なるにや不審なり定めて世上に有べきに見知る人なし弘法に似たるを大師とし後白川後の能書に申なすと見えたり本阿彌が新刀の貞宗に似たるを貞宗とし狩野が雪舟を能似せたるを知ながら雪舟とする世の中故に土佐以來は定める人の心次第に成し故眞僞の定めなし近衛龍山公に古筆一萬枚餘有ける或時古筆目利に丁佐を召て汝何程見知りても本披なくては覺束なし手本にせよと仰せありて古筆五千枚を賜はり丁佐が家の寶にしける後には二枚ある者をば一枚他へ讓りなどしける終りには加賀中納言利常公へ過半を賣たるは利欲に走りて義を忘れし也斯る心より定めたる古筆何ぞ信せらるべき衆人の用ゆべき者をば疑がはしきをも眞物となし正筆にても世の疑ふべきをば難ずる誠に古人を愚弄する成べし凡筆道異國にては晉の衛夫人の筆法を國家に傳へて古今に獨歩す義之は石に入空海は木に入しより和朝にては入木道と稱しけり○大坂陣五月七日青山伯耆守組土方卯右衛門花房又七一番に鎗を合す是御旗本の一番也後日に諸手の軍功御吟味有し時に秀忠公の上意に惣じて五月七日惣乘の節は味方の勝軍なり鎗は都て一二番ともになしとの仰なれば何れも不審しけるに小幡承りて御詮義御尤なり一番鎗二番鎗下鎗脇などの義委しき事は甲州武田家より申出で諸國にても申す事也弓鐵炮ならざる程に詰寄にらみ合し時に剛の者一番に鎗を入て二三番は惣懸りにする事故能々の剛の者ならでは二番鎗はなきもの也此度七日の戰場六日よりして勝色見へければ假令城方より突懸りても一二の鎗は有まじくと申けり又古代は長刀を武器の第一とせしと也故に打物取ての達者と云も長刀を打物と云に依て也大將に命せらるゝ時に節刀を賜はると云は長刀の事と云說もあり是非を知らず去ども大將軍必長刀を持せ玉ふ事故に軍禮の一と也依て今時大名高家長刀を打物と號し持するを規模とす秀鄕以來大將軍たる人は射藝に通せずともえびらを付る是中世よりの軍禮なり

增譽曰射藝に通せずとも弓矢の實理に通じ德遠く四民に及ぶ近くは一心一己の直誠弓矢の如く正直成の意を以て也故に大將を弓取と云射藝によりて

云に非す然れども源頼光頼信頼義義家朝臣等は騎射に達し弓道は道理に通せし人々なり八郎爲朝源三位頼政抔は射術に達しても弓矢の道理に通せず故に上杉謙信平家を詰られて古へ義家朝臣は鳴絃して魔を退け頼政は鵺を射て落し又井の早太が九刀刺て殺せし事は義家と時代さのみ遠からずと云ども弓矢の勝利衰たる事知るべしと哀み玉へり源家中興鎌倉右大將家の時は弓矢の吟味細やかにして草鹿丸物等迄射禮備はりし近世鐵炮以來射藏捨たれ禮射の名をだに知らず鐵炮の用は弓に勝れたると思ひて弓矢の大徳を失ふ又鎗も建武の頃より用ゆと雖も其の道の委敷は近世戰國にて武士日夜に用ひて損益を自得し長短の論あり信長公は三間柄を製せられ今川家にては海賊の工夫より鎌槍を用意し甲州にては大身の鎗を能とす家々にて用ひ試みてより鎗を隨一の武器とす直槍鍵槍十文字の類都て鎗をさして道具と云事も右の弓取と云類ひなるべし前田利家卿は太刀打の功を一番槍と稱美有しを能理なりと云者も多けれど古へ戰場にて立ちこたへて石つぶてを打たるさへ鎗に成しといふ

先例もあれば前田家の沙汰は尤也といふ人も多し

○古人曰槍は我朝の武器にして三百年來其製品々あり元より鋒より出で朝鮮にも長鎗抔と云武器あれども我國の鎗とは異なり日本鎗の用は戈より始ると云ども其由て起る處は手突の矢の利堅甲を貫くを見て工夫せしと也去程に突出す手の内少しなまりにても弱りとなる弓の放れと同じく餌ざしの息を指竿の直に行し鎗の手の内が身なければ勝負の利も早し其器は直成利有て屈曲は我身にあり元楠家にて製作したるは八九尺に過ざりし二間柄は織田家に出で今諸家に用る長柄と云又櫓落し抔云は長きに利ありと信長は宜ひし也十文字鎌鎗は大永天文以來の事にて大身鎗は備前祐定關孫六尾州政常に多く惣じて勝負は中墨そむけば負中すみ正しければ勝と名人の詞信ずべし中すみは直中にして右に寄ても中墨あり左に寄ても中墨あり上にも下にも其中墨は氣心一致にして間に髪をも容れず此所勝負の肝要なり中すみは其場其人に有て衆て指處なき者也鎗の名人木下淡路守無刀にて劍術名人に勝て鎗の術の名を得られしと也山本嘉兵衛勝行松平信左衛門重躬蘆田内膳宗輔等の名人

寄合て批判しけるは鎗は唯くき短かに取て突出す事矢よりも早きに勝あり去間同輩の鎗にては入身に勝ありと語りしを密かに聞たる人ありまた中村三郎左衛門は劍術鎗ともに上太刀に利ありと云ふ場所に高下あらば卑き方に付きてより勝負は下の方に勝多し鎗の穗太刀形げも上よりきたるは見安く下より出るは見へず下よりのぼるものは必らず上太刀になる上より下るは自然と下太刀になるものなりと門人に語られりしとぞいづれも名人の評にして至極の妙手にあらずんば工夫に及ばずと云ひしとなりし○眞田左衛門幸村人に語りけるは凡家來程油斷のならぬ者はなし親子兄弟の間にても僞り多し或は利に迷ふ事ありしかるに家人は血を分たる者にも非ず唯恩義に感じ又は勢ひに恐れて下知に隨ひ命をもくれる事あれば委敷心を用ひ察すべき也我等古へより當時迄を考へ見るに一々云ひ難き事なれども昨日迄忠義の士と思ひ居たる者も主人の好み給ふ事替れば忽ち非風に移りて機嫌に叶ひ幸ひを得んと思ふ其中にたま〳〵眞忠の者有て諫言する事なれば大きに恥かしめにあひ又は妻子迄の難儀となり家名を汚せば大方なる忠義の者と雖も後れを生じ日々おし移る也一旦忠臣にても恥を請ては主人を恨み憤りて邪佞に成者も儘有其故は少し諫言をすれば機嫌悪く萬事常に替れば詮なき事に家名を落さんよりは能程にして時に從ふがよしと了簡し勤を餘所にする者もあり或は傍輩の事より主人にも恨みを含みえみて主人のきげんに合よふにもてなし悪敷事を勸めて主人に悪名をあたへ傍輩にも恥をかづけ自分は身の落付を拵へ置よき時節に身を引て主人や傍輩の難儀を笑ふ者もあり兎角に頼母敷思ひても油斷する事有べからず常に眞實を以て理非を考へ悪敷道に引入られず又悪敷事をなさぬよふに心を付べし少しの相談にても御身の樂みに成事を宣ふ時は其樂みの筋を計りて御心に叶ひ身を立んとする也内甲を見られて扱ひ者にならんは口惜からずや誠を以て國の爲君の爲になす者は萬人に一人も非す重き位に有べきも此の如きの境を辨へ君をも諫め奉度と申されける○神君の上意に我領地は勿論其外天下一統せし以後萬代と願ふ公料と成し民百姓迄も我子孫も萬代と願ふ由聽へ有是は三河以來の舊制にて年貢取箇の方諸家よりは少分に取候へと申付る

故也此法を子孫迄第一に守るべき事なれども太平打
續き上奢り下諂ひ國用とぼしき風に至り勘定奉行
抔云者代官をせたげ取箇少き時は不平の顏色をもて
不勤などゝ云はんに代官共も當時の振合宜き樣に跡
の事には構はず法外に年貢取箇を增し百姓を困窮さ
せ上をうとませ候樣に致すべしさよふの不了簡成勘
定奉行を御爲などと云立て年寄共始め側近く勤る者
共立身を取持加增をも遣す樣に成たらば國家の衰微
と知るべし我百年の後にも天下兵革の起らん事は有
べからず唯百姓の心放れ上の冥加氣運も薄くならん
事歟かはしき事也ケ樣の事中主より以下は執政の者
の志次第也水能船を浮べ水よく船を覆す唯此事を能
能心得られよと台德公へ毎度御敎訓なり○元和二年
の春より神君御心持例ならず見へさせ給ふ折柄上意
に我天運に叶ひ天下の將軍と仰がれ秀忠にも相つゝ
ひて大將軍たる事誠に天の惠み也今は我命十年有ば
天下の法令悉く改正し度と思ふ也當時は數年の亂世
漸々治り諸大名迄も我封じたる人計りにても非ず殊
に諸人も亂世にあき果いか樣にも戰陣の無きを悅ぶ
人心故に唯何事も夫なりけりの仕當なれば連年治世
に成ては相濟ざる事出來せん事のみ殘念也又諸大名
も二代目三代目に至ては大名育ちにて我儘計り申て
酒宴におぼれ文武の道をば打忘れ遊興に長じ暮し果
なんせめて謀反の志ある大名出來なば國家の爲には
却て能き成べし謀反を起さんと思ふ者は大體の器量
にては成べからず左樣の大名中々出來る事有まじ五
十年百年の間は氣遣ひなし又酒は生れ付にて下戶あ
り色欲の下戶は少なし見よ〳〵此後太平につれて諸
大名にて色欲にて若死に多く分知或は家別れなどよ
り本家を繼事多く成べし是又其家々の亂るゝ本也譬
へ其主人才智有て家古き家老等に遠慮し無異に過行
唯其位に備りたる迄の事にて外に用るべきに非ず世
間を見に僧を尊ぶは學問有て物を知たる故也俗にも
學才有もの浪人風情にても人皆尊敬す是を以見れば
國郡の主たる人學問し聖人の道を行ひなば家人を始
め他の人迄も尊信し道を守らば君への忠臣天下への
奉公也與々も當時亂後故尖なりけりの政道を後世に
用ひ猶勝手づくには種々の新法を用ひん事也と仰有
ける○石田三成は己が才智にほこりて常に人を見下
しけれども大谷刑部とは親しみ深く何も異見を問事

あり刑部元より智謀深き者故太閤にも取立られ五奉
行の列たり吉隆或時三成に申樣貴殿は常に金銀を貴
く思はれ人にも金銀をさへあたふれば何事も成樣に
存られ家人等にも其如くにせらるゝと見へたり是心
得違ひ也勿論金銀は世の寶の第一なれども用ひ樣あ
しければ害ともなり又家來抔には別して實意を以せ
ざれば心服せず實に服せざれば大切の時の用に立べ
からず去ば人は遣ひ樣による物也主人貧しき時には
おのづから禮義も厚ければ士の思ひ付事も深く主人
富る家にては祿をも澤山にあたへ其外の物をも心よ
く與候故家人も惡き顏をせず主人も其心にていか樣
に心よく召仕ひても此位の事はすべき筈迚過分とも
思はず君臣とも共に實義淳くなり初は其家を望み來
りし者も後には見おとりて貧しき主人の禮義厚き程
には思ひ付ぬ物也然れども一がいにも云難し又貧し
くて禮なければ心離れて少々の難にも家亡る者多し
貧しくても常に甘苦を分ち風雨寒暑をも自身に請る
如くに思ひ志し深き將あれば困窮の中にても命を惜
ますして主の先途を見屆る者あり義經の漂泊に從ふ
者共の所行にて考べき事也必金銀にて人を遣はんと
思はるゝは人心の離るゝ本也何事にも實意には歸服
せし事故忝き由吉隆の誠實には歸服して謝しける○
加藤清正の家人の內に武功高き者多し加藤清兵衛飯
田覺兵衛森本儀太夫三宅角左衛門庄林隼人其外天下
に名を知られたる者あり此者共は何れも武勇に於て
は甲乙なき樣なれども其勇氣に於ては勝劣有事也清
正朝鮮國にて兩王子を追かけ都よりれう東の方おら
んかひ境迄日數七十餘日追行終に兩王子をば送遣し
自身には一休息し人馬の足を休て引べしと逗留有し
に思ひの外におらんかひに朝鮮の軍兵加はりて三四
萬計押寄たり清正の手勢は八千足ず也其上近邊には
本勢とては一人もなしいかゝはせんとひしめくに清
正少も騷がず敵何十萬もあれ一陣に陣をさへ切崩さ
ば後陣の奴原は皆見崩れすべし間近く引付鐵炮にて
打立色めく所を突破れと下知して靜りかへつて待悉
たり敵兵は清正を小勢と見あなどり大山のごとくに
押掛るを清正先手に有て鹽合を見時分はよしと下知
の下より一同に打立る矢庭に敵兵二三百人打伏られ
たゝよう所を清正先手に進み突かゝるゆへ一手の軍
兵我おとらじと突かゝり火花を散し攻戰ふ敵は大軍

なり味方は小勢なれども精兵なれば暫らく勝負も分らざりけるに清正自身に手を砕だき戰はれしゆへ難なく敵を切崩し二十餘町追討して引返へさる惣勢いまだ歸り來らざればしばらく馬に息を入れんとて芝居に下り立かへりあつまる人數を待居らる側には庄林隼人三宅角左衛門飯田覺兵衛其外甲士三四人雜兵四五十人並居たり清正諸士に向ひ我若年より數戰場にのぞみしに今日の如く烈しき合戰は覺へす箇樣の時には氣逆上し陰ちゝみてあるかなきが如くなりと古老の申傳へなるに實に只今の如くなり汝等はいかがと申さるゝに飯田覺兵衛三宅角左衛門等言葉を揃へて御意のごとくにて候ふと申せしに庄林隼人一人は陰平日のごとしと申ければ清正聞て日頃は今爰に有合する六七人の者どもは勇氣におひてさまで勝劣はなきと思ひしにさて〳〵其方ごとは勇氣は拔群なりとぞ申されけるとなり○寛文八年正月朔日酒井忠直牛込屋敷より出火して此火市ヶ谷御門内麹町赤坂風呂屋町夫より風替りて櫻田筋愛宕下天德寺芝海手迄延焼しける是に依て忠直は遠慮せられし所又二月四日牛込御門外よりも出火淺草寺町殘らず焼て同六日又候牛込御門外より出火北西の風烈しく火消方力盡たる程の事故に忠直は遠慮も時にこそ依べけれと御機嫌伺として人數少々召連登城せし所に大手迄は火勢盛んにして通行ならず番所通よりさくら田御門に至り登城しけり則上開に達し御威有て北の丸の火消先刻より仰せ付らるゝと云ども大風なれば甚以御心元なく思召るゝ折節なれば加勢として忠直事罷向ひ防ぎ申べき由仰付られ御城中馬上御免にて三の丸喰違ひより帶曲輪を經て竹橋御門內へ乘込し處に帶曲輪御門の鍵は御本丸に之有度々使を馳ても埒明す貫拔打ぬくべしと下知せられけれども家人猶豫しける中に火勢ます〳〵強くして御本丸へ吹拂る故早や打碎けと申さるゝ日置新左衛門と云大力の家士かけやにて打折たり鐵物の延たる處を握んで引破り御門を開くと竹橋焼失し火氣強く吹かゝる煙りの間忠直眞先に乘込同勢續きて北の丸へ欠付しに早天樹院殿中の丸殿焼る故面も向難く水野美作守捨置退きし人數をもまとめ堀水は乾きたる故泥水を汲かけて消し留けり其後龍の口屋敷より武具ども取寄幕打廻し弓鐵炮長柄を立備へ北の丸に屯ありし御城中の火事と

云心懸の程人々感じけり外樣の大名にては御下知なくしては成ざる事格別の家柄故右の通り成し此時惣人數の辨當を持來りしに先忠直に勸めけるに下々の兵粮は如何と尋ねらるゝ追付參る由申せば忠直氣色を損じ扨々不らち成事哉下々こそは働きたるに我等より跡に支度とは心得違也とて取たる箸を置て惣辨當の來るを待て一所にたべられけり嫡子幷に右京亮最早變成事も有まじ屋敷へ歸り火之元等心付べしと下知せられし此時迄は皮羽織は稀にして今日も忠直計はふすべ革の羽織を着用也其外には一人もなかりし世上革羽織多く成しは松平陸奥守若冠龜千代と云し伊達遠江守宗俊後見として增上寺火消相勤めし時革羽織と云ものを作り出し堂々を包みて火を防ぎし也夫より革羽織かわ足袋等澤山に成しとかや右忠直は無欲第一の人成し朝鮮國王より父忠勝へ送し古筆の手鑑あり宋元明三朝の名家の自畫其中に東坡の自畫に細字の赤壁賦の押交宋朝の四大家は元より大賢鴻儒の畫讃墨跡扇面等六帖に押集め合部したる名物也天子將軍家に有ても無雙の名物なり然るに酒井忠清少將閊及ばれ右の內三帖所望せられしに忠直安き事也父忠勝秘物の物と云ども他家へ遣はすには非す元同胤の事也全部のものを分ては疵ものにて道具に非す迚殘らず贈られける又小野道風が草書の一軸有しを狩野探幽望みて一覽の上何卒寫し申度由願ひしに忠直聞て探幽繪を書に第一書法を用ゆると聞し也古人名筆の法に誤まる事も有べし眞跡を遣はすべしと也是は世に少き物なれば他家へ遣すべき物ならずとて探幽に賜りける古筆の書畫をたくはへ置事は唯に目を悅ばしめ人をなぐさむる迄の用也探幽が如きは天下の名筆堪能の者なれば此道風の眞跡を以筆意彌增に進みなば上の御重寶ぞかし何ぞや一己の目を悅ばさんとて惜むべきや此趣を能申聞せて遣はすべしと申さる又聲の秋田信濃守方へ酒井忠清を招請せし時も酢吸の三人雪村の大掛物を秋田家へ送るべしと家士に申けるに忠直申さるゝは武器とは違ひ有ば有次第無ても事濟者ぞ拜領の物並に名物と稱ふる物は我方に有ても天下の物なれば大切に守るべし雪村抔は出來者と云計にて名物にもあらず此度は心持ある事にて元より秋田は外樣大名我緣家と成し故に忠清を招請するは我緣を捨ぬ心ぞ是も亦老職一つの勤も

有べし彼是我等への働きもあり秋田と縁を組て初めて忠消を招請する其設として送る道具なれば心有べきことなりと申されし忠直が嫡子遠江守忠隆正月元旦家來篠原何某といふもの病死し子なき故弟を養子に願處に時分柄とて見合置て五月過て申達しけるに忠隆聞て大きに後悔し存命の中に願ひの通り申聞せ安堵させてこそ本意なるに扨々其方共心得違ひなり末期に至りての願大方の事ならんや人たる者家來を惠むは第一也新參の者たりとも等閑にすべからずして代々の奉公の勞不便なる事とて早速願ひの通り弟に家督申付らる惣じて家士の死亡せし名跡の絶るなどは殊に惜まれ其由緒の者をば他國迄も尋ね求められしかゝりければ家中にても厚く其仁惠に伏す又若年の士惡事有て目付より申達す時も一應も再應も聞捨置れ若年の時には血氣に任せ不屆の事も有べし武道の穢さへなければ免し置べき事也左樣の者は年重りては能者に成也去ながら打捨ては火に薪を添るが如くなれば家士親類の中より異見申さるべし迚諸事一旦に極る事なり寛仁也貞享年中若州小濱の城にて病氣大切成故嫡子靭負佐忠門看病のねがひ相叶ひ早速廿四時にして到着せられ容體を伺はれしに忠隆近士に助け起され對面し若年にての旅行殊に早速着せられ身の儀はし御奉公の爲の心掛尤よしと感せられ城外の別莊にて休足有べしとの差圖成し忠門には始ての事故城内見物致され度由願はれけれども先づ此度は無用なり看病のため御暇下されたり在國仕れとの上意なき中は父子の間たりとも私には免し難し迚城内通行の道をも定られて道筋の外をば通らせざりしとかや右靭負佐忠門後忠國幼名仙熊と云し時雞を翻たりし昇風二雙立たりしに數百羽のにはとりの雌雄をかぞへ分よと申付られしに近臣等は度々數ふると云ども紛て數知れず其時仙熊碁石を取寄石を雞の上に並べ置て扨黑白の石を數へければ忽ち惣數知れたり幼少より勝れたる所有ける成長の後も時めく家に取入事を雄ひ唯武道に力を盡し馬術は大名の内にて一二と沙汰あり良馬多く飼置て客來抔の時にも馬所望有ても多く出されず用意し置たる迄なり茶器其外名物多く所持有し故望まるゝ客には貸遣に數多く乘て出さるゝ小野監物忠之人に語りて酒井忠國は實の武士なり茶器名物の類世人惜む物なり所持にて一品二品よりは見せず然るに酒井は人々の惜む名物をば澤山に出し見せて馬をば秘藏しむざとは見せぬ抔武將の器多し御用に立べき人也と申されし祖父忠勝小濱の城に置べし迚上意を以て京都に於て拜領したる三貫目の大筒あり此筒にて町間を試みよと申付られし處に玉目分料相知れず筒口は廣く奥は狹く見ゆる三間餘りの鐵の長筒也ければ奥の廣狹知ざれば玉の鑄方に困り孰明かざる處に忠國下知せられしは木を丸くして其中に強き糸を付筒の底を究め其木に蠟を堅め付て筒口より押込玉込木を以突入奥に至て彼糸を以木を引出したれば蠟はつゝの形に成べし其蠟に丸みを付夫をころがし入て見たらんには玉の大小知べしと申されけり火術家の歷々も及ばぬ工夫也其如くろうにて玉の形ちを拵へ能土にて上を包み湯口を付てなまりを沸し突込しかばろうは自らとけて三貫目の玉を鑄出しけり元祿十二年に淺草火消仰付られしに小日向居屋敷は森茂りて淺草邊見へ兼し故士卒等の欠付延引すべしと心を苦め平日火事裝束して夜中は別して枕元に品々水呑等迄も並べ置太皷鳴と一番に支度せられけり老臣等諫めけるは左樣に盡夜御心勞ある事如何也先手の人數くり出す中には何樣にも御支度は調ひ申べしと申けるを忠國聞て我全く先欠を好むにあらず自身に斯の如く心懸ると聞なば家中何れも油斷すべからず此故に我等より手本を出し斯窮屈に身を愼なり是上への御奉公と思へばさのみとも思はずと申されし○酒井左衞門尉忠直六代本多出雲守政利を御預けの所取扱ひ緩がせの由上聞に達し水野監物忠之に御預け替になり忠直は閉門仰付られ出雲守を警固せし家人等急度咎申付然るべく旨一家重職の方より内意有しに忠直一向に承引なく雲州御預けの始に守り方の事承合せし通り家來に申渡し我下知の通りに家來共相勤し事也然るに雲州の亂心は家來共の科にあらず我等閉門致したれば御咎は濟し也家來に切腹抔と云事は存もよらず其上家來の仕置他人の了簡を用ゆる事は幼年抔の事也先年も例有し堀田上野介を脇坂中務へ御預け中頃に酒井忠直其後松平淡路守へ御預何れも變有時は皆閉門にて相濟家來は一人も咎の事なし假令御内意有とても相成まじき由申きられけるに據なき事ども有て家來の内領地召放し或は牢知に申付られけれども浪人共に内

內申聞せ領內を放るべからず當分の義なり迚程なく召返し本知を賜はりしと也堀田上野介を中傳酒井忠直へ御預けにて若州小濱に差置れし忠直へ御あづけにて有し時變ありし節酒井伊豫守忠與忠直に申さるるは上野介に付置れし番士ども咎申付られて然るべしと申されける忠直いや番士は我等申付し通りに相勤めし上は油斷とは申難し然らば咎はなし但遠州が一存尋ね玉へと有し故忠隆に此事申せしかば一門中如何存せられし哉忠直の思召を承りて下知致す處家來は主人の仰付通り相守り勤めたれば更に科はあらず其上上野介居所の戸口より內は上野介に隨ひ來る者共に任せて手前の番人は外の守り申付たれば越度なし閉門申付たれば是にて仕置は濟たり此外には及び申さずと申さる忠直にも能序なれば嫡子忠隆の了簡仕置の筋を言せて試みられしと見へし家士の仕置は主人の心次第也と申されけり酒井忠直元祿の始本所の屋敷小笠原佐州へ下さるる間差上べしと有時御聽は申ながら引渡し延引に及びし故阿部豐後守宅へ忠直家來を召寄早速引渡し有べきに何迚延引せらるるにやと餘程咎め心に申渡されしに忠直聞て直に押返して云れけるは屋敷御用と有に付御聽申上たり然れども未だ替屋敷の御沙汰も御座なく候間其義に及ばず延引の由を申されしに豐後守立腹の體にて夫は心得違ひ成べし本所屋敷不用の由上聞に達し召上らるる處に延引のみか替屋敷望まるる事は其意を得ず早々差上られ然るべしと申渡さるる老中の一言家人も恐れてかへり家司に內談し早々差上られ然るべしと諫ければ忠直聞て何れも能考へ見るべし凡人として忠孝の二つは等しく守る處也祖父攝津守當地は火事繁く心元なし迚相談の上老母を差置べき爲に靜かに成を第一に拜領せし所なれば替りなくしては爭か差上べき祖父が孝心を以老母を差置家中の者も住居する忠直が下屋敷に限り無用の屋敷とは何方より言上有しや御用に付召上られんには領地迚も差上べし入すして是有故召上らるるとの事なれば右申通りに母幷に家中の者何方に退き申べきや其地所是なく此段如何思召候哉不審に及所也忠孝の二つは法令の重き所也定めて御許容有べき事と存る所に相違なる口上故又々申入候との事也此口上一言も殘らず申すべしと嚴しく申付遣はしける是に依て本所の末にて同坪

數の新地を渡されけり忠直下知せられしは家作は勿論石垣迄取拂ふべき由申付有し故家司が諫めけるは老中方へ渡さるる屋敷なれば石垣は殘し候て然るべしと申ければ忠直笑ひて彌小石迄も殘りなく引取新地の家作出來し老母並に家中の諸士を居住せしめ扨こそ先祖多年の功勞を無にせざる所なり殊に此石垣は攝津守水付の地なれば萬一の時崩れざる樣にと殊に念を入玉ひしと聞無益の追從すべからずと申されしを時の人感じけり○阿部豐後守正氏越後守光長の家士に小栗美作圖論の節正氏は寺社奉行成しが雙方御糺問の時美作事兼てより斯有べき事と思ひ設けし事なれば己が申分立べき筋を考へ諸方の相手方よりして證文書付等悉取置し事なれば其事は書面之あり是は何某が自筆の證文と皆々證據正しく申ければ何れも屈伏の體なる時に正氏進み出て美作に向ひ其方が不忠第一と云事只今證文等差出すに依て慥かに知れたり證文取置しは如何也主君父子の爲を存仕置致さんに手形證文と云事は入べからず全以て自身の身ば れ第一に兼て工たる不義至極の惡事ぞかし我等抔役義勤むるに同役と申談することども證文印形取たる義なし直成利を正しく下知せんには誰か異儀を申べき其方が仕形主人への忠は差置て一分の時を第一に公事を工みし處相知れたり申分あらば只今申すべしと有しに小栗一言も出ざりしと也○豐後守嫡子正鄕には父正氏食事の間に次の間に詰居らるる事なりしに相伴の衆見られて此事無用に致され然るべしと申ければ正氏笑ひて我等が父に仕へしは中々左樣の事にてなし又播磨守忠秋に仕へしは又々困窮の事にて心勞成しと古き者共申たりき父子の恩愛なれば何程も樂に致し置たき事なれども人は苦を知らざれば公私に付て好事あらんや正鄕が勤むる處若き者の則御奉公の元なり其儘に捨置れよ我等が心付ぬには非ずと申されけり○安藤對馬守重信二條御城へ行幸有し時女院中宮の御車新に作らせらるべしと車作りを召て御沙汰有しに御車一輛金一萬兩の代金と申餘り過分の事迚衆議あり外の車作りに申付けり御好の如く寬郎毛網代何にても下直に調合し故に殿上人以上各用ひらるる車にも萬金を費やさんや下直なる事實成べしとて安藤重信に申しければ重信聞て先年御入內の時御車一萬兩宛にて大八葉以下出來せし由なり

古へ公家殿上人など用ひしは只今我等が用ゆる所の乘物の類ひならん時代押移り車の用なき事歳積久しく車作りの所作なし重ねて箇様の規式有るべき期を知らず故に以來迄の儲けを黙むと見えたり去ば過分の下直成も心得難し發らず申付ん事も無用也先一輛申付其出來ばへを試みらるべしと有に程なく御車きらめきて出來せしかば率せ試みるに普律も叶はざる故に御用に立ず重信去ばこそ子細有べき事とて禁中の車作りに仰付られしかば斯る大禮古へを取て執行はるゝ故に儉約がましき事は少しも勿りし此度の行幸は北山殿の日記を摸され所作樂行幸の禮に北山殿の兩禮宜敷處を取行るゝとかや女院東福門の御車とも今も泉涌寺般若院に收めらる將軍家の御車は二條の御城に有とぞ後年千代姫君の御乘物代金一萬兩にて御召替まで出來し喊に善美を盡されしと也高砂の給は探幽畫章は喜多太夫なりとぞ此御上洛の時諸國の武士京都に集りつゞひける故狼藉不義の事多く女子などかどわかさるゝ由聞へしかば老臣如何取計むやと評議せしに重信曰物見高きは婦人の曲なり夫をうか〳〵と出行さするは其主人親どもの油斷より事起るぞかし用事なくして猥りに婦女子等出すべからずと諸司代より下知有て然るべし此度の不義は先御旗本より御吟味あらば諸家中は油斷有べからずと申されける此沙汰聞とひとしく武士の不法は止りし又寛永十一年の御上洛の時には諸旗本中御用なくして洛外徘徊堅く無用と仰せ出され御參內の時も御輿に召させられて御用意の御車には召れず深思召も有事にこそと重信は申されし大坂御陣の時には此重信惣軍奉行仰付られし新將軍家大和川御越遊ばされ御巡見有べしと仰せ出されしに本多三彌折節見廻り參り幸ひとて重信三彌を招きて只今大和川を御越有べき由仰也貴殿には如何思はれ候と西向の空を見て申ければ三彌同じく空を見て夕陽に及ぶ其上御本陣は遠し如何と申に付明日の御なぐさみにと諫め奉りて夫より直に還御有けり此鳴野今福は敵の出安き地形故若敵不意に押出なば危ふかるべきとの內意を兩人目を以て心を通じて斯の如く取計らひしと也慶長十八年十二月鹿島結城にて二萬五千石を加へ玉ひ薗領とも三萬五千石なり○元和の初年酒井忠世土井利勝御城より退出せられし時に御臺所口にて下男の雜切殘したる魚鳥の類を持出けるに老中方の退出に出合驚きて袖に引入迷ひしを次に列したる老臣の中にて見咎められ公者の私とは申ながら餘り成奴原哉と申さるゝを利勝忠世にあれ見玉へ江戸未だ潤澤ならず況等少々の御扶持にて召仕はるゝ者なれば御影を得すして爭か妻子をも養ふべきや自分已が得分と思ふ時は隱す心もあるまじ今の如く仁化の及ばぬ所と申されたり此後右體の輕き者共には羽織を着せ玉へと下知せられしこそ有難けれ其後天和の頃に至りては魚鳥を盜み出るを憎みて雨天と云ども合羽も着せすして悉くぬれて迷惑しける態と羽織を著せよと下知せられしは喊に雲泥の違ひと申あへり東福門院御入內の時勤奉行は土井利勝成し諸向御用掛りの面々より直段御入用書付の中上下を除きて中通りの直段に申付べきやと伺ふ處にいや〳〵左樣成事に非す隨分諸細工の上手を撰み此上も無と申直段の方へ申付べし此度の義は將軍家の眉目京都の繁榮をこそ思召るゝ所なれば隨分と美を盡さん事則天子の御尊敬の處也諸職人等へ下さるゝ代金は皆々天下に散布して是又天下の金銀なり異國へ遣はすか又は海川へ捨るこそ國家の費ならん町人どもの望み乞ふ程にあたへを賜はりてこそ民の潤ひと成べければ民の潤ひは上の寶なり民は元より天下の寶金銀も亦天下へ寄集りて藏にのみ置ときは死に等し用ゆべきときに用ひ施すべきに施こすを君の恩澤とは云ふべしと申されけり○福富覺書私義生國は土佐にて御座候祖父は福富飛驒と申候長曾我部宮內少輔元親に仕へ罷在候元親十七歲の御時土州尾高の城に御座成され候處近邊の城主六人申合され永祿元年戊午十月十五日に尾高の城へ取掛られ候其刻元親の先手は久武中內桑名吉田江村私の祖父飛驒共六人に仰付られ左河の原にて合戰御座候敵は二萬餘騎味方は七千計りにて元親勝利を得られ前濱と申所迄三里の間追討に成され候其節飛驒事諸人に勝れ走り廻り九人の高名仕り候尤追討故左の足の裏を十文字に刀疵を付置候御實檢の砌御尋に付相知候間元親御感淺からず一日の中に九度の功名との感狀を下され其上名乘の親の字を下され候故親政と相改め殊に御紋所七つかたばみにて候を自今以後は六かたばみを家紋に相用ひ候得と仰付られ猶又甚泉寺の城を御預け成され候右甚泉寺の城跡に大

き成楠一本今程も之あり候當時松平土佐守殿居城の高知より一里半程北の方にて御座候其外數度の働き故盛狀ならびに一通頂戴仕候其後元親伊豫國御出陣の時先手仕天正五丁丑三月九日六十七歳にて討死仕候死骸は灰に致し土州長岡郡田邊島と申處の山上に埋め大石にて高さ三尺五寸四方に石垣を築き置申候此墓所の近邊只今にては二萬石餘の新田出來致し家數二百間餘り御座候由にて候飛驒悴五人これ有候一男隼人二男民部三男平兵衛四男新六郎五男新九郎と申候

明良洪範續篇卷之十一 終

明良洪範續篇卷之十二

○元親惣領彌三郎信親十八歳の時豐後國どしみづの城に大友家の人數を籠置候所島津方より攻られ候其時秀吉公より御加勢として仙石權兵衛殿遣はされし元親出陣致され合戰是あり候處味方利を失ひ候に付信親討死なされ候私親御采配を下し置れ候天正十四年丙戌九月廿一日三十八歳にて討死仕候此合戰は豐後府內陣と申又は筑紫陣とも申候父隼人事數度の働き仕候へども長き義故略し申候私義は親には幼少にて離れ申候○二男民部義も豐後府內陣の節兄と一所に三十五歳にて討死仕候○三男平兵衛は豫州南表大津と申所にて御合戰の節深手を負歸陣仕候三十歳にて相果申候○四男新六郎は阿波國勝端の合戰に廿六歳にて討死仕候○五男新九郎も勝端合戰の節新六郎と一所にて廿歳にて討死仕候○文祿元年壬辰高麗御陣の刻羽柴土佐侍從元親三月八日に土州浦戸湊より御出船成され候私義は其時分福富七郎兵衛と申十七歳にて御供仕候朝鮮島の內くわとく島へ渡り夫より

釜山海へ渡海仕候此ふさん海と申は日本より朝鮮國への船付にて夫より竹島のみなとへ着船諸大名の船共も右の湊へ着申候夫より赤國らしろしの都へ道三筋之あり候北筋は小西攝津守殿中すぢは加藤肥後守殿南すぢは羽柴土佐侍從殿先手にて御備成され太閤樣よりの御目付には垣見和泉守殿參られ候○同年十二月五日元親仰出され候は二手三手宛手分仕五里六里程も罷出唐人を見懸候はゝ討取鼻をかき御帳に付候へと仰付られ候但葬六つ以前に御本陣へ罷歸るべく候若暮六つ前に歸らず候はゝ假令鼻をかき持參候とも急度仰付らるべしと堅く仰出され私義は久武內藏介組にて御座候一組十六人申合せ夜入つ時前に罷出御本陣細川と申所より六里計も參候ふや唐人馬上にて廿騎計り相見へ申候處此方の人數を見懸候と急ぎ逆去申候故皆々追欠參り候へば松林の內へ逆込候て唐人一人も見へ申さず候間何れも馬より下り松林の內を尋ね候へば林の中に穴是あり候て逆入たる樣子に相見へ申候故穴の中へ鐵砲をひたと打込候へども常り候體もこれ無候其時廣井加右衛門と申者申候は唐人共を穴へ追入其儘打捨て罷歸り候ては後日の批判も如何にて候間兎角此穴へはいり候て搜し申べく候穴の口狹く候間具足をぬぎ脇差計りにて這入然るべしと申何れも支度致し居候處私召仕ひに久右衛門と申者私へ叫候には此時にて候皆々より先へ御はいり成され候へと申聞候間尤と心付私一番に穴へ入申候處を廣井加右衛門跡よりはいり私の帶をとらへ引出さんと仕候を久右衛門と申者加右衛門に申候は七郎兵衛事若輩者なれども心懸にて一番にはいり候を其方左樣にかせぎ候とも後日の儀には一番七郎兵衛にて之有べしと申故手を放し申候扨二番は廣井加右衛門三番久武久右衛門其外には這入申たる者一人も御座なく候穴の內にて加右衛門脇差を拔持候へと申に付尤と存脇差を拔持て這入申候穴の口は狹く候へども奥は段々に廣くなり十二三間も有候や上り下り御座候故最前打申候鐵砲は當り申べき事にては之なく候唐人共右の鐵砲に恐れ申候てや一向に働き申さず一人も殘らず拔穴より逆出申候所を穴の外に居申候者ども即刻殘らず縛り申候唐人十七人之有候首を切鼻をかき候て三人に分申候私鼻七つ廣井は六つ久武は四つと相分申候夫より急ぎ御本陣へ罷歸り

候へば夜九つ過にて御座候然れども御定めの御軍法に相背き申候間一組の中穴へはいり候三人の者に切腹仰付らるべきに極候に付非覺悟致し罷在候處に三日過て元親仰られ候は御國許にての百人よりは高麗表へ召連候十人は大切に思召れ候間先此度は御助け成され候と出頭人中内藏介と申人御意の旨申渡され則九日に御目見仕候○元親御歸朝の時分私共廿三人は釜山浦より出船仕御先へ歸國致し候其後元親御歸朝なされ御在陣中諸士の軍功御吟味之あり私義一番に穴へはいり候事御賞美にて親祖父の武功迄仰出され重々辱き御意にて御加增として御知行拜領仕候○元親には慶長三年戊戌八月十九日に攝州大坂にて卒去せられ候○元親御子息宮内少輔盛親慶長五年庚子九月十五日濃州關ヶ原御陣の時石田治部少輔と一味致されて南宮山の南の方栗原に御備へ候處石田方惣敗軍故合戰に及ばず御引取成されからつの町を夜四つ時分に引取申候然る處に一揆ども所々に起り町中へ火を掛燒立申候へば味方悉く崩れ申候所福永助兵衛と申仁申候は跡は敵左は川右は山にて逃れ難き處なれば皆々尋常に討死致され候へと大音に呼はり後殿は福永助兵衛なりと名乘申候安岐玄蕃廣瀨又兵衛吉村左近兵衛私と四人助兵衛に詞をかはし後殿仕候其時助兵衛裝束は具足前に阿彌陀の三字をまき給に記し甲は星前立物は銀にてしかみ左右のだしに鹿の角を立赤き縮緬の母衣だしには金の圓扇なり馬はすみの黒紅の大ぶさを掛申候○盛親には大坂天滿へ御着なされ候所へ福永助兵衛參りて右引取の樣子を委しく申上候處則安岐玄蕃廣瀨又兵衛吉村左近兵衛私共に四人召出され此度の退口神妙の働きと思召れ候旨御意にて銀子三枚宛拜領仕候夫より五三日も天滿に罷在候處に石田方の諸將心元なき體に候間惣人數は國元へ下り候へと仰られ何れも土佐へ下り申候○其後土佐國は召上られ山内攝津守殿御拜領成され候て城請取として井伊兵部殿仰付らる兵部殿鈴木平兵衛を遣され候右平兵衛上下百人計りにて同年十月中旬に土州浦戸の湊へ着致され候處右城請取渡しの義に付大き成出入出來致し候年寄方家中方と二つに分れ候て爭論之あり候夫故平兵衛はみてせと申所に扣へ居られ年寄中と相談之あり夜中に引入平兵衛へ城を相渡し申候處家中方と申一揆の者共聞付て中々渡

し申間じく迚大勢城へ取かけ浦戸の南又うつかと申所にて大せり合御座候されども家中方敗軍仕候私一門共は年寄方と申にて御座候扨程なくしづまり申候私杯はつゝみ谷と申所へ引込罷在候○右家中方一揆共の内に北岡六兵衛同孫七と申親子共いたづら者にて御座候間兎角右兩人を討取申さずしては一揆靜まり申まじく候間此者父子を討取申べしと相談相極り討手の者には熊野又右衛門前田久右衛門佐和良木理兵衛北岡宗右衛門苅屋小左衛門宇津野孫右衛門三谷六左衛門私ともに八人罷越候其時私一番に參り申候二番に熊野又右衛門にて殘りの者共は家の後へ廻り申べく迚參り候故表口の方へは私と久右衛門兩人參り候所内より孫七切て出候間私立向ひ切合候所續て六兵衛も切出又右衛門と打合申候處私仕合よく候て同田貫の刀にて頭を切取源七を打留申候六兵衛事は又右衛門に腕と細腰とを切れころび居申候又右衛門も頭に手負候て血流れ目に入眼見へ申さず候と申候私源七を討留申候所よりは三間餘も候はむや其儘走り寄六兵衛に止めを指申候殘りの者共は跡より參り手に合申さず候事無念の由申候扨私討取申候刀脇差

とも其所の地侍に高橋平右衛門と申者に差遣し候て申聞候は我等事は此以後他國をかせぎ申べしと存候間右に付ては此度の首尾を相尋ね申事も是有べく候其節は我等働きの樣子いさひ申傳へ證人に立候へと申置候最早平右衛門義は子の代に相成候も存せず候○慶長六年辛丑三月三日土州を罷立前田久右衛門と申合豫州正木へ立越加藤左馬助殿御家をかせぎ申候巻野三郎右衛門肝煎にて左馬助殿家老畑二郎兵衛を相賴身上有付申候其刻阿波讃岐土佐の境目豫州宇麻郡の内川の上と申所に新城を御取立なされ川村權七と申仁を城代に差置れ右前田久右衛門と私權七組に成同年四月廿六日川の上へ罷越候權七事は知行六千五百石取申され候左馬助殿御居城正木より川の上へ廿一里御座候○同年八月十六日川村權七召仕ひ和助と申者いたづら仕候て欠落致候即刻權七より討手を阿波讃岐土佐へ廿六人申付られ各手分仕候て五三人程づゝ追欠申候私と前田久右衛門は讃岐へ參り申候讃州わた村にて久右衛門上筋へ參り私は濱下の邊へ參り候處によき仕合にて濱下にて彼和助に出合申候間則引とらへ川の上へ召連參り候其日馬の飼料とし

て米十五石賜はり候其年の暮に秋山嘉兵衛肝煎にて寺尾喜右衛門聟に罷成候喜右衛門義は數度の働き有たる壯の者にて候私事其時分は福富傳右衛門と申候○寺尾土佐守殿御祖父寺尾壹岐守殿には豫州くしや村に御座候然る處慶長九年に其所にて新田の事に付爭論出來公訴に相成候處壹岐守殿非分に相成候て座敷へ押込られ候右に付男喜右衛門私方へ參り壹岐此度の仕合何卒たばかり候て壹岐方へ遣し申度由談合致し阿波國境の鍛冶に申付すりきらせ紙の中に入喜右衛門方より壹岐殿へ文を添自然思ひの儘に相成申さず候はゝ自害なさるべき爲此脇差遣し申候由認め遣し扨番の者共に酒肴を送り相頼み壹岐方へ鼻紙少少遣し候とて內へ入申候斯て最早人手にかゝる事にては之無候間心安く候此上は壹岐居られ候處へ夜中に押寄隨分相働き何卒致し奪ひ取申べし若仕損じ候とも壹岐方へは脇差遣し證候間定めて自害仕るべくと存候霜月廿九日の夜に仕べしと私所にて談合相極め申候此事樋七方へ聞へ候やらん討手の衆大勢にて屋敷を取卷申され候私屋敷角屋敷にて表二十五間奥行は三十間之あり裏の方には川御座候召仕ひの者男女共裏の川より立退せ申聞候には讃岐へ參りたうの町にて三日相待申べく候其內には我等が生死の程は相知れ申べしと申含め扨馬に鞍を置轡を手拭にて卷忍び轡に致し置申候然る所妻義は三日以前に出產仕候處に右の騷動に血上り目まひ仕りさん〴〵の體にて御座候私は鐵砲に玉藥を込罷在候所に寺尾喜右衛門鎗を提寄手に紛れて裏より忍び來られ是非なき仕合に相成候折あしく娘事はあの體に候間早々差殺し家に火を掛其紛れに切抜申べくと申され候故女共を差殺し申候討手の者は段々取圍み候樣子に御座候私屋敷の南角は山田清兵衛北の隣は前田久右衛門に候夜中の事故寄手幾人にて御座候也數知れず候去ども內へは一人も入申さず外より八木久左衛門申候は是非なき仕合にて候公儀へ罷出御斷を申され候へと呼はり申候私申候は此體に相成候て是非の義申べき樣も是なく候間只今を限り働き申べしと塀の內より答へ申候扨寄手は內へ入兼塀を毀たんと致し候其內に家に火を懸申候へば折節風強くして悉く燃上り申候其光り晝の如くに御座候此勢ひに兩人共突て出喜右衛門寄手を一人突倒し申候八木久左衛門私へ突て懸り左の腕を突申候處を私鎗にてつき倒し候へば鎗先四五寸程折申候後に承候得ば久左衛門が脇差のつばに鎗先當り折候由承申候夫より兩人寄手を追ちらし內へ引入表の川を越立退申候私喜右衛門に申候は內儀子供は御退き候やと尋ね候へば妻子どもに立退候べと申證候が退き候や如何と申候間心元なく存候て夫より喜右衛門が宿所しんじやうと申所へ參る迚いし村と申所へ出夫より近道を致し參り候へば闇の夜にて御座候故道に蹈迷ひ三島の濱邊へ出申す夫より漸しんじやう村へ參り候只今の寺尾治郎左衛門同仁左衛門兩人とも其節は幼年に御座候まゝ治郎左衛門をば惣兵衛と申者に負せ仁左衛門は三四郎と申者背負喜右衛門內儀をば私手を引候て立退申候然る處喜右衛門在所の者共四五十人申合此節の事何方迄も見送り候半と申候へば喜右衛門申候は志は過分に候去ながら定めて追手かゝり申べく候間妻子をば差殺し傳右衛門我等は成丈相働き討死致し申べく候其節は死骸の義を宜しく賴入候とて皆々を返し申候扨讃岐の方へ心ざし退き候へば程なく夜明申候まゝ退難く所々相尋候へば芝原の中に塚穴御座候故其穴の中へ何れも這入候て日暮を待罷在候然る處に七ツ過頃に相成誰とも知らず桶に飯を入香之物を添包み候て穴の中へ投入返り申候是によりて食事致し申候右食物を贈り候者は誰やらんと噂致し候へ共其節は相知れ申さず候後日に讃岐にて承り候へば喜右衛門事常に念頃に致され候三郎右衛門と申者にて候由然れども此事何者申出し候や風聞之あり候故城主より僉儀之有喜右衛門傳右衛門塚穴に隱れ居候節食物を贈り候は罪過人に同意の由事也とて右三郎右衛門事は成敗に相成候由承り候扨其夜は十二月朔日にて闇夜に紛ね行候てしほら村と申所へ夜半時分に參り着申候其所に私常に念頃に致申候六郎左衛門と申もの之あり此者方へ立寄候へば六郎左衛門申聞候は此度の事承り候間早く御屋敷へ欠付候處御家は殘らず燒失馬も燒死候て裏の川に捨之あり候阿波讃岐土佐の道筋へ追手の衆廿人程づゝ參り候由承り候と申夫より六郎左衛門案內致しくれ候て讃岐和田の上の山迄罷越候然る處に眞鍋喜三兵衛子息今の與三左衛門同弟の源左衛門親子三人上下廿人計にて迎ひに參られ則喜三兵衛宿所へ殘らず引取申され世話致され候川の上に

ては朔日の夜豊岐殿自害致され候由讃岐にて承り申候私儀は折柄候故其所に差置喜三兵衛より持鎗を申請候其鎗今に所持仕候處に川の上にて召仕ひ候者共五人尋ね參り申候亭主喜三兵衛と喜右衛門相談仕候て私事尾州清洲松平薩摩守樣御家に高尾與兵衛と申仁之あり其方へ參り候へと書狀相渡され候間くわんのうじ村へ參り翌朝未明にたゝつの町へ着罷越極月廿八日に尾州清洲高尾氏へ參着致し候與兵衛殿へ委細物語り仕候へば中々是非なき次第と仰られ候其節薩摩守樣には御不例以の外にて御家中にては高聲も相成申さず樣子に之あり候故私式の浪人など此時御家へ有付申義は成間敷と存候間明る巳の春になり江州佐和山へ罷越候然る處四國より申來り候には私事を古主左馬介殿殊の外御憎みなされ候由申越候間名字を替岡半右衛門と相改め佐和山に忍び罷在候○豫州川の上にては川村權七方へ左馬介殿より使者を以申越され候は其方組寺尾喜右衛門福富傳右衛門兩人申合せ傳右衛門家を燒立突て出兩人共堅固に立退あまつさへ喜右衛門在所に差置候妻子迄も殘らず引連立去候段油斷千萬成儀前代より斯の如きの義は有まじき事に候之に依て改易致され則川の上城代には川口兵右衛門申付られ候由貫鍋喜三兵衛江州へ立寄候て咄し申され候權七事は髮を剃候て上方へ上り城州八幡邊に引込居られ候處後年加藤肥後守殿より御呼なされ候て九州へ參られ候由承り及び候右權七義は數度の場數之あり候殊に朝鮮國にては左馬介殿かゝ島にて番船を御乘取なされ候時比類なき働きいたし船多く乘取太閤樣より御感狀下され候由申候○私儀江州佐和山にて井伊掃部頭殿叔母智中野越後と申仁近付に相成候處殊の外念頃に引請申され井伊右近大夫殿へ御出下さるべくと約束申候所病死致され候故力を落し申候然れども越後が息助太夫にも相替らず念頃に申くれ候間其儘にかゝり罷在候同家中の人々心安く致され候內にも廣瀨左馬助松下志摩與山六左衛門小野源藏戶塚左太夫など別て懇意にて合力など之有候助太夫よりは萬事不自由にて候はむと申され淺井郡七條村にて百十石安田村にて四十石合て百五十石賜り浪人分の事に候間知行にて御合力の義は御不用に候米を玉はり候へと申候えども右之通地方にて合力之あり候○中野助太夫內北村兵吉と申者不屆

なる義御座候に付召捕へ申さる右に付兵吉親北村正兵衛と申者をも討取申べくと段中野親類中相談之あり候間私承り候て幸拙者浪人の義に之有候間討留申べくと屆候て慶長十八年癸丑正月九日の朝安養寺町にて兵吉親正兵衛を討留申候其時正兵衛刀を拔合せ候時鞘二ツにわれ落申候其儘私へ切付候えば着物二ツ巾著へかけて切候えども私身には當り申さず例の同田貫の刀にて頭を割申候正兵衛は南枕東向に倒れ申候則止めを差候て中野一門中寄合居られ候處へ參り右の樣子申聞候景繩の刀幷に小袖二ツ玉はり候右北村正兵衛事は以前石田治部少輔方にて使者相勤候者の由申候○慶長十九甲寅大坂冬御陣の節九月廿九日の晚に伏見より掃部頭殿佐和山へ飛脚遣はされ右御狀には來る十月十六日に其元出陣致し同廿一日に何れも伏見へ參着仕候えと仰越され候中野助太夫儀は城代の事故子息造酒助十六歲にて初陣に御座候組は廿三人御座候其時助太夫方より伏見へ飛脚を以申上候には此度悴造酒助差出候若年に候間組中の內にて誰成とも觸流しの義御意次第に申付べく候と伺ひ申され候えば掃部頭殿御意に浪人分にて抱へ置候間半

右衛門に申付候えと御返書仰遣はされ候私儀外聞勇辱次第に存寄り候造酒助組中へ御陣ぶれの通り申渡し十月廿一日には何れも伏見へ參着仕同廿二日に惣人數御目見これ有私儀は岡本半介澤村覺右衛門脇五右衛門三人の衆召連られ候掃部頭殿御意に造酒助事若罷に候間組中油斷なき樣に申渡すべき由御直に仰られ候其時木俣清左衛門鈴木主馬庵原助右衛門河手主水永野民部松下志摩與山六左衛門小野源藏廣瀨左馬介中野造酒助右の衆中居申され同二十五日に惣人數殘らず宇治へ參申候此所に暫く罷在夫より淀へ參り八幡を右に見て河內國すなと申所へ參着致し候て大坂の城を見渡し夫より平野へ參り候○大坂の城大手土橋より東越前衆夫より東は佐和山衆加賀衆其外は書付に及ばず候拠竹束を付申すべしと御觸御座候竹束は長さ八尺廣さは四尺にて侍一人に一束づゝ用意仕候但し竹は掃部頭より仰付られ候段々と付寄申候て程なく三の丸堀近所迄竹束付寄申候十二月三日の夜に間數何程に成候や心見申べくと存じ私一人竹束の竹を一本拔竹束と堀際迄の間數を打候て竹をかつぎ罷歸り候時竹束より堀の方へ七八間も之ある處

にて庵原助右衛門三浦與三右衛門水上勘兵衛三人に出合申候何者ぞと聲懸候故岡半右衛門と答へ申候間數は何程これ有候と申候えば三人に向ひ廿三間之あり候と申候へば皆々感じ申され候○其翌朝未明に城堀柵の木を越て犬走へ着申候此時江口道二其外以上十七人討死仕候木俣清左は馬印を持せ參られ候鐵炮の勵しき事申盡されぬ程にて清左も鐵炮にていぬこ所を打ぬかれ夫故今にちんばを引れ候戸塚左太夫にも鐵炮にて左りの肩先を腕まで打抜れ申候私事左太夫の左りの方に居申候其時に私へも鐵炮當り甲の前立物金の半月の左の方を甲のかすり打をられ申候左太夫事手を負申され候故手を取力を付罷在候處へ岡本半介御使に參られ申され候は只今御本陣より近藤石見本多三彌參られ上様上意に土居につき罷在候者ども一人も殘らず引取候様にとの義に候間早々引上られ候えと申渡され候四日の朝五時過の義にて候其時半介母衣は赤き縮緬に金の亂れを付られ候後日に承り候えば其母衣に鐵炮の跡十一迄之あり候由申され候城より鐵炮際限なく打出し殊の外せわしき場所にて御座候私指物にも鐵炮の跡數多之あり候扨右御

下知の旨承り候てから堀の中に立こらへ罷在候者ども皆々上り申候其時旗奉行廣瀬左馬介幟を堀際よりくり引に致され候私左馬介に詞を掛候えば左馬介申候は其方は手負候やと申され候拙者手は負申さねど前立の半月を打折れ候戸塚左太夫には手負申され候拙者一と所に居申候故介抱致し候と申候左馬介申され候は鐵炮の茂く候故はだ亂れ引上候事手間取候間手傳ひて呉候えと申され候間取廻り候て兎や角と手傳ひ致し居候處に左馬介左りの草摺に鐵炮當り轉び申され候私立寄其儘引立候故草摺の間より鐵炮の玉落候て私足に當り申候左馬助家來庄助と申侍に申付其玉を拾はせ申候左馬介は白き母衣わりだしは金にて牛の舌五寸長さ一尺三寸にて姓名を印し申され候右の玉を其日の晩にはかりに掛候へば六文目玉にて御座候今程も廣瀬岡書方に御座有べく候○掃部頭殿御旗は赤地に井げたの紋の御馬印赤き縮緬のはいとりなりに致し長さ一間三尺程に相見へ申候大旗は十三本地は赤き絹にて赤旗吹流しも赤き絹八幡大菩薩と書組の書付は白く之あり候○同月十日には竹束殊の外近く付寄候て堀際へ最早十間計りも之あるべく

候半やと人々申候矢鐵炮は甚だしげく火矢抔も參り申候仕寄に罷在候者共は竹束の陰に鎗を横たへ伏居申候其節鈴木主馬も居申され候仕寄より跡へしさりて辨當を遣ひ居申され候其跡にて主馬内西九右衛門と申者仕寄場に居申候處殊の外城より矢を射出し候故九右衛門竹束より一間計罷出落候矢を拾ひ居候處を城内より見付候て鐵炮にて打申候得ば其儘相果申候間則死骸を竹束の中へかき入申候處鈴木主馬一人供もなく竹束の外へ走り出んと致され候折節拙者と田村甚右衛門兩人仕寄の道に有て主馬を見懸候間欠寄て主馬に取付て申候は只今大事の物前にて候所詮なき命御捨なさる可事勿體なく候と引留申候處へ甚右衛門も參り兩人にて押止申候其中に主馬家來ども四五十人參候右九右衛門ひろひ申候矢を員へ候えば廿三本之あり候明十一日の朝六ツ時時分に主馬方より鈴木勘右衛門と申者を私方へ差越されて則參り候えば何れも七八人並び居られ主馬申され候は昨日西九右衛門義鐵炮にて打れ候節餘り殘念に存じ九右衛門相果候場所へ何心なく罷出候半と致候處に半右衛門に取つかれ候て天下分めの御合戰一大事の時にて

候と申され候と咄し申され候えば皆々尤なる申分と申され候て即刻膳出候昨日の目出度御祝ひにて候間半右衛門を上座に直し申べしと何れも申され主馬も尤とて私手を取上座に直し申され候主馬事は五百石身上にて御座候○同十六日朝上様御陣所より乘物三挺を城内へ入候て夕方には歸り十七日十八日扨十九日に至りて御扱ひに相成候取沙汰御座候夫より雙方とも鐵炮打申さず候同廿日の朝より大坂衆も堀際へ罷出寄手も堀際へ出候て諸親類共外の死骸どもを皆々尋ね申され候○私義御扱ひに相成候て城内へ參り古主長曾我部盛親へ御目見仕候盛親御意には此度何方の攻口に罷在候やと御尋ねなされ候非伊掃部頭手に罷在候と申上候えば然らば去四日の朝土居へ付候人數の内に居申候かと御尋ね候故其通りと申上候へば四日の朝掃部頭手の者何程討死致し候やと御尋ね放十七人討死仕候其者共の死骸を只今上候と申候えば盛親にも其持口に御座なされ其方申通りにて候と仰られ則御側の衆に御申付彼十七人の指物共を御取出させ御見せなされ候皆々懇意なる衆の指物故覺えず落涙仕候其時御意には半右衛門祖父飛驒父隼人共

に度々川に立討死致し候と其時の様子ども委敷中内宗右衛門と申仁に御咄しなされ候序次第に存奉り候則御盃頂戴仕候其座に近藤喜左衛門川村半助十地新右衛門など居られ申候右新右衛門は後に紀州大納言様御家に居られ候由承り候○同廿一日朝より大坂城の惣堀を埋め申候夫より翌春元和元年乙卯二月三日に江州佐和山へ歸り申候同月十四日に廣瀬左馬介宅へ中野助太夫同造酒助松下志摩奥山六左衛門小野源藏鈴木主馬戸塚左太夫孕石備前同右馬介小幡又兵衛渡邊助之進私とも二十二人振舞に參り候膳後酒盛になり候時去年極月四日に眞田手より討出し候て左馬介に當りたる鐵炮の玉を松竹のかざりたる島臺に乘持出られ左馬介申され候は去十二月四日の朝堀際より御旗を引取候剩半右衛門の影にて命を助かり候様に存じ忘れ申さず候今日は半右衛門の振舞にて候間此島臺の土器にて始められ候えと申され何れも達てと申され候故私始め候て左馬へさし申夫より大酒に成申候○右の如く卯の春御歸陣なされ候て二月末に相成鈴木主馬松下志摩奥山六左衛門小野源藏其外五十人計り井伊兵部殿へ遣はされ候同○年夏又候御陣

陣觸御座候て四月六日に佐和山を出立致し伏見へ三日に參り七八日も逗留仕夫より淀へ參り五月二日すなと申所へ着候えば大坂の城見渡し候然る所河手主水方より用の義候間只今參り候えと申越れ候間則參り候えば藤堂和泉守殿内桑名彌治兵衛事は其方同國にて近付の旨承り及候間賴み申度候右彌治兵衛は和泉守先手の由に候間罷越れ候て働きは何時分との取沙汰に候や尋ねくれ候えと賴み申され候故則參り候處彌治兵衛申處は渡邊勘兵衛藤堂仁右衛門同新七同勘解由同式部同玄蕃其々に只今泉州東陣へ參り候て歸り候天王寺口へ寄候えと上意之ある由申渡され候最早掃部頭殿御陣所へも相知れ申べく此旨主水へ御咄し候えと申候間罷歸り其趣き主水へ申聞候○同五日には松原と申處へ御陣替之あり御本陣は高き所にて候故水不自由に御座候木俣清左には去極月四日に手負申され候間馬上成難く乘物にて參られ候陣割未だ極り申さず候故木俣は乘物をおろし休み居られ候私も馬より下り候て罷在候其所より三間計もこれ有べく候私冬陣の節左の方打をられ候折半月を見付使を下され則參り候えば石原主膳三浦熊之助佐又傳左

衛門私と四人へ乘物の内より昆布のし山椒勝栗を包み玉はり其時佐又傳左衛門申候には酒のみ度候と申され候えば何れも能候はんと申しける木俣申され候は先へ遣はし候てこれ無候と申され候傳左衛門酒持候者は是に居候と申候えば清左誰ぞと尋ねられし時傳左衛門申は折半月が馬に付てこれ有べく候其子細は日頃酒すきにて候此度は是非々々手をふさぎ申さず候はゝ罷歸り申す間じくと咄し申し最早三盃たべ候半ものと考へおり申候えば木俣歩行の者を申付急ぎ取寄せ候えばふくべの五合入を馬の跡輪に付置たるを持て參り候清左も肝をつぶされ候傳左衛門は我等が推量申たるに申當て候と自慢申し清左始主膳熊之助共に下戸共少しづゝたべ申され傳左は二盃目をたべ候所を私をさへ候て物前の酒なれば夫迄に候明日の門出にたべ申候とて呑せ申さずして皆々大笑ひ致され候○其晩に廣瀬左馬介方より急ぎ參り候えと申越れ候故早々參り候へば小幡又兵衛も居られ候今日は節句にて候えばちまきを振舞申べき爲に申入候扨度々申出候ことに候へども去年四月の朝の御取持は今に忘れ申さず候明日は天下分めの御合戰にて候

間互ひに生死の程は不定にて候明日は中野造酒助某悴次郎助兩人の先乘致しくれ候へと頼み申され候私辭退仕候へば又兵衛も俱に達てと申され候故然らば兎も角もと申候則造酒助次郎助俱に引合せ半右を見失ひ申さず候樣に仕候えと左馬申され候則左馬指圖にて兩人に私盃をさし申候○五月六日未明に大坂より押出し藤堂和泉守殿陣備に向ひ候人數は大旗白く馬印も白く吹貫にて旗は三十本計りも相見へ申候後に承り候へば右大坂より押來り候備は長曾我部盛親の由に候掃部殿其日の先手は川手主水にて馬印は二階笠にて御座候掃部頭には鹿毛の馬に乘和泉殿方へ二町餘り御乘出し成され候處に海松江庄右衛門三浦十左衛門兩人掃部殿馬の口に取付て諫め申候然處に又大坂方より白き大旗三十本計り押出し候其方へ掃部殿御馬を向られ候右の通故に先手の川手主水馬を早め乘拔申候右大坂方より差向候人數丸く成押來り候馬印は黑き棒にて候故鳥毛か熊かと何れもさげすみ申候程なく押寄鐵炮軍御座候かゝり口は田と麥畠にて足場あしく御座候敵の足場も同樣にて合戰の處掃部殿御勝に相成大坂衆敗軍致し私義も人並の高名

仕候敵方木村長門守を始歷々討死味方にても川手主水萬坐七左衛門木俣清左衛門内島田と申者討死仕候○右六日の合戰は昼時分に終り申候播部殿には高き所に御座なされ候て首實檢これ有候左右前後は皆鎗長刀弓鐵炮立並べ御座候岡本半助首を帳付られ候召出に付る時に大河内茂左衛門半助へ申され候は若き衆より先へ帳に付られ然るべく候年寄たる衆は今日に限らぬ事にて候と申され候討取候首どもに何れも札を付之有候間私討取候首にも人並に札を付置申候然る處に大塚求馬事年頃三十歳計り成大坂者を生捕に致し參り候故首どもの名前よく相知れ申すべしと何れも悦び居申候彼生捕の者に首ども見せ候えば是は大將木村長門守と申候此首には安藤長三郎と札之有候其次には山口左馬介と申候是は八田金十郎と札之あり候其次は佐久間藏人にて札は正木舍人にて御座候生捕の者生國丹波にて新參故下々の者迄は存じ申ざず由申候○同七日未明に平野へ押詰申候和泉守殿播部頭殿兩人を御召なされ候間播部頭殿御供には歩行衆五人鎗一本具足の上に黒き羽織を着し參られ候播部殿即刻御歸りなされ仰出され候には茶臼山に

眞田左衛門居申候其押へには越前衆夫より合戰始る筈にて候間越前衆より貝吹次第に乘出し合戰致し申すべし皆々其心得候えと仰せられ候程なく越前衆より貝を吹出し候まゝ直樣押出し大坂の方へ乘寄申候私義先手へ參り候處仕合よく敵一騎突伏首を取申候其敵の指物はあさぎじなひに蛇の目を付たる者にて御座候右の場所へ杉江四郎兵衛參り候故合戰半にて候間又先をかせぎ申爲に鼻をかき申候と斷り四郎兵衛を證人に致し鼻をかき候て首と甲をば捨申候夫より先へ參り候處又敵に出合突合候處私左りの二の腕を突れ申候去ども仕合よく敵を突伏首を取候て立上り右の方跡を見候えば馬印も旗も一本も見え申さず候扨東の方へ參り候へば廣瀨左馬介討死致され首もなく其外刀脇差母衣ばりの指物も御座なく候具足にて見覺申候故死骸の側へ寄候て涙を流し罷在候脇の方を見候へば孕石備前仁非巳佐右衛門藤島太兵衛坏も討死致され死がひ之あり候然る處へ小幡又兵衛赤き縮緬の母衣を乘通申され候私罷在候處より五六間計りも之あるべく候故呼はり申候得ば左馬介討死致され候間是に附添居申候へども死骸は何とも致すべ

き樣之無候此死がひの義其方へ相渡申べくと申候へば又兵衛申され候は是非なき事にて候我等は只今御使に參候間死がひをば家人久市に御渡し候えと申捨乘通られ候則久市と申者に左馬介死がひ相渡申候此時廣瀨孕石の兩旗奉行討死致され候故旗も亂れ候所菅沼鄕左衛門參られ右打ちらし候大旗どもを取上立られ候故次第々々に立ならび申候其刻は造酒助治郎助兩人には逢申さずして夫より御本陣へ參り今日私討取候首二つの内一つは中野造酒助と御帳に付一つは岡半右衛門と帳面に記し申候岡本半助内筆取長二郎に相渡し申候治郎助造酒助共に手をふさぎ申され候其内に治郎助は少々手負申され候左馬介討死の體治郎助にもの語り仕候右四人討死の衆の死骸は十間十五間の内に並び之あり候治郎助は今程廣瀨圖書と申造酒助は中野助太夫と改め申され候扨七日の夕七つ過に大坂の城に火懸り同八日の朝迄燒申候○右八日の曉過に秀頼公にはさき島の堀西の方に石垣御座候其所に長屋これ有候其内に御座候との事に候近藤石見本多三彌御檢使として參られ候播部殿惣人數を召連られ右の場所へ御詰なされ其後長屋に火懸り一

度に燃上り申候以上私義江州佐和山を罷出大河内茂左衛門書狀を添られ寛永元年甲子七月十三日御家へ參り寺尾左馬介殿御組に相成候當御地にて本名福富に罷成申候以上

右求福住丈人之書庫自寫之

于時貞享元年六月也　　引馬野八

明良洪範續篇卷之十二終

明良洪範續篇卷之十三

○黒田長政の家士林田左門と云るは劍術の大名人にて西國には隱れ無者也或時同家中の者五六人寄合し時信田大和などゝも來りて咄しけるに兵術の事申出し其中に若年なる者力量も強くして己が血氣に任せ諸事強き事をのみ好みけるが申樣は兵法は武士の勤道とは雖ども多くは是を習はざれば武道ならずと云にても有まじ一心さへ慮せずば假令兵術は知らずと云とも高名は遂べし抔と居丈高に成て申ける左門之を聞て何にも其方申さるゝ如く一理は聞へたり去ながら心剛なる上に兵法勝れなば鬼に鐵棒なるべしと云彼侍血氣なればいや一心さへ動かすば假令木刀試合なり共無下に劣るべしとは覺えずちと試合て見度者也と云左門聞て其はよき志也いざ參らんと云へば心得たり迚早座を立て庭へ飛下りあたりを見るに庭木の添木に結付たる長さ一間計りの小丸太有しを之にて仕らんとて引扳土の付たるをぬぐひ二つ三つ打振て持たり左門も座敷に立て緣を見れば小さき木刀の有しを追取て引提庭に下立申は隨分心の及ぶ程精を出し何卒大力を入て見られよと云仰迄もなし迚彼の丸太を打振かゝる左門も小太刀を引提そろ〳〵と寄けるに太刀の間とゞく程になると見へしが若者一打にと打けるを左門何とかしたりけん引はづし飛違ひ樣に木刀の先にて彼者の額を少し打て參りたりと聲を慴しに若者何にも木刀當りて覺えたり思ひしよりも太刀早き事也中々成間じくと云て丸太を投捨たり其時左門殘り多くば今一と試合參るべしと云へばいや〳〵成まじく迚止ける雙方座に歸て左門向後は我を折り候えと申せば成程心得たりと答へて一座の人々も笑ひけると也彼者の額みる中に少しはれ上り血もにじみけり表へはそ知らぬ體にて居たれども內心には餘程面目なく無念にも思ひけれどもすべき樣もなく其座を立けり右の次第を長政夜話の節聞れ彼者を呼出し汝は此間左門と試合を致し負たりと聞しが其通りなりやと尋られし御意の如く也と答ふ若き者には成程似合てよき心ばせ也左門なりとも打べしと思ふは勇氣の勝れたる處にて若年にて其志なくては物の用に立難し扨又汝が試合に負たり迚少しも恥

にはならず其故は彼林田事は兵法の名人にて世にゆるされたる者也其方は素人なれば何ど働くとも勝べからず負たるは道理なり然り迚左門に武邊負べからず劍術上手なればとて合戰の時必定勝べきにもあらず兵法不得手にても高名致すべきなれば此段は格別の詮議なり去ながら武藝を修行せざれば武士の家に生れたる道理に背けり其方左門に試合負たり迚必ず心に愚べからず上手は勝下手は負るは定りたる事也我も昔し柳生但州疋田文五郎等に兵法を習ひし時我意を立て打れし事度々有しぞかし汝も以來は左門が弟子になりて兵法を學ぶべし習ひ得るに於ては必ず人に勝べし勤めて稽古怠る事なかれと申聞されしかば彼者有難き由答へ落涙しける夫より直に左門方に參り右の次第を申師弟の契約をなし翌夜出精しける故後に上手に成けり長政人主の德ある事を賞しける

○二條御城御普請あり上方御譜代大名に仰付られ諸國より奉行の者人數を召連上京せり非伊掃部頭よりは岡本半助奉行たりし夏の事なるに庵相なる帷子の洗ひはげ所々破れしを半助着用せし故關東よりの奉行の面々を始め諸家の者迄笑ひ事に致し候半助事少しも構ひ申さず出精して諸士下々迄も行義作法格別に之有候由所々御普請場に我劣らじと大成石を澤山に積置候井伊家の小屋場には小さき石のみ寄置候本多美濃守とはり合之あり候由內々沙汰あり夫故にや美濃守方には殊に大き成石多く寄之ある故掃部頭方の小石見苦しく見え申候扨段々石共揃ひて土臺の根石を居申すべき節に成て何方に隱し置候や惣場所に之無見事成大石を多く引寄候故皆々目を驚かし申候根石を居るには一同に居る事也半助は前方に京伏見邊に材木を下直に買置て其日に成て堀の中に材木を澤山に敷並べ其上に石を居させ候えば一度にて根石居り申候其外の場所々々にては材木少く候間泥の中へ根石沈み入候故幾度も根石を居直し候に付殊の外手間入費用も多くかゝり申候處半助働きにて手廻しよく材木多く入候樣なれども却て物入は少なく一番にね石居仕廻申候是等の事は誰も存候事に候えども材木を買上候事も容易ならず其上物事に決斷なき人は何事も埒明兼候間人より跡に成候半助事武邊のみにあらず手跡も人に勝れ亂世には珍ら敷筆法と後世までも賞し候此度の普請奉行始めの容體とは引かは

り人々の手本也と沙汰せしと也○下野守忠吉君は井伊直政の御聟也關ヶ原の時御内意を承りて先手へ御同道申さん迚御陣所へ直政參られ忠吉君御出馬の處御馬かん强くはね狂ひければ直政御家老の面々に向ひ各方には何と心得られ候や若き御方に御好みなされ候迚箇樣の馬を御乘料と致さるゝ事有べきや迚家士に申付自分の乘料を引寄乘申て出んとせられし時小笠原和泉守申は何方へ御同道なされ候や我々を始め皆々差置れ其元樣なれば迚是も殿の御子にて候者をと申ければ直政聞て殿の子なれば迚石のかろふとに入置て武士の子に武邊をさせずに置るべきやと申さる和泉守又申候は御人數をば如何致し申すべきやと問しに御家の者共は衆々知行扶持方を玉はり候事なれば其方達を始め何れも手柄を致したるがよしと申捨て先手へ參られける此時直政の引せられし馬は逸物なる上牛の如くに物に動せぬ小丈なる具足下地成しと也○城和泉守もの語りに我等先年關ヶ原に一宿せし時旅宿の亭主を呼て先年大合戰有し節の事は覺え候やと尋ねしに亭主は老人にて委しく物語りけるに小西行長を此地の者捕へ草津へ差出したると申けるは存候かと問に小西殿を捕へしは拙者なりと申故此事色々に申觸し候間實事承り候處亭主申は其節は落人夥しく日夜に參り候へば在所の者ども申合武具衣類迄もはぎ取候故我等制し候て左樣の事致させ申さず子細有事に候然る處近所の山にて我等を呼かけ候人あり拙者申はいらざる事御申候はんよりは何方へ成へ共早々御忍び候えと申に是非々々爰へ來り候へ賴み度事ありと御申故參り候へば我は小西攝津守なり德川家へ迚行て褒美を取候へと御申に候存じも寄ず勿體なき事少しも早く御落候えと申にいや我は自害するは安けれども切支丹宗旨なれば自害はならずと樣々御申なされ候故是非なく我等方へ御供申夫より御本陣へ參り候途中にて若人に奪はれ候半と心元なく存じ竹中丹後守衆を呼て段々申談じ小西殿をば馬に乘丹後守殿御家來同道にて草津の御本陣へ參り村越茂助殿御宿へ其趣を申入しに此方へ通し候へ迚茂助殿旅宿へ入其後小西殿に繩をかけ申候私共兩人とも途中も心易く存じ御供申候えば繩抔かゝり候半とは一向存寄申さず候御褒美黃金十枚下され候丹後守殿にも何ぞ下され候やと存居候處其後は何の

御沙汰も是なくと申候世上には林藏主と申禪州落の出家大力成が生捕申候と諸書に之あり候は僞りにて候其後安國寺も村越に御預けなり小西は首がねをはめられ居たるに其首がねの扣の金物鈴にて候故寐起の度に障り難義致候儘番の衆に申候は迚もながらへ申べき身にてはなく候えども一日も箇樣に致し居候內苦痛のなき樣に致度候間何卒首がねの扣を鎖に取替玉はるべしと歎き申候番衆申候は此處町中皆燒候えば鍛冶屋一人もなく候と申候然らば京へ御申遣はし候はゝ只今の御威勢にては早速出來申べし成ぬ事は有間敷と申京へ人を遣はし候事は法度成と挨拶致し候由哀なる體なりし○有馬玄番には我儘なる所行之あり家人等常に機嫌を伺ふ時御氣色惡そうに見え候と申せば悅び申され候是は氣色の惡敷をかこづけにし隨意を致されんとの事也或時家來の醫師御機嫌を伺ひけるに輕薄に御顏色あしく見え候と申候へば夫は何者が左樣に申やと尋ね申さる醫師昨日延壽院に逢候えば左樣に申候と答へしかば以の外機げん惡く成りける時の名醫なれば延壽院が申せしならば何ぞ見所有たるにやと氣遣ひ放腹立申されし也皆隨意

故の事なり○松平伊豆守眼を煩はれし時本覺と云る目醫師の藥を用ひられ段々快氣にて最早登城をも致さるべき時に本覺に申さるゝは我等眼病大方癒たり去ながら此寒氣外へ出候えば其儘涙出又少しの風にも涙を催し候と有ければ本覺申は夫はひの目のよく成候故上目に常に涙ぐみ寒暑にも必涙洩れ候之血氣つよき故に斯の如くに候と追從心に申けれども萬事は一理也と豆州申され扨醫の道は知らず候えども考ふるに上の目と云は涙も出ず又乾もせぬが上の眼たるべし涙の出るは乾くよりは增なるべし去ながら目の事は格別なりやと申されしかば本覺赤面し扨々御尤と申しける○壽命院と申醫師衆伊豆守心易く出入致されける理屈人にて或時夜話に參られ申さるゝは當御代より御城に醫師の御番を仰付られ勤番仕候急病之ある時の者にて之有候やと尋ぬるに豆州其方申さるゝ通り也惣じて腰刀を帶すると同じ事にて入用なる事は稀なれども乘て用心に不斷腰を放さず差也醫も是と同じと申さる壽命院其腰刀はさびさせて置物に候や又みがき磨て差候や定て磨立て差申べき事也醫師は常に諸病を療治致さずしては醫の道に疎く

相成こし刀のさびたるも同じ事也然ば一日一夜づゝ相詰居候中には疱瘡産婦其外急病人之有ても誰も頼み申さず候へば療治少なく成て自然と下手に罷成さびくつる也左あれば御用にも立難し箇様の事をば如何思召候やと申けるに豆州其返事はなくして醫師衆の御番は一ケ月に何日當り候やと尋ねられければ壽命院十人にて相勤候へば一ケ月に三日づゝ罷出候と申豆州然らば廿五六日は非番にて療治致さるべし一ケ月に三日計りねた及を合せざる迚も苦しからず候惣じて刀脇差をいかに心懸たしなむ迚も三百六十日ねた及を合せ候えば其儘鐵すれなまくらと成也と申されけるに壽命院も言葉なくして歸られける○今大路道三上京せられし時大津邊の在家に賣藥の札を掛置たる見るにはくらんの藥と書村有し供の者ども申は此所は往還なる上に京都へも幾の所なればかたがた加樣なる文盲の片言は書まじき事也と笑ひけるを道三乘物の中にて聞夫は汝等が申す所片言なり其ゆゑははくらんの藥ははくらんを煩ふものが呑み霍亂の藥は霍亂を煩ふ者が用ゆるこそぞと申されしとなり

或名醫の物語り醫は人々の生れ付を能知る事第一なれども知難き事あり卑賤の弱き者あり其弱きを補ふに習ひ有と云ども又其生れ付所に寄て補なはざる者也譬ば松と柳とは格別なる者也松の心を以て柳の木を見れば木のはだへ弱らかにたほやか也是を松の如くにせんとて枝の細きは弱しとて末を切或は強くこやし抔せば柳を枯すべし又松をもやなぎの如くせんとする時は枯べし是唯生れ付に寄べし柳はたほやかにして百年を保ち松は荒くましふて千年を築ふ此如其生れ付によりてよわき處をも補なはぬ者也必竟は其生質をみる處肝要也又曰乘物と云者は骨細く釘も小さき釘にて拵へ立ると云とも重き人をのせ歩行ても崩るゝ事なし是を丈夫にせん迚かすがひ抔を打付なば忽ち破れ損ずる事疑ひなし左ありとて打付ては保つべからず其物物に寄て相應のつり合あり古法によると云とも又時に隨ひ變化有べし

○神君本多佐渡守に仰られ候は非伊兵部本多中務が我等命に代りたりと云事は定めて兵部は長久手中務はさいかがけの事を申成べし是程の事を夥敗云べき事にはてなしと仰有しに佐渡守御意には候えども殿の御命二つは御座有まじく候間一度御命に代り候えば能かげんにて御座候と申上られしに何とも御意はなかりしとぞ

增譽曰佐渡守殿若名瀬八郎とて三州にて一城の主なり父の頃より段々家衰へける此人生得才智深く應變の上手にて殊に早ぶさ得手られし由にて神君には應をすかせられし故御奉公に出しより御前近く召れ御應の事共外何かと申上られし事共前後御意に應じ後々は思召合せられ候事もまゝ是あり候也濱松御在城の節にや御取立之あり後年駿府御移りの頃には御出頭並びなく候諸人も感伏致し候事多く天下の御政事大小となく御助言申上られ御信用之あり候老職に仰付られ肩を並ぶる人も是なく候ふ勢ひ也し昔一向宗が亂の時御敵なりし故和平の後他國致され加賀にて武功を顯し其後歸參せられし由名譽の人にて御座候

○井伊直孝淺根拜領有て入部せられ諸事儉約を第一とせられ自身より木綿衣服を用ひ家老を始大身なる者共へ手づから木綿の布子羽織等を與へられし故美服を着せし者は大きに困りしと也其後城の堀をひろげ石垣など築き直し申されし時若侍共へは別して危相なる衣類を着用致し候えと申渡されけるにぞ兎角法度を用ひずして美服を着用する者多かりしかば目附の者に申付られ何とも申さず不意に堀のごろを塗付候由又城下侍小路を直孝通ふられけるに小身なる屋敷の門より内を見入られし處に前だれたすきしたる女の手桶に水を持來り馬にかひ候體を見られ近習の者を遣はしあの女は家主の妻なるかと問せられしに其女の答に面目なく候えども小身者の事にて候えば馬やの男居申さず候まゝ手づから箇樣に水を飼申候と申ける直孝大きに感じ入て家主を呼出し褒美を玉はりける又城下近き所に野山の荒地多く有を役人に申付切開かせ畑に致され候故扨々大名に似合ぬせちべん成事と諸人譏り申候其後右の荒地ども大方新田に出來上り候時殘らず繩を打て家中惣侍の馬數に應じ配り渡され馬の飼葉を作り候え迚諸士へ賜り候えば始めそしりたる者ども大に恥入有難がり候由其後諸家中の馬どもを四月より九月迄半年程は水草の澤山なる在所々々へ遣し預け置れ候百姓方にても馬

草の世話は少しの事にて馬屋肥の多く出來候を悦び何程も飼置申し馬主の方にても半年の飼料入らず候故雙方の爲に宜敷とて悦び申候直孝自分の馬も過半は右の如く預け置れし由物事に功者成る事と諸人感じ申候然に年々に諸事華美に相成當時乘馬のかい樣抔より見候えば大き成相違なりと彼家の老士物語りなり○右の老人の話に昔慶長の中頃駿府にて權現樣御鷹野に御出遊されしに急御用之有成瀨隼人殿其外御役人出座して御狀認められ候時隼人殿坊主衆を呼て燈しさしの蠟燭之有候はゝ立候えと御申し故二三寸計り有燈し殘のうう燭を立申候扨御狀御仕舞早々御前へ出られ其跡に矢張らうそく立是有候所へ御目付衆參られ之を見られ大きに驚き坊主衆を呼て何迚らうそくな立置候や此事相知候はゝ急度曲事に仰付らるべしと大きに叱申され候坊主衆答て隼人殿御用に付立候えと御申し故燈し殘の蠟燭を立申候由申候えば隼人殿御申にて立候はゝ相濟次第早々消申べき事なるに其儘打捨置候段不埒千萬也と立腹せられ候由承候其頃は御旅宿御殿にても御座所と御鷹を居候座敷と二ヶ所の外はらうそくは立申す候由夫故少しのらうそくを御目付衆もこと〳〵敷申され候是らにても其世の有樣御察し有べしと語りし○大坂夏御陣の節太田善太夫は五月四日兩御所樣御出陣の義を惣御先手の面々へ相達し申べき旨仰付られ四日より六日の朝迄右陣觸に所々打廻り日出る頃に至り御本陣へ罷歸り先手の諸大名御請の趣幷に其場所々々の樣子迄委細に言上仕候處骨折候間休息仕るべしと上意之あり候其節藤堂和泉守人數若江村邊にて合戰に望み罷在候由相聞へ候故加勢仰付られ度思召れ候に付御使番誰をか遣はさるべきと上意之有候處安藤對馬守承り善太夫を遣はさるべき由申上候處一昨日より骨折候と御用捨の御詞御座候重ねて對馬守此節の事に御座候えば何箇度も遣はさるべく候と申上候えば然らば迚又善太夫を召出され藤堂和泉守手敵に出合候由然るべき加勢を見計らひ申付べし敵未だ人數を引上申さず候はゝ一戰仕るべき旨申渡すべく候大儀ながら參るべしとの上意故早々打出罷越候此所榊原遠江守人數押來り右三人同時に行合候故混亂致し候處へ善太夫參り合候に付大事の所にて候間早々人數を引分申べき由申聞候えば丹波守何とて此大勢早速に

分候事相成べきやと申候間善太夫申候は各方の馬印を元の備場に退き置れ候はゝ頓て分り申べしと差圖致し候間各其通りに下知致され候處即刻三人の手勢其家々の馬印を目當に寄集り候て人數相分り申候其時左衛門尉丹波守兩手藤堂和泉守へ加勢致すべき旨を申渡し兩勢早々懸り候故敵軍引取候由此善太夫事其節は甚四郎と申武功の者にて候○同夏御陣伊達政宗家老片倉備中守景綱事は多御陣の節より老病にて居城白石に罷在候所又候御陣觸之あり政宗白石若陣に付備中政宗に申候には悴小十郎義若年には候えども是非此度の先手を申付られ候え迚達て願ひ候間政宗も老功の者も多く之有候處年若なる小十郎如何と思はれ候え共舊功格別なる備中の事故願ひの通り申付られ候えば備中感涙に及び小十郎を其坐へ呼出し白地に撞鐘の紋の馬印をさづけ候て我等義此馬印を以て數年軍忠を盡し候其方此度御先手仰付られ候間今迄の戰功を無に致すなと申落涙致し候小十郎早速出陣馬上六十騎金の愛宕の札を立物とし差物は自分のを指申候歩小姓百人に朱のとがり笠白布の單羽織後に岩愛山大權現守護の所と大字に書付小字に般若

心經觀音經を惣地に書付たるを著せ鳥毛の朱柄の鎗を持せ鐵炮三百挺弓百挺鎗二百本紺地に白く九やうの羽織を着せ人數千餘人五月五日の申の刻に道明寺口の片山の麓に着陣す然る處役人方より割渡候陣場片山に差懸れと候故進退然べからずと存候間此所を二町餘も後へ引退き申すべき由家來に申聞候えば老功の家人ども申候は凡戰場にては一歩も進み候こそ宜しく候退く事は不吉なる由申候えば小十郎いやいや夫は猪武者なり進退度に叶ふを良將と申候敵軍此山に取上り山の上より鐵炮を打かけ候はゝ必敗軍仕るべく候間前に場を殘し山をば敵に與へ候樣に見せ兵を山中に隱し置て敵寄來り候時伏兵起り一戰に及び候節此方より押掛勝利を得べしと申候えば老兵も感じ入候去ながら此陣みだりに引退き候はゝ諸備にも疑ふべし疑へば敗軍の元と申候使者以て旗本へ此旨を申達し其外へも相斷其上右の方松平下總守陣所へ使番丹野源四郎を差遣はし扨備を二つに分鐵炮二百挺弓五十張長柄百本片山に隱し置其身は馬上幷に鐵炮百挺弓五十張長柄百本歩小姓の鎗百本殘し置右源四郎が指小旗下總守陣中へ入候を相圖に山下の陣

を二町餘引退き備を立山の麓に伏兵を設て斥候を所所に付置今夜は敵より夜討之あるべき間油斷致すべからずと申付終夜寐申さず自分に陣中を廻り油斷を戒め候○六日明前に諸勢支度いたし斥候の左右を相待候處物見の者馳返り敵寄來候と申す勢の多少を聞候えば小勢にて赤裝束にて候山敵は後藤又兵衞にて片山の下へ押來り伏兵發して鐵砲を打かけ候えども事とも仕す山上へ押上る乘て待設けたる物頭共下知し鐵砲打つ小十郎は片山を敵に取られざる樣にと下知致し備を片山へ上せ山上の敵とせり合長柄奉行一人討死す去ども敵を追崩し候處へ薄田隼人助來り候故後藤も返し合せ山下にて相戰ふ片倉が物頭紺野藏人最初に兜首を取其外蒲倉二兵衞石川太郎右衞門前野久次等高名す同濵谷右馬允と云者薄田隼人を討取脇差を分捕す政宗より感狀に黃金二枚を與ふ斯て敵を追崩し候時小十郎猥りに長追致すまじと下知し片山より乘下り候えば敗軍の敵過半は備を立直す其外備も堅固に見へ候間何れの備に懸り申すべくと見合候處使番丹野源四郎始めに敗軍せし赤備間近く見え候間是へ懸り申べし殊に政宗方より欠落致し候

石田小太郎と申者合の備に居候由申に付則押寄候えば敵も之を見てひた〳〵と折敷鎗ぶすまを作り待掛しに小十郎は騎馬にて小姓を交へ前後に立て足輕をば左右へ開かせ横合より頭立候者を撰み討候えと物頭に下知し貝太鼓にて靜に押懸候處本庄平太郎平塚又次郎大龜九郎次の三人眞先に乘込討死す齋藤長藏と本庄が下人三七續て欠入討死せり小關掃部横山左七兩人にて本庄が死骸を引上家來に渡し其後高名す齋川與右衞門濵谷半七同樣に乘入馬上にて鎗を合せ突伏首を取敵味方亂れ合追立追返され相戰此時後藤又兵衞栗毛の馬に梨子地の鞍置て乘たるを鐵砲にてねらひ打に討落し候えども大勢にて引包み候間首をば取申さず黑半月の大指物を取落し候をば取申候大將討死故惣敗軍に成候片倉勢追討にして譽田の町を追越し候時八左衞門と云物頭後殿致すべしと心懸手勢を引まとひ馬を乘廻し候處に敵大勢返し來り候故八左衞門討死す此者事は兼て小十郎老父備中に殉死の約束致し之あり候然るに備中儀大病故此度出陣をば申斷候えども備中事若年の小十郎先手を申付られ候事故萬事心元なく候間我等事をば少しも構ひ申さ

す出陣いたし合力のこと強て賴み申候間是非なく罷越し初より討死の覺悟に之有候由其外根本八之助菅野太郎兵衞など後殿して引上しと也此時小十郎自身太刀打して敵四騎討取る其內二騎は家來に申付首を取せ其後自身にて一騎突落し首を取又一騎討捨候由しよう〳〵緋の羽織を着し候處數ケ所切破られ且大原直守の太刀をも殊の外打損候由家士の中佐藤治郎右衞門同大學兄弟其物語り也兩人高名の首を取候此者共前々より數度手柄之あり候に付政宗方より山岡志摩を以加增を遣はし候今日片倉小十郎一手へ討取首數九十一其外討捨に致し候は數しれず小十郎が今度始めての先手故諸人心元なく存候處老功の者も恥入候働きにて目を驚ろかし候事也○松平伊豆守信綱の祖は永正年中三州蜑臥村の鄕士大河內備中守次綱と云者あり是源三位賴政の二男大夫判官兼綱が十一代の末孫也備中守次綱が後孫の大河內金兵衞久綱が次男又兵衞後に金兵衞と改嫡子長三郎正久は長澤の鷹流松平甚左衞門正次の養子となり後右衞門大夫正綱と云信綱には正綱の末弟也と此人才智世に秀て古今に獨歩せし故幼少の時よりも格別の智慮有しと見へて或時右衞門大夫獨坐せられたる處に大河內三十郎參られ御願ひ申上度事こそ候へと申さる正綱聞て事改りたる申樣哉何事にやと申さる某事御代官の子にて候えば口惜き事御座候恐れながら御名字を下され御養子に罷成度由を願ふ正綱笑ひて今幼少の身分にて本名を捨て我等が名字を望むは何にと尋ねらるるに私の本名は上の御近習相勤め申事叶ひ難く何卒御養子にも相成候えば若御座近く御奉公相成べくやと答へられし故正綱にも幼年の志不便に存じられ成程望みの如く養子に致すべし去ながら一と通り父母に申て後にぞ名字を遣はすべしと挨拶あり此旨兩親へ申聞られ事濟ければ信綱甚だ悅び今日よりは松平三十郎也と申されける是八歲の時なりし其後願の通り御小姓列に召出され日夜相詰しに何れも若黨者故御次の間を明置し事多かりしに此三十郎には終に明し事なくいつも詰居て召に應じ或時は傍輩のかけたるを補ひければ上の御目にも留り上にも氣根者と御意有しと也

增譽曰右大河內金兵衞と云し人は元伊奈備前守家より出たり又此備前守は小栗又市方にて寄子の樣

にて居たりけるが生得才智衆に勝れ事に功者也し故天正十八年秀吉公小田原御出陣の節神君の御領分にては殊更御馳走あり城々をも明け渡し旅舘にせられし程の事故所々に於て御茶屋を新規に建られ遠州見付の御茶屋をば小栗又市に仰付られし時此備前守未だ熊藏とて又市の內の者同樣の體にて居られけるを發明人なれば此度の御茶屋作事奉行を熊藏に申付諸事打任せ又市は折々見廻し計り也しに此人の差圖にて殘る處なく出來しける程なく秀吉公御下向に御腰掛られ此茶屋の普請は何者の差圖なるやと御尋ねに付小栗又市下代伊奈熊藏と申者奉行せしと申上る秀吉公殊の外御機嫌能扨々宜しく出來せし由仰せられける其後小田原落城の後此所に有金銀米をも德川家へ進せられ候との事に付て右の米を相渡す奉行には野々村伊豫と片桐主膳を申付られ神君にも伊奈熊藏に請取候えと仰付られける然るに秀吉公奥州へ早々御出陣に付兩人の奉行是程所々に在し大分の米を渡し居候はゝ奥州への御供は成まじく迚迷惑がり候處熊藏承り御心遣ひ有べからず唯一日の內に請取申べしと是有る故兩人も大悅しけるが去にてもかく計り澤山なる俵數如何してや早速に事濟んと問ふに熊藏所所に是ある藏每に米何程入在と云義を其藏の戶に書付勿論藏に錠をおろし差置候樣に御申付有べく候夫にて請取申べくと申故兩人尤然るべしとて右の通りに致し候えば一日に事濟奥州へ御供相勤けると也又此時御馳走の爲とて藤川に船橋を掛られしに此奉行をも熊藏相勤けるに是又宜しく出來せし彼是御褒美として過分の祿を下されける其上御代官も所々多く御預け有し秀吉公よりは一萬石下さるべしと御申有しと也其後も日を追て御意に叶ひ受領し備前守となる扨又大河內金兵衛には伊奈と內緣にても有しにや彼家內外の事など沙汰せられ其後御代官をも相勤められしと見えたり其故は信綱幼年の頃右衛門大夫に對し御代官の子にて候と申されたる事あり此大河內氏は三州にて國士といふ舊家なれども時節にて盛衰の有事珍らしからず

○或時西の丸へ御成有し三十郎も御供せしに御堀の橋のそりかげん御心に協はずして今少しそらせよと仰有此事承ると其儘腰より扇子を出し開き持て此位のかうばいにやと伺ひ奉るに今少しそりてと上意ゆへ又一間開き御目に掛るに夫にて宜しとの御事故其通り役人へ其扇を以て指揮せられしと也此日則五百石の新恩に浴しける是立身の初めなりとぞ

此扇の事は後年日光御橋御普請の時家光公御前にての事也と諸書に見えたり眞僞何れ成哉

○右衛門大夫正綱には旗本支配の役を承り且御勘定奉行御作事奉行等迄も兼帶し神君無二の出頭人也駿府御在城の時慶長年中御城回祿也し御門も燒ふさがりければ御本丸の惣女中夜陰不意の變故立退べき方なく周章たるのみ也し右衛門大夫早速欠付先盤を多く御城へ投入させ石垣上より布を引下げ人をおろして大幕共を引はへたよりとして女中すべり落る樣に夫々に下知せられし故大きなる怪我もなくして急火の難を凌ぎける

此正綱幼名を長三郎とて御小姓の列に召遣れける或夏の事なりし一兩日出仕せざりし故如何致しけるやと御尋ね有しかば彼者當時の着服とゝのはざる旨申上しに神君成程と御意にて直と奥へ入らせられ自から布二反兩の御手にて御持之を取せよとて下されける夫より二三日過て右拜領の晒一反を袴に製し一反をば帷子に仕立着用し出仕しける其後天正十四年に秀吉公の御母堂人質として下向有し時表向は井伊兵部本多作左衛門に御預け內々諸事の取扱ひをば長三郎に仰付られしと也此人異成武功は有ねども一體温厚篤實にて經濟の道にも委しかりける右正綱の家紋は浮線綾の三蝶の舞て八重菊を吸ふ形也然るに伊豆守養子の後右衛門實子出生しける後年豆州には段々御取立養家をば右の實子に相續仰付らる是松平備前守家也豆州をば別段に成されける故備前守方は家元なれども時の勢にて伊豆守惣領家の如くに有し故家人どもやゝもすれば爭ひの事有ける右に付豆州の紋所は三蝶を扇子にかへ開きたる扇を用ひらるゝ之は最初扇を開きしより立身有し故事を含み養家の三つ蝶に准じ三つ扇を付られしにや伊豆守には權勢につれ嫡家の威をなし正綱の嫡隆綱は庶流の如くに成行ば自然と家人ども不平の色あるを豆州察せられ或時隆綱を招き茶會饗應濟し後申さるゝは我等當時上の

御威光故何となく嫡家の樣子に相成るは時の幸にて自分には嫡家の心を用ひ御家をないがしろに致す所存は神以是なしと雖ども下々にては疑ひより爭ひも出來し家臣互に威を爭ふ者也去ながら萬事に付て御家の御自由こそ專一なれば唯昔しを捨て我家老共へは隨分從がひ候事宜しかるべし我を立られなば自然と親しみも厚くなり御互に隔意は勿れども家來共の間に存寄出來て疎々敗成行なば御不自由のみ多く候半我等が領知は正綱の知行を預申たる心用ひに候えば何れに共御家の宜しき樣に存る也吳々も家臣ども此方へしたひ候樣に仰含めらるべし此事第一の心用ひに候えば家臣等目を付替一和して諸事此方と相談致すが治世の御奉公忠信と存る也又何事も一度定めたる格が違ひては萬法皆違ひに成候間能々御思慮有べし只今神謨申たる序故心中私なき段申す由を述られけるにぞ隆綱も感服せられける

增樂曰伊豆守嫡家を思はるゝ志は厚しと沙汰も有し又昔しを忘れたり抔も評判せり畢竟老臣共の取計ひ隆綱の家老の仕形に定格の定まらざる事多き故惡事も引出すと見屆て隆綱へ右の異見も申されたると云其後は老臣一和しければ次第に隆綱心の儘自由成しより百疋に及ぶ乘馬を正久の代まで立置れけるとぞ

○神君未だ甲信駿遠三の御主たりし時人々に上意ありしは惣じて奉行たる者賄賂にふけるを惡しきと申事は勿論也去ながら奉行けつばくにて餘りに物を取らざれば國中のものおのづから親しみ薄く寄付ざれば善惡も知れざるもの也沙汰と云文字は砂に小石のまじりて見へ分らざるを水にて洗ひ見れば石の大小も分り土は流れてよく知るゝ也見へ來らざれば洗ふべき樣もなしされば奉行の餘りに賢人ぶりて仕候へば沙汰もならず物事の吟味も致し申すべき樣なし右の心得にて主人の爲に惡しき事にてなく候はゝ物を取候ても苦しからずと仰せ有し此事を國々へも傳へ承りて德川家は誠に文武兩道の大將哉と感じ奉りけるとなり○神君關東御入國の節鶴ヶ岡八幡宮へ神領千石御寄附有しに只今までは八千石の領成し故別當ども難儀し度々相願ひけれども御聞屆なし夫故社人ども申合せ上京して秀吉公へ歎き願ひける秀吉公より此旨關東へ申來り候に付村越茂助を以て御返事を仰せ遣はされし時御召のらつ虎の御羽織御手づから遣はさる茂助上に着し拜領の羽織に立付のまゝにて秀吉公の前に出んとせし時其體にては如何なりと止められ是非なく町方の質屋にて麻上下を調へ着用して罷り出鶴ヶ岡の社人共と對決す社人は鶴ヶ岡の緣起源氏代々の氏神たる由緒を段々申立るに茂助は只今うか〳〵といねぶりせしを秀吉公仰せには何と茂助は社人が申事を聞たるやと御尋ねあり茂助餘りに長き事ゆへしかと覺へ申さず今一と通り承るべしとて又社人に悉く語らせ聞て成程社人の口上尤なり併し此茂助を始め三州以來譜代者數十年は夜困窮し每度の合戰に今日は死なんか明日は死るやと身命を投打てさへわづかの祿を賜れり然るに入國以來未だ間もなきに千石の神領を社家の人々に惠ろ手にて取らるゝは千石にても猶過物ならんと答ふ秀吉公にも茂助が申所尤也家康公にも此心にて北方を差越申されたるたる者成べし重て折を見合德川家へ直談し宜沙汰有べしと社人へも申聞各退散す扨其後神君入洛あり秀吉公へ御對顏の節又此事を申出されしかば千石加增し都合二千石遣はすべしと仰らる秀吉公とてもの事に今千石加へて賜るべしとて又千石加はり都合三千石となりて今も鶴ヶ岡神領は三千石なりし

明良洪範續篇卷之十三終

明良洪範續篇卷之十四

○長篠御合戰の時信長公へ對し權現樣には必死の思召之ある故井伊兵部にも其樣子を察せられ討死の覺悟有しとなり其時安藤彦兵衛村越茂助に兵部申さるるは殿樣には箇樣々々の子細之あり候夫故某も了簡を極め申候其元方には如何せられ候哉と有しに兩人ども貴殿と生死を一所に致し申べしと申合せられし其後兵部事は段々立身いたされ或時本多佐渡守へ兵部申されしは安藤村越を申請度由內談あり佐渡申され候は二人の者中々合點致し申間敷と也兵部申されけるは權現樣さへ御得心ならば先年約束の事あれば兩人必ず參るべしと申さる又佐渡申は安藤事は前方小姓奉行の時貴殿と執心有し故此事權現樣の御存知なされ候えば達て御貰ひ候ては貴殿の御爲惡かるべし茂助計りを御貰ひ候えとの事にて其段申し上られ候えば神君御得心有て茂助に參り候えと御意なり其時茂助申は御家にて假令御草履を取候ても苦しからず他家へは參る間敷と申上る神君御立腹にて御勘當也引込候えと仰られ候然れば浪人にては食物有間敷候間いるまつにて五百石の所下され候て罷在候其後伏見大地震の時諸人御機嫌伺として參る時佐渡申され候は此度御機嫌伺ひに參るまじきやと云茂助我等は浪人の身として御機嫌伺ひに罷出候はゝ御殺し成さるべしと申候左樣に浪人にて居たるよりは死したるが增なるべし唯死に參れと申さる茂助尤と得心し去ば西尾隱岐阿部伊豫方へ狀を玉はるべしと望み候えども夫には及ばず死後の差圖は我等仕るべし迚同苗內藏助を背山常陸へ姉娘を大久保相模へ御袋と內室をば我等介抱仕るべしと有し放茂助は伏見へ參り候權現樣にはいろりの端に御料理遊ばされ御手づから諸大名衆へ下され候茂助を御覽なされ何とも御言葉かゝり申さず候事二度なり阿部伊豫首尾は如何と尋ね申さる兩度御覽なされ候えども御言葉下されずと申伊豫兎角死に參り候からは又罷出候えと也又々罷出候えば權現樣莞爾と御笑ひなされ候茂助も大悅仕り候時御意には重ねて我儘なる事申間敷と誓文を立申すべく由仰せられ候茂助明日誓紙を仕り差上べき由申上候權現樣誓紙は人も存候間口上に申上よと

の御意故畏り候迚堅き誓言を立申上候えば其時西尾隱岐守に仰付られ烏目一貫文下され候て扨石田治部少輔淺野彈正方へ御使に參り候へ江川酒伊豆のし抔御音信に遣はされ候迚御取寄御覽遊ばされ其後御意には地震にて御長屋所々崩れ候間御修復仰付られ候又風呂をいくつも立て諸大名を入候樣に仕るべく候普請の奉行には長屋々々の者を仰付らるべく候是は面々の居住の事なれば精を出し普請早々出來致すべしとの御計略なり茂助は此時より關ケ原時分迄は大方上方に計り居申候後に五百石御加增下され都合千石なり○權現樣いろふにて本多平八郎を召れ此陣をば退き申すべくや又退く間敷やと御尋ねなされ候平八郎御引上なされ然るべしと申さる其とき權現樣腰拔と御叱りなされ候本多私事腰の拔候覺へ御座なくと申す又酒井左衞門を召て平八は引上候えと申が其方は如何と御意也忠次平八事若くは候えども我等が積りに違ひ申さず尤の申分也と申され候故御引上なされ候其ふり少し惡敷御座候平八郎私は終に敵に押付を見せ候事御座なくと申さる是は權現樣へ當ての辭也忠勝此時十八歲なり○信長公京都御座有し時城之助信忠の事を人々に御尋ねなされ候內藤某と申者承り一段と御器用なりと諸人申候と答へしに其樣子如何と仰あり去ば御客來ありて此人へは何ぞ下さるべきやと各申合せ候えば少しも違はず御馬或は物の具御小袖等下され候と申上る信長公御氣色損じ左樣なるが何しに器用なるべきぞ夫こそ不器用と云者也中々我等が跡を繼事は成間敷候其子細は下にて刀を遣さるべきと積りの外に小袖をくれ馬を下さるべしと存る者へは代物を取せ此人へは好物を遣はすまじと沙汰するには金銀など澤山に取らせたるぞ國持たる大將の作法なり譬へば敵を攻る時此所へ寄來らんと申所へは出ずして敵に背を折らせ出まじと思ふ所に不意に出る樣にてこそ利をも得べき待ち構へ居る所へ出ては何として勝利あるべきぞ惣じて器用だてをする者は不器用にて分別だてをするは無分別者也兎角手の外を致し下より積られぬが誠の大將なりと仰せられし○大猷院樣御代上野增上寺近所に火事之あり候節には寺社奉行の面々早々欠付申され候事也或時芝邊に出火あり增上寺近所の事寺社奉行安藤右京進方にて其夜能興行有し故出馬少し遲かりし其內

にまづ火元へ人を遣はしける右京進御成橋邊へ參られ候時分に先へ遣はし候歩行の者立歸り何と申所より出火致し增上寺近所にて御座候えども風筋は能候と申す右京進聞て我等火元へ參り注進致しては遲かるべし是より注進あるべし迚供侍の中日頃才發成者に申付火元より注進の如くにて右の趣申すべく候此火事にては大方伊豆守殿出馬せらるべし其段相心得右京注進の由を申すべし迚遣はしけるに其使ひ大手にて伊豆守殿に行合口上申上けるに豆州聞て扨々早き注進にて候火元の風はどつち風にて候やと尋ねられけるに彼侍北風にて候と答へて歸りける其後豆州右京進弟安藤彦九郎左衞門へ申されけるは右京進殿先夜の火事に注進殊の外早かりし大方御成橋前後より先へ拔越れたる注進にて火元見の者の申せし口上と存候然るに彼注進の使の者何某に風筋の事尋ねて候えば早速北風の由を答へ申候火事場にも至すして唯火元見の申たる計りを聞て風の事抔問れたらんには答につかへ申べき處なるに自分に見たるが如くに申せしは利口成者にて候彼は小身者に候やと申されける九郎左衞門いかにも知行は取申さず者にて候豆州それは惜き事也知行をも玉はり候様に右京殿へ御申候へと有しかば仰の段申達し候半とて舍兄方へ參られ先家老共に會て其夜の始末を尋ねられしに豆州推量の通り御成橋より注進致被候と申を聞て扨々恐しき遠察なり迚右京進右段を語申され傳言をも迚られ御取立も有べき旨を申されしに舍兄聞て委細承り屆候左樣の事に候はゞ不便乍ら彼者は取立申す事は相成す候乘々精を入相勤候故新地をも取せ申べくと存候え共先相止め申べしと也九郎左衞門夫は如何致せし事に候や定て深き子細も之有可と申す右京進其夜出火の事途中よりの注進に紛れ之なし我等宅にて其夜振舞之あり候事を豆州は存申さる然ば右京にも能を致すべし其上未だ宵の事なれば亂舞の最中なるべし旁右京が出馬は遲かるべきに何れの役人中よりも逸早く注進有し事は先へ遣はし候火元見の者の口上を注進致せし事と察せられ候然れ共我等方にては火元よりの注進と何方迄も申さずしては成ざる事也然るに豆州申され候如く彼者を取立候へば彌紛れもなく途中よりの注進に極り候て信義之なきに成申故に據ろなく取立申さず候と也其翌年に至り彼者へ新

地申付られしと也誠に伊豆守の明察なるに右京進分別の厚き處何れも天下の御役人也と申あへり○同御代の御側女中の中御意に叶ひたる人あり元より發明なる生れ智慮も深く何事に寄ず御用の義など取扱ふに御意に應じける故に常に思尺し出頭しける段々重く御取立有し此婦人至て器用にて細工抔も上手なり窮に君の御形容を木像に寫し刻み奉りける或時にふと彼部屋に入せられけるが急成事にて取收める間もなかりければ箱に入たる儘にて側に置たるを將軍家其箱は何ぞと仰せ有けれども御請申上兼し故御手づからふたを御取中に之ある木像を御取出し遊され扨扨替りたる物之あり迚つく〳〵御覽有しが之は我像に似たり迚鏡を御取寄有て能々御覽合せられ正しく我に似たり予細を申上よと御意故彼女中先刻より赤面して居られけれども再應の御尋ね是非なく御答申は日頃厚き御恩澤を蒙り候事有難さの餘り恐れ多くは候えども順を申候えば君には私より先へ御座遊ばさるゝ筈にて候左候はゞ朝暮拜し奉るべき爲又生涯仕へ奉る心得にて勿體なくは候えども斯の仕合也と所存の通り有の儘に申上候將軍家御聞あり奇特なる心懸なりと御感淺からず左候はゞとても事に我疵爪を遣はすべし夫をうへ申すべしとの御事にて兩品を下され右御像へ掛ける其後殘らず出來し厨子等も仰付られ結構に成て部屋に安置しける然るに將軍家には權現樣御事を深く御尊信有て常々御尊容を思召出され候に付彼女中に神君の御繪像を御預有て之を手本に致し御木像彫刻仕り候えと仰付られ是又宜く出來しける此度の御像は御殿の內然るべき所に御安置有べし右に付ては只今迄部屋に差置候御像も婦人の居所なれば不淨等の事も恐れ多し迚兩御像とも御殿の中に移し入奉り家綱公御代迄右の通りにて之あり候後年綱吉公御相續有て御殿內に差置候事を殊の外憚り思召れ何方にても然るべき地に御安置遊ばされ度御評議有て麹町平川天神の地內に御移し遊ばされべしとの御事也しに右郭內は餘り狹くして御堂建させらるべき地所もなく夫より大塚の御藥園を引ならし御堂立らるべきに相成ける去ども白地に兩御像の御安置と仰出さるゝ義は御遠慮の筋之ある故唯何となく桂昌院樣御願ひとして表向は觀音堂御建立大猷院樣より一位樣御拜領之ある御信仰の唐佛の觀音

本尊に安置せられ其郭内に一堂を御建立あり右御木像二體を移さる尤二重御厨子にて堅く戸ざし之あり尊前に備へたる花立燈籠の類は皆金にて御建立也神君御厨子の前には御幣二本是又金にて仰付られ御奉納なり寺領千三百石御寄附寺號を護國寺と御附有しも深き思召有ての事なる由右觀音は元來唐佛なる上一位樣殊の外御信仰なる故淺草觀音同樣に繁昌致し候樣にとの思召にて門前の町地拵多く下され種々御世話有し事なり○元祿の初め阿部伊豫守儒臣に三宅丹次と云者は山崎閒齋の門人にて淺見重治郎佐藤五郎左衛門など等しき學術博識の聞へあり其上篤實成者故用人に申付らる又伊豫守嫡子此人は若冠の時放蕩也し後年老中職と成られし伊勢守なり此世子夜々遊所に忍び行れしを三宅度々諫言しけれども用ひられず其世子の近習せし者兩人三宅が弟子なりしが俄に欠落しけるが三宅方へ一書を殘し置く其故は若殿の夜行次第につのり一向に諫言を用ひ玉はず剩我等兩人をも惡所へ召連られんとの結構なり此事辭すれども免されず其命に從へば尊師の敎喩に背き又其意を拒めば君臣の道立ず此故に止事を得ずして身を退くとの旨を述たり丹次も之に懲きて我身も退かん事を計りしに老臣の者察せるにや密に手當して丹次を一室に押入きびしく番を附置ける此故は其頃將軍家御學問を好ませられ倍臣にても文學の者をば御目見仰付らる丹次も其例也一度將軍家の御前へ出たる者は何なる故ありても暇を出し難き例なりしかば三宅をも右の如く禁固しけると也扨三宅は存の外なる身と成し故初めには自害せん事を思ひ計りしてつくづく考るに古の聖賢も幽閉せられし時書を著し玉ふ人多し去ば我も空しく此所に死なん物かはと心付て筆を執しに興へざれば詮方なく色々工夫し先釘と竹とを少し拾ひ置其後風をひきてはなの出る由を云て紙を多く乞て夫より彼釘を以て手の指を突破り血をしたみて竹の先を能々噛たゝき筆となし易經を閒誦し其說を血にて書寫す事三百枚に及びけると也其深切なる事言語に絕たり夫故一入易には長せり斯て過行し內に將軍家薨御有しかば其禁も解て三宅を獄より出し追放せられ京都に住しける其後赦免によりて本姓三宅丹次と稱しける後年故主伊勢守には執政の職なりしが三宅が先年の忠諫を思出されて何卒一度面

會ありて謝し申され度由常に思はれける一年三宅出府せしかば大きに悅び使者を以招かれ禮事の謝詞に及びしと也○田中久兵衛吉政の弟同主馬は兄吉政の家老として筑後國拜領の時より五十石を領し一人たりしが二代にて家斷絕せし故主馬も浪人し伏見に住しける嫡子田中三郎右衛門は先年關ヶ原の時張本人の石田治部少輔を生捕て大功を顯しける依て其時の有樣を委敷繪圖に認めて傳來せりと也其弟田中半藏是を所持し後年右三郎右衛門が一子三郎右衛門井伊掃部頭に仕へし時其繪圖を贈れり

關ヶ原御勝利あり十六日には佐和山を攻落し明日は大津へ御出あるべしと申す時に田中久兵衛吉政神君へ申上るは私事先日關東にて是非石田が首を取申べくと申せし甲斐もなく落のばし候事無念に存じ候間御ひまを玉はり江州は本國なれば草を分て相尋ね若相知す候はゝ越前北の庄抔へも逃れ候半か何國迄もさがし出し參るべし迚立出夫より案內は知たり伊吹山邊にて百人二百人の落人をからめ取切捨ける殘る處なく搜しけるにかうつくまと云所の山寺に石田三成幼少の時手習して有ける此寺の住持を賴み樣の下に隱れて二三日は居たれども九月廿三日の月出て明方に寺の前へ立出で月を詠め何方へか落行んと思ふ處に運の盡にて百姓共の目に懸り色々ちんじけれども遁れ難く繩をかけて田中が前へ引來る淺ましき體成し田中見るより治部少輔が前によりて自分に繩を解捨て申は侍の行衛誰も斯ある事珍らしからず候へば何事も御任せ德川殿の御前をば我等が今度の戰功に申替御命をば申請假令山の奧島の中たりとも安閑に送らせ申すべしと色々たばかり透し舌にても喰てては詮なし迚馳走し置其後吉政密に治部少輔に申は國々の諸大名への計略の狀は何と成しやと問に夫ははや去る所にて山田の中へ踏入捨たりと申す又御道具の樣なる者は何方へも御預けなきや自然外より取出し諸大名を亡さん事最早此上にて候田中に於ては如何樣にも取計ひて進じ申すべしと申すに治部少輔流石の者なれども此節の身分なれば十分欺かれ成程尤なりとて大坂に留置し道具京に殘し置たる物或は此寺の樣の下に埋め置し物迄も殘らず堀出させ田中方へ取寄深くつゝみ後に神君へ差出せ

しと也夫より早々治部少輔生捕し體を御覽に入べしと今迄は主の樣に馳走したる石田を縄付にし長持の中に入ける石田は兎角田中次第とて申す如くに成て居たり扨大津の御陣所へかけ込て一方は村越茂助に持せ跡の方を田中かさて御前へ參りしかば神君斜ならず御悦あり先日小山にての言葉相違なく一入神妙也と上意にて北近江瀨田の橋を境として田中に下されける田中は本國と申し別して辱なき次第也と御禮申處に彦坂小刑部障申けるは田中は前方治部少輔とは腹心の者也然るに大國の近江一國下されなば重ねての亂も心元なしと申せしに今度田中が働き比類なしとの御事にて御内談の上筑後一國を下されける石山は小西安國寺と同樣に京都中を引廻し三條河原にて切られける三十八歳なりしとかや

○右田中半藏は初め本多中務に兒小姓勤めしが故有て浪人し江戸にあり半藏が妾の姪は妓女と成て遊藝に長じたる故河村平太夫其始め隨賢と云し頃京都より呼下して寵愛しける此妓女の遊藝勝れしを便とし松平美濃守未だ柳澤出羽守と云し頃右の妓女を侍女に出す此妓女藝の勝れたるのみならず其生れ付も宜しかりければ出羽守之を寵愛し二男横手伊織三男同く左門出生す後兩人共に彼任して伊織は松平式部少輔左門は松平刑部少輔と號し一萬石宛の配分を玉はりて一家を起し大名となれり又河村平太夫事始めは車力成しに其子新五兵衛が代に至り色々御用を承りし故後は召出されて新御番になり御旗本とは成けり是偏に出羽守が取成けるに依て也と云扨右の妓女は伊織左門を生たる故兩人母たるを以て其親類を求めらるゝ處に田中半藏が妾も本妻と成しに付て彼妓女も半藏が養女と申立實は京都の産にて正親町大納言資親卿の落胤と縁を系たりと是全く拵へ事也彼妓女名を辨と云元來筋目もなき者なるを正親町家にても當時柳澤と縁者に成事を悦び斯は執成ける右の縁によりて出羽守事執成にて半藏事綱吉公御代奥御祐筆に召出され二百俵を賜る是元祿年中の事也其後大奥御年寄を勤められし右衛門佐と云る女中の猶子となる是は以前半藏浪人の節より內縁之有氣に入し故右衛門佐拜領の町屋敷をも預け置れける因縁有に依て也又右衛門佐には水無瀨宰相の伯母なるに付て水

無瀨家の別號桃井を與へらる此號は凡人ならざる事也右の筋目を出羽守を以て將軍家へ願奉りし處此女中半藏が御寵愛の事故即刻相叶ひ田中半藏を桃井內藏介と改號し右衛門佐の知行三百石を遣され都合高五百石に也其後御祐筆を辭して御小姓組に入老年の後彼お拂の實弟を以て家督さし內藏介と號し己は桃井伴山と改む二代目は天死せし故其一男仙太郎家督すと云ども是亦早世して其家忽ち斷絶す又異說には右衛門佐局初めの名をば常磐井の局と號し帝都新上西門院の侍女にして水無瀨中納言從二位藤氏卿の息女也新上西門院は綱吉公の御臺淨光院殿の御連枝慶司陽白房輔公の姬君にて御臺の御姪女也故に淨光院殿よりして新上西門院の御方へ才智發明の女式法を篤と存たる者を御所望の由仰遣はされし時に數十人の官女の內より御撰み出し關東へ差下さるゝ其節名をも右衛門佐と改め淨光院殿に奉仕し奥表の女中を支配して名望甚し且其容顏も甚だ勝れたるを以後に綱吉公の御目に入淨光院殿より御貰ひ有老女と成出頭甚し惣女中の頭たり才智發明の人故段々御取立之あり祿千石を玉はり其外諸大名より年中の音信等甚だ多し富貴並ぶ者なかりける其上名跡をも相立申すべしとの御事にて此人の部屋子に利世と云に娶合せ田中半藏と云浪人を養子とし桃井內藏介と改號し召出されて番合の列に勤仕せり此內藏介が素性は田中吉政の實弟田中主馬が次男也田中家斷絶して父子三人浪人にて兄三郎右衛門は井伊家に仕へ弟半藏は本多中務大輔政長の兒小姓と成たり或時政長和州郡山より江戸へ參勤の時半藏も供也道中にて半藏が乘掛の馬奴平野權平徒の者に慮外をせし迚彼徒の者怒て馬奴をさん〴〵に打擲し打倒して通りける半藏未だ幼年の事故有無の事無して打過ぬ此事諸家中の者上下とも哄笑し云は駄賃を出し馬に乘內は馬子も馬も我家人也然るに其家來を打倒されしを眼前に見乍ら其儘にして置事は若輩なれば迚武士の道には欠たりと評判あり皆人刀を一所に揃ず是非なく道中より立退きて平野家の徒の者をねらふ處に渡り奉公人故あなた此方と勤めし故漸く數年の後右の者を討取夫より久しく京都に住しけるが古主本多政長の嫡男後の中務政氏後に忠國と改らる此代に至りて播州姬路の城主に出て呼出され三百石を領し此後江戸留守居役を

勤む然に貞享の頃留守居仲間石川主殿頭家士池田七郎兵衛と日頃懇意成し故七郎兵衛弟久保傳兵衛身の上を半藏に一向に頼み本多家へ身上をかせぐ半藏之を取持て其家の出頭人松下久左衛門に彼傳兵衛を引合せ數年頼みかせげども埒明ず跡より申込し者は段段呼出されしに傳兵衛は捨置故少し立腹し半藏に申は我等身分の事有無御聞切下さるべし又外々をも承合せ申度箇様に引懸り罷在候ては甚だ迷惑の由申故半藏も尤に思ひ久左衛門へ右の段を聞合せしに其浪人は器量あしく候故此方の家には向申さず候由に付半藏有の儘に申聞せしかば傳兵衛大きに怒りて早々久左衛門が宅へ仕掛て御家の事所望に存じ久々相待罷在候處拙者不器量故の由仰聞られ不審なり武士は大小の論なく唯御用に立べき者を召抱へらるべき處に大男なれば馬鹿にてもあほふにても抱へられ才智發明にても小男なれば御抱へなきとや拙者小男なれども大男の久左衛門殿と一と勝負致すべし迚朝五つより夜九つ過迄ねちすはり久左衛門を打果さんと待居たり半藏を始め各立合て歸すべし迚色々宥め透すと云ども傳兵衛少しも動かず此事兄七郎兵衛方へ申遣はし候へども武士の意氣地尤の筋なれば兄弟のかもうべき事なしと云故に詮方なくして大勢集り傳兵衛を取子として羽がへ付にして駕籠に乘せ屋敷を追出し途中にて追放す傳兵衛七郎兵衛に内談し本多家其節大手御門の番なれば或夜待伏し御番所交代として神田元誓願寺前の本多の中屋敷より出る所の徒目付川崎半六大西六左衛門を見掛彼表門前を半六が通る處を傳兵衛言葉を懸眉見へ切付る故半六は忽ち倒れ伏其次大西六左衛門拔合て相戰ふに大西は深手を負たり家中周章騒ぎ大勢出る故傳兵衛は其隣の松平右京大夫殿貞屋敷の裏門の塀を乘越て何國へか立退ぬ含兄七郎兵衛惣領七十郎を召連來り助太刀をして父子首尾好立退たり傳兵衛は下人の手負たる迄なりとぞ此事本多家にては委細聞届けられ出頭人なれども其罪輕からず迚松平久左衛門をば切腹申付られける右の仕合故旧中半藏は密に立退きて暫く身を隱し居たる其後京都にて公家衆へ心易く出入し江戸公儀を取つくろひ其上に水無瀬殿と入魂に成て京都より江戸へ下り淺草邊今戸に住して水無瀬家と懇意成故を以て右衛門佐局の部屋子を妻とし夫より取入右衛門佐の江戸にての宿と成折々右衛門佐宿下り抔もあり彼是の縁を以上野へ出入して終に輪王寺一品公辨法親王の御弟子となりて薙髪して宮川常觀と改號し妻女は病死せしかども右衛門佐とは增々懇意成し後妻は妾にて本阿彌が手代の妹也此妾の妹は洛陽永觀堂の行者田中嘉純が秘藏せし一女子勝れたる容色なる故呼出し半藏が養女とし且右衛門佐の外孫女郎にして柳澤美濃守吉保の側女となし程なく男子を出生せり是美濃守次男なり後松平刑部少輔と云美濃守事は無雙の出頭人なれば此推舉にて田中書を少し學びたれば夫を申立吉保取持故元祿六酉年十二月廿二日より御祐筆に召出され田中半藏と號し始めて二百俵を玉はる此時に宮川常觀を又改めて藤名に復す後年右衛門佐の養子と成元祿十三年辰七月二日千石を拜領し御小姓組に入同年十二月桃井内藏介と相改め勤仕す或時殿中にて藤主本多中務大輔に端なく行逢れければ中務大きに怒り思ひけれども是非なく行過ぬ是柳澤が勢ひに依て内藏介威勢強き故也其後願奉り隱居せり元來子もなければ田中加純が嫡子を養子として家を讓り又薙髪し桃井曉山と改め其養子を内藏介と云寄合に仰付られ千石を領せしに程なく病死す一子仙太郎跡を嗣て神田橋外松平對馬守と松平伊豆守との間臺の屋敷に住しけるに之も程なく夭死せし故跡嗣なく之に依て知行居屋敷ともに召上られける曉山は二十年餘りの夢覺ぬ○慶長五年の秋關ヶ原御勝利の後福島正則には藩國尾州清洲に歸城あり諸卒の勞を助けられし時に吉田九郎左衛門秋田左内と云者を誅せられ此内へは清洲の城より南に當りて岩塚と云所あり此所に吉田内記守氏入道長英と云者住せり是は當國の先守護斯波武衛の一族にて代々岩塚の城主たり斯波家衰へて後信長興發せられし時には入道は隱居し息二人と共外同姓の者多く信長に相從ひける一男内記は去る永祿十一年九月十三日信長勢州大河内を攻らるゝ時に大手の長坂に於て織田下總守と一所に討死せり舍弟並に嫡孫二人とも祖父長英入道が扶持に依て成人し北畠信雄に奉仕しける信雄後年小田原の役に故有て尾州勢ともに沒收せらるゝ之に依て彼者も浪人と成又岩塚に引籠りけるが關白秀次尾州勢州を知行し玉ふにより國士を撰みて藤領を玉はる此時嫡孫は岩塚を領し伯父石橋彦四郎此人吉田

修理と號し後越前家に仕へり京都に相詰武邊智謀も有し故過分の恩賞有秀次滅亡せし時我家人たる者或は誅せられ或は流罪せらる其外は浪人と成吉田兄弟其又舊領岩塚に蟄居しけるに同國清洲の城主福島正則内府公の御供して會津に下向せし其跡にて石田が計ひとして西國中國の諸大名殘す一味す此發端は幼主秀頼いつとなく德川に威を奪はれ玉ふ故今兩葉にして切ずんば後斧を用ゆるとも能はずと云事を秀頼補佐に依て以古太閤恩顧の人々多は之に組す正則も又豊臣家の高恩に寄て民間より出今半國主とならば一定石田たるべしと福島が留守居の家士迄も思ひけるに依て吉田兄弟兄は太郎左衛門弟は長藏我家再興の時節至れり正則合力の爲に近日關東を捨て馳登るならん其時三州苅屋邊にて城を乘取關東の御先仕るべしと水野泉州に聊か好み有ければ深く談に密に一族舊功の者を語ふに彼是三十人に餘り雜兵七百人に及べり然る處に水野泉州は不慮に加々井彌八郎が爲に横死せられしかば兼約も相違し如何はせんと評議區々なる處に正則は内府の味方にて其先陣承りし迚上り來れば彌支度相違せり兄太郎左衛門從弟秋田左内と云者に相談し兩人同道にて清洲の城に行て正則に申けるは某共義は御領分の浪人にて今度の御大事に罷出一と奉公仕るべきにて候夫故舊功の者共凡七百人に及び相隨へ候間上方への御先を仰付られ候へと申けるに正則聞て成程和人達の事をば兼々より聞所なり御志の程神妙にて候いか樣案内を申入べし迚頓て二人を捕へて禁獄し置ける兩人が内謀の事彌分明に知し故關ヶ原一戰後正則が下知として二人ともに首を刎ける此子細は信雄入道常眞石田に一味し德川家の舊盟を忘れて尾州勢州の國人有縁の輩相催さるゝにより右の兩士も内々其指揮に應じて一揆の張本なりと正則に告知せし者有し故斯は計ひ申されけるとぞ○黒田長政養弟に三左衛門一成と云者有父は加藤又左衛門母は郡主馬良列の妹也此加藤氏は伊勢國の住人加藤次景廉の後胤也景廉の後孫攝州の領地伊丹に住居す之に依て伊丹を稱號とす右三左衛門如水の養子と成しは荒木村重に信長公より攝州を玉はる國中の諸士旗本と成伊丹兵庫頭一類ども村重旗本なり天正五年信長公中國を伐從べん爲に羽柴筑前守を播州へ差下さる其後荒木反謀の聞へ有しより秀

吉公小寺官兵衛を使として荒木に異見せられけるに村重同心せずして結句官兵衛を押留禁籠す官兵衛不慮の難儀いはん方なし年久しく牢舍にて在し此時加藤又左衛門種々懇情有て官兵衛をいたはり申されける夫故官兵衛此度の御芳情忘れ難し我君幸ひ有て歸國しなば御子を一人申請此程の恩に謝し申すべしと有て其後荒木落城の時も幸じて遁れ出歸國せしは加藤氏の力なりし扨約束の如く加藤の一子國丸迚八歳に成しを養子となし黒田國丸と名乘せ成長して三左衛門後美作老後には睡鴎齋宗印と云○官兵衛入道如水の嫡子吉兵衛長政後甲斐守と云十三歳の時初陣也秀吉公毛利家合戰の時備中國すくも山の城攻の刻初陣にて高名有其後十五歳の時江北柳ヶ瀬にて柴田と一戰の時高名有次男國九天正十二年十四歳の時地名知れず如水同道にて初陣に高名あり其後關ヶ原の時長政の人數合渡の渡り口に立居長政にも其所に居られしに川向の敵陣を見渡したれば朱のるつるの指物にて青き馬に乘り武者物頭と見えてあなた此方と乘廻りたる有樣諸人も目を付候處に三左衛門申され候は川を渡して合戰あらば朱のえつるの武者を討取るべしと有しを長政聞て若き者左樣の事を云さる者也と叱り申され候其後長政には上の瀬田中吉政の陣所へ參られ候えば吉政には功者故所の者など多く呼寄金銀多く出し與へられ候えば何れも勇み進み我劣らじと飛入々々瀬踏致し候其中に吉政馬の口取し者水達者にて委しく見屆吉政に告しかば吉政一番に川へ乘入れし此時長政行懸り此體を見て我陣へ歸る間も遲くして直に吉政に續きて渡されける夫故自分の陣へは使を以て下知せられしに三左衛門此使ひの口上を聞もあへず乘入淵の上を眞一文字に向の岸へ乘付しに岸少し高く馬上り兼し所にあほりて聲を掛しかば逸物なれば一散に欠上る此馬は先日下野小山にて内府公より舍兄長政拜領致されし大黒迚八寸二分の駿足也夫より敵中にも欠入追々川を越たる人數先を爭ひ戰ふ三左衛門は彼武者を心掛只一騎馳行合渡の町迚れにて見れば敵の足輕十人計り退き後れ道の脇に折しき鐵砲を持居たりしが三左衛門を見て申は備中衆には皆あれへ退き申され候とて指さし教へ候三左衛門思ふに此者共我をたばかりやり過して跡より討べしとの謀にやと心付其儘彼足輕に馬を乘かけ

一人突伏たれば其餘は散々に逃たり其先にて彼えつる指たる武者歩行の者ども二十人程連て引退くを追欠しに彼者の馬も早かりしを漸に追付小川の上り口にて一鎗突たれども通り申さず三左衛門思ふには先刻足輕を突たる時石に當りて鎗の先折しと思ひければ敵のしころの端に鎗を當て馬にかくを入しかば馬は飛出せし勢びに敵の首を突拔し儘則鎗を捨て餘りたる馬を引廻し飛下り首を取たり右の敵は治部少輔が鐵砲頭に村上利助と申者也と生捕共申候○右三左衛門には戰場の働きのみならず生質實直にして常に柔和也物事に勘ずる心なく智恵も厚ければ如水父子諸事相談の第一也豐後拜領之あり十二萬石の內にて一萬二千石與へらる去ども少しも奢なく禮義厚く下下には近き人也登城の節も長政の座よりは敷居を隔て着座する故外の老臣どもは猶末座に在長政も三左衛門殿之へと再三申され漸同座に著るゝ程なり或時途中にて長政に行合し時は馬より急ぎ飛下り頭を地に付て居る故長政にも早々駕籠より下り傍へ寄て左樣にては迷惑致し候間御通りあれと申さる猶々頭を下て居たり其後舘にて人の居ざる時密に申には此間

路次にての御挨拶去とは御丁簡遠ひにて候御前を恐れ候のみには御座なく御年若き故御家中の諸士若や輕しめ申事あらんか私より尊敬の體を致し見せ候はば彼人さへあの如くに敬ひ申され候との心付申べき爲也以來迎も途中に御出合候時は大體に御詞を懸られ御通り有べしと申されければ長政にも落涙に及ばれしと也○天正十年武田勝頼亡びし後五月に神君此度の御禮として穴山伊勢守梅雪入道を御同道あり江州安土へ御登り有但し此度の御供には大身小身上下召使ひの者十五人より多くは無用とて何れも撰人にて御供す其外弓鐵砲立道具等持すべきとの御觸にて御上り也扨安土へ御着の道筋茶屋迄も念入申付られ信長公御悦び大方ならず初日は御振舞其次の日は御能其次の日は幸若舞にて種々御馳走中々申盡し難し夫より天主を御見物成べしと御同道有御供の下々迄も御見せ爰にて御振舞なり神君と梅雪をば天主の上段の御座敷にて御悦びの御盃事有御內の衆をば次二段の座敷にて御酒を下さる暫く御酒盛有て後信長公仰せらるゝは貴殿には若年より弓矢取手の名人にて度々の勝利申盡し難し夫に付御無心乍ら斯入魂の間

なれば申也軍法の御物語り承り度との御所望也神君仰には存せずと申さば心に隔有樣にて如何に候又申さんとすれば元より存せざる事なれば御返事に迷惑せり我等心中の稽古もなく候えば存たる處をば申上べしと也其時信長公御差圖有て梅雪をば二段目へ御退けなされ御兩人御差向ひにて御雙方とも御腰の物持一人宛也神君の御刀持し者は犬坊とて幼少なる御小姓後に松平十三郎とて此事書付し人也信長公の方は太田於仙と云御小姓一人神君我十九の時大高城を義元より預らるゝに其時軍法とやらん少しも聞たる事なし誰申聞せし人もなし折節信長公義元を討せらるゝに付沓掛鳴海の城に義元より預け置れし侍共皆皆明退き我等方へも明退き候えと水野下野守より使ひ來候えども懲へて一兩日城を保ち今川勢殘らず引退きし後に皆の者に申聞せ候は今此儘にて落行なば村々所々より落武者を討取んと思ふべし然れば一先城に敵を引請切出んと思ふ也とて必死の籠城に申なし惣人數に力を附心を強く持せ置て其夜の半に打出しに案の如く村々所々より落勢を討取んと大勢寄來れども前方より申聞せ心強き故一人も手出す者なく

又咏方にも振のあしき者もなし岡崎の城迄難なく退き申今軍法とて北條家武田の者に兵部平八杯が聞たるを又聞て今存合すれば何も異成事はなし只負を勝勝を負と思ふ心是一つ其時に當りて大高の落勢は負たる上なれば力を付て無難に退たる心中別の事なし鳴海沓掛の城主どもは其まゝに明退く故に爰彼所の百姓出合たるにつばなの穗も刀に見へ臆病風にさそはれ皆散々に逃行を切殺しからめ捕れ又劍るゝ者も有て一人も通さずと聞之を氣の分別なく六七分と申も易に六つ有上より次の五番目大將に當らば利軍望みの如くと聞上々の十分とて上無故こぼるゝ事下郎の口にも申候又勝て兜の緒をしめよとは用心の事成べし易六つの卦にも上は龍の卦とて天へ上れば夫よりは上る事なし然れば下へ落るより外に別なし之一つ又三十にて立四十にして惑はず五十にて天命を知と道ある人の物語りを聞は是軍法也今存るに三十より中には勢ひ強く勝樣に評定すると云り四十にては表裏虛實は計る事なし軍は負ぬ樣に五十にては物聞すと申せば備を働らかせずして掛らず勝ぬ樣にと聞は迷はず返らずとて別の事なし是一つ同西三河の吉

良長澤を切從へし時も一筋に一戰をなし勵まし二なく勝んと思ふ時相言葉も習はすして跡備より先備へに申觸るゝ等しく掛れと申ければ前後相應味方打もなく勝利を得る時は合聞たる合言葉味方打の樣體別なし是一つと仰られければ信長公感せられ最早御物語りに及ばす親學院の雀智者の邊りの童武士は軍道は直に行人は人を撰みまがり木を直に見るも其曲りなりに見るが直也夫に心を配り物頭は其向々と下知を致せば之則軍法也山川を越るに皆此物語にて心付候と仰られて天主より下りさせ玉ふ明れば御上洛の御暇乞也しとぞ

一、增巢曰松平氏の覺書諸記錄に見へす其家にのみ秘め置しを燒失もせしにや世に知る人少なし誠に名將の御對話幷に非時世の有樣事簡易にして然も其意味深し惜い哉幼年に承りし事故其語意の解せざる所々あり猶元本を求めて補ふべし

○武田二位某は信玄の孫武田道快の子也道快は信玄の次男海野龍寶の子にして始西本願寺の末派長延寺を住持す其子二位は天正十年三月武田勝頼亡び神君甲州御手に入し後御遊獵有し時武田菱の紋有天幕を張て其體尋常ならす主從百人計りも見へたり神君何者也やと御尋ね有しに是は信玄の曾孫にて當國數代の舊子也當時舊好の者を集めて酒宴すと答ふ神君甚だ奇怪に思召武田二位を始め悉く召捕へ其內頭立し者十八人をば當所郡留郡の領主平岩主計頭へ御預け成れ其後主計頭小身にて迷惑の由申上し故二位幷に妹一人其從士等十八九人を伊豆の大島へ流さる此時妹は幼少なる故其乳母も俱に島に赴く其後寬文三年四月大赦行はるゝに因て長延寺も大赦也然れども長延寺は配所にて病死故其後武田二位と女子二人江府に歸れり此子先達て沙汰有しに武田家舊臣の面々我先に之を迎へんとす然る處に內藤帶刀忠興の室は上杉の庶流小田原出羽守信茂四代の孫某女にて後天光院尼と號す此婦人先祖舊主の末孫たる二位なれば何方へも遣はすべからすと之を迎ふべしとて士以下大勢を遣はし迎へ取忠興及び左京大夫も厚情にて助力せらる二位出府せし時家從五人あり其內渡邊友右衛門は二位及び織部に仕へ今に家老たり扨二位事內藤家に寄食し其外甲州出の諸士馳走大方ならす天光院よりは男女の召仕等數人付置れける後年二位事六十餘歲にして一男出生し織部信冬と云延寶元年に至り天光院死去せられ翌年十月帶刀死去息左京大夫の代に至りて織部を近習に召仕はんとす二位之を聞て以の外立腹し夫より不和になり終に彼家を立去しが段々內證貧窮成しが甲州の諸士助力養育す斯て年月を送るに元祿年中に至り柳澤美濃守日々に盛人也し故先祖冥福の爲に迎武田氏の末流を搜し求めらる此時家人依田十助と云者所緣有て二位と懇意にて夫より三枝攝津守を以て美濃守方へ申入る吉保元より求る所なれば早々信冬に對面す是より過分の合力あり其後元祿十三年辰十二月美濃守推舉を以て將軍家へ召出され新規に五百俵を玉はる初は館新平と號せしが此時武田織部信冬と改め稱せり同十五年正月二日始めて台顏を拜し奉る先達て美濃守家老豐原權左衛門が娘を信冬に嫁せんとす此事信冬が老母聞て以の外立腹し武田末派の信冬を權左衛門が聟とせん事法外也と云美濃守聞て老母の一言は尤也去乍ら我權左衛門が聟とせん事に深き心入有し也此上は老母の心に任すべきと是より自然と其間疎意成しと也、

明良洪範續篇卷之十四終

明良洪範續篇卷之十五

○伊集院右衛門大夫忠棟入道幸侃は島津が領を分て一郡を玉はる故に直參の士の格にて八萬石を領し威をたくましくして君上をも犯すの意ありて次第に色立ける島津義弘朝鮮より歸國して直に伏見に至り其隱謀を聞て三月九日菊亭に於て幸侃を手討にす近習の小童別府小吉と云者突て討留たり幸侃が妻人質として伏見に有し此事を聞より其子從者と倶に鞍馬山に走り入右に付諸方騷動せり島津事加程の義なるを上へ申上ざる事不屆の由にて五奉行より咎めて蟄居せしむ此時神君より伊奈圖書に騎兵を添て遣はされ御尋問有ける後免され同六月歸國す幸侃が一子伊集院源次郎久直父の仇を報せんと軍勢を催し日向莊内の都城に籠り財部安永野々見山志田和知高城山口其外十三ヶ所の砦を構へ楯籠りし故義久入道龍伯大兵を卒して同國森田へ出張す常吉の城を攻落し續て山田の城を攻て數百人討取故に源次郎扱ひを入て引退く此時も神君より島津父子へ度々御書を遣はされ安否を問せ玉ふ此伊集院の家は今の島津貴久以來の家よりは嫡家の由本の島津忠久の本家は勝久にて絕しと也

秀吉公御他界の後神君島津龍伯と未だ御出會なく候間何卒御逢なされ度と思召けれども其頃は大名の突合はなし此事急度したる法度にては有ねども其時の通法成し何ぞ子細有し事にや然るに江戸表にて御扶持を下され候目醫師に流竿と申者元來薩州の者なれば早々御召登せ有て其方島津龍伯とは知人成やと御尋ねの所未だ目見仕すと申家老の大名に伊集院幸侃と云者には近付成かと仰られし幸侃とは知人の由申上しかば去ば使ひに參れと仰付られ流竿を御使者にて樽肴に御小袖を添遣はされしに幸侃も大悅し夫より折々御使ひ抔參上す夫より御禮として參り仰通せられ程なく龍伯も御禮に參上す進物に卷物二疋外馬一疋差上らる此馬は朝鮮ぶち迎御秘藏にて所々御陣へも召せられ駿府へ御隱居の頃迄も御乘料と遊ばされ候さて龍伯參られし時神君路次の外迄迎に御出遊ばされ數寄屋へ御同道有て半時計りも御咄し有けるに御馳走の事

もなく御家人等誰にても出會人もなし歸られし時も又路次の外迄御送り也此次第不審の樣なれ共此時節の事故大坂への聞へを御遠慮有し事にや其後島津家より御招き申されしに其時は表向よりの事と相見へ御能舞臺をも新らしく立詩歌の會有しと也御相伴には攝家方其外五三の長老學校三要其外大勢參らる神君には學問殊の外御好なされ大分の學者の由島津家にて承り候故詩の作者抔をも呼て御相手とせしと也神君常に書物御好にて南禪寺東福寺の長老または水無瀨中納言妙壽院その外日々に參上講釋御聞遊ばされ候えば右の通りに心得て詩の會興行聖賢の書兵書また貞觀政要東鑑など每度御聞なされ賴朝の事など度々御咄し之あり候

○島津事段々御懇意に相成候後借金多く之あり候由聞せられ御濟し遣はさるべし迚金子御渡し候處七百枚之有候となり伊集院成敗致されし時も殊の外御世話になされ歸國の後も山口勘兵衛と伊奈圖書代り代り三度迄遣はされ關ヶ原前に大坂御立の頃伏見松の丸をば島津に御預けも成被べくやと沙汰も有る程の事にて其後若狹少將に御預けなされ候右の如く御懇情淺からず有しに一亂の時には治部少に一味せられ御敵と成しが餘りなる事と諸人申ける○後藤又兵衛基次黑田如水の家士也岐非谷の城を攻し時長政を大將として又兵衛など武功の者大勢出たれども大敗軍にて退口に長政深田へ馬を馳込難儀せし所へ嘗六之助と云大剛の者走り來り西國一の名馬也とも御命には代玉ふべからずとて馬より下り立せ早々退き玉へ御馬をば某引出し跡より參るべしとて我馬に長政を乘跡に殘り引上んとすれども叶はざれば片鐙をはづし持歸りしを人々感じける又兵衛が通りしを長政呼懸られしに知ぬ顏して乘行合戰如水の下知を用ひずして斯敗軍せし故物頭共恐れて寺入し或は元結を刎抔して出仕を止引込居たり又兵衛一人は常の如く登城せし故諸人如水公の機嫌如何と申ければ又兵衛大きに笑ひ主君の怒りを恐れて引込居は忠臣にあらず殊に軍の習勝も負るも常の事也然に其度にもとゞりを切なば後には頂迄も削より外は有べからず扨々小氣成仕方哉とて大きに笑ひ主人には左樣なる小氣にてはなしとて出仕しける夫より如水の機嫌も直り

長政を初め皆々出ける後年長政代に能與行有し又兵衛が嫡子に小坡の役を申付られしを不足に思ひ父子立退京都に浪居しけるを長政立腹して討取來るべしてと忍びの者兩人申付らる此者共京都に登りつけねらひける或時見付出し討んと支度せしを又兵衛は此事をとくより知て忍びの者に向ひ汝等は某が討手と見へたり元より覺悟なれば早々討候へと聲を懸しかば彼兩人一同に振ひ手足もなへて立向ふ事ならず其内に又兵衛はしづ〳〵と行過ける跡にて兩人顔を見合せ扨も無念の次第也加程冥利に盡たる上は此所にて差違へ死し申すべしと申せしに一人の曰此まゝにて死なば我々が身晴のみにて主君より仰付られたる趣意立ず重々の不忠也今斯の如く死を極めし上は一旦立歸り此事有のまゝに申上切腹すべしと申合せ歸國し臆病せし始末委細に申ける長政聞て此事申付しは我誤り也汝等有體に申段神妙の仕方也とて百石宛の加增有しと也此家の忍の者には海上二十里以上を泳ぎ行者有しと也○關ヶ原一亂の頃奥州和歌郡の盜主多田主馬忠親と云者南部美濃守と合戰に及ぶ此主馬が由緒を尋るに賴朝公伊豆伊東入道が許におはしける時入道が娘の腹に男子出生あり春若と名付秘藏有し祐親京都より歸へり此事を聞て大きに怒り平家への恐れ以の外也とて家人齋藤五齋藤六と云る兄弟の者に春若殿を失ひ奉れと下知しける兄弟痛はしく思ひ曾我太郎祐信に計りて隱し置ける其後賴朝公の代と成し時右兄弟の者密に此由を披露しければ賴朝公大きに悦び玉ひ則召出して對面あり梶原景季に命じ何國にても然るべき所を撰み申すべしと有し梶原承り奥州和歌郡を申上しに則春若を奥州和歌郡の領主となしまた仰に我浪人たりし時に家に傳へし皆田の幕を打せられて有しが風雨にもまれ石盤の紋に似たる故世に出なば必ず石盤の紋を付んと思ひ又常々居所よりは東に當り立合雲の度々立しを見たり之をも幕の紋に成んと思ひしなれば兩樣とも今汝に許すべし迚春若に下されける之に依て和歌家の紋所には石だゝみ幕の紋には立合雲を用ゆ扨春若殿を多田式部大夫忠賴と改稱し建久九年の秋奥州へ下し玉ふ齋藤五齋藤六兄弟を召出され汝等は今日より春若が家臣として奥州に下り隨分と忠勤を盡べしと仰付らる其夜兄弟共不思議の夢を見る齋藤五が枕元に樫の木

八本生じ弟齋藤六が枕元に茨三本生出ける夢覺て各語り合せ齋藤五を八重樫源滅と改め齋藤六をば小原藤次郎と稱號し忠賴に御添奥州に下し玉ふ同年十月鎌倉を出立し奥州の内苅田の宮小田島屋敷平右衛門と申者方迄到着あり旅宿と成されしに折節大雪降つづき往來の道絶しかば據なく此所に日數を送りける此間に平右衛門娘を側仕とせられしに程なく懷妊せり翌年に成忠賴疱瘡を煩ひしが刈田に卒せられし八重樫急ぎ鎌倉に上りて忠賴死去の由を言上す賴朝公聞き歎き玉ひ平右衛門が娘懷妊の由男子ならば召連來るべしと御暇玉はる其後平右衛門娘平產し男子出生也十五才に至り實朝公の時に出仕しける八重樫源藏委細演述しければ實朝公聞召其男子を式部大夫忠朝となされ建久二年三月又奥州和歌郡の主として下さる此度は和歌の内更木梅澤と申所に下着あり二た子と云所に城を取立て代々此所に在城也此和歌の鎭守白鳥大明神は右の平右衛門が屋敷内に白鳥明神の社有し故夫を二た子の城中に勸請し社を立たり今に存在せり之に依て和歌譜代の侍は白鳥を食せずと也式部大夫忠朝より當多田主馬忠親まで二十四代然る

に天正十八年秀吉公奥州下向の時所領を改易せられ伊達右京大夫政宗を賴みて大林と云所に忍びて居たり慶長五年に至り政宗境廻りとして水澤へ下りし時主馬忠親に對面し政宗の申けるは貴殿衆々望みの通り南部信濃守領分舊和歌郡舊領なれば切取申さるべく候夫より追々神貫をも手に入申され よ後々に上聞に達し直參に致すべく候諸事は白石若狹丹羽越中に申付置候間此兩人に相談致さるべしと申さる右に付信濃守大切に致さるゝ處は花卷の城也去ば松齋信愛と云ふ無雙の剛の者に知行一萬石に及びて宛行ひ城主に差置然れども此頃は旨人と成たるとの噂にて之あり此事誠ならば花卷を攻取事安かるべしと政宗委細主馬に談じける夫より忠親は急ぎ大林に歸り支度致し谷地小屋と申す所に打越し先祖の在所二た子へ人を遣はし樣子を伺ふ處に南部方へ從はずして所々に引込隱れ居たる譜代の者共七八人上下廿人計にて谷地小屋へ主馬を迎ひに來り二た子へ引取ける去ども二た子の城荒果て城内には家作もなければ筒井縫殿と申す者の所に忍び居て人數を集め松齋方へ夜討に寄る用意せしに折節信濃守最上へ出陣に付花卷の

城より侍ども大勢供せし故城中總かの勢なりし其上夜討の事も一向知さす所以前は和歌の家人成し日頃土佐右衛門と申者後家松齋が親類成し此者女子四人を引具し花卷に來り夜討の樣子委敷申せし故松齋方にても用心す主馬方にては用意調ひける故譜代の侍據孫上野筒井縫殿齋藤九郎右衛門江釣子民部八重樫孫十郎根子內藏同周防同備中櫻雅樂八反清水次郎右衛門此者どもを召具し慶長五年八月廿日の夜花卷の城へ押寄ける城中元より無勢なれ共松齋事は武勇勝れたる者故少しも驚く事なく先大手をば岩田源右衛門固めける寄手は靑陽門を押破二の丸へ打入本丸の臺所門を攻ける城中松齋方に奉公せし中居女の中にけなげ成者二人有し其女にも腹卷させて馬の口を取せ彼是漸百人計にて防ぎけるに寄手必死に成て責入ける故二人の女にも下知し鐵砲に口藥計入て打せける熊谷藤三郎申けるはとてもの事に玉を入御打せ候へと申松齋聞ていや〳〵加樣の時は敵に手を負せぬ樣に致す者也若一人にても討取候へば其一類の者怒て必ず欠入者也と申に熊谷も尤也と感じける此時馬廻りの小姓に中島才兵衛辻十五歲岩間次郎助十六歲成が兩人とも高名し首を提て來る松齋若年の働き比類なしとて才兵衛に知行百石次郎助に五十石加增し其上足輕一組宛預らる中にも才兵衛が取たる首は八反清水次郎右衛門とて和歌勢の中にても大剛の兵也此外瀨川藤三郎佐藤權兵衛佐々木利助乙部長藏石川大江新度部彌十郎伊藤新助三田傳內此者ども命を惜す相戰ふ此時津輕浪人奧寺右馬之丞兄弟三人城中の加勢に殘り鐵砲の上手にて寄手大勢討取らるまた朴庵寺の住僧に存泰と云る出家大力成しが加勢して働きたり其外地下の者にも瀨川淸助柳田治部など云者思ひ〳〵に手柄しける所々に居たる與力の者ども花卷城中にて火の手の上しを見て我も〳〵と欠付しかば城中は次第に多勢に成し故寄手も叶ひ難く引返す二丁目上舘完子が鼻に扣へし處を北十左衛門岩田源右衛門北陽口主膳等馳向て追散す和歌勢其陣をも引退成田村入森に馬を立しに松齋方の人數押懸て小川を隔てせり合此所にて北陽口主膳手柄致す和歌勢討負て二た子へ引退く處を追驅々々戰ふ和歌勢の中筒非縫殿織田藤內齋藤九郎右衛門勝孫助等返し合せ强く働き松齋方の侍四五人足輕雜人二三十人討取中に

も齋藤勝孫兩人大きに戰ふ去ども二た子をも攻落され仮豐村へ落行を北十左衛門追驅ければ二た子の西庄太堤と云所にて主馬深田へ馬を乘込危き所を家人江釣子民部馬より飛下り主馬が乘たる馬の四足を取て差上げ本道へ出しける夫より落延て九月廿一日に漸岩崎の城へ辿入けるを是幸て岩崎彌右衛門主馬に一味せし由也同廿三日の夜中に白石若狹丹羽越中方より白米五石玉藥二負を岩崎の城へ合力せり此時信濃守には最上に在陣せし處へ松齋方より岩間淡路を使として委細注進す信濃守早々花卷城へ着陣致し對面し合戰の樣子を聞屈從安房を先鋒として十月十八日に花卷を出陣し江釣子村三ヶ月田と云所に一宿夫より橫川目に懸り田中瀨を渡りてすゝ孫村の內寺坂と云所より上馬場へ上り岩崎城の西兵庫舘に三日止り七折の田崎を普請して陣所とし廿日計り對陣の內兩三度城の西川へ押寄攻しか共城中に弓鐵砲澤山にて中々落べき體も見へざれば退屈せし上に段々大雪にて人馬の足も叶はざれば十一月十六日に陣拂ひし歸城なり慶長六年正月松齋を三戶へ召寄て軍さ評定あり人數を揃へ出馬して三月十日に江釣子村三ヶ月田に一宿あり去冬の如く橫川より田中瀨を渡る所に雪水にて渡り難し夫より神樂濱三郎左衛門と云地下の所に一宿しぬ○翌朝未明に田中瀨を渡りて七折の陣所へ着し一兩度手合之有候えども城兵强く三月十七日合戰以後は四月三日迄雙方矢軍のみにて折節は夜軍抔少々之有候えども城の弱氣も見へず折る處に元は和歌侍の山王海太郎と云者客人分にて信濃守より知行二百石與へし者成が今度も供にて出陣せしに心替して岩崎に籠城し每日大手の矢倉へ上り人形に紙裝束したるを持出て南部殿には神樂舞御覽にや人形を舞し御目に掛ん抔と樣々に惡口す信濃守聞て何者なればかゝる雜言を申す急ぎ陣中を詮義すべしと下知せらる大ケ生玄蕃が組に小屋敷修理と一所に在し山王海太郎也と申則玄蕃を呼て其方同陣の山王事城中に組し其上日々惡口を仕る急ぎ討て來るべしと申付らる玄蕃扨り陣屋へ歸り小屋敷に相談するに安き事也只今討て見參り申べしと鐵砲に二つ玉を入矢倉の下に忍び寄に海太郎は夢にも知らす例の如く人形を舞し惡口せし處を能ためてどつと打誤またず其中を打拔れ矢倉より逆樣に落たり小屋敷を召出し

盃をさし其上摺内鹿毛と名付し秘藏の馬を與ふ其盤
日城西の門へ押寄惣人數一同に鯨波の聲を上しに折
節西風烈しく吹じかば大旗指物等鳴はためきければ
寄手の中岩清水藏人が乘し馬驚きて驅出しける口強
き馬なれば止る事ならず城中升形の内へ一叅に乘込
し處城兵淵柳五郎右衞門驅出岩清水が馬の兩足を切
拂へば藏人馬より落る處を武者一人驅來り五郎右衞
門を押退け藏人を押付首を取大音に只今功名仕りた
る者は八重畑與濃が弟に同休信入道と申者也と名乘
ける五郎右衞門は殘念乍ら岩清水が具足を取城中に
入ける四月四日の早天に相馬の方より人數五六十人
計り押來る由注進あり信濃守聞て定めて白石若狹守
が當城加勢として來る成べし大光寺左衞門乙部長藏
急ぎ馳向ひ追散せと下知して自身も七折より別れ夏
油川を渡り天坂を上り三の坂上迄出られしに白石に
てはなく家來鈴木將監と云者上下百五十人にて千德
寺の前五臺坂を下りに千刈田の後に夏油川原へかゝ
り城中に入んとせし處に大光寺手勢八十人にて横合
より欠合せ鯨波を作りて切懸る將監も去者にて白石
若狹が侍大將鈴木將監と名乘て入亂れ火花を散し戰

ひけるに大光寺が家人に宮守五郎吉と名乘りて十文
字鎗を以て將監が馬の前足を突折しかば將監川中へ
轉び落ける所を五郎吉透さず突伏しを鈴木が家來欠
付て五郎吉を押退け將監を引取去ども深手故に即時
に死しける乙部長藏は差たる働きもなくて無念に思
ふ所鈴木が家士濱田甚助と名乘て長藏が備に切て懸
る長藏望む所の幸ひと懸合必死に成て戰ふ所に敵方
より放す矢に長藏高股を射拔れ既に危き所に大光寺
の勢馳來り長藏を助けて引取ける四月十九日の早旦
信濃守北松齋櫻庭安房狛山五左衞門を呼て申さるゝ
は今度の合戰各何と存候や縱の小城一つ落し兼て數
日を經る事は偏に伊達政宗が後立仕候故にこそ只今
迄は籠城せし也最早命盡たる主馬と存候子細は每日
城中より射出し候矢の根段々と丁間もつまり候は城
中兵粮なくして軍兵共の精力盡たると相見へ申候蒸
籠を上て城中を見せ申べしとて其如く見透しける城
中迷惑して莚こもにて張隱し防ぎける同廿六日西風
烈しく吹しかばおがら松明へ煙硝を振懸城中へ投入
風上より火矢を多く射込しかば城兵共は是程の大風
に敵の寄んとは思ひもよらず油斷しける所其上所々

より火矢多く射込ける故城兵防ぐべき樣無散々に落
行けるかゝれば片時の内に落城し和歌主馬は妙樂院
と云山伏一人召連六波羅へ懸り大林へ落行信濃守は
何處迄も追詰討果すべしと致されける將軍家より巢
鷹の御用として大矢小左衞門と云御鷹匠兼て政宗と
惡意にや有けん此節右御用として松前地へ罷越由に
て此所に來り合戰の次第委細聞屆け當時太平に相成
候節に兩家私の一戰に及ん事然るべからずと取扱ひ
けれども兩部家にては政宗が奸計を惡みて是非有無
の勝負を決せんと怒りしかども大矢氏の和談に依て
兩部家も怒りを押へて歸陣せられ異儀無濟ける右の
趣不日に飛脚を以て御鷹匠衆より江戸表へ披露有し
と也政宗には此事未々六ヶ敷有べくやと思慮せられ
白石若狹に內々申談じ政宗はそ知ぬ顏にて大林より
主馬を賺し出し何とか申計らひけん主馬切腹しける
由也爰に至りて賴朝公以來和歌那の主たる多田主馬
忠親家名も永く斷絶しけると也○寶永七年十月十日
の夜池上本門寺燒失せり此堂は昔し日蓮を葬りたる
所也元は大工右衞門が家成し此家にて日蓮は遷化せ
られし故後其家を以て寺となしけると也今迄の堂は

慶長の頃肥後の國主加藤清正の建立也石をば領國よ
り船にて運送せらる客殿の續きに自分の書院を引て
建らる長さ十六間幅十二間外に椽頬あり梅の繪座敷
也初めは千疊敷の積りにて二十四間三尺四方に作り
たるがなげし旨敷居等を考へずして建ける故に八百
疊ならでは敷れざりし椽の下は二間或は九尺地形に
依て高下あり是は地面山なる故也板敷より天井の高
さ七間あり柱は纔柱也世俗に增上寺は材木の勝本門
寺は石勝たりと云清正老母の追福として建立せられ
ける西海より遙々運送有し事なれば左も有べし木像
は座像にて六尺計り厨子は六間四方也阿部豐後守忠
秋の弟とかや云る人住持也し此上人德行勝れたりと
て歸依する人多し寺院を再興せられし家光公より寺
領百石御寄附有ける○肥後國入江白川と云所に清正
の菩提所あり靈屋を立て泰勝院と云國中の者清正の
靈を尊信する事今に甚し其門前の道一里計り眞直に
て道の幅廿間程雙方に梅を植る木々の間甚廣かりし
故人々廣過しと難じけるに梅樹盛大せし後は枝々間
も好程に成しとそ是後世を考へて斯植させしと也又
寺の後の方は大方栗の大木也之も他の木をば新にも

切べし栗は實を生じ渡世の助けとも成物なれば切取事有まじくとの事何事に寄す名將の遠慮有し格別の事也

增譽曰淸正には爭亂の世に生れし人にて唯勇武の勝れしのみにて文學の事など有べしとは思はざりしに前田利家淺野行長抔妙壽院の門に入て論語の講釋抔聞れし事諸書に見えたり又老母の追善に洛中の大寺に於て法華萬部を執行せられ淸正日々兩度宛出座拜禮有しを其代の人々殊に感賞しける其後東武本門寺を造立是亦母公の冥福を祈られしと也然のみならず豐臣家の舊恩を忘れずして秀頼の始終を見屆られし事ども世に美談とする所也抑太閤恩顧の者多かりし中に誰か一人淸正の如く白刃を犯し其危を助けし人有んや後年大坂落城せし以來能秀頼の終りを全ふせられし事は偏に加藤家の子臣皆能其道意を守りし故也是淸正の實義死後に及びし成べし此事長ければ記せず誠に忠臣孝子の門に出るの聖語違ふ事なし

○神君伏見に御座在し時御屋敷は石田が居宅と道を隔て隣也或時右境の道普請を致す迚治部少より下々四五十人も出しに此方にても垣築地を御築せ候て大勢出たるに治部少が道普請の下人と口論を仕出し後には大勢に成治部少の者を散々に叩き追散しける此事治部少より阿部善右衛門所へ申越何とも迷惑致候間御吟味之有仰付られ下され候えと申來る此旨善右衛門より神君へ申上しに何樣の者也や其方次第に申付べし御申越あれど御意也其段を返事申遣はし候えば治部少より普請の奉行を仰付られ下さるべしと申越れ候又返事に奉行は十餘人之有候間何れの者と御指圖候えと申遣はし候扨御意には治部より何角斷六ケ敷候間奉行の者どもは普請場へ出申間敷宿に居候えと仰付られ外に普請奉行を仰付られける治部少何れの者と名を差候えとの御返事元より奉行人の名を存せず候えば重ねては何とも申越さず其儘にて過しと也○台德院樣御代常陸國鹿島の社鳥居損じ候に付御建立有し後其御禮として神主江戸へ罷出島田治兵衛頼まれて神主を同道し本多佐渡守方へ參る進物として杉原紙三百枚持參せしを佐渡守見られて遠方御越し忝殊に音物迄念入られたる事祝着致す也去乍ら之は返し候と申されければ神主困り少分の品に候えば如何しく候え共遠方持參の事何卒御收納下さるべしと申す治兵衛にも之は神主が此度鳥居の悦びとして持參致せし事なれば御收め然るべしと執成申されば佐渡守笑ひて此進物は社人ども方より代物を取集め夫を神主の持參せし成べし神前は我等方より寄進すべき事也とて受納なく返されける佐渡守には兩將軍家の御旨に叶ひ御賞感淺からず去事ども世に知る處也秀吉公御在世には神君に上方にのみ御座有しかば關東の事どもは大小となく佐州の計ひ也御普請等も此人の差圖にて何事も怠る事なく每日佐州御普請場へ明六つ時前に出られし故御手傳ひの大名方は提灯にて自分の丁場々々へ御出の由風雨又は雪中にても少しも怠りなく日々右の如く若大雨の節抔は堀より上げ候土雨水にて又々堀へ流れ入候間夜分にても急に棚みを致させ或は所に寄り堀の水を二段三段に釣るべにてかへ乾し候左樣致し申ず候えば御堀に雨水たいへ明日堀を穿候事成申さず候加樣の時には歷々の侍分も皆中間足輕と同樣に鍬取致し又はもつこをかつぎ土を運び申候

增譽曰古代より惣じて城普請は勿論其外の普請之有時其分限の高さに應じ家人を出すは定まれる事也夫故武士は恒に武藝外荒業をする故手足達者に成軍戰の働きも勇健なり然るに軍役の勞れを知ず何事も花美のみに成侍たる者は大石抔持運ぶ事はせぬ業と心得しより諸事手重く成て差支多かりし故御普請の時々金子を出して其代りとし事濟ける之を小普請金と號し夫より小普請方或は奉行等の名目年々に出來しける是偏に昇平の化より起りし風俗也

○秀頼の寵臣木村長門守は紀州那賀郡猪の垣村の地士の子也秀頼の乳兄弟と云は秀頼出生の時長門守が母乳母に出たりし故也去ども輕き者なれば其女の名は世に聞へず又一說には長門守實父は佐々木三郎左衛門と云和州吉野の城主木村隼人が子常陸介養子也と此常陸介は秀吉公より關白秀次へ附られしに元來奸智深き者故秀次の氣に應じ段々大身に成後々は秀次謀反の方人にて種々惡逆をなし終には秀吉公を賊し奉らんと伏見の城へ忍び入しか其叶難く空敗歸らんも殘念なればと印に秀吉公御秘藏せられし水差の蓋を盜み取持歸り證據としけり斯の如くなれば每夜

秀次の寢所にて密談するを人々の不審せん事を恐れ女乘物にて城中に出入しける是等の事共露顯しければ秀次には生害あり常陸介其子志摩とともに京都寺町正行寺にて切腹す木村惣左衞門大崎玄蕃の兩人は此常陸介が家人なり秀頼誕生有しより幸として石田三成が讒言せしと世には申傳れども秀次常々の行跡更に人倫の所爲に非ずと也又長門守事常陸介が養子と成しは秀頼乳母の子にて幼少より才智も勝其上秀頼公の氣に入晝夜側を放れず勤仕せし故淀殿にも不便に思はれ秀吉公へ取成有しかば常陸介に申付られ子分とし苗字幷に名乘の一字をも與へて重成と號ける然るに常陸介惡事顯はれ父子とも自害に及びし時長門守も養子の事なれば罪せらるべきに秀頼公の寵臣たる上未だ幼若にて惡事に組せざる事は人々の知所なれば何事なく過行ける長門守に女子一人あり討死せし後に何成縁や有けん關東に下る揖斐立仙と云へる醫師の母也此立仙町醫にて麻布に住しける戸田山城守に出入しけるに重成が孫の由聞及ばれ色々尋問有し長門守大坂夏陣に帶せし太刀を所持し望まれければ山城守へ差出しける故扶持米など賜はりしと也

○酒井雅樂頭忠清常に申されしは才德有人を御役人に仰付られ候樣に心懸る事御奉公の第一也迚一旦は御咎め有し人にても其品により再勤有樣に申上られし事度々也水野周防守には先年大番頭勤められしに或時御禮日也しが殿中にて御目付衆と何事にや爭論に及びける此義不調法に成御役御免にて閉門仰付られ數年の後再勤の事を忠清申出されけるに同席の老中方一旦御役御免の人は如何有べくと有しに忠清周防守事先年退役其上閉門迄仰付られて御咎めは事濟けり其節の義も周防守事さのみ不調法とも申されず唯道理を情剛く申張たる故の事也然れば再役相勤むべき器量の者也とて其段申上られし處御許容有て又候大番頭仰付られける然も元の組支配に成し故別して有難く思はれ忠勤有し後御側衆に昇進也當時は一旦御役御免の者は其頭支配の人々遠慮して御役出等の事は一向に申上ず歎かはしき事なりと諸人申あへり

此周防守は學者也京都在番の節伊藤仁齋先生に從ひ學ばる松齋の語孟字義と云書は元周防守より段段尋問せられし其條目積りて一書と成る也

○板倉伊賀守京都諸司代御免之れあり跡職を子息周防守相務べき旨仰付られ諸事引渡し有て來國光の刀を防州へ與へらる其時の詞に人を切も人に切るゝも身を守るも人の身を守る事も皆刀の德也然れ共氣違ひに與へて氣違ひ者が用ひても替る事なし其方職分に於て謹で此刀を氣違ひに渡さぬ樣にとの心得にて御政事捌くべき由申さる周防守重宗或時祇園へ參詣せられしに社前にて壹ど多く集り論じけるは數字に一より九迄はつの字付たるに十にはつの字付申さずと云其中に八九歳計の者申は十にはつの字付申べし去ども五つとつの字二つ重ねて申候えば十には付申さずと云周防守其子の居所を明置て翌日親元に申御貰ひ有べしと申されし少さき餅を二つ合せて御喰成れし時に上成餅が甘く候や下の餅が甘く候やと尋ね申されしに此童子暫く思案して兩手を打て只今の手は右が鳴候や左りが鳴候やと申ける防州にも感心有て養育の事申付られ一生側にて召仕はれしと也○伊賀守諸司代の時ふや町を通行有しに或寺院の材木を積置たる何も印を附す繩をも張ずして置しを見られ其所の町役材木を置たる家主をも稠敷咎を申付られける夜分には何成怪我人か有ん盲人も通るべし縱の事にて大勢難義の基と成べし都の地は別して國々の寄合なれば都て加樣の事どもは心を用町役をも相勤め候えと急度申付られける○黒田如水老後に甲斐守長政に申されしは士を仕ふに第一の傳授あり我等漸三十を越て合點したり小家中にても心得有べき事也夏の火鉢日照の傘と云事を能く咏ひ堪忍を守らざれば家人暇せぬ者也と敎へられける○大坂夏陣に討死したる越前家の浪人御宿勘兵衞が伯母は父を葛山監物と云し後本姓に改御宿と稱す此女始め仁木某に嫁て男子一人有り夫仁木氏病死せし後綱吉公未だ館林に御座有し時奥方に相勤めし才智有夫人にて御意に叶ひ老母と成それが願に寄て一子を召出され御宿勘兵衞と號し御小姓相勤めける或時御本丸にて御能之あり綱吉公の御供して御座敷の末に御刀を持て候せし處に酒井雅樂頭御用有て急ぎ通られけるが立踏りし時只今急御用有て通りし時御刀に障りしと迷惑の體成し其時勘兵衞左樣の事なき旨を挨拶せしに忠清姓名を尋ねらる御宿勘兵衞と答らる雅樂頭不審の樣子にて有し其後彼御家老大久保和泉守に逢て右の

旨姓名を尋ねられ御敵の中にても名高き者なれば耳立て如何也御遠慮然べしと申されしに和泉守も赤面して御尤の御事一向心付申さず早々相改め申べしとて夫より御宿は母方の姓に成仁木甚兵衛と號しける後年綱吉公の御供して御家人と成段々御取立にて番頭仰付られ仁木周防守となれり

增譽曰御宿氏の本姓は葛山也駿河今川家の臣家に其一家あり氏眞沒落の時各心々に成し其內葛山備中守のみ節を立て武田に從ず依て信玄に攻殺さるゝ然ども備中勝嘉が家臣武田に歸伏せず所々にて敵對せしかば信玄も據なく彼者どもを靜めん爲に備中が妾腹の幼子有しを葛山の跡めと號し家士各が領地を安堵せしむるに依て事治りし之を葛山十郎信貞と號す後年武田亡びし時に十郎信貞信長の爲に信州善光寺にて害せらる此時家名斷絕す葛山備中が兄を御宿監物と云女子仁木某が妻也御宿は元來竹下孫右衛門が末流にて代々富士の根方の竹の下鄕を領す右大將富士の牧狩の時には竹の下が家を宿陣と定めらるゝより以來御宿と云ふ也家稱として世々に傳へて子孫に至りて名とす御宿越前守と號す此家に傳來せし名劍ありそばえの劍とも又御池とも稱す此名刀後年子細有て神君へ獻奉る甚だ御賞翫有けり元和二年御他界の日御宿の御腰の物にて生胴をためし其儘血をも拭はずして御枕元に差置れ神靈を之に止められ永く國家を守らせ玉はんとの御事也しとぞ此事世にあまねく知事成ども御宿の名刀の出所幷に永く神前に止められゝ趣意を知人少し右御宿監物が子同源左衛門初めは福島正則に仕へ後に越前家へ召出せれしが子細有て浪人し大坂に籠城す是御宿勘兵衛也其時は越前守と稱しけるは少將忠直卿へ不足有し故也又御宿監物が次男を板坂法印と云て甲州武田家の典藥也其子四人あり嫡子は武者氏の家名を繼しめて武者櫓右衛門と稱し關東に召出され大番組を勤仕す其子權之助幼少たれば小普請也二男竹下住庵と號し醫者也下谷に住し有福なりしが急病にて死せり三男は波多野忠右衛門迎火の番を勤仕す嫡子をば源八とて御徒組へ出し四男愛子にて此者へ板坂の家財殘す讓りける後に上京し坂上の非藏人の家を買求め相勤めしが又他へ讓り浪人し醫按をせんとて板

坂意德と號し內藤左兵衛亮へ呼出されける博學にして著述せし書も多し詩文も達者なれば天和年中朝鮮人來朝せし時筆談等の名高し其後鍋島丹波守へ抱へらる近侍すと云ども主人の心中惡敷と難じて暇を取上野坂本に居住し板坂卜翁と號し異人成し嫡子は日蓮宗の僧と成後に還俗して醫師と成讚州に住す卜翁病死の前に系圖家寶等殘らず質物に遣はし置たり之を取次し人請戻さんと云ども卜翁承引せず我等が子孫の者請取んと有時渡すべしとて捨置ける其儘に成行しと也父法印は和氣流にて傳來の醫心方三十卷有和氣の正脈也其頃官醫長尾文哲とは懇意成し右の書を深く望み乞ふに依て終に長尾氏に附與しける

○稻葉一徹齋未だ伊豫守と申せし時軍糧奉行たりし櫻井助左衛門と云者野屋敷に亭を立置閑暇の折には同志の友を會して遊ぶ或時霖雨降續き洪水田畑にみなぎり野屋敷の邊は海の如に成しと聞て好見物成べしとて例の友達打連て遊宴しける雨は猶々降續き日日に水增ければ洪水見物とて人皆櫻井が亭に來り酒興を催しける此事伊豫守聞て大きに驚き兵粮は軍國の第一也其司さたるの身分として作毛の豐凶に心を用ひず田畑の洪水を愛し酒宴に及ぶは言語同斷の僻事其罪輕からず然れども彼者常に正直なれば此誤りにて捨べきに有ず又斯る不所存者に大切の役義を申付置事我等が誤り也とて自分を戒め三日の間酒肴を斷飡食を喰ひて其過ちを家臣等に示さる扨助左衛門事は其職分を辨へざる仕方不屆也とて五十日閉門を申付られける何れも大きに畏服しけり○毛利元就常に申されしは智慮萬人に勝れ天下の治亂世の盛衰を心に懸る者は生涯に眞の朋友は一人も有べからず千年の前後に誠の朋友は有べし是等の人一時に生れなば己を害するか又我に害せらるゝかの二つ也若二人志を同して世を治めんに於ては四海太平萬民安堵と稱する世成べしと酒宴などありて御機嫌好き折柄は柱にもたれて空を詠め乍ら每度此事を語られける癖の樣に有しと也○元就嚴島の戰ひに尾張守晴方を一戰に討亡し歸陣有て今度軍功の諸士を賞し酒宴をなし纓應せられし時各の武功に依所ながら晴方事主の罰を蒙りたる故に加樣に思ふ儘に討取たりと申されし時何れも左樣なりと答へける中にも宍戶備前守隆

家申す樣仰には候えども陶が惡事に大內義隆家臣等の罰を蒙られしより事起りし也相良美作色々諫めけれども一向承引なく終には晴方が爲に弑せられたり義隆も少し思慮有て家來の罰を蒙り玉はねば陶が惡逆も施こす所勿らんと存候ふと答へければ一同に感腹しけると也○信玄在世の時比田武右衞門と云者望みの由申けるに前々何なる武功何方にて手に合しやと問に其身の惡敷事のみ數へ立て武者奉行に返答しけるに此者の肝煎し者腹を立何迚左樣なる事を申さるゝぞ都べて身代かせぐ者は覺あり手柄をこそ數へ上げて申すもの也左樣に惡敷事のみ申ては扶持せらるまじと申すに武右衞門云ふ眞の信玄公ならば御思慮あるべしと云ける武者奉行も有りの儘に申上ける信玄閉玉ひて其浪人こそ知者なれ手柄をも飾り立て申す習ひ成に左樣に後れたる事を隱さずに申すにて其器量を察せりとて早々呼出され目見へ申し付られ相應の手當をも申付らる信玄の目鋭に違はずして武田の鬼武右衞門と異名せしが此者なりし後に比田を改めて奥村と號しけると也○越前忠直卿の家士に增田作十郎同市十郎とて兄弟有ける何事にてや少將殿の立腹にて同國永平寺に籠居し時節を伺ひ居ける然るに大坂御陣の沙汰を聞出し此時なりと彼寺を立出で常家の老臣本多伊豆守の家人に赤見新兵衞と云ふ武功の名高き者の方へ來りて申す樣は我等兩人ども今度の御陣を幸ひとして忍びて御供し是非の二つを極めんと存るなり然りと雖も若殿ゆへ未だ戰場に臨みし事なく萬事不案內なれば偏に貴殿の御指南賴み入候間誨へて玉へと申しける赤見聞て其志のほど神妙なるに感じ落涙に及びける凡そ戰場に於て其働き品々あり各々には何樣の心懸けにやと問ふに兩人申すは我等御存じの身分なれば身命を捨て第一の高名を願ふ所なりと云ふされば第一成難き功名と云ふは場中の功名なり其子細は敵味方弓鐵砲のせり合初まり互ひに詰寄せて矢軍の盛んなる時に敵陣へ欠入て首を取るを場中の功名とて第一の働きなりと語りければ兩人委しく聞て扨々御陰にて戰場の働き委しく承り千萬忝けなしとて夫より兩人少將殿の出陣せられし跡に付き忍びて大坂に至り一陣に進み出て敵味方の矢合せの始まるを見合せ爰彼所と見廻りしに場中とも思ふ所に穴の如くなる地形のくぼみたる所有

しを見付けて先陣の者に見咎められん事を恐れて橫合より走り來りて北くぼき所へいり伏居て敵味方の位を見合せたるに雙方とも段々とつめ寄るを好き時分と思ひ走り出て敵を切伏せ首を取り深手も負ざれば早々立歸りしゆへ越前の手にて一番首也しとなり何事も始めよりの心懸け次第なり人並の事をせんと思はゝ人に後るゝなり此增田兄弟は此度生死二つの運を定めんと思ひ極めし心より方便工夫も有しなり深く思ひ込ざれば功をなす事有べからずと也○美濃の國主齋藤山城守入道道三と云ひしは元は山崎の油賣なりしオ智たくましく其頭は亂世なりしかば志を起して武士となり所緣ありて美濃國の齋藤妙椿に仕へ長井平左衞門と號し政事を執行ひ終には其家を奪ひて齋藤山城守と稱す又土岐賴藝近年齋藤家に權を奪はれ曲居なりたるに終に力たらずして追放せられ是より土岐の本家斷絕せり山城守土岐家の妻室幷に幼男を取子として己が妻とせんとす彼妻室幼子を以て山城守が家督とせん事を望みければ道三則ち嫡子とす是右兵衞督義龍なり實は土岐賴藝の胤なり山城守濃州一圓を領す其後男子兩人出生せり實子なれば是等の內を家督とせん事を欲して義龍を疎遠にす義龍成長しければ毋義は土岐の由緒を語り實父のため家の爲に道三を討て當國をとり返し申すべき旨を述らる義龍生得剛勇なれば是より心懸くるゆへに父子次第に不和となり家中も二つに別れたり道三下知して我に同せんもの我が形ちのごとく入道せよとありし時に道家何某と云へるもの頭を半剃たり北ゆへを尋ぬるに國家の爲を以て云ふ時は義龍に義を以てし只今まで某が扶持の恩をおもへば道三に屬せんか所詮兩樣とも全ふし難ければ斯の如くなりとて引籠りたり此者のあたまおかしき形勢ゆへ是よりしておかしき事を道家と云ふ○上杉景勝の臣に河津作兵衞と云ふ力士あり相撲を好みて家中の若侍などに多く弟子ありける作兵衞は力量のみならず書を讀み琴を彈じ常には柔弱なる人の如し門人に對し云ふ何事も人は廣く心を賦りて學ぶ時は皆無用の事は有べからず我氣力の盛んなりとて人の氣力の弱きをあなどり我が發明なりとて人の愚なるを見落すなど云ふ拙き心にて藝の至極には至らぬものなり譬ば人の賢愚なる事人の丈けの高き卑きあるが如くに見ゆるものなら

ば恥かしかるべき事なるに師とも呼れ又は上など云はれては己れを高ぶりて終ひには身のほどを忘れ大きなる不覺を取るものなり此利をよく〳〵辨まへて何事をも修行有べしと申しき

增譽曰此書は慶長年中以來より諸記等に洩る所の實談等の見聞を集めて諸衆に知らしめん爲に前後四十卷として爰に記錄せり

明良洪範續篇卷之十五終

明良洪範大尾

伊藤千可良 校
文傳正興

明治四十五年一月廿五日印刷
明治四十五年一月三十日發行

（明良洪範奥附）

非賣品

編輯兼發行者 東京市京橋區新榮町五丁目三番地 國書刊行會代表者 早川純三郎
印刷者 東京市芝區櫻田和泉町七番地 高宗啓藏
印刷所 東京市芝區櫻田和泉町七番地 國書刊行會第二工場
發行所 東京市京橋區新榮町五丁目三番地 國書刊行會

IH8R37

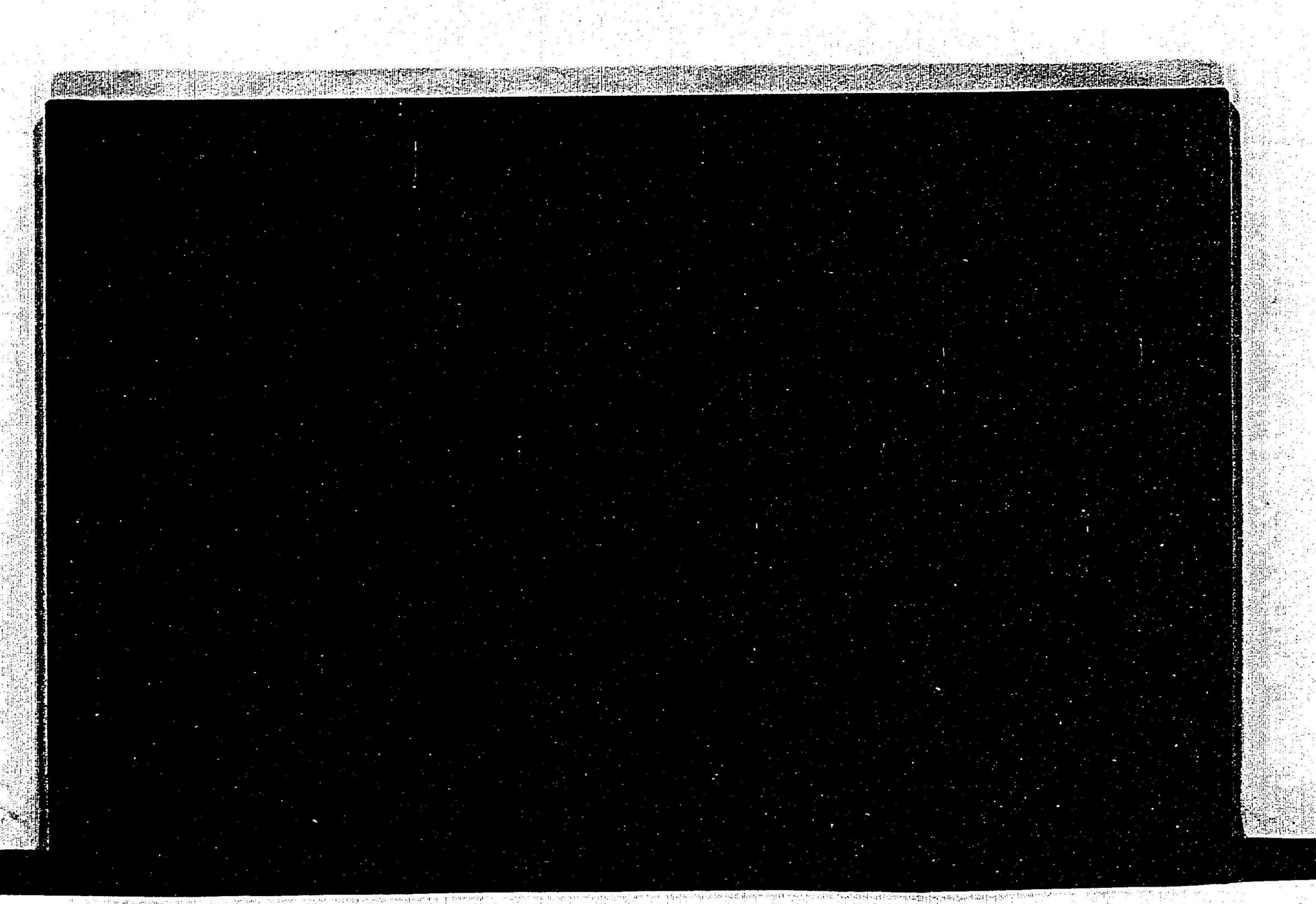

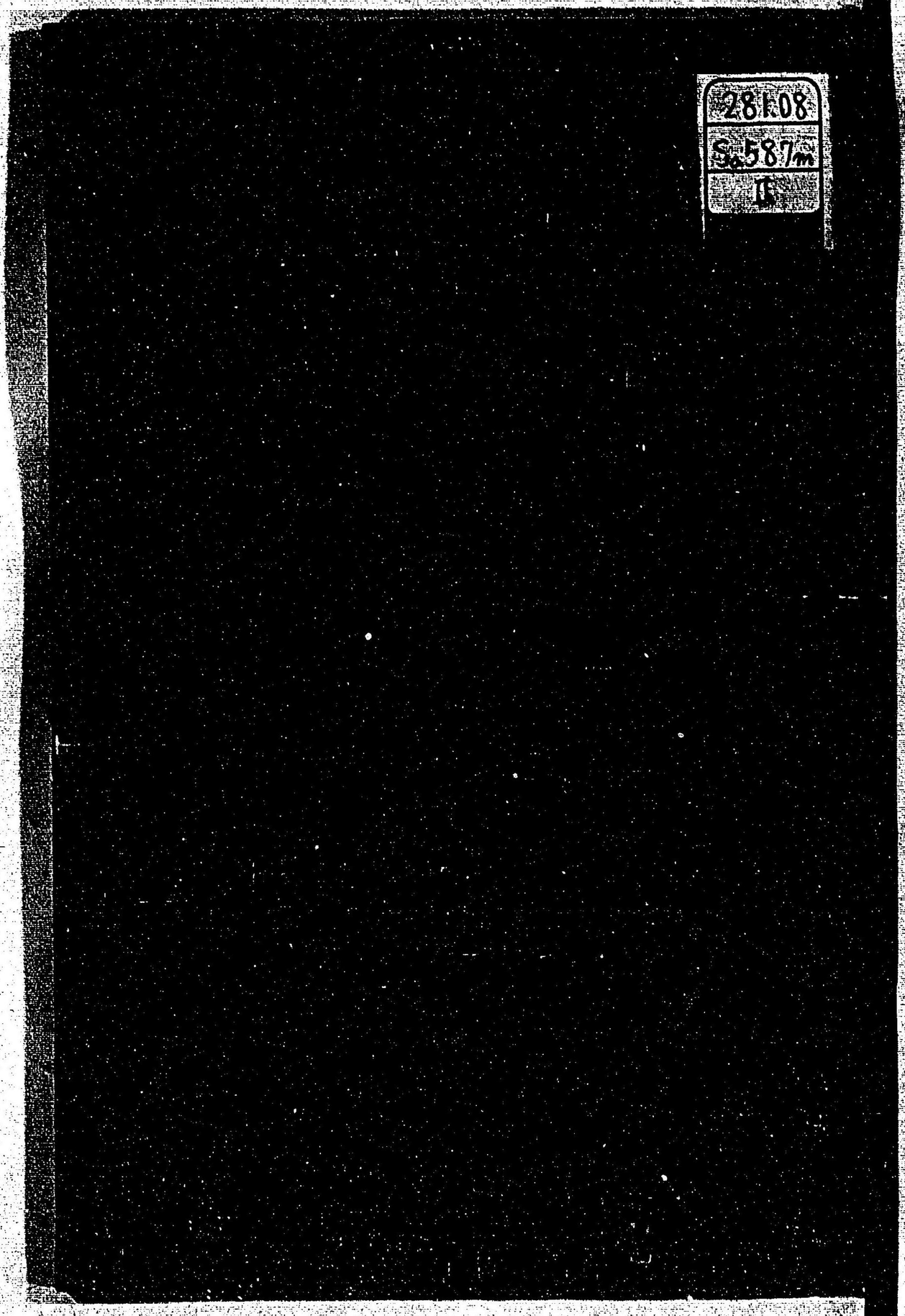

002020-000-2

281.08Sa587mII

明良洪範

真田　増誉／述
早川　純三郎／編

M45

ACB-5113